

# 目 次

	頁
1. 災害記録に関する資料 -----	1- 1
1  南海道地震被害分布図 -----	1- 2
2  関東以西の洋上の巨大地震 -----	1- 3
3  主な大地震一覧表 -----	1- 4
4  主な台風一覧表 -----	1- 7
2. 気象に関する資料 -----	2- 1
1  気象庁震度階級関連解説表 -----	2- 2
2  震度階級と参考資料 -----	2- 3
3  津波，高潮，波浪以外の警報伝達系統図 -----	2- 4
4  各防災機関雨量観測所一覧表 -----	2- 4
5  地震情報に用いる海域図 -----	2- 7
6  主な台風の経路図 -----	2- 8
7  月別の台風主要経路傾向図 -----	2- 8
8  予想地域細分境界図（北部・南部） -----	2- 9
9  徳島地方気象台が発表する注意報・警報・気象情報の種類及び発表基準 -----	2-10
10  気象警報等の通知に関する覚書 -----	2-15
11  火災気象通報についての協定 -----	2-16
12  徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定 -----	2-17
3. 通信施設に関する資料 -----	3- 1
1  徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成 -----	3- 2
2  徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱 -----	3- 3
3  徳島地区非常通信協議会加入機関 -----	3- 7
4. 災害危険箇所等に関する資料 -----	4- 1
1  地すべり防止区域・危険箇所指定一覧表 -----	4- 2
2  急傾斜地崩壊危険区域一覧表 -----	4-17
3  急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 -----	4-20
4  急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等 -----	4-53
5  土石流危険溪流一覧表 -----	4-54
6  土石流対策雨量基準 -----	4-60
7  砂防指定地一覧表 -----	4-61
8  山腹崩壊危険地区一覧表 -----	4-69
9  崩壊土砂流出危険箇所一覧表 -----	4-72
10  重要水防箇所評価基準 -----	4-82
11  徳島県管理河川重要水防区域評価基準 -----	4-84
12  重要水防区域一覧表 -----	4-86
13  農業用ため池一覧表（地震等による土砂災害に対する緊急点検） -----	4-88
14  保安林配備一覧表 -----	4-89
15  土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況 -----	4-90

5. 危険物等に関する資料	5- 1
1 危険物施設一覧表	5- 2
2 高圧ガス大量保有事業所一覧表	5- 4
3 火薬類製造所一覧表	5- 5
4 毒物・劇物取扱施設数	5- 5
5 放射線同位元素保有事業所	5- 5
6. 防災資機材に関する資料	6- 1
1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況	6- 2
2 林野火災用空中消火資機材等保有状況	6- 4
3 主要食料（米穀）在庫数量	6- 5
4 副食調味料調達先一覧表	6- 5
5 災害救助物資備蓄数	6- 5
6 木材保有数	6- 6
7 公用車保有台帳	6- 7
7. 報道体制に関する資料	7- 1
1 日本放送協会の災害報道体制	7- 2
2 四国放送非常事態対策要綱	7- 4
3 エフエム徳島非常事態対策要綱	7- 6
4 徳島県における緊急警報放送について	7- 8
8. 災害救助に関する資料	8- 1
1 災害救助法の適用基準及び算定基準	8- 2
2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	8- 5
3 災害報告記入要領	8- 8
9. 医療・防疫に関する資料	9- 1
1 医療機関	9- 2
2 病院及び病床数	9- 4
3 特定施設に係る医療機関一覧表	9- 5
4 救急自動車（患者輸送車）保有状況	9- 5
5 救急病院等一覧表	9- 5
6 防疫用器材保有数	9- 7
7 災害用薬剤・衛生材料等の確保先	9- 8
8 自動体外式除細動器（AED）配置施設	9- 9
9 感染症病床	9-11
10 火葬場一覧表	9-12
11 大災害発生時の食品衛生対策実施要領	9-13

1 0.	交通に関する資料	10- 1
1	1 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法	10- 2
2	2 主要道路交通途絶予想箇所一覧表	10- 3
3	3 緊急輸送路の一覧表	10- 4
4	4 避難路一覧表	10- 5
5	5 荷重制限橋梁の状況（橋梁15m以上）	10- 8
6	6 消防防災ヘリコプター関係	10- 9
1 1.	自衛隊に関する資料	11- 1
1	1 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表	11- 2
2	2 災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書	11- 3
3	3 ヘリポートの設置について	11- 5
1 2.	三好市災害対策本部に関する資料	12- 1
1	1 三好市災害対策本部条例	12- 2
1 3.	三好市防災会議及び防災関係機関に関する資料	13- 1
1	1 三好市防災会議条例	13- 2
2	2 三好市防災会議運営要綱	13- 3
3	3 三好市防災会議委員名簿	13- 4
4	4 防災関係機関連絡先一覧表	13- 5
5	5 三好市消防防災行政無線通信施設の設置及び運用に関する条例	13- 8
6	6 三好市消防防災行政無線通信施設に関する規則	13- 9
7	7 三好市消防防災行政無線戸別受信機管理規程	13-14
1 4.	その他の資料	14- 1
1	1 指定工事店一覧	14- 2
2	2 指定避難場所一覧（施設）	14- 6
3	3 広域避難場所一覧（地震時の地区拠点）	14-13
4	4 一時避難場所一覧	14-14
5	5 災害時要援護者施設一覧	14-16
6	6 消防用水利一覧表	14-21
7	7 三好市自主防災組織育成推進要綱	14-22
1 5.	災害対策基本法	15- 1

## 1. 災害記録に関する資料



## 2 関東以西の洋上の巨大地震

関 東 沖	経 過	東 海 沖	経 過	南 海 沖
				684. 11. 29 (天武13) M8.1/4 約203年
				887. 8. 26 (仁和3) M8～8.5 約212年
			約 2 年	
		1096. 12. 17 (永長1) M8～8.5 約402年	———	1099. 2. 22 (康和1) M8～8.3 約262年
		1498. 9. 20 (明応7) M8.2～8.4 約107年		1361. 8. 3 (正平16) M8.1/4～8.5 約244年
	同日		同日	
1604. 2. 3 (慶長9) M7.9 約98年	———	1604. 2. 3 (慶長9) M7.9 約102年	———	1604. 2. 3 (慶長9) M7.9 約102年
	約 4 年		同日	
1703. 12. 31 (元禄16) M7.9～8.2 約152年	———	1707. 10. 28 (宝永4) M8.4 約147年	———	1707. 10. 28 (宝永4) M8.4 約147年
	約 1 1 月		3 2 時間	
1855. 11. 11 (安政2) M6.9 約68年	———	1854. 12. 23 (安政1) M8.4 約90年	———	1854. 12. 24 (安政1) M8.4 約92年
	約 2 1 年		約 2 年	
1923. 9. 1 (大正12) M7.9	———	1944. 12. 7 (昭和19) M7.9	———	1946. 12. 21 (昭和21) M8.0

### 3 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武13		土佐その他 南海・東海・ 西海	山崩れ，家屋社寺，人畜の死傷者多く，津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿，七道	京都で民家・官舎の倒壊，圧死多数，津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内，東海道	大極殿小破，東大寺巨鐘落ちる，津波社寺・民家 400余流出，東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺，摂津天王寺で被害，土佐で田千余町海に 沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲，人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	8～8.5	畿内・土佐・ 阿波	摂津四天王寺の金堂転倒，津波で摂津・阿波・土 佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～ 8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大，溺流死 4万1千，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・ 東山北陸 諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1605. 2. 3	慶長9	7. 9	東海・南海・ 西海諸道	慶長地震，津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来襲阿波宍喰で死者1,500余等
1707. 10. 28	宝永4	8. 4	五畿・七道	宝永地震，死者2万，潰家6万，流出家2万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政1	8. 4	東海・東山・ 南海諸道	安政東海地震，被害は関東から近畿，津波が房総から土佐の沿岸，死者2～3千人，潰・焼失約3万軒
1854. 12. 24	安政1	8. 4	畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・ 山陽道	安政南海地震，被害は中部から九州，室戸・串本で約1 m隆起，甲浦・加太で約1 m沈下
1905. 6. 2	明治38		安芸灘	芸予地震，死者11，家屋全壊64
1946. 12. 21	昭和21	8. 0	南海道沖	南海道地震，死者1,330，家屋全壊11,591， 半壊23,487，流失1,451，焼失2,598，室戸，紀伊半島隆起，須崎，甲浦沈下，津波
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1，負傷者8，山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波，死者不明者142， 家屋全壊1,500余，半壊2,000余，（津波被害）
1995. 1. 17	平成7	7. 2	兵庫県南部	兵庫県南部地震，阪神・淡路大地震， 死者不明者 6,310，負傷者43,177， 全壊100,302，半壊108,741， 一部損壊227,373， 一部地域で震度7（消防庁1995. 12. 27現在）



年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
2000. 10. 6	平成12	7. 3	鳥取県西部	建物全壊435棟、半壊3101棟
2003. 9. 26	平成15	8. 0	北海道 十勝沖	死者・行方不明者2人 建物全壊16棟、半壊368棟
2005. 3. 20	平成17	7. 0	福岡県西方沖	死者1人 建物全壊133棟、半壊244棟
2011. 3. 11	平成23	9. 0	宮城県・福島県	東日本大震災 死者15867人、行方不明者2908人 建物全壊130, 445棟、半壊264, 138棟

(注) 理科年表による。

(注) 徳島県に被害のあったと思われる地震。

## 4 主な台風一覧表

発生年月日	気象状況	異常気象名	地域	被害状況
2001 8.20～8.22	台風第11号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内全域	死者」1名，住家半壊」1棟，住家一部損壊」1棟，山腹崩壊・落石等」7ヶ所，停電」1149戸，簡易水道の断水，道路通行規制42ヶ所，農業被害」3億9000万円，自主避難」1市6町4村で37世帯
2002 7.9～7.11	台風第6号	大雨・強雨・ 波浪	県内の1/2 程度（北部 ・南部）	床上浸水」2棟，床下浸水」60棟，山・崖崩れ」3ヶ所，道路損壊」20ヶ所，潜水橋冠水3ヶ所，河川被害4ヶ所
2002 7.15～7.16	台風第7号	大雨・強雨・ 波浪	局部地域 （北部・南	道路損壊」3ヶ所，潜水橋冠水」2ヶ所
2002 8.28～9.2	台風第15号	大雨・強雨	県内の1/2程 度（北部・ 南部）	山腹崩壊」2ヶ所，落石1ヶ所，道路損壊」62ヶ所，河川被害29ヶ所，砂防関係1ヶ所，床下浸水3棟，農業被害」2億5030万円，林業被害」5億8799万円
2004 6.10～6.12	台風第4号	大雨・強雨・ 強風・波浪	局部地域 （北部）	住宅一部破損」1棟，通行止め」国道438号の一部
2004 6.19～6.22	台風第6号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内全域	床下浸水」1棟，住家半壊」1棟，住家一部損壊」6棟，非住家全壊」1棟，非住家半壊」1棟，非住家一部損壊」8棟，通行止め」神戸淡路鳴門・高松自動車道，国道，停電」県内17534戸，農業被害」15億8900万
2004 7.30～8.2	台風第10号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の大部 分	死者」2名，負傷者」2名，全壊」9棟，半壊」15棟，一部損壊」15棟，床上浸水」5棟，床下浸水」74棟，土石流7ヶ所，地滑り」3ヶ所，山・崖崩れ」14ヶ所，通行止め」神戸淡路鳴門・徳島自動車道，農業被害」92億4500万円
2004 8.4～8.5	台風第11号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の1/3～ 1/4程度（北 部・南部）	床下浸水」27棟，通行止め」神戸淡路鳴門・高松自動車道，山腹崩壊・路面陥没など6ヶ所
2004 8.17～8.20	台風第15号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の1/3～ 1/4程度（北 部）	床上浸水」5棟，床下浸水」42棟，通行止め」徳島自動車道，国道，県道20ヶ所
2004 8.28～8.31	台風第16号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の大部 分	負傷者」15名，全壊」2棟，半壊」2棟，一部損壊」225棟，床上浸水」66棟，床下浸水」190棟，通行止め」神戸淡路鳴門・徳島・高松自動車道，国道8ヶ所，停電」県内87000戸，農業被害」30億3900万円

発生年月日	気象状況	異常気象名	地域	被害状況
2004 9.6～9.9	台風第18号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の大部分（北部・南部）	負傷者」7名、全壊」1棟、半壊」2棟、一部損壊」90棟、床上浸水」6棟、床下浸水」23棟、通行止め」神戸淡路鳴門・徳島自動車道、国道3ヶ所、停電」県内39000戸、農業被害」8億9200万円
2004 9.28～9.30	台風第21号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の大部分（北部・南部）	負傷者」1名、全壊」1棟、半壊」2棟、一部損壊」3棟、床上浸水」10棟、床下浸水」87棟、通行止め」神戸淡路鳴門・高松・徳島自動車道、国道4ヶ所、農業被害」20億4700万円
2004 1.19～ 10.20	台風第23号	大雨・強雨・ 強風・波浪	県内の大部分（北部・南部）	死者」3名、負傷者」1名、全壊」4棟、半壊」15棟、一部損壊」50棟、床上浸水」1754棟、床下浸水」4581棟、通行止め」神戸淡路鳴門・高松・徳島自動車道、国道7ヶ所、停電」16000戸、農業被害」86億7200万円
2005 9.4～9.7	台風第14号	大雨・強風・ 波浪	県内全域	人的被害」死者1名、軽傷4名床上浸水」32棟、床下浸水」127棟、一部破損」17棟、避難勧告」1369世帯、3675人、停電」35155戸、農作物被害」1億1200万円
2011 2.29	台風第2号	大雨	県内大部分	三好市やつるぎ町で住宅半壊2棟、床下浸水5棟、がけ崩れ4ヵ所、人的被害なし、停電2923戸
2011 7.18～7.19	台風第6号	大雨・強風	県内全域	県内重傷1名、軽傷1名、住宅半壊3棟、床上浸水3棟、床下浸水17棟、がけ崩れ8ヵ所停電18762戸
2011 9.1～9.4	台風第12号	大雨・強風・ 高潮	県内全域	県内で死者3名、軽傷1名、住宅半壊5棟、床上浸水42棟、床下浸水286棟、がけ崩れ4棟、鉄軌道被害1ヵ所、堤防決壊1ヵ所、農林水産被害59000万円、停電17824戸
2011 9.20～9.21	台風第15号	大雨・強風	県内全域	県内軽傷2名、住宅全壊1棟、半壊9棟、床上浸水153棟、床下浸水856棟、がけ崩れ8棟、堤防決壊1ヵ所、停電1782戸

注) 徳島県の気象年報による。

北部に被害のあった台風。

## 2. 気象に関する資料

## 1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が大きく異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

(注) 計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。  
一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

## 2 震度階級と参考資料

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5								
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を凶ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5 弱	多くの人が、身の安全を凶ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	・安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[ 停電する家庭もある。]	・軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊を生じることがある。
5.5	5 強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、染(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂を生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[ 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.0	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、染(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[ 一部の地域でガス、水道の供給が停止し停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5								
	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[ 一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[ 広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

\* ライフラインの( )内の事項は、電気、ガス、水道の供給施設状況を参考として記載したものである。

### 3 津波，高潮，波浪以外の警報伝達系統図



### 4 各防災機関雨量観測所一覧表

#### 徳島地方気象台

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
池田	三好市池田町新山	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台
京上	三好市東祖谷京上	〃	〃

#### 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
谷道	三好市東祖谷麦生土146-1	テレメータ	河川
三野	三好市三野町太刀野山3662	〃	〃
境目	三好市池田町佐野西沼谷1064-5	〃	道路
祖谷口(下川)	三好市山城町下川	〃	〃
猪之鼻	三好市池田町西山登尾1348-1-34	〃	〃
上名	三好市山城町上名	〃	〃
祖谷口	三好市山城町下川字東川 添127-1	〃	統管
腕山	三好市西祖谷山村小祖谷154-5	〃	〃
東祖谷	三好市東祖谷落合国有林79林班イ小	〃	〃
黒滝山	三好市山城町下名字ホドノ1943-1	〃	〃
一字	三好市西祖谷山村一字420	〃	〃

#### 四国山地砂防事務所

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
久保	三好市東祖谷久保293	イベント方式 無線テレメータ	四国山地砂防事務所
落合谷	三好市東祖谷落合363-3	〃	〃
釣井	三好市東祖谷釣井186	〃	〃
大枝	三好市東祖谷大枝198	〃	〃
下瀬	三好市東祖谷下瀬108-1	〃	〃
麦生土	三好市東祖谷麦生土30	〃	〃
小島	三好市東祖谷小島240-2	〃	〃
高野	三好市東祖谷高野79	〃	〃

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
菅生	三好市東祖谷菅生28	イベント方式 無線テレメータ	四国山地砂防事務所
古味	三好市東祖谷古味21-1	〃	〃
名頃	三好市東祖谷菅生640-8	イベント方式 衛星テレメータ	〃
善徳	三好市西祖谷山村善徳1400	イベント方式 無線テレメータ	〃
尾井ノ内	三好市西祖谷山村尾井ノ内139-2	〃	〃
吾橋	三好市西祖谷山村下吾橋38	〃	〃
有瀬	三好市西祖谷山村有瀬493-1	〃	〃
小祖谷	三好市西祖谷山村下名370	〃	〃
川崎	三好市池田町川崎浪会31	イベント方式 衛星テレメータ	〃
出合	三好市池田町大利大西15	〃	〃

徳島県 県土整備部

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
寺野	三好市山城町寺野575	1mm転倒ます型自記雨量計	徳島県県土整備部 砂防防災課
大野	三好市山城町大野319	〃	〃
国政	三好市山城町国政962	〃	〃
栗山	三好市山城町栗山よそう口	〃	〃
井ノ久保	三好市池田町白地井ノ久保	〃	〃
馬路	三好市池田町馬路	〃	〃
松尾	三好市池田町松尾下蔭33	〃	〃
太刀野山東	三好市三野町太刀野山4371	〃	〃
上吹	三好市井川町井内東5371	〃	〃
大久保	三好市井川町大久保	〃	〃
三好庁舎	三好市池田町マチ2415	0.5mm転倒ます型自記雨量計 テレメータ	徳島県県土整備部 河川振興課

徳島県 県土整備部 農林水産部

観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
菅生	三好市東祖谷菅生162-1 (旧菅生小学校敷地内)	0.5mm転倒ます型自記雨量計	林業飛躍局森林整備課 (TEL76-7015)
釣井	三好市東祖谷和田2 (旧和田小学校敷地内)	〃	〃 (TEL76-7516)
たいらかみ 平上	三好市山城町上名 (上名分館敷地内)	〃	〃 (TEL76-8013)
佐野	三好市池田町佐野金氏942 (佐野小学校敷地内)	〃	〃 (TEL74-1408)



観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
中西	三好市池田町中西フルトノ984-1 (中西地区基幹集落センター敷地内)	〃	〃 (TEL74-5910)
西井川	三好市井川町西井川645-1 (西井川公民館敷地内)	〃	〃 (TEL76-3668)

四国旅客鉄道株式会社

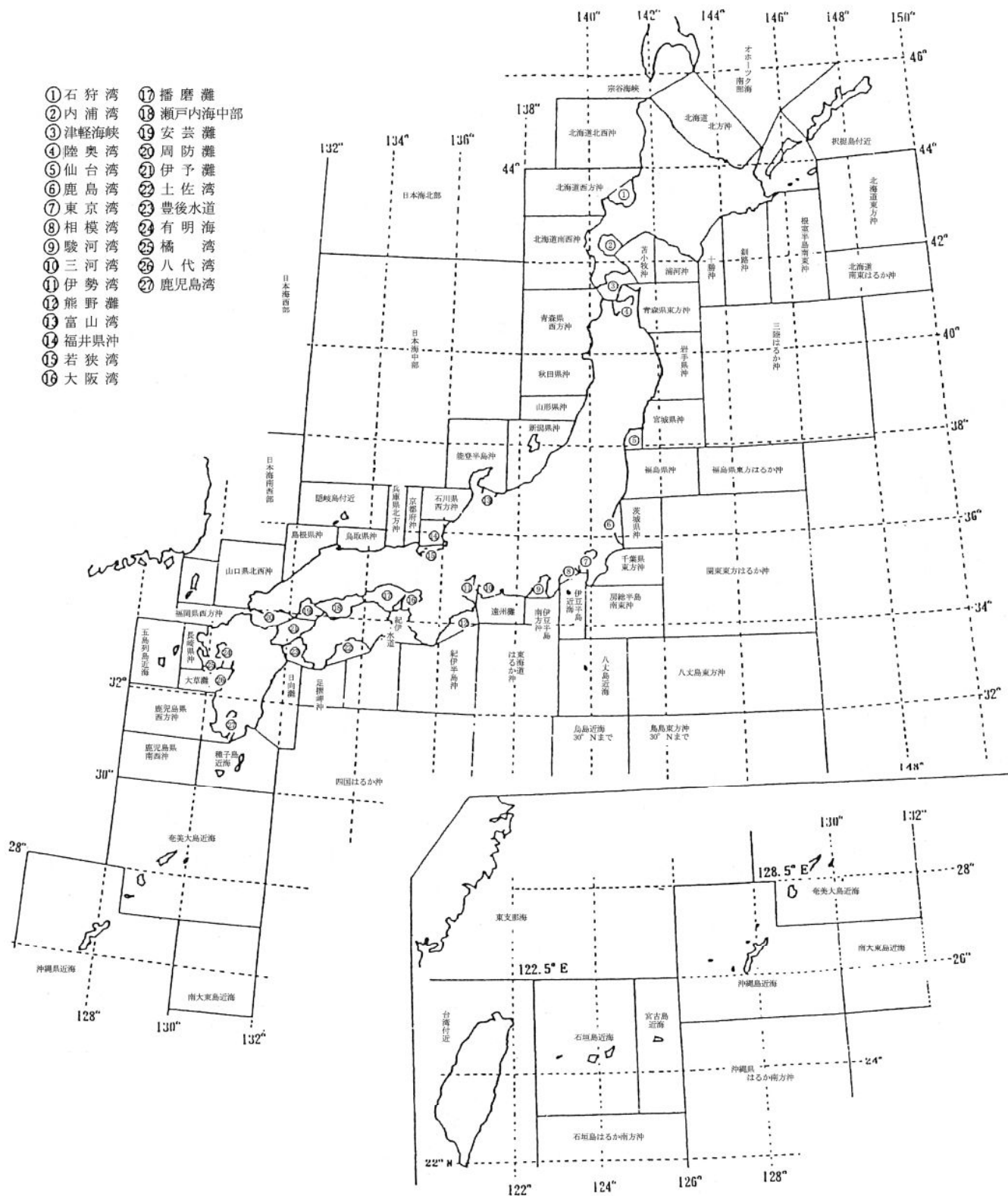
観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
坪尻	三好市池田町西山立谷	警報機付雨量計	池田保線 駐在
池田	三好市池田町サラダ	〃	〃
川口	三好市山城町大川持	〃	〃
大歩危	三好市西祖谷山村徳善	〃	〃

四国電力株式会社 池田支店

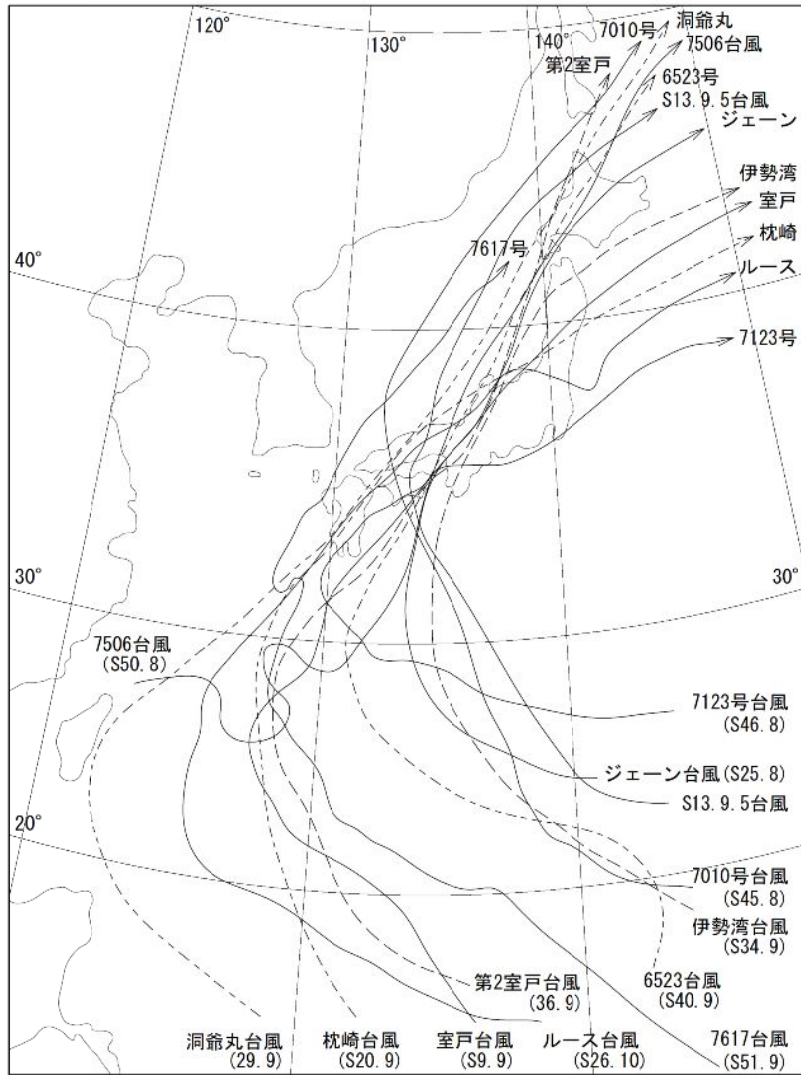
観測所名	所在地	型式	データ所得箇所
名頃ダム 気象観測所	三好市東祖谷菅生620-4	警報機付0.5mm転倒ます型 隔測自記雨量計	名頃ダム
若宮谷ダム 気象観測所	三好市西祖谷山村一字220-1	〃	三縄ダム
三縄ダム 気象観測所	三好市池田町大利大申43-1	〃	〃
伊予川ダム 気象観測所	三好市山城町政友46	〃	〃
松尾川ダム 気象観測所	三好市西祖谷山村小祖谷428-1	〃	〃
祖谷発電所 気象観測所	三好市東祖谷若林242-2	〃	〃

# 5 地震情報に用いる海域図

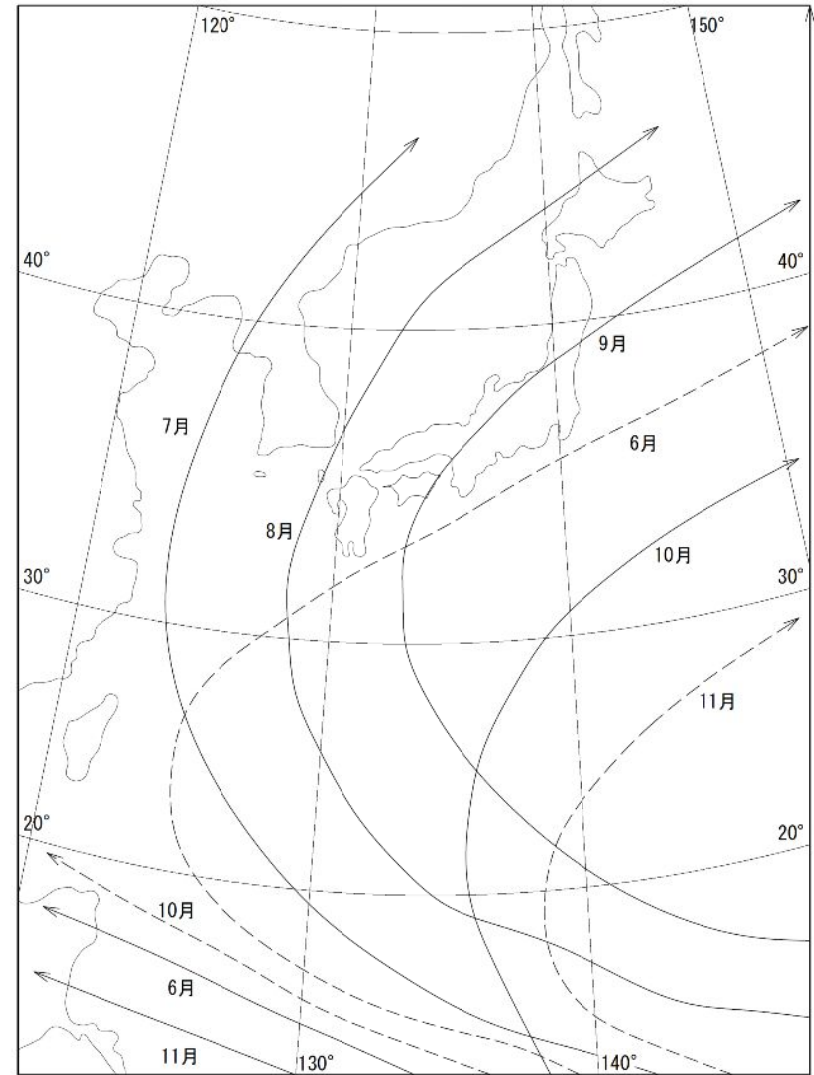
- ① 石狩湾
- ② 内浦湾
- ③ 津軽海峡
- ④ 陸奥湾
- ⑤ 仙台湾
- ⑥ 鹿島湾
- ⑦ 東京湾
- ⑧ 相模湾
- ⑨ 駿河湾
- ⑩ 三河湾
- ⑪ 伊勢湾
- ⑫ 熊野灘
- ⑬ 富山県沖
- ⑭ 福井県沖
- ⑮ 若狭湾
- ⑯ 大阪湾
- ⑰ 播磨灘
- ⑱ 瀬戸内海中部
- ⑲ 安芸灘
- ⑳ 周防灘
- ㉑ 伊予灘
- ㉒ 土佐湾
- ㉓ 豊後水道
- ㉔ 有明海
- ㉕ 橘
- ㉖ 八代湾
- ㉗ 鹿児島湾



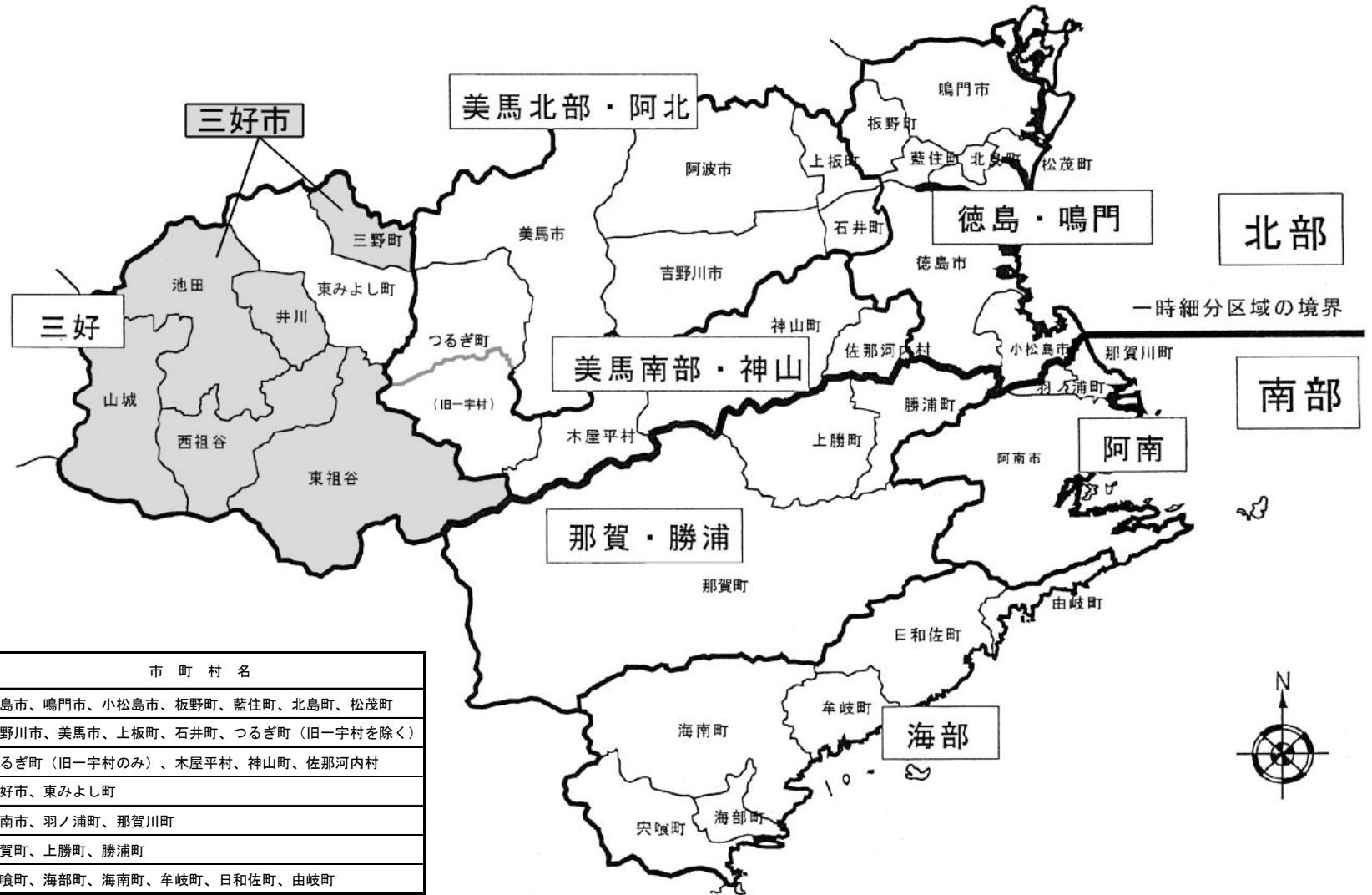
6 主な台風の経路図



7 月別の台風主要経路傾向図



8 予想地域細分境界図（北部・南部）



県	一次細分	二次細分 区域名	市 町 村 名
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、美馬市、上板町、石井町、つるぎ町（旧一宇村を除く）
		美馬南部・神山	つるぎ町（旧一宇村のみ）、木屋平村、神山町、佐那河内村
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市、羽ノ浦町、那賀川町
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	穴喰町、海部町、海南町、牟岐町、日和佐町、由岐町

## 9 徳島地方気象台が発表する注意報・警報・気象情報の種類及び発表基準（数値は、予想される気象要素値である。）

### (1) 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあり、具体的には 北部 1時間雨量が 30mm 以上 3時間雨量が 50mm 以上 24時間雨量が100mm 以上 のいずれかが予想される場合。 南部 1時間雨量が 40mm 以上 3時間雨量が 70mm 以上 24時間雨量が150mm 以上 のいずれかが予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが「徳島・鳴門」，「阿南」 「海部」では5cm以上，「美馬北部・阿北」，「美馬南部・神山」，「三好」では5cm以上，山地で20cm以上，「那賀・勝浦」では5cm以上，山地で10cm以上が予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあり、具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、①降雪の深さが20cm以上②気象台における最高気温7°C以上③降水量10mm以上のいずれかが予想される場合
	着雪注意報	着雪によって被害が起こるおそれがあり、具体的には、気温-2°C~2°Cの条件下で24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
	霜 注 意 報	晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4°C以下と予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、気象台における最低気温が-3°C以下と予想される場合。
※地面現象 注意報		大雨，大雪等による山崩れ，地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高 潮 注 意 報		台風等による海面の異常上昇により災害が起こると予想され、具体的には、小松島港の潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4m以上と予想される場合。
波 浪 注 意 報		風浪，うねり等によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
※浸水注意報		浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪 水 注 意 報		大雨，長雨等による洪水によって災害が起こるおそれがあり、具体的には 北部 1時間雨量が 30mm 以上 3時間雨量が 50mm 以上 24時間雨量が100mm 以上 のいずれかが予想される場合。 南部 1時間雨量が 40mm 以上 3時間雨量が 70mm 以上 24時間雨量が150mm 以上 のいずれかが予想される場合。

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象 注 意 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、 「徳島・鳴門」 1時間雨量が 50mm 以上 3時間雨量が 80mm 以上 24時間雨量が200mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「美馬北部・阿北」, 「三好」 1時間雨量が 50mm 以上、ただし総雨量100mm 3時間雨量が 80mm 以上 24時間雨量が200mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「美馬南部・神山」, 「阿南」 1時間雨量が 70mm 以上 3時間雨量が110mm 以上 24時間雨量が300mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「那賀・勝浦」, 「海部」 1時間雨量が 80mm 以上 3時間雨量が130mm 以上 24時間雨量が400mm 以上 のいずれかが予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが「徳島・鳴門」, 「那賀・勝浦」, 「阿南」 「海部」では30cm以上, 「美馬北部・阿北」, 「美馬南部・神山」, 「三好」では30cm以上, 山地で50cm以上が予想される場合。
土砂警 災戒 害情 報	土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する。
※地面現象警報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象等により重大な災害が起こるおそれがある場合。

種 類	発 表 基 準
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、小松島港の潮位が、東京湾平均海面(TP)上1.9m以上と予想される場合。
波 浪 警 報	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
※浸 水 警 報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪 水 警 報	大雨、長雨等による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には 「徳島・鳴門」 1時間雨量が 50mm 以上 3時間雨量が 80mm 以上 24時間雨量が200mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「美馬北部・阿北」，「三好」 1時間雨量が 50mm 以上、ただし総雨量100mm 3時間雨量が 80mm 以上 24時間雨量が200mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「美馬南部・神山」，「阿南」 1時間雨量が 70mm 以上 3時間雨量が110mm 以上 24時間雨量が300mm 以上 のいずれかが予想される場合。 「那賀・勝浦」，「海部」 1時間雨量が 80mm 以上 3時間雨量が130mm 以上 24時間雨量が400mm 以上 のいずれかが予想される場合。

(3) 指定河川洪水注意報

種 類	発 表 基 準
吉野川洪水注意報	洪水注意報は、基準地点（池田，岩津，中央橋，第十）の水位がはん濫注意水位を超え、さらに水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき、又は、はん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき、徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。 ・はん濫注意水位：5. 3（岩津水位観測所水位）



(4) 指定河川洪水警報

種 類	発 表 基 準
吉野川洪水警報	洪水警報は、溢水氾濫等により国民経済上重大な損害を生じるおそれ・ があるとき、又は、基準地点（池田，岩津）の水位がはん濫危険水位程度 もしくははん濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、徳島地方気 象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。 ・はん濫危険水位（無提部）：7.50（岩津水位観測所水位）

注1 ※を付した注意報・警報は、これらの標題は用いないで、気象注意報・気象警報に含めて行う。

注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。

注3 注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報、又は警報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

## 10 気象警報等の通知に関する覚書

徳島地方気象台（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）とは、気象業務法第15条第1項の規定による気象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する警報事項の通知（以下「気象警報等の通知」という。）等について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 甲から乙への気象警報等の通知は、次に掲げる設備を使用して行う。この場合においてその順位は上位のものを優先する。
  - (1) 甲に設置した防災情報提供装置
  - (2) 一般加入電話FAX及び一般加入電話
  - (3) 徳島県総合情報通信ネットワークシステム
- 2 前項に係る事項の乙における受領及び受信の担任は、徳島県環境生活部消防防災安全課及び徳島県総務部管財課監視室とする。
- 3 気象警報等の通知のほか、甲は乙に対し、気象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する注意報事項並びにこれらに関する情報を通報する。この場合の通報に当たっては、この覚書第1項及び第2項を準用する。
- 4 前項の規定による注意報事項及び情報の種類は、甲及び乙が協議して定める。
- 5 この覚書を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。
- 6 この覚書は、平成11年12月20日から効力を生じる。また、この覚書の交換に伴い、「気象警報等の通知に関する覚書」（平成4年6月25日交換）は、同日をもってその効力を失う。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成11年12月20日

甲	徳島地方気象台	
	台	長
		鈴木宣直
乙	徳島県	
	徳島県知事	圓藤寿穂

## 1 1 火災気象通報についての協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、消防法第22条第1項の規定に基づく火災気象通報の取り扱いについて、次のとおり締結する。

### 1 火災気象通報を行う場合の基準

- (1) 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

### 2 担当窓口及び責任者

甲：徳島県福祉生活部消防防災課                      消防防災課長（電話621-2280）  
乙：徳島地方気象台技術課                              技術課長                      （電話622-3857）

### 3 通報事項

乙が甲に通報する火災気象通報の通報事項は次のとおりとする。

- (1) 標題は火災気象通報とする。
- (2) 本文は、昨日の実況（実効湿度、平均湿度、最小湿度）、当日の予想（実効湿度、最小湿度、最大風速）及び警戒文で構成する。
- (3) 火災気象通報の基準に達すると予想される地域が、気象注意報・警報の地域細分による細分地域に確定される場合、警戒文中にその旨を含めるものとする。

### 4 通報時刻

火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の10時までに通報する。

### 5 協定の変更

この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定は、平成2年7月1日から実施する。

この協定書は2通作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

平成2年6月15日

甲    徳島県  
      徳島県知事                      三 木 申 三

乙    徳島地方気象台  
      台 長                              鷺                      猛

## 1 2 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県知事と徳島地方気象台長は、徳島県内における情報対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、オンラインによる情報交換に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、徳島県（以下「甲という。」）及び徳島地方気象台（以下「乙」という。）が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

(装置等の設置)

第2条 甲は、乙の所管する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）及び通信回線を設置する。

(費用負担)

第3条 通信装置及び通信回線の設置、運用及び維持管理（電力の使用料は除く。）に要する費用は、甲が負担する。

(設置場所の使用等)

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

(設置場所の変更)

第5条 甲又は乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ協議するものとする。

1 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

(定期点検等)

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検等を行うものとする。

2 前項の定期点検等の作業を実施するにあたり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

(情報交換の手段及び内容)

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有するシステムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は予報・警報事項等をオンラインにより交換するものとする。

(オンライン情報の取扱い)

第8条 甲は前条により取得した警報事項を予警報一斉伝達装置により受領したものに準じて取り扱うことができるものとする。

2 乙は前条により取得した情報を予報・警報業務に活用するものとする。

(細目事項)

第9条 情報交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示が無い場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第11条 この協定の関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合はその都度甲乙協議して定めるものとする。

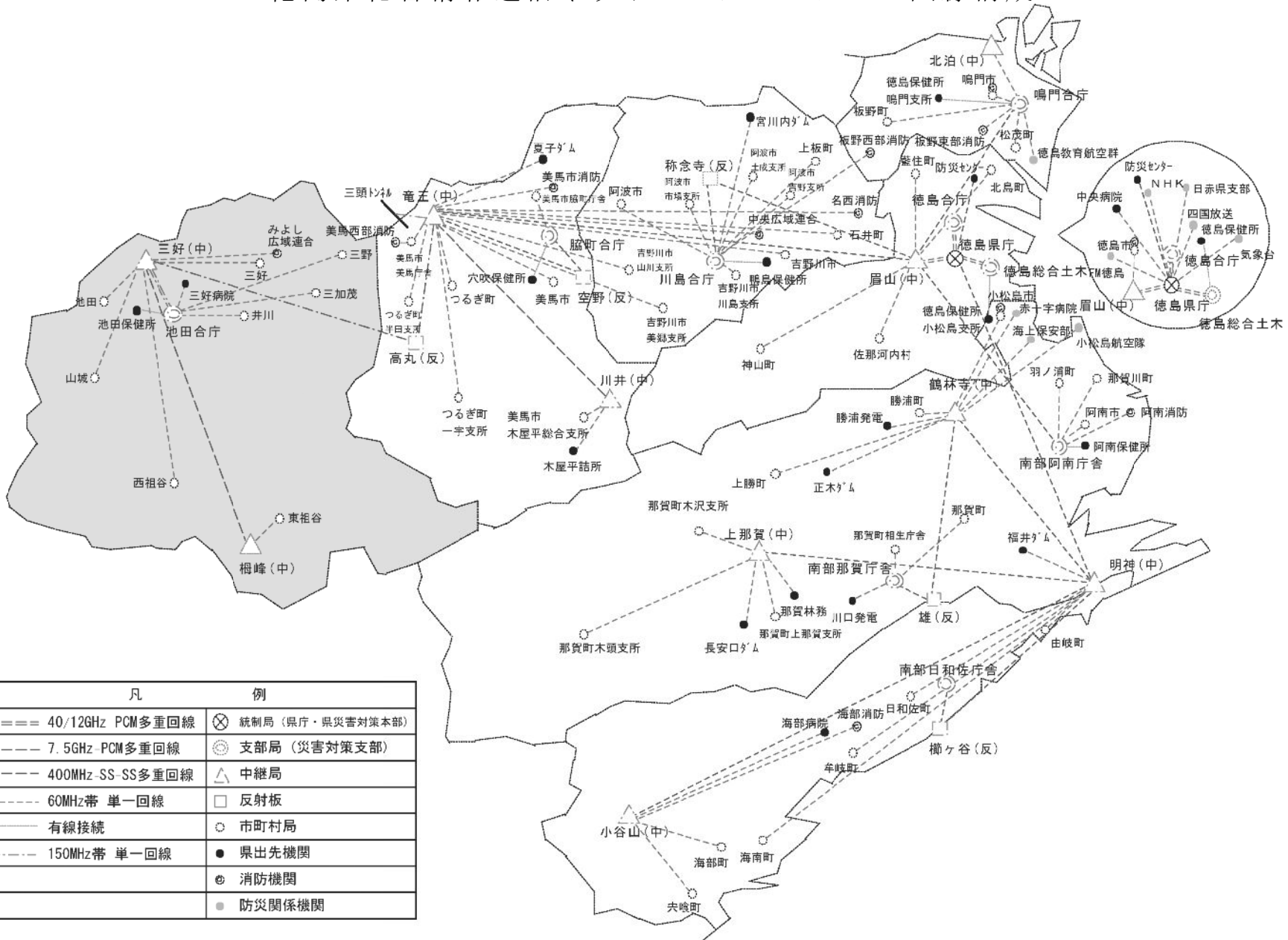
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年3月31日

甲	徳島県知事	圓 藤 寿 穂
乙	徳島地方気象台長	福 谷 博

### 3. 通信施設に関する資料

# 1 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成



凡	例
==== 40/12GHz PCM多重回線	⊗ 統制局 (県庁・県災害対策本部)
----- 7.5GHz-PCM多重回線	⊙ 支部局 (災害対策支部)
----- 400MHz-SS-SS多重回線	△ 中継局
----- 60MHz帯 単一回線	□ 反射板
———— 有線接続	○ 市町村局
----- 150MHz帯 単一回線	● 県出先機関
	⊕ 消防機関
	● 防災関係機関

## 2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

第1条 防災行政用無線の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、公衆電気通信法、有線電気通信法 財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等によるほかこの要綱に定めるところによる。

#### (無線局の設置)

第2条 徳島県防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は、別表1-1のとおりとする。

2 第1種電気通信事業者の宇宙通信株式会社が免許人である地球局の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は別表1-2のとおりとする。

#### (統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県環境生活部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、防災行政無線の円滑な運用に努めなければならない。

#### (使用管理者)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 徳島県庁固定局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

4 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

5 使用管理者は、防災行政無線の使用を管理する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

#### (秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取扱わなければならない。

(衛星系アナログ画像の取扱)

第10条 衛星系によるアナログ画像の伝送及び受信は、次により取扱うものとする。

- 1 アナログ画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のアナログ画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制局無線局管理者に提出するものとする。
- 2 統制局管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、財団法人自治体衛星通信機構にアナログ画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制局無線局管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のアナログ画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 アナログ画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画されたビデオテープを再生伝送すること。この場合におけるビデオテープはSVHS方式とする。
- 6 財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のアナログ画像視聴、録画申込(承諾)書2部(録画の場合は、SVHSビデオテープを添付すること。)を統制局無線局管理者に提出するものとする。
- 7 統制局無線局管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のアナログ画像視聴、録画申込(承諾)書1部を返送するものとする。



(保守運用)

第11条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として通信の閑散などに行わなければならない。機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第12条 防災行政無線による通信方法並びに電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第13条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

2 統制管理者は、前項の統制をするときには、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。

3 統制中における一般通信は、統制台に申込まなければならない。

4 一斉通信は次の事項を明示し、統制台に申込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第14条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めるときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき

2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき

3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われなとき

4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき

5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管 理

(通信担当者の職務)

第15条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第16条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第17条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は次のとおりとする。
  - (1) 無線局免許状
  - (2) 無線検査簿
  - (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
  - (4) 無線局関係届の写し
  - (5) 電波法令集
  - (6) 無線業務日誌
  - (7) 無線従業者選解任届の写し
  - (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第18条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときには、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第19条 使用管理者は、無線整備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第20条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 3 徳島地区非常通信協議会加入機関

加入機関名	担当部課	電話番号
徳島県	危機管理局	0886-21-2704
小豆島海上保安部	警備救難課	08853-3-2244
四国管区警察局徳島県情報通信部	機動通信課	088-622-3101
西日本通信電話株式会社徳島支店	設備部	088-621-3996
徳島県	県土整備部	088-621-2571
徳島県警察本部	生活安全部	088-622-3101
四国地方整備局徳島河川国道事務所	電気通信課	088-654-9160
四国電力株式会社徳島支店	電力部	088-656-4538
四国放送株式会社	デジタル推進局	088-655-7595
徳島地方気象台	技術課	088-622-3857
NHK徳島放送局	報道部	088-626-5975
徳島県漁業用牟岐無線局	局長	0884-72-0179
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課	088-631-6068
日本銀行徳島事務所	次長	088-622-3126
海上自衛隊徳島教育航空群	航空通信隊	088-699-5111
海上自衛隊小豆島航空隊	基地隊	08853-7-2111
日本アマチュア無線連盟 徳島県支部	支部長	0883-74-0333
中小企業金融公庫徳島支店	副長	088-625-7790
徳島バス株式会社	営業部	088-622-1814
徳島少年鑑別所	鑑別部門	088-652-5606
徳島刑務所	処遇部長	088-644-0111
(株)エヌ・ティ・ティ・トコモ四国 徳島支店	技術サービス部	088-626-1870
(株)エフエム徳島	技術運行課	088-656-2119

## 4. 災害危険箇所等に関する資料

# 1 地すべり防止区域・危険箇所・指定箇所一覧表

(1)地すべり防止区域一覧表 (1/4)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区域名	所在地			告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
		旧市町村名	町・大字	字				
65	滝の奥	三野町	三野	加茂野宮	S35.08.13	1596	55.30	
174	明神	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	24.30	
177	大平	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	155.10	
178	馬瓶	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	73.60	
179	大屋敷	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	112.10	
180	鎌窪	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	69.00	
203	田野々	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	48.20	
204	川又	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	66.40	
205	中屋	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	95.80	
206	藤黒	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	49.20	
237	井ノ久保	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	91.90	
三野町 計 11箇所							840.90	
10	倉石	井川町	井川	井内	S34.03.31	774	52.48	
41	里川	井川町	井川	里川	S35.03.04	314	18.62	
47	吹	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	40.18	
48	安田	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	29.66	
123	正夫	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	65.40	
124	西浦	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	76.10	
125	井川長尾	井川町	井川	西井川	S36.04.21	1016	22.40	
296	西平	井川町	井川	井の内	S38.02.18	229	18.00	
357	下影	井川町	井川		S38.10.11	2602	24.10	
357	下影(追加)	井川町	井川		H07.07.24	1397	3.94	
381	井関	井川町	井川	井関	S39.06.22	1537	7.59	
393	杉の木	井川町	井川	井内	S42.03.31	1173	18.87	
393	杉の木(追加)	井川町	井川	井内	H22.5.31	597	22.59	
434	向	井川町	井川	井内	H07.07.24	1396	35.22	
井川町 計 14箇所							435.15	

指定 番号	区域名	所在地			告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
		旧市町村名	町・大字	字				
8	川崎	池田町	池田	川崎	S34.03.31	774	58.80	
29	大申	池田町	池田	松尾	S35.03.04	314	24.70	
29	大申(追加)	池田町	池田	松尾	H15.03.28	302	16.39	
30	西傍示	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	22.00	
31	石の内	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	7.91	
31	石の内(追加)	池田町	池田	大利	H15.03.28	302	49.34	
32	本名	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	10.80	
39	太田	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	12.10	
40	大川	池田町	池田	漆川	S35.03.04	314	15.80	
40	大川(追加)	池田町	池田	漆川	H07.07.24	1397	22.84	
42	府甲部	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	81.00	
60	宮石	池田町	池田	松尾	S35.03.04	314	17.15	
81	谷筋	池田町	池田	大利	S36.04.08	998	69.80	
126	千足	池田町	池田	川崎	S36.04.21	1016	42.60	
127	上尾後	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	33.90	
128	中傍示	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	33.70	
129	古宮	池田町	池田	漆川	S36.04.21	1016	29.10	
130	国畑	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	41.80	
170	檜尾	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	29.20	
171	上野呂内	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	21.30	
172	下野呂内	池田町	池田	西山	S37.09.11	2203	43.90	
173	尾平	池田町	池田	佐野	S37.09.11	2203	16.10	
211	有安	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	39.00	
212	双子布	池田町	池田	馬路	S37.09.12	2204	83.20	
225	大宗	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	30.30	
239	白地	池田町	池田	白地	S37.09.12	2204	76.10	
288	山貝	池田町	池田	川崎	S38.02.18	229	65.70	
289	柳倉	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	103.50	
290	影野	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	56.90	
291	山風呂	池田町	池田	松尾	S38.02.18	229	56.40	
292	西山	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	169.70	
292	西山(追加)	池田町	池田	西山	H15.03.28	302	2.20	
293	入体	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	99.20	
294	木屋床	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	105.00	
295	落	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	112.80	
345	黒川	池田町	池田	松尾	S38.02.26	276	43.50	
345	黒川(追加)	池田町	池田	松尾	H07.07.24	1397	6.25	
355	ハヤシ	池田町	池田	ハヤシ	S38.10.11	2602	6.30	
356	ウエノ	池田町	池田	ウエノ	S38.10.11	2602	6.30	
380	イタノ	池田町	池田	イタノ	S39.06.22	1537	39.00	
392	高毛	池田町	池田	佐野	S42.03.31	1173	5.50	
池田町	計 41箇所						1807.08	

(1)地すべり防止区域一覧表 (3/4)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区域名	所在地			告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
		旧市町村名	町・大字	字				
5	白川	山城町	山城	白川	S34.03.31	774	22.15	
6	仏子	山城町	山城	仏子	S34.03.31	774	25.54	
7	殿野	山城町	山城	西宇	S34.03.31	774	25.76	
7	殿野(追加)	山城町	山城	西宇	H11.8.16	1596	10.42	
35	柿の尾	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	21.88	
36	赤野	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	28.80	
37	西宇峯	山城町	山城	西宇	S35.03.04	314	10.94	
38	下川	山城町	山城	下川	S35.03.04	314	160.80	
43	大川持	山城町	山城	大川持	S35.03.04	314	31.57	
44	信正	山城町	山城	信正	S35.03.04	314	8.27	
44	信正(追加)	山城町	山城		H07.07.24	1397	74.59	
45	末貞	山城町	山城	末貞	S63.07.18	1577	42.79	
52	津屋	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	14.48	
64	平	山城町	山城	上名	S35.08.13	1596	13.91	
82	山城大野	山城町	山城	大野	S36.04.08	998	42.70	
83	柴川	山城町	山城	柴川	S36.04.08	998	26.20	
84	茂地	山城町	山城	茂地	S36.04.08	998	31.30	
85	重実	山城町	山城	重実	S36.04.08	998	60.10	
86	大月	山城町	山城	大月	S36.04.08	998	26.90	
87	政友	山城町	山城	政友	S36.04.08	998	24.20	
87	政友(追加)	山城町	山城	政友	H22.5.31	597	8.00	
88	西宇	山城町	山城	西宇	S36.04.08	998	25.20	
89	平下	山城町	山城	上名	S36.04.08	998	42.40	
90	八千坊	山城町	山城	八千坊	S36.04.08	998	23.10	
213	津屋下	山城町	山城	上名	S37.09.12	2204	28.00	
214	岩戸	山城町	山城	岩戸	S37.09.12	2204	41.90	
215	神楽	山城町	山城	中野	S37.09.12	2204	63.20	
216	下名	山城町	山城	下名	S37.09.12	2204	18.80	
226	脇	山城町	山城	脇	S37.09.12	2204	42.60	
238	若山	山城町	山城	下川	S37.09.12	2204	49.60	
287	水無	山城町	山城	西宇	S38.02.18	229	28.50	
353	城山	山城町	山城	黒川	S38.10.11	2602	23.90	
354	光兼	山城町	山城	光兼	S38.10.11	2603	26.80	
379	岩戸下	山城町	山城	岩戸	S39.06.22	1537	13.08	
391	桑内	山城町	山城	仏子	S42.03.31	1173	9.30	
408	瀬具堂	山城町	山城	仏子	S43.03.01	253	21.06	
409	上名影	山城町	山城	上名	S43.03.01	253	36.90	
410	岡の下	山城町	山城	若山	S43.03.01	253	19.32	
山城町	計 38箇所						1224.96	

## (1)地すべり防止区域一覧表 (4/4)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区域名	所在地			告示年月 日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
		旧市町村名	町・大字	字				
4	西岡	西祖谷山村	西祖谷山村	西岡	S34.03.31	857	31.80	
28	下蔭	西祖谷山村	西祖谷山村	下蔭	S35.03.04	314	10.67	
33	坂瀬	西祖谷山村	西祖谷山村	坂瀬	S35.03.04	314	82.22	
34	有瀬	西祖谷山村	西祖谷山村	有瀬	S35.03.04	314	216.70	
58	冥地	西祖谷山村	西祖谷山村	冥地	S35.03.04	314	50.37	
59	田の内	西祖谷山村	西祖谷山村	田ノ内	S35.03.04	314	186.90	
61	榎	西祖谷山村	西祖谷山村	榎	S35.08.13	1596	73.59	
98	春の木尾	西祖谷山村	西祖谷山村	小祖谷	S36.04.08	998	22.90	
168	田丸	西祖谷山村	西祖谷山村	田ノ内	S37.09.11	2203	26.80	
169	日比原	西祖谷山村	西祖谷山村	坂瀬	S37.09.11	2203	66.40	
200	小祖谷	西祖谷山村	西祖谷山村	小祖谷	S37.09.12	2204	63.00	
201	橋詰	西祖谷山村	西祖谷山村	一字	S37.09.12	2204	10.40	
236	中尾	西祖谷山村	西祖谷山村	中尾	S37.09.12	2204	34.80	
351	栗寄	西祖谷山村	西祖谷山村	善徳	S38.10.11	2602	58.80	
352	祖谷一字	西祖谷山村	西祖谷山村	一字	S38.10.11	2602	43.20	
3	善徳	西祖谷山村	西祖谷山村	善徳	S57.03.27	857	220.90	国土交通省直轄
西祖谷山村 計 16箇所							1,199.45	
1	菅生	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S34.03.31	774	75.30	
2	久保	東祖谷山村	東祖谷	久保	S34.03.31	774	64.80	
25	菅生左岸	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S35.03.04	314	123.23	
26	九鬼	東祖谷山村	東祖谷	九鬼	S35.03.04	314	39.12	
27	小島	東祖谷山村	東祖谷	小島	S35.03.04	314	82.07	
53	落合	東祖谷山村	東祖谷	落合	S35.03.04	314	84.16	
53	落合(追加)	東祖谷山村	東祖谷	落合	H09.02.28	300	20.15	
54	京上	東祖谷山村	東祖谷	京上	S35.03.04	314	156.38	
55	大西	東祖谷山村	東祖谷	大西	S35.03.04	314	51.37	
56	釣井	東祖谷山村	東祖谷	釣井	S35.03.04	314	30.70	
56	釣井(追加)	東祖谷山村	東祖谷	釣井	H16.08.25	1037	30.58	
121	久保左岸	東祖谷山村	東祖谷	久保蔭	S36.04.21	1016	35.70	
122	中上	東祖谷山村	東祖谷	中上	S36.04.21	1016	50.40	
166	蔓原	東祖谷山村	東祖谷	久保	S37.09.11	2203	18.80	
167	今井	東祖谷山村	東祖谷	今井	S37.09.11	2203	24.00	
東祖谷 計 15箇所							886.76	
三好市 計 135箇所							6,394.30	



## (2) 地すべり指定地の概要 (農林水産省農村振興局所管分)

(平成24年4月1日現在)

県内 番号	区域名	所在地			所管 事務	指定 年度	告示年月 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
74	栗林	三好市	三野町	太刀野	三好	S48	S49.3.12	26.98
三野町 計		小計			1箇所			26.98
47	桜	三好市	井川町	桜	三好	S44	S45.3.31	57.91
134	松舟	三好市	井川町	松舟	三好	H6	H6.11.9	19.84
井川町 計		小計			2箇所			77.75
93	馬場	三好市	池田町	馬場	三好	S54	S55.3.17	113.60
103	井ノ久保	三好市	池田町	白地	三好	S58	S59.3.12	108.00
105	洞草	三好市	池田町	西山	三好	S59	S60.3.30	59.50
107	南谷	三好市	池田町	漆川	三好	S60	S61.3.25	68.40
池田町 計		小計			4箇所			349.50
16	寺野	三好市	山城町	寺野	三好	S39	S39.4.27	65.48
26	佐連	三好市	山城町	佐連	三好	S39 H19	S40.1.27 H19.5.7	21.20 12.69
32	国政	三好市	山城町	国政	三好	S41	S41.5.10	51.40
46	山城引地	三好市	山城町	引地	三好	S44	S45.3.31	60.40
52	小川谷	三好市	山城町	小川谷	三好	S45	S46.3.26	62.80
69	頼広左岸	三好市	山城町	頼広	三好	S48	S49.2.20	31.13
70	香川原	三好市	山城町	下川	三好	S48	S49.2.20	26.46
88	瀬貝	三好市	山城町	瀬貝	三好	S52	S53.3.31	41.55
90	大谷	三好市	山城町	大谷	三好	S53	S54.3.31	76.08
94	茂地下	三好市	山城町	茂地	三好	S54	S55.3.17	25.00
116	日浦下	三好市	山城町	大黒	三好	S63	S63.7.27	58.14
山城町 計		小計			11箇所			532.33
6	徳善上	三好市	西祖谷山村	徳善	三好	S37	S37.12.22	16.30
17	尾井の内	三好市	西祖谷山村	尾井の内	三好	S39	S39.4.27	27.75
18	閑定	三好市	西祖谷山村	閑定	三好	S39	S39.4.27	25.00
20	後山西	三好市	西祖谷山村	後山	三好	S39	S39.6.9	67.90
23	重末	三好市	西祖谷山村	重末	三好	S39	S39.6.9	56.90
29	重末カゲ	三好市	西祖谷山村	重末	三好	S39	S40.2.3	44.10
西祖谷山村 計		小計			6箇所			237.95
1	高野	三好市	東祖谷	高野	三好	S33	S34.3.31	21.70
5	栗枝渡	三好市	東祖谷	栗枝渡	三好	S37	S37.12.22	19.73
21	西山下	三好市	東祖谷	西山	三好	S39	S39.6.9	61.08
30	祖谷林	三好市	東祖谷	林	三好	S39	S40.2.3	27.90
84	若林	三好市	東祖谷	若林	三好	S51	S52.3.26	29.78
109	菅生上	三好市	東祖谷	菅生	三好	S60	S61.3.25	39.20
東祖谷 計		小計			6箇所			199.39
三好市 計		合計			30箇所			1,423.90

## (3) 地すべり指定地の概要(林野庁所管分) (1/2)

(平成24年4月1日現在)

番号	所在地			区域名	指定面積
	市	町 村	字		
40	三好市	井川町	井内西	荒倉	67.00
41	三好市	井川町	井内西	野住	109.83
68	三好市	井川町	井内東	岩坂	119.27
69	三好市	井川町	井内西	三檜尾	50.76
84	三好市	井川町	上知行	上知行	97.83
85	三好市	井川町	上段知	上段知	40.96
105	三好市	井川町	大久保	大久保上	51.60
115	三好市	井川町	駒倉他 9	駒倉	48.63
井川町 計 8 箇所					585.88
83	三好市	池田町	小林	小林	24.52
104	三好市	池田町	大平	大平	14.10
114	三好市	池田町	石立他 1	石立	55.33
126	三好市	池田町	松本	松本	68.60
130	三好市	池田町	松尾	池田松尾	27.70
池田町 計 5 箇所					190.25
22	三好市	山城町	黒川	黒川	102.54
23	三好市	山城町	上名	日浦上	65.94
24	三好市	山城町	白川	白川	101.18
29	三好市	山城町	下名	下名影	103.34
38	三好市	山城町	ゴウロ他	羽瀬	56.60
39	三好市	山城町	尾又	尾又	58.30
82	三好市	山城町	中日浦他	南日浦	74.22
113	三好市	山城町	イノサコ他 4	日浦向	50.35
132	三好市	山城町	志も屋敷他 4	志も屋敷他	71.50
131	三好市	山城町	露口	露口	6.30
山城町 計 10 箇所					690.27
21	三好市	西祖谷山村	有瀬	谷間	34.70
28	三好市	西祖谷山村	戸ノ谷	戸ノ谷	99.55
30	三好市	西祖谷山村	徳善	徳善	17.35
37	三好市	西祖谷山村	有瀬	谷間下	163.47
62	三好市	西祖谷山村	小祖谷	瀬戸内	116.38
66	三好市	西祖谷山村	吾橋	吾橋	44.82
67	三好市	西祖谷山村	後山	後山	30.50
100	三好市	西祖谷山村	下名	下名下	61.00
101	三好市	西祖谷山村	東山	上吾橋	75.30
102	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳上	66.20
西祖谷山村 計 10 箇所					709.27

## (3) 地すべり指定地の概要(林野庁所管分) (2/2)

(平成24年4月1日現在)

番号	所在地			区域名	指定面積
	郡市	町村	字		
5	三好市	東祖谷	奥ノ井	奥ノ井	101.25
6	三好市	東祖谷	元井	梅峰	74.28
7	三好市	東祖谷	元井	元井	131.67
17	三好市	東祖谷	菅生	菅生上	194.45
25	三好市	東祖谷	檜尾	檜尾	154.95
34	三好市	東祖谷	西山	西山	129.00
35	三好市	東祖谷	落合	落合下	176.70
36	三好市	東祖谷	和田	和田	100.00
60	三好市	東祖谷	麦生土	麦生土	33.47
61	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐	57.91
63	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬	33.00
64	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋	82.50
65	三好市	東祖谷	佐野	佐野	116.51
78	三好市	東祖谷	小川	小川	57.90
81	三好市	東祖谷	釜ヶ谷	釜ヶ谷	112.13
103	三好市	東祖谷	滝下	滝下	136.10
112	三好市	東祖谷	釣井	釣井奥	65.75
125	三好市	東祖谷	菅生	切谷	12.04
135	三好市	東祖谷	小川	小川(2)	79.80
東祖谷 計 19箇所					1849.41
三好市 計 52箇所					4,025.08

(4)地すべり危険箇所一覧表 (国土交通省所管分) (1/2)

(平成24年4月1日現在)

整理 番号	箇所名	河川名			位置		面積 (ha)
		水系名	幹川名	溪流名	旧市町村名	町・字	
1	藤黒上	吉野川	河内谷川	河内谷川	三野町	太刀野山	67.2
2	仁良根	吉野川	河内谷川	河内谷川	三野町	太刀野山	8.5
3	加茂宮(2)	吉野川	滝谷川	滝谷川	三野町	加茂野宮	71.9
4	加茂宮(3)	吉野川	高瀬谷川	高瀬谷川	三野町	加茂野宮	128.1
5	加茂宮(1)	吉野川	滝谷川	滝谷川	三野町	加茂野宮	45.3
三野町 計 5箇所							321.0
1	末	吉野川	吉野川	大山谷	井川町	西井川	40.3
2	井関(2)	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	井川町	井関	25.0
3	片山	吉野川	吉野川	吉野川	井川町	井内	30.5
4	友信	吉野川	中村谷川	中村谷川	井川町	井内	18.2
5	落倉	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	井川町	井内	7.8
6	里川東	吉野川	里川谷川	里川谷川	井川町	西井川	28.5
井川町 計 6箇所							150.3
1	空堂	吉野川	鮎苦谷川	鮎苦谷川	池田町	西山	62.5
2	舟原	吉野川	鮎苦谷川	鮎苦谷川	池田町	西山	125.0
3	州津	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	州津	56.5
4	ウエノ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	ウエノ	22.9
5	白地峯	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	白地	59.4
6	ハヤシ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	ハヤシ	29.4
7	上馬路	吉野川	馬路川	金年谷	池田町	馬路	19.3
8	池田上浦	吉野川	馬路川	馬路川	池田町	佐野	36.3
9	白地(2)	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	白地	59.4
10	沼谷	吉野川	馬路川	馬路川	池田町	佐野	68.8
11	境目	吉野川	馬路川	馬路川	池田町	佐野	62.5
12	久尾	吉野川	漆川	漆川	池田町	大利	63.6
13	上太田	吉野川	吉野川	吉野川	池田町	大利	28.1
14	上国畑	吉野川	漆川	漆川	池田町	大利	49.4
15	川崎(2)	吉野川	吉野川	宮谷	池田町	川崎	50.0
16	下尾後	吉野川	松尾川	尾後谷	池田町	大利	31.3
17	出合	吉野川	祖谷川	祖谷川	池田町	大利	15.5
18	黒川(4)	吉野川	祖谷川	松尾川	池田町	松尾	114.1
19	黒川(3)	吉野川	祖谷川	松尾川	池田町	松尾	21.9
20	黒川(2)	吉野川	祖谷川	松尾川	池田町	松尾	71.9
21	松本	吉野川	祖谷川	祖谷川	池田町	松尾	67.2
池田町 計 21箇所							1,115.0

## (4)地すべり危険箇所一覧表 (国土交通省所管分) (2/2)

(平成24年4月1日現在)

整理 番号	箇所名	河川名			位置		面積 (ha)
		水系名	幹川名	溪流名	旧市町村名	町・字	
1	猫坊	吉野川	吉野川	吉野川	山城町	下川	29.7
2	相川	吉野川	銅山川	相川	山城町	相川	34.4
3	下川(2)	吉野川	吉野川	吉野川	山城町	下川	54.2
4	山城平野	吉野川	銅山川	黒川谷川	山城町	平野	9.0
5	有宮	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	中野	34.2
6	白川右岸	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	白川	15.6
7	光兼日浦	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	光兼	55.5
8	陣立屋	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	栗山	19.5
9	栗山	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	栗山	29.7
10	平(2)	吉野川	吉野川	藤川谷川	山城町	上名	31.3
11	平下(2)	吉野川	吉野川	藤川谷川	山城町	上名	8.3
12	納屋	吉野川	吉野川	吉野川	山城町	下名	21.9
13	白川(2)	吉野川	白川谷川	白川谷川	山城町	白川	87.1
山城町 計 13箇所							430.4
1	腕山牧場	吉野川	祖谷川	松尾川	西祖谷山村	下名	67.2
2	一字枝	吉野川	祖谷川	祖谷川	西祖谷山村	一字枝	31.3
西祖谷山村 計 2箇所							98.5
1	烏帽子山	吉野川	祖谷川	松尾川	東祖谷山村	深淵	56.3
2	霧谷右岸	吉野川	祖谷川	友松谷	東祖谷山村	菅生	104.1
3	落合(2)	吉野川	祖谷川	落合谷	東祖谷山村	落合	79.3
4	滝下	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	菅生	132.8
5	菅生(上)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	菅生	25.1
6	和田西	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	和田	34.4
7	搭丸	吉野川	祖谷川	笹平谷	東祖谷山村	菅生	440.6
8	釣井上	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	釣井	70.3
9	菅生蔭	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	菅生	193.8
10	西山	吉野川	祖谷川	西山谷	東祖谷山村	西山	234.4
11	名頃	吉野川	祖谷川	平尾谷	東祖谷山村	名頃	77.8
12	古味	吉野川	祖谷川	谷道川	東祖谷山村	古味	11.5
東祖谷 計 12箇所							1,460.4
三好市 計 59箇所							3,575.6

## (5)地すべり危険箇所一覧表(農林水産省農村振興局所管分)

番号	地区名	図幅名 (1/25,000)	大字	字	普通畑ha (面積)	樹園地ha (面積)	小計ha (面積)	その他ha (面積)	合計ha (面積)
40	藤黒	辻	三野町	藤黒	20	1	22	68	90
41	三野白井	内田	三野町	白井	2	2	5	30	35
42	百合切	辻	三野町	百合切	3	1	5	30	35
三野町 計		3							160
54	里川西	阿波池田	井川町	里川	4.7	0	5	30	35
井川町 計		1							35
49	石の内	阿波川口	池田町	石ノ内	9.5	2	13.3	58	71.3
50	イケミナミ	阿波池田	池田町	イケミナミ	8	0	8	20.5	28.5
51	上馬路	阿波池田	池田町	馬路	11	9	21	21	42
52	北谷	阿波川口	池田町	北谷	5	0	20.5	24	44.5
池田町 計		4							186.3
53	信正	伊予新宮	山城町	信正	2.5	3.3	5.8	13	18.8
山城町 計		1							18.8
55	菅生	京上	東祖谷	菅生	7	0.5	7.8	13.7	21.5
56	高野	大歩危	東祖谷	高野	2.5	0	2.5	10	12.5
東祖谷 計		2							34
57	重末上	大歩危	西祖谷山村	重末	3	2	5	3	8
58	中尾上	大歩危	西祖谷山村	中尾	2	36	38	10	48
59	後山上	大歩危	西祖谷山村	後山	1	2	3	8	11
西祖谷山村 計		3							67
三好市 計		14							501.10

## (6) 地すべり危険箇所一覧表 (林野庁所管分) (1/5)

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	箇所名	所在地		面積 (ha)	備考
		町村	字		
1	上知行 1	井川町	字上知行	46.83	
2	上知行 2	井川町	字上知行	17.00	
3	上知行 3	井川町	字知行	34.00	
4	岩坂 1	井川町	字岩坂	43.55	
5	岩坂 2	井川町	字岩坂	49.78	
6	岩坂 3	井川町	字岩坂	25.94	
7	荒倉 1	井川町	字荒倉	12.10	
8	荒倉 2	井川町	字荒倉	19.70	
9	荒倉 3	井川町	字荒倉	35.20	
10	荒倉上	井川町	字荒倉	36.00	
11	駒倉 1	井川町	字駒倉	17.00	
12	駒倉 2	井川町	字駒倉	31.63	
13	野住	井川町	字井内西	75.00	
14	大久保上 1	井川町	字大久保外	41.30	
15	大久保 2	井川町	字大久保外	10.30	
16	上段地 1	井川町	字上段地	25.20	
17	上段地 2	井川町	字上段地	15.76	
18	三檜尾	井川町	字三檜尾	50.76	
19	里川	井川町	字里川木村	45.00	
井川町 計 19箇所				632.05	
1	大平	池田町	字大平	14.10	
2	石立	池田町	字石立	55.33	
3	池田松尾	池田町	字松尾	27.70	
4	松本	池田町	字松尾	68.60	
5	小林 1	池田町	字土井	9.00	
6	小林 2	池田町	字小林	15.52	
7	明瀬	池田町	字明瀬	67.50	
8	大川	池田町	字大川	54.70	
池田町 計 8箇所				312.45	

## (6) 地すべり危険箇所一覧表 (林野庁所管分) (2/5)

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	箇所名	所在地		面積(ha)	備考
		町村	字		
1	南日浦 1	山城町	字中日浦	41.10	
2	南日浦 2	山城町	字中日浦	33.12	
3	南日浦 3	山城町	字南日浦 3	28.00	
4	下名影 1	山城町	字下名影	103.34	
5	下名影 2	山城町	字柴折	69.80	
6	下名影 3	山城町	字柴折	33.54	
7	日浦向 1	山城町	字イノサコ	38.80	
8	日浦向 2	山城町	字イノサコ	24.30	
9	日浦向 3	山城町	字イノサコ	26.65	
10	大黒	山城町	字カイモリ	62.70	
11	日浦上 1	山城町	字日浦上	52.50	
12	日浦上 2	山城町	字日浦上	53.70	
13	日浦上 3	山城町	字上名	65.94	
14	羽瀬 1	山城町	字羽瀬	33.80	
15	羽瀬 2	山城町	字上羽瀬	22.82	
16	上名 1	山城町	字上名	21.50	
17	上名 2	山城町	字上名	36.50	
18	尾又	山城町	字岩尾本	58.30	
19	白川 1	山城町	字白川	47.78	
20	白川 2	山城町	字白川	53.40	
21	黒川 1	山城町	字黒川	33.90	
22	黒川 2	山城町	字黒川	32.20	
23	黒川 3	山城町	字黒川	15.70	
24	黒川 4	山城町	字黒川	20.74	
25	志も屋敷	山城町	字志も屋敷	71.50	
26	露口	山城町	字ツイグチ	6.30	
27	平 1	山城町	字谷奥	122.30	
28	平 2	山城町	字平	40.00	
29	中野	山城町	字中野	49.30	
30	大野	山城町	字大野	58.80	
31	政友	山城町	字政友	36.40	
32	末貞	山城町	字末貞	30.00	
山城町 計	32 箇所			1,424.73	



## (6) 地すべり危険箇所一覧表 (林野庁所管分) (3/5)

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	箇所名	所在地		面積 (ha)	備考
		町村	字		
1	善徳上 1	西祖谷山村	字善徳東	80.00	
2	善徳上 2	西祖谷山村	字善徳上	66.20	
3	徳善	西祖谷山村	字徳善	17.35	
4	戸ノ谷 1	西祖谷山村	字戸ノ谷	47.11	
5	戸ノ谷 2	西祖谷山村	字尾井ノ内	17.02	
6	戸ノ谷 3	西祖谷山村	字重末	35.42	
7	後山 1	西祖谷山村	字後山	11.70	
8	後山 2	西祖谷山村	字後山	18.80	
9	上吾橋	西祖谷山村	字吾橋	32.90	
10	吾橋 1	西祖谷山村	字吾橋	24.70	
11	吾橋 2	西祖谷山村	字南山上吾橋	18.50	
12	谷間	西祖谷山村	字谷間	51.40	
13	谷間下 1	西祖谷山村	字有瀬	40.75	
14	谷間下 2	西祖谷山村	字有瀬	29.40	
15	谷間下 3	西祖谷山村	字有瀬	19.60	
16	谷間下 4	西祖谷山村	字有瀬	43.60	
17	谷間下 5	西祖谷山村	字有瀬	18.00	
18	谷間下 6	西祖谷山村	字谷間	21.52	
19	瀬戸内 1	西祖谷山村	字小祖谷	50.35	
20	瀬戸内 2	西祖谷山村	字小祖谷	66.03	
21	下名下 1	西祖谷山村	字下名	31.60	
22	下名下 2	西祖谷山村	字下名	29.40	
23	戸ノ谷 4	西祖谷山村	字尾井ノ内	83.30	
西祖谷山村 計 23 箇所				854.65	

## (6) 地すべり危険箇所一覧表 (林野庁所管分) (4/5)

(平成24年4月1日現在)

番号	箇所名	所在地		面積(ha)	備考
		町村	字		
1	落合	東祖谷山村	字落合	55.00	
2	深淵	東祖谷山村	字深淵	32.00	
3	落合	東祖谷山村	字深淵	19.00	
4	滝下	東祖谷山村	字滝下	136.10	
5	西山1	東祖谷山村	字西山	50.00	
6	西山2	東祖谷山村	字西山	127.00	
7	西山3	東祖谷山村	字西山	67.00	
8	落合1	東祖谷山村	字落合1	21.70	
9	落合2	東祖谷山村	字落合	54.70	
10	落合3	東祖谷山村	字落合	58.80	
11	落合4	東祖谷山村	字落合	24.20	
12	落合5	東祖谷山村	字落合	17.30	
13	奥ノ井1	東祖谷山村	字奥ノ井	64.00	
14	奥ノ井2	東祖谷山村	字奥ノ井	32.47	
15	下瀬	東祖谷山村	字下瀬	33.00	
16	釜ヶ谷1	東祖谷山村	字釜ヶ谷	73.30	
17	釜ヶ谷2	東祖谷山村	字釜ヶ谷	38.83	
18	和田1	東祖谷山村	字和田	40.00	
19	和田2	東祖谷山村	字和田	60.00	
20	佐野1	東祖谷山村	字佐野	55.40	
21	佐野2	東祖谷山村	字佐野	61.11	
22	黒江	東祖谷山村	字黒江	40.00	
23	梅ノ峯	東祖谷山村	字梅峯	74.28	
24	元井	東祖谷山村	字元井	131.67	
25	釣井1	東祖谷山村	字釣井	22.80	
26	釣井2	東祖谷山村	字釣井	17.00	
27	釣井3	東祖谷山村	字釣井	25.95	
28	麦生土	東祖谷山村		70.00	
29	新居屋	東祖谷山村		83.00	
30	阿佐下	東祖谷山村	字阿佐下	58.00	
31	阿佐上	東祖谷山村	字阿佐上	3.00	
32	小川上	東祖谷山村	字小川	58.00	

## (6) 地すべり危険箇所一覧表 (林野庁所管分) (5/5)

(平成24年4月1日現在)

番号	箇所名	所在地		面積(ha)	備考
		町村	字		
33	檜尾	東祖谷山村	字檜尾	89.00	
34	檜尾(水のなる)	東祖谷山村	字檜尾	13.00	
35	京柱1	東祖谷山村	字檜尾	8.00	
36	京柱2	東祖谷山村	字檜尾	16.00	
37	大荒谷	東祖谷山村	字大荒谷	5.00	
38	切谷	東祖谷山村	字切谷	12.00	
39	平谷	東祖谷山村	字平谷	194.00	
40	菅生(大ざれ)	東祖谷山村	字大ざれ	10.00	
東祖谷 計	40箇所			2,051.61	
三好市 計	122箇所			5,275.49	

## 2 急傾斜地崩壊危険区域一覽表

急傾斜地崩壊危険区域一覽 (1/3)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区 域 名	旧市町 村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
1	花園	三野町	S61.09.26	683	2.51	2.82	
2	芝生	三野町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
3	芝生(追加)	三野町	H11.02.05	71	0.24	0.31	
4	太刀野	三野町	H13.03.27	1238	0.76	0.84	
5	花園窪	三野町	H18.06.06	623	1.25	1.55	
6	勢力	三野町	H20.03.04	116	1.36	1.62	
三野町 計 6箇所					7.12	8.24	
1	流堂	井川町	S48.03.09	155	1.12	1.39	
2	杉の木	井川町	S49.03.26	172	1.45	2.13	
3	中津	井川町	S49.03.26	172	1.57	1.67	
4	辻	井川町	S49.03.26	172	1.79	2.19	
5	女法寺	井川町	S53.03.17	222	1.26	1.48	
6	片山	井川町	S56.02.24	149	1.55	1.90	
7	西井川	井川町	S59.03.09	158	0.21	0.25	
8	井関	井川町	S59.08.24	550	3.20	3.61	
9	西井川(2)	井川町	S60.10.04	796	0.51	0.60	
10	流堂上	井川町	S61.09.26	683	1.00	1.37	
11	西井川(3)	井川町	H13.09.21	682	0.32	0.40	
井川町 計 11箇所					13.98	16.99	
1	マチ	池田町	S45.05.19	295	3.73	4.17	
2	マチ(追加)	池田町	H02.03.27	229	0.57	0.66	
3	白地(1)	池田町	S48.03.09	155	1.04	1.18	
4	白地(2)	池田町	S48.03.09	155	2.24	2.58	
5	白地(2)(追加)	池田町	H04.03.31	235	0.70	0.79	
6	大利(1)	池田町	S49.03.26	172	0.98	1.16	
7	大利(2)	池田町	S49.03.26	172	0.92	1.48	
8	出合	池田町	S49.03.26	172	1.07	1.53	
9	出合(追加)	池田町	S63.11.08	755	1.27	1.45	
10	西山浜	池田町	S49.03.26	172	1.15	1.37	
11	井関	池田町	S53.03.17	222	0.72	0.83	
12	馬路	池田町	S55.04.30	349	4.28	5.21	
13	大利(3)	池田町	S55.04.30	349	1.10	1.34	
14	西部	池田町	S55.04.30	349	0.90	1.02	
15	西州津	池田町	S56.02.13	119	4.30	5.34	
16	中西(1)	池田町	S56.02.13	119	0.93	1.07	
17	中西(2)	池田町	S56.02.13	119	2.56	2.80	
18	シンマチ	池田町	S57.04.20	317	0.88	1.13	

## 急傾斜地崩壊危険区域一覽 (2/3)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区 域 名	旧市町 村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
19	白地(3)	池田町	S58.03.25	264	1.33	1.56	
20	大利(4)	池田町	S59.03.09	158	0.78	0.94	
21	三縄	池田町	S59.08.24	550	0.80	1.03	
22	込	池田町	S61.09.26	683	1.70	1.95	
23	馬路(2)	池田町	S62.08.21	678	3.11	3.56	
24	シマ	池田町	S62.08.21	678	0.25	0.30	
25	三縄(2)	池田町	S63.11.08	755	1.57	1.76	
26	出合(2)	池田町	H02.03.27	229	1.12	1.47	
27	佐野	池田町	H03.01.14	19	6.17	6.96	
28	馬路(3)	池田町	H04.03.31	235	9.90	10.66	
29	佐野(2)	池田町	H07.03.27	232	4.30	4.60	
30	馬路(4)	池田町	H08.06.25	395	1.70	1.80	
31	寺の上	池田町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
32	寺の上(追加)	池田町	H11.02.05	71	1.13	1.38	
33	峰友	池田町	H09.03.11	143	2.00	2.20	
34	宮平	池田町	H11.02.05	71	2.64	2.93	
35	池南	池田町	H11.07.06	466	1.89	2.19	
36	中西(3)	池田町	H14.02.19	127	3.50	4.10	
37	ヤマダ	池田町	H14.02.19	127	1.38	1.67	
38	佐野金氏	池田町	H14.02.19	127	2.78	3.10	
39	高友	池田町	H14.02.19	127	2.21	2.69	
40	白地(4)	池田町	H14.02.19	127	2.65	3.00	
41	川崎込	池田町	H14.10.15	867	1.84	2.08	
42	馬路堂面	池田町	H15.02.10	105	2.50	2.80	
43	雛田	池田町	H17.08.16	722	0.69	0.76	
44	龍登	池田町	H17.08.16	722	2.30	2.80	
45	白地(5)	池田町	H18.02.28	197	2.37	2.59	
46	龍登(2)	池田町	H19.02.06	91	2.23	2.70	
47	龍登(2)(追加)	池田町	H20.03.04	116	0.51	0.62	
48	船戸	池田町	H23.07.26	511	1.88	2.14	
池田町	計 48箇所				97.57	112.55	

## 急傾斜地崩壊危険区域一覧 (3/3)

(平成24年4月1日現在)

指定 番号	区 域 名	旧市町 村名	告示年月 日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
1	大川持	山城町	S48.03.09	155	8.44	10.65	
2	大川持(追加)	山城町	S53.03.17	222	1.89	2.50	
3	川成	山城町	S49.03.26	172	1.44	1.61	
4	川口(1)	山城町	S49.03.26	172	4.20	5.69	
5	川口(2)	山城町	S49.03.26	172	1.70	2.04	
6	光兼名	山城町	S53.03.17	222	5.72	7.10	
7	納屋	山城町	S59.08.24	550	3.06	4.38	
8	白川	山城町	S61.09.26	683	3.93	4.62	
9	平野	山城町	H04.03.31	235	1.88	2.18	
10	信正	山城町	H10.02.24	150	3.70	4.60	
山城町 計 10箇所					35.96	45.37	
1	祖谷一字	西祖谷山村	S61.09.26	683	2.08	2.28	
2	西岡	西祖谷山村	S62.08.21	678	1.12	1.44	
3	徳善	西祖谷山村	S62.08.21	678	2.00	2.33	
4	西岡(2)	西祖谷山村	H22.10.06	583	1.64	1.87	
西祖谷山村 計 4箇所					6.84	7.92	
1	京上	東祖谷山村	S50.04.11	249	4.84	7.24	
2	京上(追加)	東祖谷山村	H01.11.28	894	1.72	2.99	
3	小島	東祖谷山村	S58.03.25	264	0.70	0.95	
4	若林	東祖谷山村	S60.10.04	796	3.66	4.38	
5	祖谷落合	東祖谷山村	S62.08.21	678	2.87	3.17	
6	祖谷日浦	東祖谷山村	H04.03.31	235	1.97	2.39	
7	名頃	東祖谷山村	H04.03.31	235	2.19	2.54	
8	祖谷落合西	東祖谷山村	H05.01.19	28	1.52	2.36	
9	菅生奥	東祖谷山村	H07.03.27	232	2.30	2.66	
10	下瀬	東祖谷山村	H08.06.25	395	1.34	1.52	
11	久保西	東祖谷山村	H09.03.11	143	1.10	1.20	
12	和田中	東祖谷山村	H15.03.20	245	1.99	2.15	
13	和田中(追加)	東祖谷山村	H17.03.29	239	0.45	0.51	
14	祖谷落合南	東祖谷山村	H20.06.25	389	2.62	2.89	
東祖谷 計 14箇所					29.27	36.95	
三好市 計 93箇所					190.74	228.02	

### 3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

#### 定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(1) (急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ) 1/9

(平成24年3月1日現在)

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1	I-1	自然斜面	勢力西	三野町	勢力	上野	H20.09.16	541	H20.09.16	542
2	I-2	自然斜面	東谷(1)	三野町	太刀野山	蟬谷				
3	I-3	自然斜面	滝ノ奥(1)	三野町	加茂野宮	滝ノ奥				
4	I-4	自然斜面	滝ノ奥(2)	三野町	加茂野宮	滝ノ奥				
5	I-5	自然斜面	芝生	三野町	芝生	上西				
6	I-6	自然斜面	花園(1)	三野町	太刀野山	花園中	H20.12.11	730	H20.12.11	731
7	I-7	自然斜面	花園(2)	三野町	太刀野山	花園中				
8	I-8	自然斜面	藤黒上	三野町	太刀野山	中窪				
9	I-9	自然斜面	川又西	三野町	太刀野山	川又				
10	I-10	自然斜面	川又(1)	三野町	太刀野山	川又				
11	I-11	自然斜面	中屋	三野町	太刀野山	峰				
12	I-12	自然斜面	中屋上	三野町	太刀野山	峰				
13	I-13	自然斜面	生賀(1)	三野町	太刀野山	生賀				
14	I-14	自然斜面	井ノ久保(1)	三野町	太刀野山	井ノ久保				
15	I-15	自然斜面	馬瓶(1)	三野町	太刀野山	馬瓶				
16	I-16	自然斜面	田野々(1)	三野町	太刀野山	上佐古				
17	I-17	自然斜面	谷東	三野町	太刀野	念仏坂	H21.03.02	131	H21.03.02	134
18	I-18	自然斜面	中条	三野町	太刀野	馬谷口				
19	I-19	自然斜面	西ノ久保	三野町	太刀野	西久保	-	-	-	-
20	I-20	自然斜面	原	三野町	太刀野	原	H21.03.02	131	H21.03.02	134
21	I-21	自然斜面	芝生	三野町	芝生	上野	H21.05.20	310	H21.05.20	311
22	I-22	自然斜面	岡	三野町	太刀野山	岡				
23	I-23	自然斜面	引地(1)	三野町	太刀野山	引地				
24	I-24	自然斜面	川又(2)	三野町	太刀野山	川又				
25	I-25	自然斜面	川又(3)	三野町	太刀野山	川又				
26	I-263	自然斜面	末(1)	井川町	西井川	末				
27	I-264	自然斜面	西井川(2)	井川町	西井川					
28	I-265	自然斜面	西井川(1)	井川町	西井川		未指定		未指定	
29	I-266	自然斜面	西井川(3)	井川町	西井川					
30	I-267	自然斜面	長尾(1)	井川町	西井川	長尾				
31	I-268	自然斜面	長尾(2)	井川町	西井川	長尾				
32	I-269	自然斜面	女法寺	井川町	西井川	女法寺	H22.06.17	362	H22.06.17	364
33	I-270	自然斜面	辻	井川町	辻		H21.05.20	310	H21.05.20	310
34	I-271	自然斜面	井関	井川町	辻	井関	H22.06.17	362	H22.06.17	364
35	I-272	自然斜面	新町(1)	井川町	辻	新町	H20.12.11	730	H20.12.11	731
36	I-273	自然斜面	片山(1)	井川町	辻	片山	H20.09.16	541	H20.09.16	542
37	I-274	自然斜面	坂町	井川町	辻	向坂	H22.06.17	362	H22.06.17	364
38	I-275	自然斜面	流堂	井川町	井川東	流堂	H20.12.11	730	H20.12.11	731

No	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
39	I-276	自然斜面	落倉	井川町	井内西	落倉				
40	I-277	自然斜面	下安田	井川町	井内西	安田				
41	I-278	自然斜面	流堂上	井川町	井川東	流堂	H20.12.11	730	H20.12.11	731
42	I-279	自然斜面	段地	井川町	井内西	安田				
43	I-280	自然斜面	尾越(1)	井川町	井内西	尾越				
44	I-281	自然斜面	尾越(2)	井川町	井内西	尾越				
45	I-282	自然斜面	中津	井川町	井内西	井内中津	H22.03.19	139	H22.03.19	140
46	I-283	自然斜面	下西ノ浦(1)	井川町	井内西	下西ノ浦				
47	I-284	自然斜面	上西ノ浦(2)	井川町	井内西	西ノ浦				
48	I-285	自然斜面	上西ノ浦(1)	井川町	井内西	西ノ浦				
49	I-286	自然斜面	野住	井川町	井内西	上野住				
50	I-287	自然斜面	下影(1)	井川町	井内西	下影				
51	I-288	自然斜面	知行下(1)	井川町	井内東	知行				
52	I-289	自然斜面	知行下(2)	井川町	井川東	知行				
53	I-290	自然斜面	知行上	井川町	井内東	知行				
54	I-291	自然斜面	岩坂(1)	井川町	井内東	岩坂				
55	I-292	自然斜面	桜(1)	井川町	井内東	桜				
56	I-293	自然斜面	平(1)	井川町	井内東	平				
57	I-294	自然斜面	松舟(1)	井川町	井内東	松舟				
58	I-295	自然斜面	松舟(2)	井川町	井内東	松舟(2)				
59	I-296	自然斜面	大久保(1)	井川町	井内東	大久保				
60	I-297	自然斜面	下久保(1)	井川町	井内東	下久保				
61	I-298	自然斜面	吉木(1)	井川町	井内東	下久保	H22.03.19	139	H22.03.19	140
62	I-299	自然斜面	井内(1)	井川町	井内東	馬路				
63	I-300	自然斜面	馬路(1)	井川町	井内東	馬路				
64	I-301	自然斜面	杉ノ木	井川町	井内西	杉ノ木				
65	I-302	自然斜面	大森(1)	井川町	井内東	大森				
66	I-303	自然斜面	上正夫(1)	井川町	井内東	上正夫				
67	I-304	自然斜面	下正夫(1)	井川町	井内東	下正夫				
68	I-305	自然斜面	吹(1)	井川町	井内東	上吹				
69	I-306	自然斜面	吹(2)	井川町	井内東	下吹				
70	I-307	自然斜面	檜山	井川町	井内東	檜山	H22.06.17	362	H22.06.17	364
71	I-308	自然斜面	中正夫(1)	井川町	井内東	中正夫				
72	I-309	自然斜面	大久保(2)	井川町	井内東	大久保				
73	I-310	自然斜面	馬場(1)	井川町	井内東	馬場				
74	I-311	自然斜面	馬場(2)	井川町	井内東	馬場				
75	I-312	自然斜面	知行(1)	井川町	井内東	知行				
76	I-313	自然斜面	桜(2)	井川町	井内東	桜				
77	I-314	自然斜面	三檜尾西(1)	井川町	井内西	三檜尾西				
78	I-315	自然斜面	安田(1)	井川町	井内西	安田				
79	I-316	自然斜面	下西ノ浦(2)	井川町	井内西	下西ノ浦				
80	I-317	自然斜面	杉ノ木(2)	井川町	井内西	杉ノ木				
81	I-318	自然斜面	杉ノ木(3)	井川町	井内西	杉ノ木				
82	I-319	自然斜面	井内中津(1)	井川町	井内西	井内中津				
83	I-320	自然斜面	荒倉(1)	井川町	井内西	荒倉				
84	I-321	自然斜面	下吹(1)	井川町	井内東	下吹				



No	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
85	I-60	自然斜面	雛田(3)	池田町	州津	雛田	未指定		未指定	
86	I-61	自然斜面	西部	池田町	州津	堂面	未指定		未指定	
87	I-62	自然斜面	井関	池田町	州津	井関	未指定		未指定	
88	I-63	自然斜面	西州津	池田町	州津	井関				
89	I-64	自然斜面	西山浜(2)	池田町	西山	谷尻				
90	I-65	自然斜面	西山浜(3)	池田町	西山	枇杷木谷				
91	I-66	自然斜面	西山浜	池田町	西山	西川見				
92	I-67	自然斜面	馬路(天神)	池田町	白地	井ノ久保				
93	I-68	自然斜面	井ノ久保(3)	池田町	白地	井ノ久保				
94	I-69	自然斜面	井ノ久保(2)	池田町	白地	井ノ久保				
95	I-70	自然斜面	井ノ久保(1)	池田町	白地	井ノ久保				
96	I-71	自然斜面	井ノ久保(4)	池田町	白地	井ノ久保				
97	I-72	自然斜面	芭蕉	池田町	馬路	芭蕉				
98	I-73	自然斜面	馬路(2)	池田町	馬路	成年	H22.03.19	139	H22.03.19	140
99	I-74	自然斜面	馬路(1)	池田町	馬路	松ノ下	H22.03.19	139	H22.03.19	140
100	I-75	自然斜面	峰友	池田町	馬路	峰友				
101	I-76	自然斜面	船戸	池田町	佐野	林				
102	I-77	自然斜面	佐野金氏(1)	池田町	佐野	金氏	H20.12.11	730	H20.12.11	731
103	I-78	自然斜面	佐野金氏(2)	池田町	佐野	金氏	H20.12.11	730	H20.12.11	731
104	I-79	自然斜面	上野呂内(1)	池田町	白地	上野呂内	H19.07.06	602	H21.03.02	134
105	I-80	自然斜面	シマ(1)	池田町	シマ		未指定		未指定	
106	I-81	自然斜面	シンマチ	池田町	シンマチ	サラダシマ				
107	I-82	自然斜面	シマ(2)	池田町	シマ					
108	I-83	自然斜面	マチ	池田町	マチ		未指定		未指定	
109	I-84	自然斜面	マチ(2)	池田町	マチ		未指定		-	-
110	I-85	自然斜面	大道	池田町	マチ	大道				
111	I-86	自然斜面	丸山	池田町	ウエノ					
112	I-87	自然斜面	池南	池田町	イケミナミ					
113	I-88	自然斜面	堂面(1)	池田町	馬路	堂面				
114	I-89	自然斜面	白地(1の1)	池田町	白地	本名	H24.01.12	18	H24.01.12	19
115	I-90	自然斜面	白地(1)	池田町	白地	本名	H24.01.12	18	H24.01.12	19
116	I-91	自然斜面	白地(1の2)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
117	I-92	自然斜面	白地(2)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
118	I-93	自然斜面	白地(2の1)	池田町	白地	本名				
119	I-94	自然斜面	白地(3)	池田町	白地	本名				
120	I-95	自然斜面	白地(3の1)	池田町	白地	本名				
121	I-96	自然斜面	中西(1)	池田町	中西	丸島	H24.01.12	18	H24.01.12	19
122	I-97	自然斜面	中西(2)	池田町	中西	道ノ上	H24.01.12	18	H24.01.12	19
123	I-98	自然斜面	中西(3)	池田町	中西	フロノタニ	H24.01.12	18	H24.01.12	19
124	I-99	自然斜面	三縄	池田町	中西	イバ	H21.08.21	520	H21.08.21	524
125	I-100	自然斜面	三縄(2)	池田町	中西	ナシノキ				
126	I-101	自然斜面	下大田(1)	池田町	大利	下大田				
127	I-102	自然斜面	越替	池田町	漆川	越替	H18.07.04	780	H22.03.19	140
128	I-103	自然斜面	南谷	池田町	漆川	シモヤシキ				
129	I-104	自然斜面	大利(4)	池田町	大利	大利八幡				
130	I-105	自然斜面	大利空	池田町	大利	大利空				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
							警戒区域		特別警戒区域	
				旧市町村	町・字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号
131	I-106	自然斜面	大利(3)	池田町	大利	大利西	H20.12.11	730	H20.12.11	731
132	I-107	自然斜面	大利(2)	池田町	大利	大利西	H20.12.11	730	H20.12.11	731
133	I-108	自然斜面	大利(1)	池田町	大利	大利西	H20.03.04	117	H20.03.04	117
134	I-109	自然斜面	大利(5)	池田町	大利	大利西	H20.03.04	117	H20.03.04	117
135	I-110	自然斜面	込(1)	池田町	大利	空西				
136	I-111	自然斜面	込(2)	池田町	大利	空西				
137	I-112	自然斜面	重兼(1)	池田町	大利	空西				
138	I-113	自然斜面	重兼(2)	池田町	大利	空西				
139	I-114	自然斜面	川崎空	池田町	川崎	空東				
140	I-115	自然斜面	込(3)	池田町	川崎	空東				
141	I-116	自然斜面	大申(1)	池田町	松尾	大申				
142	I-117	自然斜面	出合(2)	池田町	松尾	大申				
143	I-118	自然斜面	出合(1)	池田町	松尾	大申				
144	I-119	自然斜面	石内	池田町	大利	大東	H24.01.12	18	H24.01.12	19
145	I-120	自然斜面	石内上	池田町	大利	大東	H24.01.12	18	H24.01.12	19
146	I-121	自然斜面	石内下	池田町	大利	大東	H24.01.12	18	H24.01.12	19
147	I-122	自然斜面	下尾後	池田町	松尾	下尾後	H24.01.12	18	H24.01.12	19
148	I-123	自然斜面	上尾後(1)	池田町	大利	上尾後	H24.01.12	18	H24.01.12	19
149	I-124	自然斜面	本名下(1)	池田町	松尾	本名下				
150	I-125	自然斜面	本名下(2)	池田町	松尾	本名下				
151	I-126	自然斜面	宮石(1)	池田町	松尾	宮石				
152	I-127	自然斜面	佐野(2)	池田町	佐野	森常				
153	I-128	自然斜面	馬路(3)	池田町	馬路	安長				
154	I-129	自然斜面	馬場東	池田町	白地	馬場東	未指定		未指定	
155	I-130	自然斜面	下野呂内(1)	池田町	西山	乳ノ木道北	H19.07.06	602	H21.03.02	134
156	I-131	自然斜面	阿波池田	池田町	シンマチ		未指定		未指定	
157	I-132	自然斜面	東州津	池田町	州津	東州津				
158	I-133	自然斜面	寺の上	池田町	川崎	寺の上				
159	I-134	自然斜面	ウエノ(1)	池田町	ウエノ					
160	I-135	自然斜面	ウエノ(2)	池田町	ウエノ					
161	I-136	自然斜面	ヤマダ(1)	池田町	ヤマダ					
162	I-137	自然斜面	ヤマダ(2)	池田町	ヤマダ					
163	I-138	自然斜面	トウリン	池田町	トウリン					
164	I-139	自然斜面	水木町(1)	池田町	トウゲ	水木町				
165	I-140	自然斜面	ウマバ(1)	池田町	白地	ウマバ				
166	I-141	自然斜面	ウマバ(2)	池田町	白地	ウマバ				
167	I-142	自然斜面	井ノ久保(5)	池田町	白地	井ノ久保				
168	I-143	自然斜面	上野呂内(2)	池田町	白地	ノロウチ	H19.07.06	602	H21.03.02	134
169	I-144	自然斜面	ノロウチ	池田町	白地	ノロウチ				
170	I-145	自然斜面	本名(1)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
171	I-146	自然斜面	本名(2)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
172	I-147	自然斜面	本名(3)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
173	I-148	自然斜面	イタノ(2)	池田町	イタノ					
174	I-149	自然斜面	岡田	池田町	西山	岡田				
175	I-150	自然斜面	流畑	池田町	西山	流畑				
176	I-151	自然斜面	中尾	池田町	西山	中尾				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
177	I-152	自然斜面	落(1)	池田町	西山	落				
178	I-153	自然斜面	落(2)	池田町	西山	落				
179	I-154	自然斜面	船原	池田町	西山	船原				
180	I-155	自然斜面	城尾	池田町	馬路	城尾	H22.03.19	139	H22.03.19	140
181	I-156	自然斜面	堂ノ久保	池田町	馬路	堂ノ久保				
182	I-157	自然斜面	池南(2)	池田町	シンヤマ					
183	I-158	自然斜面	船戸(2)	池田町	中西	フナト	H20.03.04	117	H20.03.04	117
184	I-159	自然斜面	イバ(1)	池田町	中西	イバ	H18.07.04	780	H22.03.19	140
185	I-160	自然斜面	ハヤシ(1)	池田町	ハヤシ					
186	I-161	自然斜面	アイハシリ	池田町	漆川	アイハシリ				
187	I-162	自然斜面	中岡(1)	池田町	佐野	中岡				
188	I-163	自然斜面	久尾(1)	池田町	大利	久尾				
189	I-164	自然斜面	国畑(1)	池田町	大利	国畑				
190	I-165	自然斜面	宮平	池田町	大利	宮平				
191	I-166	自然斜面	松本(1)	池田町	松尾	松本				
192	I-167	自然斜面	黒川(1)	池田町	松尾	黒川				
193	I-168	自然斜面	ニシクボ(1)	池田町	中津川	ニシクボ				
194	I-169	自然斜面	唐谷	池田町	川崎	唐谷				
195	I-170	自然斜面	猫坊(1)	山城町	下川					
196	I-171	自然斜面	若山(1)	山城町	若山					
197	I-172	自然斜面	下川中・下川下(1)	山城町	下川		H20.09.16	541	H20.09.16	542
198	I-173	自然斜面	下川上(1)	山城町	下川					
199	I-174	自然斜面	北浦(1)	山城町	寺野	北浦				
200	I-175	自然斜面	南(1)	山城町	寺野					
201	I-176	自然斜面	境ノ尾(1)	山城町	相川	境ノ尾				
202	I-177	自然斜面	政友下(1)	山城町	政友	政友下	H23.03.24	168	H23.03.24	170
203	I-178	自然斜面	政友上(1)	山城町	政友					
204	I-179	自然斜面	柴川口(1)	山城町	柴川					
205	I-180	自然斜面	柴川(1)	山城町	柴川					
206	I-181	自然斜面	下瀬貝(1)	山城町	瀬貝					
207	I-182	自然斜面	大月(1)	山城町	大月					
208	I-183	自然斜面	大月上(1)	山城町	大月					
209	I-184	自然斜面	茂地(1)	山城町	茂地					
210	I-185	自然斜面	石尾(1)	山城町	小川谷					
211	I-186	自然斜面	内向(1)	山城町	小川谷					
212	I-187	自然斜面	金藤(1)	山城町	大野					
213	I-188	自然斜面	大寺(1)	山城町	大野		H23.03.24	168	H23.03.24	170
214	I-189	自然斜面	重国(1)	山城町	大野		H23.03.24	168	H23.03.24	170
215	I-190	自然斜面	泉の内(1)	山城町	信正					
216	I-191	自然斜面	川茂(1)	山城町	信正					
217	I-192	自然斜面	中ノ瀬西(1)	山城町	八千坊					
218	I-193	自然斜面	中ノ瀬西(2)	山城町	八千坊					
219	I-194	自然斜面	八千坊(1)	山城町	八千坊					
220	I-195	自然斜面	日浦	山城町	頼広					
221	I-196	自然斜面	陰(1)	山城町	頼広					
222	I-197	自然斜面	平野	山城町	平野					

No	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
223	I-198	自然斜面	黒川(1)	山城町	黒川					
224	I-199	自然斜面	日浦戸(1)	山城町	岩戸					
225	I-200	自然斜面	桑才(1)	山城町	岩戸	桑才				
226	I-201	自然斜面	城山(1)	山城町	黒川					
227	I-202	自然斜面	蔭岩戸(1)	山城町	岩戸					
228	I-203	自然斜面	都谷(1)	山城町	岩戸		H23.03.24	168	H23.03.24	170
229	I-204	自然斜面	引地(1)	山城町	引地		H23.03.24	168	H23.03.24	170
230	I-205	自然斜面	馬場(1)	山城町	末貞		H24.01.12	18	H24.01.12	19
231	I-206	自然斜面	大川持上(1)	山城町	大川持		H22.03.19	139	H22.03.19	140
232	I-207	自然斜面	大川持	山城町	大川持		H22.03.19	139	H22.03.19	140
233	I-208	自然斜面	川口(2)	山城町	引地		H23.03.24	168	H23.03.24	170
234	I-209	自然斜面	川口(1)	山城町	末貞		H23.03.24	168	H23.03.24	170
235	I-210	自然斜面	合路(1)	山城町	重実	(合路)				
236	I-211	自然斜面	梅の木(1)	山城町	重実	(梅の木)				
237	I-212	自然斜面	桑の溝(1)	山城町	重実	(桑の溝)				
238	I-213	自然斜面	殿野(1)	山城町	重実	(殿野)				
239	I-214	自然斜面	新角(1)	山城町	中野	(新角)				
240	I-215	自然斜面	中野(1)	山城町	中野	(中野)				
241	I-216	自然斜面	有宮(1)	山城町	白川	有宮				
242	I-217	自然斜面	白川(2)	山城町	白川	(白川)				
243	I-218	自然斜面	白川	山城町	白川	(白川)				
244	I-219	自然斜面	光兼(1)	山城町	光兼	(光兼)				
245	I-220	自然斜面	光兼名	山城町	光兼	(光兼名)				
246	I-221	自然斜面	川向(1)	山城町	光兼	(川向)				
247	I-222	自然斜面	仏子(1)	山城町	仏子	(仏子)				
248	I-223	自然斜面	尾又(1)	山城町	上名	尾又				
249	I-224	自然斜面	外口(1)	山城町	栗山	(外口)				
250	I-225	自然斜面	峰(1)	山城町	西宇	峰				
251	I-226	自然斜面	上西宇(1)	山城町	西宇	上西宇				
252	I-227	自然斜面	上西宇(2)	山城町	西宇	上西宇	H23.03.24	168	H23.03.24	170
253	I-228	自然斜面	大津(1)	山城町	西宇	大津				
254	I-229	自然斜面	水無下(1)	山城町	西宇	藤川	H23.03.24	168	H23.03.24	170
255	I-230	自然斜面	水無(1)	山城町	西宇	水無	H23.03.24	168	H23.03.24	170
256	I-231	自然斜面	長淵(1)	山城町	西宇	長淵	H20.12.11	730	H20.12.11	731
257	I-232	自然斜面	津屋(1)	山城町	上名	津屋	H20.12.11	730	H20.12.11	731
258	I-233	自然斜面	津屋(2)	山城町	上名	津屋	H20.12.11	730	H20.12.11	731
259	I-234	自然斜面	上名影(1)	山城町	上名	上名影	H23.03.24	168	H23.03.24	170
260	I-235	自然斜面	平(1)	山城町	上名	平	H20.12.11	730	H20.12.11	731
261	I-236	自然斜面	平上(1)	山城町	上名	平				
262	I-237	自然斜面	平上(2)	山城町	上名	平上	H18.07.04	780	H24.01.12	19
263	I-238	自然斜面	平上(3)	山城町	上名	平上	H20.12.11	730	H20.12.11	731
264	I-239	自然斜面	赤野谷(1)	山城町	上名	赤野谷				
265	I-240	自然斜面	内野尾(1)	山城町	上名	内野尾				
266	I-241	自然斜面	六呂木(1)	山城町	上名	六呂木				
267	I-242	自然斜面	柿野尾上(1)	山城町	上名	柿ノ尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
268	I-243	自然斜面	柿野尾下(1)	山城町	上名	柿ノ尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170

No	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
269	I-244	自然斜面	納屋	山城町	下名	納屋	H22.03.19	139	H22.03.19	140
270	I-245	自然斜面	日浦(3)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
271	I-246	自然斜面	日浦(2)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
272	I-247	自然斜面	日浦(1)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
273	I-248	自然斜面	川成	山城町	下名	川成	H22.03.19	139	H22.03.19	140
274	I-249	自然斜面	大黒(1)	山城町	下名	大黒	H22.03.19	139	H22.03.19	140
275	I-250	自然斜面	南日浦(1)	山城町	下名	南日浦				
276	I-251	自然斜面	川成(2)	山城町	下名	川成	H22.03.19	139	H22.03.19	140
277	I-252	自然斜面	茂地(2)	山城町	茂地					
278	I-253	自然斜面	黒川(2)	山城町	黒川					
279	I-254	自然斜面	大川持(2)	山城町	大川持		H22.03.19	139	H22.03.19	140
280	I-255	自然斜面	大川持(3)	山城町	大川持		H22.03.19	139	H22.03.19	140
281	I-256	自然斜面	引地(2)	山城町	味貞		H23.03.24	168	H23.03.24	170
282	I-257	自然斜面	西字(1)	山城町	西字	(西字)				
283	I-258	自然斜面	上西字(3)	山城町	西字	上西字				
284	I-259	自然斜面	シマノオ(1)	山城町	上名	シマノオ	H20.12.11	730	H20.12.11	731
285	I-260	自然斜面	赤野(1)	山城町	上名					
286	I-261	自然斜面	大和川(1)	山城町	大和川					
287	I-262	自然斜面	下川(1)	山城町	下川					
288	I-2017	人工斜面	平(2)	山城町	上名		H20.08.21	520	H20.08.21	524
289	I-414	自然斜面	栗寄	西祖谷山村		善徳(栗寄)				
290	I-415	自然斜面	下寄	西祖谷山村		善徳(下寄)				
291	I-416	自然斜面	郷鳴	西祖谷山村		善徳(郷鳴)	H23.03.24	168	H23.03.24	170
292	I-417	自然斜面	東の西(1)	西祖谷山村		善徳(東の西)	H23.03.24	168	H23.03.24	170
293	I-418	自然斜面	西の東	西祖谷山村		善徳(西の東)				
294	I-419	自然斜面	西の西(2)	西祖谷山村		善徳(西の西)				
295	I-420	自然斜面	西の西(1)	西祖谷山村		善徳(西の西)				
296	I-421	自然斜面	大久保(2)	西祖谷山村		善徳(大久保)				
297	I-422	自然斜面	大久保(1)	西祖谷山村		善徳(大久保)				
298	I-423	自然斜面	かずら橋	西祖谷山村		善徳(かずら橋)				
299	I-424	自然斜面	閑定(1)	西祖谷山村		(閑定)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
300	I-425	自然斜面	閑定(2)	西祖谷山村		(閑定)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
301	I-426	自然斜面	今久保	西祖谷山村		(今久保)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
302	I-427	自然斜面	中尾	西祖谷山村		(中尾)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
303	I-428	自然斜面	重末陰(2)	西祖谷山村		重末(重末陰)				
304	I-429	自然斜面	重末陰(1)	西祖谷山村		重末(重末陰)				
305	I-430	自然斜面	重末日浦	西祖谷山村		(重末)				
306	I-431	自然斜面	冥地(1)	西祖谷山村		(冥地)				
307	I-432	自然斜面	祖谷一字	西祖谷山村		一字(祖谷一字)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
308	I-433	自然斜面	祖谷一字(2)	西祖谷山村		一字(祖谷一字)	H20.12.11	730	-	-
309	I-434	自然斜面	一字北(2)	西祖谷山村		一字(一字北)	H20.09.16	541	H20.09.16	542
310	I-435	自然斜面	一字北(1)	西祖谷山村		一字(一字北)	H19.07.06	602	H20.12.11	731
311	I-436	自然斜面	田の内下	西祖谷山村		田の内(田の内下)				
312	I-437	自然斜面	尾井ノ内(1)	西祖谷山村		(尾井ノ内)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
313	I-438	自然斜面	戸の谷(1)	西祖谷山村		(戸の谷)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
314	I-439	自然斜面	尾井ノ内(2)	西祖谷山村		(尾井ノ内)	H22.06.17	362	H22.06.17	364

No	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
							警戒区域		特別警戒区域	
				旧市町村	町・字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号
315	I-440	自然斜面	西岡(2)	西祖谷山村		(西岡)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
316	I-441	自然斜面	西岡	西祖谷山村		(西岡)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
317	I-442	自然斜面	徳善東(1)	西祖谷山村		徳善(徳善東)				
318	I-443	自然斜面	徳善北	西祖谷山村		徳善(徳善北)				
319	I-444	自然斜面	込地区	西祖谷山村		徳善(込地区)				
320	I-445	自然斜面	徳善	西祖谷山村		(徳善)	H20.09.16	541	H20.09.16	542
321	I-446	自然斜面	徳善東(2)	西祖谷山村		徳善(徳善東)				
322	I-447	自然斜面	榎(1)	西祖谷山村		(榎)				
323	I-448	自然斜面	土日浦(1)	西祖谷山村		(土日浦)				
324	I-449	自然斜面	吾橋下(1)	西祖谷山村		下吾橋(吾橋下)	H23.03.24	168	H23.03.24	170
325	I-450	自然斜面	野地	西祖谷山村		上吾橋(野地)				
326	I-451	自然斜面	吾橋上	西祖谷山村		上吾橋(吾橋上)				
327	I-452	自然斜面	吾橋下(2)	西祖谷山村		下吾橋(吾橋下)				
328	I-453	自然斜面	谷間	西祖谷山村		有瀬(谷間)				
329	I-454	自然斜面	下有瀬(1)	西祖谷山村		有瀬				
330	I-455	自然斜面	下有瀬(2)	西祖谷山村		有瀬				
331	I-456	自然斜面	下有瀬(3)	西祖谷山村		有瀬				
332	I-457	自然斜面	有瀬(1)	西祖谷山村		有瀬				
333	I-458	自然斜面	有瀬上	西祖谷山村		有瀬				
334	I-459	自然斜面	一字北(3)	西祖谷山村		一字(一字北)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
335	I-352	自然斜面	名頃	東祖谷山村	菅生	(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
336	I-353	自然斜面	菅生奥	東祖谷山村	菅生	(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
337	I-354	自然斜面	菅生日浦	東祖谷山村	菅生	(日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
338	I-355	自然斜面	祖谷日浦	東祖谷山村	菅生	(日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
339	I-356	自然斜面	菅生下	東祖谷山村	菅生	(日浦下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
340	I-357	自然斜面	菅生陰	東祖谷山村		菅生陰	H21.05.20	310	H21.05.20	311
341	I-358	自然斜面	久保東下	東祖谷山村		久保(久保東)				
342	I-359	自然斜面	久保西上(2)	東祖谷山村		久保(久保西)				
343	I-360	自然斜面	久保西上(1)	東祖谷山村		久保(久保西)				
344	I-361	自然斜面	久保中	東祖谷山村		久保(久保西)				
345	I-362	自然斜面	久保西(1)	東祖谷山村		久保(久保西)				
346	I-363	自然斜面	西山中	東祖谷山村		西山				
347	I-364	自然斜面	西山下	東祖谷山村		西山				
348	I-365	自然斜面	西山(1)	東祖谷山村		西山				
349	I-366	自然斜面	西山(2)	東祖谷山村		西山				
350	I-367	自然斜面	落合南奥	東祖谷山村		久保(久保西)	H20.03.04	117	H20.03.04	117
351	I-368	自然斜面	祖谷落合	東祖谷山村		落合(落合南)				
352	I-369	自然斜面	落合西	東祖谷山村		落合(落合南)				
353	I-370	自然斜面	中上(1)	東祖谷山村		中上				
354	I-371	自然斜面	下瀬下(1)	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
355	I-372	自然斜面	下瀬	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
356	I-373	自然斜面	栗枝渡(1)	東祖谷山村		栗枝渡				
357	I-374	自然斜面	奥ノ井	東祖谷山村		奥ノ井				
358	I-375	自然斜面	栗枝渡(2)	東祖谷山村		栗枝渡				
359	I-376	自然斜面	栗枝渡(3)	東祖谷山村		栗枝渡				
360	I-377	自然斜面	京上(3)	東祖谷山村		京上				

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
361	I-378	自然斜面	京上(4)	東祖谷山村		京上				
362	I-379	自然斜面	京上(2)	東祖谷山村		京上				
363	I-380	自然斜面	京上	東祖谷山村		京上	H20.03.04	117	H20.03.04	117
364	I-381	自然斜面	大枝(1)	東祖谷山村		大枝				
365	I-382	自然斜面	若林	東祖谷山村		若林				
366	I-383	自然斜面	若林(2)	東祖谷山村		若林				
367	I-384	自然斜面	新居屋(1)	東祖谷山村		新居屋	H21.05.20	310	H21.05.20	311
368	I-385	自然斜面	麦生工(1)	東祖谷山村		麦生工				
369	I-386	自然斜面	阿佐(1)	東祖谷山村		阿佐				
370	I-387	自然斜面	小川上	東祖谷山村		小川				
371	I-388	自然斜面	檜尾(1)	東祖谷山村		檜尾				
372	I-389	自然斜面	和田上	東祖谷山村		和田	H18.11.10	1210	H21.05.20	311
373	I-390	自然斜面	和田中	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
374	I-391	自然斜面	和田下	東祖谷山村		和田	H21.05.20	310	H21.05.20	311
375	I-392	自然斜面	小島	東祖谷山村		小島				
376	I-393	自然斜面	小島(2)	東祖谷山村		小島				
377	I-394	自然斜面	下釣井(1)	東祖谷山村		釣井下				
378	I-395	自然斜面	下釣井(2)	東祖谷山村		釣井下				
379	I-396	自然斜面	釣井	東祖谷山村		釣井				
380	I-397	自然斜面	高野下	東祖谷山村		高野				
381	I-398	自然斜面	小川	東祖谷山村		小川				
382	I-399	自然斜面	小島(3)	東祖谷山村		小島				
383	I-400	自然斜面	大枝(2)	東祖谷山村		大枝				
384	I-401	自然斜面	若林(3)	東祖谷山村		若林				
385	I-402	自然斜面	下瀬上(1)	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
386	I-403	自然斜面	檜尾(2)	東祖谷山村		檜尾				
387	I-404	自然斜面	檜尾(3)	東祖谷山村		檜尾				
388	I-405	自然斜面	古味(1)	東祖谷山村		古味	H23.03.24	168	H23.03.24	170
389	I-406	自然斜面	中上(2)	東祖谷山村		中上				
390	I-407	自然斜面	落合南(1)	東祖谷山村		落合(落合南)				
391	I-408	自然斜面	落合南(2)	東祖谷山村		落合(落合南)				
392	I-409	自然斜面	久保東(1)	東祖谷山村		久保(久保東)				
393	I-410	自然斜面	菅生日浦下(1)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
394	I-411	自然斜面	名頃(2)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
395	I-412	自然斜面	名頃(3)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H18.11.10	1210	H20.12.11	731
396	I-413	自然斜面	檜尾(4)	東祖谷山村		檜尾				
397	I-2018	人工斜面	名頃(4)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
398	I-2019	人工斜面	久保西(2)	東祖谷山村		久保(久保西)	H20.03.04	117	H20.03.04	117

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
							警戒区域		特別警戒区域	
				旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
1	Ⅱ-1	自然斜面	花園中	三野町	太刀野山	花園中				
2	Ⅱ-2	自然斜面	花園窪	三野町	太刀野山	花園窪				
3	Ⅱ-3	自然斜面	大平	三野町	太刀野山	大平				
4	Ⅱ-4	自然斜面	井ノ久保(2)	三野町	太刀野山	井ノ久保				
5	Ⅱ-5	自然斜面	栗林下	三野町	太刀野山	栗林下				
6	Ⅱ-6	自然斜面	生賀(2)	三野町	太刀野山	生賀				
7	Ⅱ-7	自然斜面	生賀(3)	三野町	太刀野山	生賀				
8	Ⅱ-8	自然斜面	田野々(2)	三野町	太刀野山	田野々				
9	Ⅱ-9	自然斜面	田野々(3)	三野町	太刀野山	田野々				
10	Ⅱ-10	自然斜面	田野々(4)	三野町	太刀野山	田野々				
11	Ⅱ-11	自然斜面	峰(1)	三野町	太刀野山	峰				
12	Ⅱ-12	自然斜面	峰(2)	三野町	太刀野山	峰				
13	Ⅱ-13	自然斜面	峰(3)	三野町	太刀野山	峰				
14	Ⅱ-14	自然斜面	引地(2)	三野町	太刀野山	引地				
15	Ⅱ-15	自然斜面	引地(3)	三野町	太刀野山	引地				
16	Ⅱ-16	自然斜面	引地(4)	三野町	太刀野山	引地				
17	Ⅱ-17	自然斜面	引地(5)	三野町	太刀野山	引地				
18	Ⅱ-18	自然斜面	中窪(1)	三野町	太刀野山	中窪				
19	Ⅱ-19	自然斜面	中窪(2)	三野町	太刀野山	中窪				
20	Ⅱ-20	自然斜面	中窪(3)	三野町	太刀野山	中窪				
21	Ⅱ-21	自然斜面	中窪(4)	三野町	太刀野山	中窪				
22	Ⅱ-22	自然斜面	中窪(5)	三野町	太刀野山	中窪				
23	Ⅱ-23	自然斜面	日浦(1)	三野町	太刀野山	日浦				
24	Ⅱ-24	自然斜面	日浦(2)	三野町	太刀野山	日浦				
25	Ⅱ-25	自然斜面	日浦(3)	三野町	太刀野山	日浦				
26	Ⅱ-26	自然斜面	大屋敷(1)	三野町	太刀野山	大屋敷				
27	Ⅱ-27	自然斜面	大屋敷(2)	三野町	太刀野山	大屋敷				
28	Ⅱ-28	自然斜面	松尾	三野町	太刀野山	松尾				
29	Ⅱ-29	自然斜面	川又(4)	三野町	太刀野山	川又				
30	Ⅱ-30	自然斜面	川又(5)	三野町	太刀野山	川又				
31	Ⅱ-31	自然斜面	川又(6)	三野町	太刀野山	川又				
32	Ⅱ-32	自然斜面	川又(7)	三野町	太刀野山	川又				
33	Ⅱ-33	自然斜面	西明神	三野町	太刀野山	西明神				
34	Ⅱ-34	自然斜面	梅(1)	三野町	太刀野山	梅				
35	Ⅱ-35	自然斜面	梅(2)	三野町	太刀野山	梅				
36	Ⅱ-36	自然斜面	東明神	三野町	太刀野山	東明神				
37	Ⅱ-37	自然斜面	百合切(1)	三野町	太刀野山	百合切				
38	Ⅱ-38	自然斜面	百合切(2)	三野町	太刀野山	百合切				
39	Ⅱ-39	自然斜面	百合切(3)	三野町	太刀野山	百合切				
40	Ⅱ-40	自然斜面	上窪	三野町	太刀野山	上窪				
41	Ⅱ-41	自然斜面	蟬谷(1)	三野町	太刀野山	蟬谷				
42	Ⅱ-42	自然斜面	蟬谷(2)	三野町	太刀野山	蟬谷				
43	Ⅱ-43	自然斜面	東谷(2)	三野町	太刀野山	上窪				
44	Ⅱ-44	自然斜面	滝奥	三野町	太刀野山	滝奥				
45	Ⅱ-45	自然斜面	蔭浦(1)	三野町	加茂野宮	蔭浦				
46	Ⅱ-46	自然斜面	蔭浦(2)	三野町	加茂野宮	蔭浦				
47	Ⅱ-47	自然斜面	馬瓶(2)	三野町	太刀野山	馬瓶				
48	Ⅱ-48	自然斜面	馬瓶(3)	三野町	太刀野山	馬瓶				
49	Ⅱ-49	自然斜面	馬瓶(4)	三野町	太刀野山	馬瓶				
50	Ⅱ-50	自然斜面	東浦(1)	三野町	太刀野山	東浦				
51	Ⅱ-51	自然斜面	東浦(2)	三野町	太刀野山	東浦				
52	Ⅱ-52	自然斜面	東浦(3)	三野町	太刀野山	東浦				
53	Ⅱ-53	自然斜面	土釜	三野町	太刀野山	土釜				
54	Ⅱ-54	自然斜面	不動	三野町	太刀野	不動	H21. 03. 02	131	H21. 03. 02	134
55	Ⅱ-55	自然斜面	小太刀野	三野町	太刀野	小太刀野	H21. 03. 02	131	H21. 03. 02	134
56	Ⅱ-56	自然斜面	北西王地	三野町	加茂野宮	北西王地				



NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
57	Ⅱ-57	自然斜面	寺前	三野町	芝生	寺前				
58	Ⅱ-58	自然斜面	馬場	三野町	芝生	馬場				
59	Ⅱ-59	自然斜面	山田	三野町	清水	山田	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
60	Ⅱ-60	自然斜面	崎	三野町	清水	崎	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
61	Ⅱ-61	自然斜面	出地	三野町	清水	出地	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
62	Ⅱ-62	自然斜面	西久保(1)	三野町	勢力	西久保				
63	Ⅱ-63	自然斜面	西久保(2)	三野町	勢力	西久保				
64	Ⅱ-943	自然斜面	野津後	井川町	辻	野津後	H20. 12. 11	730	-	-
65	Ⅱ-944	自然斜面	新町(2)	井川町	辻	新町	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
66	Ⅱ-945	自然斜面	新町(3)	井川町	辻	新町	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
67	Ⅱ-946	自然斜面	大佐古(1)	井川町	辻	大佐古	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
68	Ⅱ-947	自然斜面	大佐古(2)	井川町	辻	大佐古	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
69	Ⅱ-948	自然斜面	田中	井川町	辻	田中	H22. 06. 17	362	H22. 06. 17	364
70	Ⅱ-949	自然斜面	片山(2)	井川町	辻	片山	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
71	Ⅱ-950	自然斜面	末(2)	井川町	西井川	末				
72	Ⅱ-951	自然斜面	相知(1)	井川町	西井川	相知				
73	Ⅱ-952	自然斜面	相知(2)	井川町	西井川	相知				
74	Ⅱ-953	自然斜面	相知(3)	井川町	西井川	相知				
75	Ⅱ-954	自然斜面	長尾(3)	井川町	西井川	長尾				
76	Ⅱ-955	自然斜面	長尾(4)	井川町	西井川	長尾				
77	Ⅱ-956	自然斜面	長尾(5)	井川町	西井川	長尾				
78	Ⅱ-957	自然斜面	長尾(6)	井川町	西井川	長尾				
79	Ⅱ-958	自然斜面	里川東(1)	井川町	西井川	里川東				
80	Ⅱ-959	自然斜面	里川東(2)	井川町	西井川	里川東				
81	Ⅱ-960	自然斜面	里川東(3)	井川町	西井川	里川東				
82	Ⅱ-961	自然斜面	里川西	井川町	西井川	里川西				
83	Ⅱ-962	自然斜面	里川本村(1)	井川町	西井川	里川本村				
84	Ⅱ-963	自然斜面	里川本村(2)	井川町	西井川	里川本村				
85	Ⅱ-964	自然斜面	流堂(2)	井川町	井内東	流堂				
86	Ⅱ-965	自然斜面	上吹(1)	井川町	井内東	上吹				
87	Ⅱ-966	自然斜面	上吹(2)	井川町	井内東	上吹				
88	Ⅱ-967	自然斜面	上吹(3)	井川町	井内東	上吹				
89	Ⅱ-968	自然斜面	上吹(4)	井川町	井内東	上吹				
90	Ⅱ-969	自然斜面	上正夫(2)	井川町	井内東	上正夫				
91	Ⅱ-970	自然斜面	上正夫(3)	井川町	井内東	上正夫				
92	Ⅱ-971	自然斜面	上正夫(4)	井川町	井内東	上正夫				
93	Ⅱ-972	自然斜面	下正夫(2)	井川町	井内東	下正夫				
94	Ⅱ-973	自然斜面	下正夫(3)	井川町	井内東	下正夫				
95	Ⅱ-974	自然斜面	下正夫(4)	井川町	井内東	下正夫				
96	Ⅱ-975	自然斜面	下正夫(5)	井川町	井内東	下正夫				
97	Ⅱ-976	自然斜面	下正夫(6)	井川町	井内東	下正夫				
98	Ⅱ-977	自然斜面	中正夫(2)	井川町	井内東	中正夫				
99	Ⅱ-978	自然斜面	大森(2)	井川町	井内東	大森				
100	Ⅱ-979	自然斜面	大森(3)	井川町	井内東	大森				
101	Ⅱ-980	自然斜面	井内(2)	井川町	井内東	井内				
102	Ⅱ-981	自然斜面	井内(3)	井川町	井内東	井内				
103	Ⅱ-982	自然斜面	井内(4)	井川町	井内東	井内				
104	Ⅱ-983	自然斜面	井内(5)	井川町	井内東	井内				
105	Ⅱ-984	自然斜面	倉石(1)	井川町	井内東	倉石				
106	Ⅱ-985	自然斜面	倉石(2)	井川町	井内東	倉石				
107	Ⅱ-986	自然斜面	倉石(3)	井川町	井内東	倉石				
108	Ⅱ-987	自然斜面	倉石(4)	井川町	井内東	倉石				
109	Ⅱ-988	自然斜面	倉石(5)	井川町	井内東	倉石				
110	Ⅱ-989	自然斜面	倉石(6)	井川町	井内東	倉石				
111	Ⅱ-990	自然斜面	倉石(7)	井川町	井内東	倉石				
112	Ⅱ-991	自然斜面	向(1)	井川町	井内東	向				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
113	Ⅱ-992	自然斜面	向(2)	井川町	井内東	向				
114	Ⅱ-993	自然斜面	向(3)	井川町	井内東	向				
115	Ⅱ-994	自然斜面	向(4)	井川町	井内東	向				
116	Ⅱ-995	自然斜面	向(5)	井川町	井内東	向				
117	Ⅱ-996	自然斜面	馬場(3)	井川町	井内東	馬場				
118	Ⅱ-997	自然斜面	馬場(4)	井川町	井内東	馬場				
119	Ⅱ-998	自然斜面	知行(2)	井川町	井内東	知行				
120	Ⅱ-999	自然斜面	知行(3)	井川町	井内東	知行				
121	Ⅱ-1000	自然斜面	知行(4)	井川町	井内東	知行				
122	Ⅱ-1001	自然斜面	知行(5)	井川町	井内東	知行				
123	Ⅱ-1002	自然斜面	知行(6)	井川町	井内東	知行				
124	Ⅱ-1003	自然斜面	知行(7)	井川町	井内東	知行				
125	Ⅱ-1004	自然斜面	知行(8)	井川町	井内東	知行				
126	Ⅱ-1005	自然斜面	知行(9)	井川町	井内東	知行				
127	Ⅱ-1006	自然斜面	知行(10)	井川町	井内東	知行				
128	Ⅱ-1007	自然斜面	平(2)	井川町	井内東	平				
129	Ⅱ-1008	自然斜面	桜(3)	井川町	井内東	桜				
130	Ⅱ-1009	自然斜面	桜(4)	井川町	井内東	桜				
131	Ⅱ-1010	自然斜面	桜(5)	井川町	井内東	桜				
132	Ⅱ-1011	自然斜面	岩坂(2)	井川町	井内東	岩坂				
133	Ⅱ-1012	自然斜面	岩坂(3)	井川町	井内東	岩坂				
134	Ⅱ-1013	自然斜面	冬(1)	井川町	井内東	冬				
135	Ⅱ-1014	自然斜面	冬(2)	井川町	井内東	冬				
136	Ⅱ-1015	自然斜面	下吹(2)	井川町	井内東	下吹				
137	Ⅱ-1016	自然斜面	下久保(2)	井川町	井内東	下久保				
138	Ⅱ-1017	自然斜面	下久保(3)	井川町	井内東	下久保				
139	Ⅱ-1018	自然斜面	下久保(4)	井川町	井内東	下久保				
140	Ⅱ-1019	自然斜面	浪内	井川町	井内西	安田				
141	Ⅱ-1020	自然斜面	三榎尾西(2)	井川町	井内西	三榎尾西				
142	Ⅱ-1021	自然斜面	三榎尾東(1)	井川町	井内西	三榎尾東				
143	Ⅱ-1022	自然斜面	三榎尾東(2)	井川町	井内西	三榎尾東				
144	Ⅱ-1023	自然斜面	三榎尾(1)	井川町	井内西	三榎尾				
145	Ⅱ-1024	自然斜面	三榎尾(2)	井川町	井内西	三榎尾				
146	Ⅱ-1025	自然斜面	上落倉(1)	井川町	井内西	上落倉				
147	Ⅱ-1026	自然斜面	上落倉(2)	井川町	井内西	上落倉				
148	Ⅱ-1027	自然斜面	安田(2)	井川町	井内西	安田				
149	Ⅱ-1028	自然斜面	下西ノ浦(3)	井川町	井内西	下西ノ浦				
150	Ⅱ-1029	自然斜面	下西ノ浦(4)	井川町	井内西	下西ノ浦				
151	Ⅱ-1030	自然斜面	下西ノ浦(5)	井川町	井内西	下西ノ浦				
152	Ⅱ-1031	自然斜面	上段地(1)	井川町	井内西	上段地				
153	Ⅱ-1032	自然斜面	上段地(2)	井川町	井内西	上段地				
154	Ⅱ-1033	自然斜面	上段地(3)	井川町	井内西	上段地				
155	Ⅱ-1034	自然斜面	下段地(1)	井川町	井内西	下段地				
156	Ⅱ-1035	自然斜面	下段地(2)	井川町	井内西	下段地				
157	Ⅱ-1036	自然斜面	下段地(3)	井川町	井内西	下段地				
158	Ⅱ-1037	自然斜面	北地(1)	井川町	井内西	北地				
159	Ⅱ-1038	自然斜面	北地(2)	井川町	井内西	北地				
160	Ⅱ-1039	自然斜面	北地(3)	井川町	井内西	北地				
161	Ⅱ-1040	自然斜面	北地(4)	井川町	井内西	北地				
162	Ⅱ-1041	自然斜面	北地(5)	井川町	井内西	北地				
163	Ⅱ-1042	自然斜面	北地(6)	井川町	井内西	北地				
164	Ⅱ-1043	自然斜面	北地(7)	井川町	井内西	北地				
165	Ⅱ-1044	自然斜面	北地(8)	井川町	井内西	北地				
166	Ⅱ-1045	自然斜面	杉ノ木(4)	井川町	井内西	杉ノ木				
167	Ⅱ-1046	自然斜面	杉ノ木(5)	井川町	井内西	杉ノ木				
168	Ⅱ-1047	自然斜面	馬路(2)	井川町	井内西	馬路				

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
169	Ⅱ-1048	自然斜面	吉木(2)	井川町	井内西	吉木				
170	Ⅱ-1049	自然斜面	吉木(3)	井川町	井内西	吉木	H22.03.19	139	H22.03.19	140
171	Ⅱ-1050	自然斜面	吉木(4)	井川町	井内西	吉木	H22.03.19	139	H22.03.19	140
172	Ⅱ-1051	自然斜面	井内中津(2)	井川町	井内西	井内中津	H22.03.19	139	H22.03.19	140
173	Ⅱ-1052	自然斜面	井内中津(3)	井川町	井内西	井内中津				
174	Ⅱ-1053	自然斜面	吉ノ木	井川町	井内西	吉ノ木				
175	Ⅱ-1054	自然斜面	上野住(1)	井川町	井内西	上野住				
176	Ⅱ-1055	自然斜面	上野住(2)	井川町	井内西	上野住				
177	Ⅱ-1056	自然斜面	上野住(3)	井川町	井内西	上野住				
178	Ⅱ-1057	自然斜面	上野住(4)	井川町	井内西	上野住				
179	Ⅱ-1058	自然斜面	上野住(5)	井川町	井内西	上野住				
180	Ⅱ-1059	自然斜面	上野住(6)	井川町	井内西	上野住				
181	Ⅱ-1060	自然斜面	上野住(7)	井川町	井内西	上野住				
182	Ⅱ-1061	自然斜面	上野住(8)	井川町	井内西	上野住				
183	Ⅱ-1062	自然斜面	下野住(1)	井川町	井内西	下野住				
184	Ⅱ-1063	自然斜面	下野住(2)	井川町	井内西	下野住				
185	Ⅱ-1064	自然斜面	下野住(3)	井川町	井内西	下野住				
186	Ⅱ-1065	自然斜面	下野住(4)	井川町	井内西	下野住				
187	Ⅱ-1066	自然斜面	下野住(5)	井川町	井内西	下野住				
188	Ⅱ-1067	自然斜面	下野住(6)	井川町	井内西	下野住				
189	Ⅱ-1068	自然斜面	上西ノ浦(3)	井川町	井内西	上西ノ浦				
190	Ⅱ-1069	自然斜面	上西ノ浦(4)	井川町	井内西	上西ノ浦				
191	Ⅱ-1070	自然斜面	上西ノ浦(5)	井川町	井内西	上西ノ浦				
192	Ⅱ-1071	自然斜面	上西ノ浦(6)	井川町	井内西	上西ノ浦				
193	Ⅱ-1072	自然斜面	上西ノ浦(7)	井川町	井内西	上西ノ浦				
194	Ⅱ-1073	自然斜面	西ノ浦(1)	井川町	井内西	西ノ浦				
195	Ⅱ-1074	自然斜面	西ノ浦(2)	井川町	井内西	西ノ浦				
196	Ⅱ-1075	自然斜面	駒倉(1)	井川町	井内西	駒倉				
197	Ⅱ-1076	自然斜面	駒倉(2)	井川町	井内西	駒倉				
198	Ⅱ-1077	自然斜面	駒倉(3)	井川町	井内西	駒倉				
199	Ⅱ-1078	自然斜面	駒倉(4)	井川町	井内西	駒倉				
200	Ⅱ-1079	自然斜面	駒倉(5)	井川町	井内西	駒倉				
201	Ⅱ-1080	自然斜面	駒倉(6)	井川町	井内西	駒倉				
202	Ⅱ-1081	自然斜面	駒倉(7)	井川町	井内西	駒倉				
203	Ⅱ-1082	自然斜面	駒倉(8)	井川町	井内西	駒倉				
204	Ⅱ-1083	自然斜面	下影(2)	井川町	井内西	下影				
205	Ⅱ-1084	自然斜面	色原(1)	井川町	井内西	色原				
206	Ⅱ-1085	自然斜面	色原(2)	井川町	井内西	色原				
207	Ⅱ-1086	自然斜面	色原(3)	井川町	井内西	色原				
208	Ⅱ-1087	自然斜面	色原(4)	井川町	井内西	色原				
209	Ⅱ-1088	自然斜面	色原(5)	井川町	井内西	色原				
210	Ⅱ-1089	自然斜面	色原(6)	井川町	井内西	色原				
211	Ⅱ-1090	自然斜面	荒倉(2)	井川町	井内西	荒倉				
212	Ⅱ-1091	自然斜面	荒倉(3)	井川町	井内西	荒倉				
213	Ⅱ-1092	自然斜面	荒倉(4)	井川町	井内西	荒倉				
214	Ⅱ-1093	自然斜面	荒倉(5)	井川町	井内西	荒倉				
215	Ⅱ-1094	自然斜面	荒倉(6)	井川町	井内西	荒倉				
216	Ⅱ-153	自然斜面	シンヤマ(1)	池田町	シンヤマ					
217	Ⅱ-154	自然斜面	シンヤマ(2)	池田町	シンヤマ					
218	Ⅱ-155	自然斜面	シンヤマ(3)	池田町	シンヤマ					
219	Ⅱ-156	自然斜面	シンヤマ(4)	池田町	シンヤマ					
220	Ⅱ-157	自然斜面	サラダ	池田町	サラダ					
221	Ⅱ-158	自然斜面	東町	池田町	シマ・マチ					
222	Ⅱ-159	自然斜面	水木町(2)	池田町	トウゲ	水木町				
223	Ⅱ-160	自然斜面	クヤウジ	池田町	クヤウジ					
224	Ⅱ-161	自然斜面	ウマバ(3)	池田町	白地	ウマバ				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
225	Ⅱ-162	自然斜面	ウマバ(4)	池田町	白地	ウマバ				
226	Ⅱ-163	自然斜面	ウマバ(5)	池田町	白地	ウマバ				
227	Ⅱ-164	自然斜面	ウマバ(6)	池田町	白地	ウマバ				
228	Ⅱ-165	自然斜面	ウマバ(7)	池田町	白地	ウマバ				
229	Ⅱ-166	自然斜面	ウマバ(8)	池田町	白地	ウマバ				
230	Ⅱ-167	自然斜面	ウマバ(9)	池田町	白地	ウマバ				
231	Ⅱ-168	自然斜面	敷ノ上	池田町	白地	ウマバ				
232	Ⅱ-169	自然斜面	白地峰(1)	池田町	白地	井ノ久保				
233	Ⅱ-170	自然斜面	白地峰(2)	池田町	白地	井ノ久保				
234	Ⅱ-171	自然斜面	白地峰(3)	池田町	白地	井ノ久保				
235	Ⅱ-172	自然斜面	井ノ久保(6)	池田町	白地	井ノ久保				
236	Ⅱ-173	自然斜面	井ノ久保(7)	池田町	白地	井ノ久保				
237	Ⅱ-174	自然斜面	井ノ久保(8)	池田町	白地	井ノ久保				
238	Ⅱ-175	自然斜面	井ノ久保(9)	池田町	白地	井ノ久保				
239	Ⅱ-176	自然斜面	井ノ久保(10)	池田町	白地	井ノ久保				
240	Ⅱ-177	自然斜面	井ノ久保(11)	池田町	白地	井ノ久保				
241	Ⅱ-178	自然斜面	井ノ久保(12)	池田町	白地	井ノ久保				
242	Ⅱ-179	自然斜面	井ノ久保(13)	池田町	白地	井ノ久保				
243	Ⅱ-180	自然斜面	井ノ久保(14)	池田町	白地	井ノ久保				
244	Ⅱ-181	自然斜面	井ノ久保(15)	池田町	白地	井ノ久保				
245	Ⅱ-182	自然斜面	井ノ久保(16)	池田町	白地	井ノ久保				
246	Ⅱ-183	自然斜面	井ノ久保(17)	池田町	白地	井ノ久保				
247	Ⅱ-184	自然斜面	井ノ久保(18)	池田町	白地	井ノ久保				
248	Ⅱ-185	自然斜面	井ノ久保(19)	池田町	白地	井ノ久保				
249	Ⅱ-186	自然斜面	井ノ久保(20)	池田町	白地	井ノ久保				
250	Ⅱ-187	自然斜面	井ノ久保(21)	池田町	白地	井ノ久保				
251	Ⅱ-188	自然斜面	上野呂内(3)	池田町	白地	ノロウチ				
252	Ⅱ-189	自然斜面	上野呂内(4)	池田町	白地	ノロウチ				
253	Ⅱ-190	自然斜面	上野呂内(5)	池田町	白地	ノロウチ				
254	Ⅱ-191	自然斜面	上野呂内(6)	池田町	白地	ノロウチ				
255	Ⅱ-192	自然斜面	上野呂内(7)	池田町	白地	ノロウチ				
256	Ⅱ-193	自然斜面	上野呂内(8)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
257	Ⅱ-194	自然斜面	上野呂内(9)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
258	Ⅱ-195	自然斜面	上野呂内(10)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
259	Ⅱ-196	自然斜面	上野呂内(11)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
260	Ⅱ-197	自然斜面	上野呂内(12)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
261	Ⅱ-198	自然斜面	上野呂内(13)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
262	Ⅱ-199	自然斜面	上野呂内(14)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
263	Ⅱ-200	自然斜面	上野呂内(15)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
264	Ⅱ-201	自然斜面	上野呂内(16)	池田町	白地	ノロウチ	H21.03.02	131	H21.03.02	134
265	Ⅱ-202	自然斜面	上野呂内(17)	池田町	白地	ノロウチ				
266	Ⅱ-203	自然斜面	上野呂内(18)	池田町	白地	ノロウチ				
267	Ⅱ-204	自然斜面	上野呂内(19)	池田町	白地	ノロウチ				
268	Ⅱ-205	自然斜面	上野呂内(20)	池田町	白地	ノロウチ				
269	Ⅱ-206	自然斜面	上野呂内(21)	池田町	白地	ノロウチ				
270	Ⅱ-207	自然斜面	上野呂内(22)	池田町	白地	ノロウチ				
271	Ⅱ-208	自然斜面	上野呂内(23)	池田町	白地	ノロウチ				
272	Ⅱ-209	自然斜面	上野呂内(24)	池田町	白地	ノロウチ				
273	Ⅱ-210	自然斜面	上野呂内(25)	池田町	白地	ノロウチ				
274	Ⅱ-211	自然斜面	上野呂内(26)	池田町	白地	ノロウチ				
275	Ⅱ-212	自然斜面	上野呂内(27)	池田町	白地	ノロウチ				
276	Ⅱ-213	自然斜面	本名(4)	池田町	白地	本名	H24.01.12	18	H24.01.12	19
277	Ⅱ-214	自然斜面	本名(5)	池田町	白地	本名	H24.01.12	18	H24.01.12	19
278	Ⅱ-215	自然斜面	本名(6)	池田町	白地	本名	H22.03.19	139	H22.03.19	140
279	Ⅱ-216	自然斜面	本名(7)	池田町	白地	本名				
280	Ⅱ-217	自然斜面	本名(8)	池田町	白地	本名				

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
281	Ⅱ-218	自然斜面	本名(9)	池田町	白地	本名				
282	Ⅱ-219	自然斜面	本名(10)	池田町	白地	本名				
283	Ⅱ-220	自然斜面	フコヲベ(2)	池田町	白地	フコヲベ				
284	Ⅱ-221	自然斜面	フコヲベ(3)	池田町	白地	フコヲベ				
285	Ⅱ-222	自然斜面	フコヲベ(4)	池田町	白地	フコヲベ				
286	Ⅱ-223	自然斜面	フコヲベ(5)	池田町	白地	フコヲベ				
287	Ⅱ-224	自然斜面	フコヲベ(6)	池田町	白地	フコヲベ				
288	Ⅱ-225	自然斜面	フコヲベ(7)	池田町	白地	フコヲベ				
289	Ⅱ-226	自然斜面	フコヲベ(8)	池田町	白地	フコヲベ				
290	Ⅱ-227	自然斜面	フコヲベ(9)	池田町	白地	フコヲベ				
291	Ⅱ-228	自然斜面	フコヲベ(10)	池田町	白地	フコヲベ				
292	Ⅱ-229	自然斜面	フコヲベ(11)	池田町	白地	フコヲベ				
293	Ⅱ-230	自然斜面	フコヲベ(12)	池田町	白地	フコヲベ				
294	Ⅱ-231	自然斜面	フコヲベ(13)	池田町	白地	フコヲベ				
295	Ⅱ-232	自然斜面	フコヲベ(14)	池田町	白地	フコヲベ				
296	Ⅱ-233	自然斜面	フコヲベ(1)	池田町	白地	フコヲベ				
297	Ⅱ-234	自然斜面	大和川(1)	池田町	白地	大和川				
298	Ⅱ-235	自然斜面	大和川(2)	池田町	白地	大和川				
299	Ⅱ-236	自然斜面	大和川(3)	池田町	白地	大和川				
300	Ⅱ-237	自然斜面	大和川(4)	池田町	白地	大和川				
301	Ⅱ-238	自然斜面	大和川(5)	池田町	白地	大和川				
302	Ⅱ-239	自然斜面	大和川(6)	池田町	白地	大和川				
303	Ⅱ-240	自然斜面	大和川(7)	池田町	白地	大和川				
304	Ⅱ-241	自然斜面	大和川(8)	池田町	白地	大和川				
305	Ⅱ-242	自然斜面	大和川(9)	池田町	白地	大和川				
306	Ⅱ-243	自然斜面	西ノ端(1)	池田町	州津	西ノ端				
307	Ⅱ-244	自然斜面	西ノ端(2)	池田町	州津	西ノ端				
308	Ⅱ-245	自然斜面	西ノ端(3)	池田町	州津	西ノ端				
309	Ⅱ-246	自然斜面	井関(2)	池田町	州津	井関	未指定		未指定	
310	Ⅱ-247	自然斜面	片山(1)	池田町	州津	片山	未指定		未指定	
311	Ⅱ-248	自然斜面	片山(2)	池田町	州津	片山	未指定		未指定	
312	Ⅱ-249	自然斜面	宮ノ久保	池田町	州津	宮ノ久保	未指定		未指定	
313	Ⅱ-250	自然斜面	イタノ	池田町	イタノ					
314	Ⅱ-251	自然斜面	久保上(1)	池田町	西山	久保上				
315	Ⅱ-252	自然斜面	久保上(2)	池田町	西山	久保上				
316	Ⅱ-253	自然斜面	引地ヶ尾(1)	池田町	西山	引地ヶ尾				
317	Ⅱ-254	自然斜面	引地ヶ尾(2)	池田町	西山	引地ヶ尾				
318	Ⅱ-255	自然斜面	床西(1)	池田町	西山	床西				
319	Ⅱ-256	自然斜面	床西(2)	池田町	西山	床西				
320	Ⅱ-257	自然斜面	床西(3)	池田町	西山	床西				
321	Ⅱ-258	自然斜面	床西(4)	池田町	西山	床西				
322	Ⅱ-259	自然斜面	神田	池田町	西山	神田				
323	Ⅱ-260	自然斜面	下野呂内西(1)	池田町	西山	乳ノ木道北				
324	Ⅱ-261	自然斜面	下野呂内西(2)	池田町	西山	乳ノ木道北				
325	Ⅱ-262	自然斜面	下野呂内西(3)	池田町	西山	乳ノ木道北				
326	Ⅱ-263	自然斜面	下野呂内西(4)	池田町	西山	乳ノ木道北				
327	Ⅱ-264	自然斜面	下野呂内(2)	池田町	西山	乳ノ木道北				
328	Ⅱ-265	自然斜面	下野呂内(3)	池田町	西山	乳ノ木道北				
329	Ⅱ-266	自然斜面	下野呂内(4)	池田町	西山	乳ノ木道北				
330	Ⅱ-267	自然斜面	西谷(1)	池田町	西山	西谷				
331	Ⅱ-268	自然斜面	西谷(2)	池田町	西山	西谷				
332	Ⅱ-269	自然斜面	西谷(3)	池田町	西山	西谷				
333	Ⅱ-270	自然斜面	西谷(4)	池田町	西山	西谷				
334	Ⅱ-271	自然斜面	西谷(5)	池田町	西山	西谷				
335	Ⅱ-272	自然斜面	西谷(6)	池田町	西山	西谷				
336	Ⅱ-273	自然斜面	西谷(7)	池田町	西山	西谷				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
337	Ⅱ-274	自然斜面	乳ノ木(1)	池田町	西山	乳ノ木				
338	Ⅱ-275	自然斜面	乳ノ木(2)	池田町	西山	乳ノ木				
339	Ⅱ-276	自然斜面	岸ノ上(1)	池田町	西山	岸ノ上				
340	Ⅱ-277	自然斜面	岸ノ上(2)	池田町	西山	岸ノ上				
341	Ⅱ-278	自然斜面	中塚	池田町	西山	中塚				
342	Ⅱ-279	自然斜面	下ノ浦(1)	池田町	西山	下ノ浦				
343	Ⅱ-280	自然斜面	下ノ浦(2)	池田町	西山	下ノ浦				
344	Ⅱ-281	自然斜面	登り尾	池田町	西山	登り尾				
345	Ⅱ-282	自然斜面	込野(1)	池田町	西山	込野				
346	Ⅱ-283	自然斜面	込野(2)	池田町	西山	込野				
347	Ⅱ-284	自然斜面	込野(3)	池田町	西山	込野				
348	Ⅱ-285	自然斜面	込野(4)	池田町	西山	込野				
349	Ⅱ-286	自然斜面	西ノ上	池田町	西山	西ノ上				
350	Ⅱ-287	自然斜面	笹塚	池田町	西山	笹塚				
351	Ⅱ-288	自然斜面	宮ノ前	池田町	西山	宮ノ前				
352	Ⅱ-289	自然斜面	滝端(1)	池田町	西山	滝端				
353	Ⅱ-290	自然斜面	滝端(2)	池田町	西山	滝端				
354	Ⅱ-291	自然斜面	滝端(3)	池田町	西山	滝端				
355	Ⅱ-292	自然斜面	久良羅	池田町	西山	久良羅				
356	Ⅱ-293	自然斜面	林	池田町	西山	林				
357	Ⅱ-294	自然斜面	石休場	池田町	西山	石休場				
358	Ⅱ-295	自然斜面	木屋床	池田町	西山	木屋床				
359	Ⅱ-296	自然斜面	坪尻	池田町	西山	坪尻				
360	Ⅱ-297	自然斜面	峰ノ久保(1)	池田町	西山	峰ノ久保				
361	Ⅱ-298	自然斜面	峰ノ久保(2)	池田町	西山	峰ノ久保				
362	Ⅱ-299	自然斜面	峰ノ久保(3)	池田町	西山	峰ノ久保				
363	Ⅱ-300	自然斜面	峰ノ久保(4)	池田町	西山	峰ノ久保				
364	Ⅱ-301	自然斜面	峰ノ久保(5)	池田町	西山	峰ノ久保				
365	Ⅱ-302	自然斜面	中岡(1)	池田町	西山	中岡				
366	Ⅱ-303	自然斜面	中岡(2)	池田町	西山	中岡				
367	Ⅱ-304	自然斜面	山神の上	池田町	西山	山神の上				
368	Ⅱ-305	自然斜面	堂面(2)	池田町	馬路	堂面				
369	Ⅱ-306	自然斜面	堂面(3)	池田町	馬路	堂面				
370	Ⅱ-307	自然斜面	堂面(4)	池田町	馬路	堂面				
371	Ⅱ-308	自然斜面	堂面(5)	池田町	馬路	堂面				
372	Ⅱ-309	自然斜面	烏帽子尾(1)	池田町	馬路	烏帽子尾				
373	Ⅱ-310	自然斜面	烏帽子尾(2)	池田町	馬路	烏帽子尾				
374	Ⅱ-311	自然斜面	蔭ノ前	池田町	馬路	蔭ノ前				
375	Ⅱ-312	自然斜面	横持(1)	池田町	馬路	横持				
376	Ⅱ-313	自然斜面	横持(2)	池田町	馬路	横持				
377	Ⅱ-314	自然斜面	横持(3)	池田町	馬路	横持				
378	Ⅱ-315	自然斜面	龍登	池田町	馬路	龍登				
379	Ⅱ-316	自然斜面	桜淵(1)	池田町	馬路	桜淵				
380	Ⅱ-317	自然斜面	桜淵(2)	池田町	馬路	桜淵				
381	Ⅱ-318	自然斜面	竹ノ内	池田町	馬路	竹ノ内				
382	Ⅱ-319	自然斜面	双子布(1)	池田町	馬路	双子布				
383	Ⅱ-320	自然斜面	双子布(2)	池田町	馬路	双子布				
384	Ⅱ-321	自然斜面	西之坊	池田町	馬路	西之坊				
385	Ⅱ-322	自然斜面	底之谷	池田町	馬路	底之谷				
386	Ⅱ-323	自然斜面	五軒	池田町	馬路	五軒				
387	Ⅱ-324	自然斜面	水之久保	池田町	馬路	水之久保				
388	Ⅱ-325	自然斜面	大泉(1)	池田町	馬路	大泉				
389	Ⅱ-326	自然斜面	大泉(2)	池田町	馬路	大泉				
390	Ⅱ-327	自然斜面	丸畠	池田町	中西	丸畠	H24. 01. 12	18	H24. 01. 12	19
391	Ⅱ-328	自然斜面	ナガタ	池田町	中西	ナガタ				
392	Ⅱ-329	自然斜面	サキヤマダ	池田町	中西	サキヤマダ				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
393	Ⅱ-330	自然斜面	フロノタニ	池田町	中西	フロノタニ				
398	Ⅱ-331	自然斜面	フジグロ	池田町	中西	フジグロ				
399	Ⅱ-332	自然斜面	フナイシ(1)	池田町	中西	フナイシ				
400	Ⅱ-333	自然斜面	フナイシ(2)	池田町	中西	フナイシ				
401	Ⅱ-334	自然斜面	イバ(2)	池田町	中西	イバ	H21.08.21	520	H21.08.21	524
402	Ⅱ-335	自然斜面	ヤマバタ	池田町	中西	ヤマバタ				
403	Ⅱ-336	自然斜面	サルガワ	池田町	中西	サルガワ				
404	Ⅱ-337	自然斜面	アイノフチ	池田町	中西	アイノフチ				
405	Ⅱ-338	自然斜面	コヤシキ	池田町	中西	コヤシキ				
406	Ⅱ-339	自然斜面	ウエマツ	池田町	中西	ウエマツ				
407	Ⅱ-340	自然斜面	ハヤシ(2)	池田町	ハヤシ					
408	Ⅱ-341	自然斜面	ハヤシ(3)	池田町	ハヤシ					
409	Ⅱ-342	自然斜面	古宮(1)	池田町	漆川	古宮				
410	Ⅱ-343	自然斜面	古宮(2)	池田町	漆川	古宮				
411	Ⅱ-344	自然斜面	下川原	池田町	漆川	下川原				
412	Ⅱ-345	自然斜面	森脇(1)	池田町	漆川	森脇				
413	Ⅱ-346	自然斜面	森脇(2)	池田町	漆川	森脇				
414	Ⅱ-347	自然斜面	トウ谷(1)	池田町	漆川	トウ谷				
415	Ⅱ-348	自然斜面	トウ谷(2)	池田町	漆川	トウ谷				
416	Ⅱ-349	自然斜面	ササ尾	池田町	漆川	ササ尾				
417	Ⅱ-350	自然斜面	西コヤシ	池田町	漆川	西コヤシ				
418	Ⅱ-351	自然斜面	寺内	池田町	漆川	寺内				
419	Ⅱ-352	自然斜面	桑内(1)	池田町	漆川	桑内				
420	Ⅱ-353	自然斜面	桑内(2)	池田町	漆川	桑内				
421	Ⅱ-354	自然斜面	土井(1)	池田町	漆川	土井				
422	Ⅱ-355	自然斜面	土井(2)	池田町	漆川	土井				
423	Ⅱ-356	自然斜面	土井(3)	池田町	漆川	土井				
424	Ⅱ-357	自然斜面	カラヤシキ	池田町	漆川	カラヤシキ				
425	Ⅱ-358	自然斜面	コマシゴエ(1)	池田町	漆川	コマシゴエ				
426	Ⅱ-359	自然斜面	コマシゴエ(2)	池田町	漆川	コマシゴエ				
427	Ⅱ-360	自然斜面	コマシゴエ(3)	池田町	漆川	コマシゴエ				
428	Ⅱ-361	自然斜面	コマシゴエ(4)	池田町	漆川	コマシゴエ				
429	Ⅱ-362	自然斜面	亀地	池田町	漆川	亀地				
430	Ⅱ-363	自然斜面	小林(1)	池田町	漆川	小林				
431	Ⅱ-364	自然斜面	小林(2)	池田町	漆川	小林				
432	Ⅱ-365	自然斜面	小林(3)	池田町	漆川	小林				
433	Ⅱ-366	自然斜面	小林(4)	池田町	漆川	小林				
434	Ⅱ-367	自然斜面	小林(5)	池田町	漆川	小林				
435	Ⅱ-368	自然斜面	石神	池田町	漆川	石神				
436	Ⅱ-369	自然斜面	岡田	池田町	漆川	岡田				
437	Ⅱ-370	自然斜面	モリワキ	池田町	漆川	モリワキ				
438	Ⅱ-371	自然斜面	ナカムラ	池田町	漆川	ナカムラ				
439	Ⅱ-372	自然斜面	田尾	池田町	漆川	田尾				
440	Ⅱ-373	自然斜面	キシダ(1)	池田町	漆川	キシダ				
441	Ⅱ-374	自然斜面	キシダ(2)	池田町	漆川	キシダ				
442	Ⅱ-375	自然斜面	シモヤシキ(1)	池田町	漆川	シモヤシキ				
443	Ⅱ-376	自然斜面	シモヤシキ(2)	池田町	漆川	シモヤシキ				
444	Ⅱ-377	自然斜面	シモヤシキ(3)	池田町	漆川	シモヤシキ				
445	Ⅱ-378	自然斜面	栃野	池田町	漆川	栃野				
446	Ⅱ-379	自然斜面	天王	池田町	漆川	天王				
447	Ⅱ-380	自然斜面	カゲ(1)	池田町	漆川	カゲ				
448	Ⅱ-381	自然斜面	カゲ(2)	池田町	漆川	カゲ				
449	Ⅱ-382	自然斜面	カゲ(3)	池田町	漆川	カゲ				
450	Ⅱ-383	自然斜面	カゲ(4)	池田町	漆川	カゲ				
451	Ⅱ-384	自然斜面	ヤスノトラ	池田町	漆川	ヤスノトラ				
452	Ⅱ-385	自然斜面	大川	池田町	漆川	大川北				

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
							警戒区域		特別警戒区域	
				旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
453	Ⅱ-386	自然斜面	イシタテ(1)	池田町	漆川	イシタテ				
454	Ⅱ-387	自然斜面	イシタテ(2)	池田町	漆川	イシタテ				
455	Ⅱ-388	自然斜面	勘内(1)	池田町	漆川	勘内				
456	Ⅱ-389	自然斜面	勘内(2)	池田町	漆川	勘内				
457	Ⅱ-390	自然斜面	勘内(3)	池田町	漆川	勘内				
458	Ⅱ-391	自然斜面	カゲノ(1)	池田町	漆川	カゲノ				
459	Ⅱ-392	自然斜面	カゲノ(2)	池田町	漆川	カゲノ				
460	Ⅱ-393	自然斜面	カゲノ(3)	池田町	漆川	カゲノ				
461	Ⅱ-394	自然斜面	カゲノ(4)	池田町	漆川	カゲノ				
462	Ⅱ-395	自然斜面	カゲノ(5)	池田町	漆川	カゲノ				
463	Ⅱ-396	自然斜面	柳倉	池田町	漆川	柳倉				
464	Ⅱ-397	自然斜面	ミズタニ(1)	池田町	漆川	ミズタニ				
465	Ⅱ-398	自然斜面	ミズタニ(2)	池田町	漆川	ミズタニ				
466	Ⅱ-399	自然斜面	北沼谷(1)	池田町	佐野	北沼谷				
467	Ⅱ-400	自然斜面	北沼谷(2)	池田町	佐野	北沼谷				
468	Ⅱ-401	自然斜面	北沼谷(3)	池田町	佐野	北沼谷				
469	Ⅱ-402	自然斜面	北沼谷(4)	池田町	佐野	北沼谷				
470	Ⅱ-403	自然斜面	北沼谷(5)	池田町	佐野	北沼谷				
471	Ⅱ-404	自然斜面	北沼谷(6)	池田町	佐野	北沼谷				
472	Ⅱ-405	自然斜面	高毛	池田町	佐野	高毛				
473	Ⅱ-406	自然斜面	西ノ向(1)	池田町	佐野	西ノ向	H20.12.11	730	H20.12.11	731
474	Ⅱ-407	自然斜面	西ノ向(2)	池田町	佐野	西ノ向	H20.12.11	730	H20.12.11	731
475	Ⅱ-408	自然斜面	福田井	池田町	佐野	福田井	H20.03.04	117	H20.03.04	117
476	Ⅱ-409	自然斜面	夫婦岩	池田町	佐野	夫婦岩	H20.03.04	117	H20.03.04	117
477	Ⅱ-410	自然斜面	西三谷	池田町	佐野	西三谷				
478	Ⅱ-411	自然斜面	花ノ木	池田町	佐野	花ノ木				
479	Ⅱ-412	自然斜面	西沼谷(1)	池田町	佐野	西沼谷				
480	Ⅱ-413	自然斜面	西沼谷(2)	池田町	佐野	西沼谷				
481	Ⅱ-414	自然斜面	南大境(1)	池田町	佐野	南大境				
482	Ⅱ-415	自然斜面	南大境(2)	池田町	佐野	南大境				
483	Ⅱ-416	自然斜面	入堂窪(1)	池田町	佐野	入堂窪				
484	Ⅱ-417	自然斜面	入堂窪(2)	池田町	佐野	入堂窪				
485	Ⅱ-418	自然斜面	立石(1)	池田町	佐野	立石				
486	Ⅱ-419	自然斜面	立石(2)	池田町	佐野	立石				
487	Ⅱ-420	自然斜面	大坪	池田町	佐野	大坪				
488	Ⅱ-421	自然斜面	下根引(1)	池田町	佐野	下根引				
489	Ⅱ-422	自然斜面	下根引(2)	池田町	佐野	下根引				
490	Ⅱ-423	自然斜面	上根引(1)	池田町	佐野	上根引				
491	Ⅱ-424	自然斜面	上根引(2)	池田町	佐野	上根引				
492	Ⅱ-425	自然斜面	大宗谷(1)	池田町	佐野	大宗谷	H20.12.11	730	H20.12.11	731
493	Ⅱ-426	自然斜面	大宗谷(2)	池田町	佐野	大宗谷	H20.12.11	730	H20.12.11	731
494	Ⅱ-427	自然斜面	大宗谷(3)	池田町	佐野	大宗谷				
495	Ⅱ-428	自然斜面	大上(1)	池田町	佐野	大上				
496	Ⅱ-429	自然斜面	大上(2)	池田町	佐野	大上				
497	Ⅱ-430	自然斜面	大上(3)	池田町	佐野	大上				
498	Ⅱ-431	自然斜面	大上(4)	池田町	佐野	大上				
499	Ⅱ-432	自然斜面	大上(5)	池田町	佐野	大上				
500	Ⅱ-433	自然斜面	有安谷	池田町	佐野	有安谷				
501	Ⅱ-434	自然斜面	堂ノ本	池田町	佐野	堂ノ本				
502	Ⅱ-435	自然斜面	中岡(2)	池田町	佐野	中岡				
503	Ⅱ-436	自然斜面	中岡(3)	池田町	佐野	中岡				
504	Ⅱ-437	自然斜面	宮平(2)	池田町	大和	宮平				
505	Ⅱ-438	自然斜面	宮平影(1)	池田町	大和	宮平影				
506	Ⅱ-439	自然斜面	宮平影(2)	池田町	大和	宮平影				
507	Ⅱ-440	自然斜面	下大田(2)	池田町	大和	下大田				
508	Ⅱ-441	自然斜面	下大田(3)	池田町	大和	下大田				



NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
509	Ⅱ-442	自然斜面	下大田(4)	池田町	大利	下大田				
510	Ⅱ-443	自然斜面	下大田(5)	池田町	大利	下大田				
511	Ⅱ-444	自然斜面	出合(1)	池田町	大利	出合				
512	Ⅱ-445	自然斜面	出合(2)	池田町	大利	出合				
513	Ⅱ-446	自然斜面	油田(1)	池田町	大利	油田				
514	Ⅱ-447	自然斜面	油田(2)	池田町	大利	油田				
515	Ⅱ-448	自然斜面	油田(3)	池田町	大利	油田				
516	Ⅱ-449	自然斜面	成中(1)	池田町	大利	成中				
517	Ⅱ-450	自然斜面	成中(2)	池田町	大利	成中				
518	Ⅱ-451	自然斜面	成中(3)	池田町	大利	成中				
519	Ⅱ-452	自然斜面	久尾(2)	池田町	大利	久尾				
520	Ⅱ-453	自然斜面	久尾(3)	池田町	大利	久尾				
521	Ⅱ-454	自然斜面	崎谷(1)	池田町	大利	崎谷				
522	Ⅱ-455	自然斜面	崎谷(2)	池田町	大利	崎谷				
523	Ⅱ-456	自然斜面	国畑(2)	池田町	大利	国畑				
524	Ⅱ-457	自然斜面	国畑(3)	池田町	大利	国畑				
525	Ⅱ-458	自然斜面	国畑(4)	池田町	大利	国畑				
526	Ⅱ-459	自然斜面	青石(1)	池田町	大利	青石				
527	Ⅱ-460	自然斜面	青石(2)	池田町	大利	青石				
528	Ⅱ-461	自然斜面	込(4)	池田町	大利	込				
529	Ⅱ-462	自然斜面	込(5)	池田町	大利	込				
530	Ⅱ-463	自然斜面	込(6)	池田町	大利	込				
531	Ⅱ-464	自然斜面	込(7)	池田町	大利	込				
532	Ⅱ-465	自然斜面	込(8)	池田町	大利	込				
533	Ⅱ-466	自然斜面	日浦(1)	池田町	大利	日浦				
534	Ⅱ-467	自然斜面	日浦(2)	池田町	大利	日浦				
535	Ⅱ-468	自然斜面	日浦(3)	池田町	大利	日浦				
536	Ⅱ-469	自然斜面	為成	池田町	大利	為成				
537	Ⅱ-470	自然斜面	寿丸	池田町	大利	寿丸				
538	Ⅱ-471	自然斜面	平(1)	池田町	大利	平				
539	Ⅱ-472	自然斜面	平(2)	池田町	大利	平				
540	Ⅱ-473	自然斜面	京田(1)	池田町	大利	京田				
541	Ⅱ-474	自然斜面	京田(2)	池田町	大利	京田				
542	Ⅱ-475	自然斜面	京田(3)	池田町	大利	京田				
543	Ⅱ-476	自然斜面	佐古(1)	池田町	大利	佐古				
544	Ⅱ-477	自然斜面	佐古(2)	池田町	大利	佐古				
545	Ⅱ-478	自然斜面	上尾後(2)	池田町	大利	上尾後	H24. 01. 12	18	H24. 01. 12	19
546	Ⅱ-479	自然斜面	上尾後(3)	池田町	大利	上尾後	H24. 01. 12	18	H24. 01. 12	19
547	Ⅱ-480	自然斜面	峰岡	池田町	大利	峰岡	H24. 01. 12	18	H24. 01. 12	19
548	Ⅱ-481	自然斜面	下蔭(1)	池田町	松尾	下蔭				
549	Ⅱ-482	自然斜面	下蔭(2)	池田町	松尾	下蔭				
550	Ⅱ-483	自然斜面	下蔭(3)	池田町	松尾	下蔭				
551	Ⅱ-484	自然斜面	下蔭(4)	池田町	松尾	下蔭				
552	Ⅱ-485	自然斜面	大申(2)	池田町	松尾	大申				
553	Ⅱ-486	自然斜面	松本(2)	池田町	松尾	松本				
554	Ⅱ-487	自然斜面	松本(3)	池田町	松尾	松本				
555	Ⅱ-488	自然斜面	松本(4)	池田町	松尾	松本				
556	Ⅱ-489	自然斜面	松本(5)	池田町	松尾	松本				
557	Ⅱ-490	自然斜面	松本(6)	池田町	松尾	松本				
558	Ⅱ-491	自然斜面	松本(7)	池田町	松尾	松本				
559	Ⅱ-492	自然斜面	宮石(2)	池田町	松尾	宮石				
560	Ⅱ-493	自然斜面	宮石(3)	池田町	松尾	宮石				
561	Ⅱ-494	自然斜面	宮石(4)	池田町	松尾	宮石				
562	Ⅱ-495	自然斜面	黒川(2)	池田町	松尾	黒川				
563	Ⅱ-496	自然斜面	黒川(3)	池田町	松尾	黒川				
564	Ⅱ-497	自然斜面	ニシクボ(2)	池田町	中津川	ニシクボ				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
565	Ⅱ-498	自然斜面	ニシクボ(3)	池田町	中津川	ニシクボ				
566	Ⅱ-499	自然斜面	ニシクボ(4)	池田町	中津川	ニシクボ				
567	Ⅱ-500	自然斜面	ニシクボ(5)	池田町	中津川	ニシクボ				
568	Ⅱ-501	自然斜面	ミチウエ	池田町	中津川	ミチウエ				
569	Ⅱ-502	自然斜面	淵ノ上	池田町	川崎	淵ノ上				
570	Ⅱ-503	自然斜面	重兼(1)	池田町	川崎	重兼				
571	Ⅱ-504	自然斜面	重兼(2)	池田町	川崎	重兼				
572	Ⅱ-505	自然斜面	上ノ山	池田町	川崎	上ノ山				
573	Ⅱ-506	自然斜面	丸山	池田町	川崎	丸山				
574	Ⅱ-507	自然斜面	杉ノ下	池田町	川崎	杉ノ下				
575	Ⅱ-508	自然斜面	石ノ京	池田町	川崎	石ノ京				
576	Ⅱ-509	自然斜面	山貝(1)	池田町	川崎	山貝				
577	Ⅱ-510	自然斜面	山貝(2)	池田町	川崎	山貝				
578	Ⅱ-511	自然斜面	山貝(3)	池田町	川崎	山貝				
579	Ⅱ-512	自然斜面	平野(1)	池田町	川崎	平野				
580	Ⅱ-513	自然斜面	平野(2)	池田町	川崎	平野				
581	Ⅱ-514	自然斜面	千足(1)	池田町	川崎	千足				
582	Ⅱ-515	自然斜面	千足(2)	池田町	川崎	千足				
583	Ⅱ-516	自然斜面	千足(3)	池田町	川崎	千足				
584	Ⅱ-517	自然斜面	千足(4)	池田町	川崎	千足				
585	Ⅱ-518	自然斜面	千足(5)	池田町	川崎	千足				
586	Ⅱ-519	自然斜面	千足(6)	池田町	川崎	千足				
587	Ⅱ-520	自然斜面	千足(7)	池田町	川崎	千足				
588	Ⅱ-521	自然斜面	平谷	池田町	川崎	平谷				
589	Ⅱ-522	自然斜面	下川(2)	山城町	下川					
590	Ⅱ-523	自然斜面	下川(3)	山城町	下川					
591	Ⅱ-524	自然斜面	下川(4)	山城町	下川					
592	Ⅱ-525	自然斜面	下川(5)	山城町	下川					
593	Ⅱ-526	自然斜面	下川(6)	山城町	下川					
594	Ⅱ-527	自然斜面	下川(7)	山城町	下川					
595	Ⅱ-528	自然斜面	下川(8)	山城町	下川					
596	Ⅱ-529	自然斜面	下川(9)	山城町	下川					
597	Ⅱ-530	自然斜面	下川(10)	山城町	下川					
598	Ⅱ-531	自然斜面	下川(11)	山城町	下川					
599	Ⅱ-532	自然斜面	下川(12)	山城町	下川					
600	Ⅱ-533	自然斜面	下川(13)	山城町	下川					
601	Ⅱ-534	自然斜面	下川(14)	山城町	下川					
602	Ⅱ-535	自然斜面	下川(15)	山城町	下川					
603	Ⅱ-536	自然斜面	下川(16)	山城町	下川					
604	Ⅱ-537	自然斜面	下川(17)	山城町	下川					
605	Ⅱ-538	自然斜面	下川(18)	山城町	下川					
606	Ⅱ-539	自然斜面	下川(19)	山城町	下川					
607	Ⅱ-540	自然斜面	下川(20)	山城町	下川					
608	Ⅱ-541	自然斜面	下川(21)	山城町	下川					
609	Ⅱ-542	自然斜面	下川(22)	山城町	下川					
610	Ⅱ-543	自然斜面	下川(23)	山城町	下川					
611	Ⅱ-544	自然斜面	下川(24)	山城町	下川					
612	Ⅱ-545	自然斜面	下川(25)	山城町	下川					
613	Ⅱ-546	自然斜面	下川(26)	山城町	下川					
614	Ⅱ-547	自然斜面	若山(2)	山城町	若山					
615	Ⅱ-548	自然斜面	若山(3)	山城町	若山					
616	Ⅱ-549	自然斜面	若山(4)	山城町	若山					
617	Ⅱ-550	自然斜面	若山(5)	山城町	若山					
618	Ⅱ-551	自然斜面	寺野(1)	山城町	寺野					
619	Ⅱ-552	自然斜面	寺野(2)	山城町	寺野					
620	Ⅱ-553	自然斜面	寺野(3)	山城町	寺野					

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
621	Ⅱ-554	自然斜面	寺野(4)	山城町	寺野					
622	Ⅱ-555	自然斜面	寺野(5)	山城町	寺野					
623	Ⅱ-556	自然斜面	寺野(6)	山城町	寺野					
624	Ⅱ-557	自然斜面	寺野(7)	山城町	寺野					
625	Ⅱ-558	自然斜面	寺野(8)	山城町	寺野					
626	Ⅱ-559	自然斜面	寺野(9)	山城町	寺野					
627	Ⅱ-560	自然斜面	寺野(10)	山城町	寺野					
628	Ⅱ-561	自然斜面	寺野(11)	山城町	寺野					
629	Ⅱ-562	自然斜面	相川(1)	山城町	相川					
630	Ⅱ-563	自然斜面	相川(2)	山城町	相川					
631	Ⅱ-564	自然斜面	相川(3)	山城町	相川					
632	Ⅱ-565	自然斜面	相川(4)	山城町	相川					
633	Ⅱ-566	自然斜面	相川(5)	山城町	相川					
634	Ⅱ-567	自然斜面	相川(6)	山城町	相川					
635	Ⅱ-568	自然斜面	相川(7)	山城町	相川					
636	Ⅱ-569	自然斜面	相川(8)	山城町	相川					
637	Ⅱ-570	自然斜面	相川(9)	山城町	相川					
638	Ⅱ-571	自然斜面	相川(10)	山城町	相川					
639	Ⅱ-572	自然斜面	相川(11)	山城町	相川					
640	Ⅱ-573	自然斜面	相川(12)	山城町	相川					
641	Ⅱ-574	自然斜面	相川(13)	山城町	相川					
642	Ⅱ-575	自然斜面	相川(14)	山城町	相川					
643	Ⅱ-576	自然斜面	相川(15)	山城町	相川					
644	Ⅱ-577	自然斜面	相川(16)	山城町	相川					
645	Ⅱ-578	自然斜面	相川(17)	山城町	相川					
646	Ⅱ-579	自然斜面	相川(18)	山城町	相川					
647	Ⅱ-580	自然斜面	相川(19)	山城町	相川					
648	Ⅱ-581	自然斜面	相川(20)	山城町	相川					
649	Ⅱ-582	自然斜面	相川(21)	山城町	相川					
650	Ⅱ-583	自然斜面	相川(22)	山城町	相川					
651	Ⅱ-584	自然斜面	相川(23)	山城町	相川					
652	Ⅱ-585	自然斜面	相川(24)	山城町	相川					
653	Ⅱ-586	自然斜面	相川(25)	山城町	相川					
654	Ⅱ-587	自然斜面	相川(26)	山城町	相川					
655	Ⅱ-588	自然斜面	相川(27)	山城町	相川					
656	Ⅱ-589	自然斜面	相川(28)	山城町	相川					
657	Ⅱ-590	自然斜面	相川(29)	山城町	相川					
658	Ⅱ-591	自然斜面	政友(1)	山城町	政友					
659	Ⅱ-592	自然斜面	政友(2)	山城町	政友					
660	Ⅱ-593	自然斜面	政友(3)	山城町	政友					
661	Ⅱ-594	自然斜面	政友(4)	山城町	政友					
662	Ⅱ-595	自然斜面	政友(5)	山城町	政友					
663	Ⅱ-596	自然斜面	柴川(2)	山城町	柴川					
664	Ⅱ-597	自然斜面	柴川(3)	山城町	柴川					
665	Ⅱ-598	自然斜面	柴川(4)	山城町	柴川					
666	Ⅱ-599	自然斜面	柴川(5)	山城町	柴川					
667	Ⅱ-600	自然斜面	柴川(6)	山城町	柴川					
668	Ⅱ-601	自然斜面	柴川(7)	山城町	柴川					
669	Ⅱ-602	自然斜面	柴川(8)	山城町	柴川					
670	Ⅱ-603	自然斜面	柴川(9)	山城町	柴川					
671	Ⅱ-604	自然斜面	柴川(10)	山城町	柴川					
672	Ⅱ-605	自然斜面	柴川(11)	山城町	柴川					
673	Ⅱ-606	自然斜面	柴川(12)	山城町	柴川					
674	Ⅱ-607	自然斜面	柴川(13)	山城町	柴川					
675	Ⅱ-608	自然斜面	柴川(14)	山城町	柴川					
676	Ⅱ-609	自然斜面	柴川(15)	山城町	柴川					

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
677	Ⅱ-610	自然斜面	瀬貝(1)	山城町	瀬貝					
678	Ⅱ-611	自然斜面	瀬貝(2)	山城町	瀬貝					
679	Ⅱ-612	自然斜面	瀬貝(3)	山城町	瀬貝					
680	Ⅱ-613	自然斜面	瀬貝(4)	山城町	瀬貝					
681	Ⅱ-614	自然斜面	瀬貝(5)	山城町	瀬貝					
682	Ⅱ-615	自然斜面	瀬貝(6)	山城町	瀬貝					
683	Ⅱ-616	自然斜面	瀬貝(7)	山城町	瀬貝					
684	Ⅱ-617	自然斜面	瀬貝(8)	山城町	瀬貝					
685	Ⅱ-618	自然斜面	瀬貝(9)	山城町	瀬貝					
686	Ⅱ-619	自然斜面	瀬貝(10)	山城町	瀬貝					
687	Ⅱ-620	自然斜面	大月(2)	山城町	大月					
688	Ⅱ-621	自然斜面	大月(3)	山城町	大月					
689	Ⅱ-622	自然斜面	大月(4)	山城町	大月					
690	Ⅱ-623	自然斜面	大月(5)	山城町	大月					
691	Ⅱ-624	自然斜面	大月(6)	山城町	大月					
692	Ⅱ-625	自然斜面	大月(7)	山城町	大月					
693	Ⅱ-626	自然斜面	大月(8)	山城町	大月					
694	Ⅱ-627	自然斜面	大月(9)	山城町	大月					
695	Ⅱ-628	自然斜面	大月(10)	山城町	大月					
696	Ⅱ-629	自然斜面	茂地(3)	山城町	茂地					
697	Ⅱ-630	自然斜面	茂地(4)	山城町	茂地					
698	Ⅱ-631	自然斜面	茂地(5)	山城町	茂地					
699	Ⅱ-632	自然斜面	茂地(6)	山城町	茂地					
700	Ⅱ-633	自然斜面	茂地(7)	山城町	茂地					
701	Ⅱ-634	自然斜面	茂地(8)	山城町	茂地					
702	Ⅱ-635	自然斜面	小川谷(1)	山城町	小川谷					
703	Ⅱ-636	自然斜面	小川谷(2)	山城町	小川谷					
704	Ⅱ-637	自然斜面	小川谷(3)	山城町	小川谷					
705	Ⅱ-638	自然斜面	小川谷(4)	山城町	小川谷					
706	Ⅱ-639	自然斜面	小川谷(5)	山城町	小川谷					
707	Ⅱ-640	自然斜面	小川谷(6)	山城町	小川谷					
708	Ⅱ-641	自然斜面	小川谷(7)	山城町	小川谷					
709	Ⅱ-642	自然斜面	小川谷(8)	山城町	小川谷					
710	Ⅱ-643	自然斜面	小川谷(9)	山城町	小川谷					
711	Ⅱ-644	自然斜面	小川谷(10)	山城町	小川谷					
712	Ⅱ-645	自然斜面	小川谷(11)	山城町	小川谷					
713	Ⅱ-646	自然斜面	小川谷(12)	山城町	小川谷					
714	Ⅱ-647	自然斜面	小川谷(13)	山城町	小川谷					
715	Ⅱ-648	自然斜面	小川谷(14)	山城町	小川谷					
716	Ⅱ-649	自然斜面	小川谷(15)	山城町	小川谷					
717	Ⅱ-650	自然斜面	小川谷(16)	山城町	小川谷					
718	Ⅱ-651	自然斜面	小川谷(17)	山城町	小川谷					
719	Ⅱ-652	自然斜面	小川谷(18)	山城町	小川谷					
720	Ⅱ-653	自然斜面	小川谷(19)	山城町	小川谷					
721	Ⅱ-654	自然斜面	大野(1)	山城町	大野					
722	Ⅱ-655	自然斜面	大野(2)	山城町	大野					
723	Ⅱ-656	自然斜面	大野(3)	山城町	大野					
724	Ⅱ-657	自然斜面	大野(4)	山城町	大野					
725	Ⅱ-658	自然斜面	大野(5)	山城町	大野					
726	Ⅱ-659	自然斜面	大野(6)	山城町	大野					
727	Ⅱ-660	自然斜面	大野(7)	山城町	大野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
728	Ⅱ-661	自然斜面	大野(8)	山城町	大野					
729	Ⅱ-662	自然斜面	大野(9)	山城町	大野					
730	Ⅱ-663	自然斜面	大野(10)	山城町	大野					
731	Ⅱ-664	自然斜面	大野(11)	山城町	大野					
732	Ⅱ-665	自然斜面	大野(12)	山城町	大野					

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
							警戒区域		特別警戒区域	
				旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
733	Ⅱ-666	自然斜面	大野(13)	山城町	大野					
734	Ⅱ-667	自然斜面	大野(14)	山城町	大野					
735	Ⅱ-668	自然斜面	大野(15)	山城町	大野					
736	Ⅱ-669	自然斜面	大野(16)	山城町	大野					
737	Ⅱ-670	自然斜面	信正(1)	山城町	信正					
738	Ⅱ-671	自然斜面	信正(2)	山城町	信正					
739	Ⅱ-672	自然斜面	信正(3)	山城町	信正					
740	Ⅱ-673	自然斜面	信正(4)	山城町	信正					
741	Ⅱ-674	自然斜面	信正(5)	山城町	信正					
742	Ⅱ-675	自然斜面	信正(6)	山城町	信正					
743	Ⅱ-676	自然斜面	信正(7)	山城町	信正					
744	Ⅱ-677	自然斜面	信正(8)	山城町	信正					
745	Ⅱ-678	自然斜面	信正(9)	山城町	信正					
746	Ⅱ-679	自然斜面	信正(10)	山城町	信正					
747	Ⅱ-680	自然斜面	信正(11)	山城町	信正					
748	Ⅱ-681	自然斜面	八千坊(2)	山城町	八千坊					
749	Ⅱ-682	自然斜面	八千坊(3)	山城町	八千坊					
750	Ⅱ-683	自然斜面	八千坊(4)	山城町	八千坊					
751	Ⅱ-684	自然斜面	八千坊(5)	山城町	八千坊					
752	Ⅱ-685	自然斜面	八千坊(6)	山城町	八千坊					
753	Ⅱ-686	自然斜面	八千坊(7)	山城町	八千坊					
754	Ⅱ-687	自然斜面	八千坊(8)	山城町	八千坊					
755	Ⅱ-688	自然斜面	頼広(1)	山城町	頼広					
756	Ⅱ-689	自然斜面	頼広(2)	山城町	頼広					
757	Ⅱ-690	自然斜面	頼広(3)	山城町	頼広					
758	Ⅱ-691	自然斜面	頼広(4)	山城町	頼広					
759	Ⅱ-692	自然斜面	頼広(5)	山城町	頼広					
760	Ⅱ-693	自然斜面	頼広(6)	山城町	頼広					
761	Ⅱ-694	自然斜面	頼広(7)	山城町	頼広					
762	Ⅱ-695	自然斜面	平野(1)	山城町	平野					
763	Ⅱ-696	自然斜面	平野(2)	山城町	平野					
764	Ⅱ-697	自然斜面	平野(3)	山城町	平野					
765	Ⅱ-698	自然斜面	平野(4)	山城町	平野					
766	Ⅱ-699	自然斜面	平野(5)	山城町	平野					
767	Ⅱ-700	自然斜面	平野(6)	山城町	平野					
768	Ⅱ-701	自然斜面	平野(7)	山城町	平野					
769	Ⅱ-702	自然斜面	黒川(3)	山城町	黒川					
770	Ⅱ-703	自然斜面	黒川(4)	山城町	黒川					
771	Ⅱ-704	自然斜面	黒川(5)	山城町	黒川					
772	Ⅱ-705	自然斜面	黒川(6)	山城町	黒川					
773	Ⅱ-706	自然斜面	黒川(7)	山城町	黒川					
774	Ⅱ-707	自然斜面	黒川(8)	山城町	黒川					
775	Ⅱ-708	自然斜面	岩戸(1)	山城町	岩戸					
776	Ⅱ-709	自然斜面	岩戸(2)	山城町	岩戸					
777	Ⅱ-710	自然斜面	岩戸(3)	山城町	岩戸					
778	Ⅱ-711	自然斜面	岩戸(4)	山城町	岩戸					
779	Ⅱ-712	自然斜面	岩戸(5)	山城町	岩戸					
780	Ⅱ-713	自然斜面	岩戸(6)	山城町	岩戸					
781	Ⅱ-714	自然斜面	引地(3)	山城町	引地					
782	Ⅱ-715	自然斜面	引地(4)	山城町	引地	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
783	Ⅱ-716	自然斜面	末貞(1)	山城町	末貞	H24.01.12	18	H24.01.12	19	
784	Ⅱ-717	自然斜面	末貞(2)	山城町	末貞	H24.01.12	18	H24.01.12	19	
785	Ⅱ-718	自然斜面	末貞(3)	山城町	末貞	H24.01.12	18	H24.01.12	19	
786	Ⅱ-719	自然斜面	大川持(4)	山城町	大川持	未指定		未指定		
787	Ⅱ-720	自然斜面	大川持(5)	山城町	大川持	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
788	Ⅱ-721	自然斜面	大川持(6)	山城町	大川持	H22.06.17	362	H22.06.17	364	

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
789	Ⅱ-722	自然斜面	大川持(7)	山城町	大川持		H22.03.19	139	H22.03.19	140
790	Ⅱ-723	自然斜面	大川持(8)	山城町	大川持		H22.06.17	362	H22.06.17	364
791	Ⅱ-724	自然斜面	重実(1)	山城町	重実					
792	Ⅱ-725	自然斜面	重実(2)	山城町	重実					
793	Ⅱ-726	自然斜面	重実(3)	山城町	重実					
794	Ⅱ-727	自然斜面	重実(4)	山城町	重実					
795	Ⅱ-728	自然斜面	重実(5)	山城町	重実					
796	Ⅱ-729	自然斜面	重実(6)	山城町	重実					
797	Ⅱ-730	自然斜面	重実(7)	山城町	重実					
798	Ⅱ-731	自然斜面	白川(3)	山城町	白川					
799	Ⅱ-732	自然斜面	白川(4)	山城町	白川					
800	Ⅱ-733	自然斜面	白川(5)	山城町	白川					
801	Ⅱ-734	自然斜面	白川(6)	山城町	白川					
802	Ⅱ-735	自然斜面	白川(7)	山城町	白川					
803	Ⅱ-736	自然斜面	白川(8)	山城町	白川					
804	Ⅱ-737	自然斜面	有宮(2)	山城町	白川	(有宮)				
805	Ⅱ-738	自然斜面	光兼(2)	山城町	光兼					
806	Ⅱ-739	自然斜面	光兼(3)	山城町	光兼					
807	Ⅱ-740	自然斜面	光兼(4)	山城町	光兼					
808	Ⅱ-741	自然斜面	光兼(5)	山城町	光兼					
809	Ⅱ-742	自然斜面	光兼(6)	山城町	光兼					
810	Ⅱ-743	自然斜面	光兼(7)	山城町	光兼					
811	Ⅱ-744	自然斜面	光兼(8)	山城町	光兼					
812	Ⅱ-745	自然斜面	光兼(9)	山城町	光兼					
813	Ⅱ-746	自然斜面	光兼(10)	山城町	光兼					
814	Ⅱ-747	自然斜面	光兼(11)	山城町	光兼					
815	Ⅱ-748	自然斜面	光兼(12)	山城町	光兼					
816	Ⅱ-749	自然斜面	光兼(13)	山城町	光兼					
817	Ⅱ-750	自然斜面	仏子(2)	山城町	佛子					
818	Ⅱ-751	自然斜面	仏子(3)	山城町	佛子					
819	Ⅱ-752	自然斜面	仏子(4)	山城町	佛子					
820	Ⅱ-753	自然斜面	仏子(5)	山城町	佛子					
821	Ⅱ-754	自然斜面	仏子(6)	山城町	佛子					
822	Ⅱ-755	自然斜面	仏子(7)	山城町	佛子					
823	Ⅱ-756	自然斜面	仏子(8)	山城町	佛子					
824	Ⅱ-757	自然斜面	仏子(9)	山城町	佛子					
825	Ⅱ-758	自然斜面	仏子(10)	山城町	佛子					
826	Ⅱ-759	自然斜面	尾又(2)	山城町	上名	尾又				
827	Ⅱ-760	自然斜面	尾又(3)	山城町	上名	尾又				
828	Ⅱ-761	自然斜面	尾又(4)	山城町	上名	尾又				
829	Ⅱ-762	自然斜面	尾又(5)	山城町	上名	尾又				
830	Ⅱ-763	自然斜面	尾又(6)	山城町	上名	尾又				
831	Ⅱ-764	自然斜面	尾又(7)	山城町	上名	尾又				
832	Ⅱ-765	自然斜面	尾又(8)	山城町	上名	尾又				
833	Ⅱ-766	自然斜面	尾又(9)	山城町	上名	尾又	H23.03.24	168	H23.03.24	170
834	Ⅱ-767	自然斜面	尾又(10)	山城町	上名	尾又	H23.03.24	168	H23.03.24	170
835	Ⅱ-768	自然斜面	尾又(11)	山城町	上名	尾又	H23.03.24	168	H23.03.24	170
836	Ⅱ-769	自然斜面	平(3)	山城町	上名	平				
837	Ⅱ-770	自然斜面	平(4)	山城町	上名	平				
838	Ⅱ-771	自然斜面	平(5)	山城町	上名	平	H23.03.24	168	H23.03.24	170
839	Ⅱ-772	自然斜面	平(6)	山城町	上名	平	H23.03.24	168	H23.03.24	170
840	Ⅱ-773	自然斜面	平(7)	山城町	上名	平				
841	Ⅱ-774	自然斜面	平(8)	山城町	上名	平	H23.03.24	168	H23.03.24	170
842	Ⅱ-775	自然斜面	平(9)	山城町	上名	平				
843	Ⅱ-776	自然斜面	平(10)	山城町	上名	平				
844	Ⅱ-777	自然斜面	平(11)	山城町	上名	平				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
845	Ⅱ-778	自然斜面	平(12)	山城町	上名	平				
846	Ⅱ-779	自然斜面	平上(4)	山城町	上名	平上				
847	Ⅱ-780	自然斜面	平上(5)	山城町	上名	平上				
848	Ⅱ-781	自然斜面	平上(6)	山城町	上名	平上				
849	Ⅱ-782	自然斜面	平上(7)	山城町	上名	平上	H20.12.11	730	H20.12.11	731
850	Ⅱ-783	自然斜面	平上(8)	山城町	上名	平上	H20.12.11	730	H20.12.11	731
851	Ⅱ-784	自然斜面	平上(9)	山城町	上名	平上	H20.12.11	730	H20.12.11	731
852	Ⅱ-785	自然斜面	平上(10)	山城町	上名	平上				
853	Ⅱ-786	自然斜面	平上(11)	山城町	上名	平上				
854	Ⅱ-787	自然斜面	平上(12)	山城町	上名	平上				
855	Ⅱ-788	自然斜面	平上(13)	山城町	上名	平上				
856	Ⅱ-789	自然斜面	平上(14)	山城町	上名	平上				
857	Ⅱ-790	自然斜面	平上(15)	山城町	上名	平上				
858	Ⅱ-791	自然斜面	平上(16)	山城町	上名	平上	H20.12.11	730	H20.12.11	731
859	Ⅱ-792	自然斜面	平上(17)	山城町	上名	平上				
860	Ⅱ-793	自然斜面	平上(18)	山城町	上名	平上				
861	Ⅱ-794	自然斜面	平上(19)	山城町	上名	平上				
862	Ⅱ-795	自然斜面	平上(20)	山城町	上名	平上				
863	Ⅱ-796	自然斜面	平上(21)	山城町	上名	平上				
864	Ⅱ-797	自然斜面	平上(22)	山城町	上名	平上				
865	Ⅱ-798	自然斜面	津屋(3)	山城町	上名	津屋	H23.03.24	168	H23.03.24	170
866	Ⅱ-799	自然斜面	津屋(4)	山城町	上名	津屋	H23.03.24	168	H23.03.24	170
867	Ⅱ-800	自然斜面	シマノオ(2)	山城町	上名	シマノオ	H20.12.11	730	H20.12.11	731
868	Ⅱ-801	自然斜面	上名影(2)	山城町	上名	上名影	H23.03.24	168	H23.03.24	170
869	Ⅱ-802	自然斜面	上名影(3)	山城町	上名	上名影	H23.03.24	168	H23.03.24	170
870	Ⅱ-803	自然斜面	上名影(4)	山城町	上名	上名影	H23.03.24	168	H23.03.24	170
871	Ⅱ-804	自然斜面	上名影(5)	山城町	上名	上名影	H23.03.24	168	H23.03.24	170
872	Ⅱ-805	自然斜面	柿野尾(1)	山城町	上名	柿野尾				
873	Ⅱ-806	自然斜面	柿野尾(2)	山城町	上名	柿野尾				
874	Ⅱ-807	自然斜面	柿野尾(3)	山城町	上名	柿野尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
875	Ⅱ-808	自然斜面	柿野尾(4)	山城町	上名	柿野尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
876	Ⅱ-809	自然斜面	柿野尾(5)	山城町	上名	柿野尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
877	Ⅱ-810	自然斜面	柿野尾(6)	山城町	上名	柿野尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
878	Ⅱ-811	自然斜面	柿野尾(7)	山城町	上名	柿野尾	H23.03.24	168	H23.03.24	170
879	Ⅱ-812	自然斜面	上名(1)	山城町	上名	上名				
880	Ⅱ-813	自然斜面	上名(2)	山城町	上名	上名				
881	Ⅱ-814	自然斜面	上名(3)	山城町	上名	上名				
882	Ⅱ-815	自然斜面	上名(4)	山城町	上名	上名				
883	Ⅱ-816	自然斜面	上名(5)	山城町	上名	上名				
884	Ⅱ-817	自然斜面	内野尾(2)	山城町	上名	内野尾				
885	Ⅱ-818	自然斜面	内野尾(3)	山城町	上名	内野尾				
886	Ⅱ-819	自然斜面	赤野谷(2)	山城町	上名	赤野				
887	Ⅱ-820	自然斜面	栗山(1)	山城町	栗山					
888	Ⅱ-821	自然斜面	栗山(2)	山城町	栗山					
889	Ⅱ-822	自然斜面	栗山(3)	山城町	栗山					
890	Ⅱ-823	自然斜面	栗山(4)	山城町	栗山					
891	Ⅱ-824	自然斜面	栗山(5)	山城町	栗山					
892	Ⅱ-825	自然斜面	栗山(6)	山城町	栗山					
893	Ⅱ-826	自然斜面	栗山(7)	山城町	栗山					
894	Ⅱ-827	自然斜面	栗山(8)	山城町	栗山					
895	Ⅱ-828	自然斜面	栗山(9)	山城町	栗山					
896	Ⅱ-829	自然斜面	栗山(10)	山城町	栗山					
897	Ⅱ-830	自然斜面	栗山(11)	山城町	栗山					
898	Ⅱ-831	自然斜面	栗山(12)	山城町	栗山					
899	Ⅱ-832	自然斜面	大津(2)	山城町	西宇	大津				
900	Ⅱ-833	自然斜面	大津(3)	山城町	西宇	大津				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
901	Ⅱ-834	自然斜面	大津(4)	山城町	西宇	大津				
902	Ⅱ-835	自然斜面	水無(2)	山城町	西宇	水無				
903	Ⅱ-836	自然斜面	水無(3)	山城町	西宇	水無				
904	Ⅱ-837	自然斜面	長湊(2)	山城町	西宇	長湊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
905	Ⅱ-838	自然斜面	長湊(3)	山城町	西宇	長湊				
906	Ⅱ-839	自然斜面	上西宇(4)	山城町	西宇	上西宇				
907	Ⅱ-840	自然斜面	上西宇(5)	山城町	西宇	上西宇				
908	Ⅱ-841	自然斜面	峰(2)	山城町	西宇	峰				
909	Ⅱ-842	自然斜面	羽瀬(1)	山城町	下名	羽瀬				
910	Ⅱ-843	自然斜面	羽瀬(2)	山城町	下名	羽瀬				
911	Ⅱ-844	自然斜面	羽瀬(3)	山城町	下名	羽瀬				
912	Ⅱ-845	自然斜面	羽瀬(4)	山城町	下名	羽瀬				
913	Ⅱ-846	自然斜面	羽瀬(5)	山城町	下名	羽瀬				
914	Ⅱ-847	自然斜面	羽瀬(6)	山城町	下名	羽瀬				
915	Ⅱ-848	自然斜面	羽瀬(7)	山城町	下名	羽瀬				
916	Ⅱ-849	自然斜面	羽瀬(8)	山城町	下名	羽瀬				
917	Ⅱ-850	自然斜面	羽瀬(9)	山城町	下名	羽瀬				
918	Ⅱ-851	自然斜面	羽瀬(10)	山城町	下名	羽瀬				
919	Ⅱ-852	自然斜面	羽瀬(11)	山城町	下名	羽瀬				
920	Ⅱ-853	自然斜面	羽瀬(12)	山城町	下名	羽瀬				
921	Ⅱ-854	自然斜面	境谷(1)	山城町	下名	境谷				
922	Ⅱ-855	自然斜面	境谷(2)	山城町	下名	境谷				
923	Ⅱ-856	自然斜面	大黒(2)	山城町	下名	大黒	H22.03.19	139	H22.03.19	140
924	Ⅱ-857	自然斜面	大黒(3)	山城町	下名	大黒	H22.03.19	139	H22.03.19	140
925	Ⅱ-858	自然斜面	大黒(4)	山城町	下名	大黒	H22.03.19	139	H22.03.19	140
926	Ⅱ-859	自然斜面	大黒(5)	山城町	下名	大黒	H22.03.19	139	H22.03.19	140
927	Ⅱ-860	自然斜面	大黒(6)	山城町	下名	大黒				
928	Ⅱ-861	自然斜面	大黒(7)	山城町	下名	大黒				
929	Ⅱ-862	自然斜面	大黒(8)	山城町	下名	大黒				
930	Ⅱ-863	自然斜面	大黒(9)	山城町	下名	大黒				
931	Ⅱ-864	自然斜面	大黒(10)	山城町	下名	大黒				
932	Ⅱ-865	自然斜面	下名影(1)	山城町	下名	下名影				
933	Ⅱ-866	自然斜面	下名影(2)	山城町	下名	下名影				
934	Ⅱ-867	自然斜面	下名影(3)	山城町	下名	下名影				
935	Ⅱ-868	自然斜面	下名影(4)	山城町	下名	下名影				
936	Ⅱ-869	自然斜面	下名影(5)	山城町	下名	下名影				
937	Ⅱ-870	自然斜面	下名影(6)	山城町	下名	下名影				
938	Ⅱ-871	自然斜面	下名影(7)	山城町	下名	下名影				
939	Ⅱ-872	自然斜面	下名影(8)	山城町	下名	下名影				
940	Ⅱ-873	自然斜面	下名影(9)	山城町	下名	下名影				
941	Ⅱ-874	自然斜面	下名影(10)	山城町	下名	下名影				
942	Ⅱ-875	自然斜面	南日浦(2)	山城町	下名	南日浦				
943	Ⅱ-876	自然斜面	南日浦(3)	山城町	下名	南日浦				
944	Ⅱ-877	自然斜面	南日浦(4)	山城町	下名	南日浦				
945	Ⅱ-878	自然斜面	南日浦(5)	山城町	下名	南日浦				
946	Ⅱ-879	自然斜面	南日浦(6)	山城町	下名	南日浦				
947	Ⅱ-880	自然斜面	南日浦(7)	山城町	下名	南日浦				
948	Ⅱ-881	自然斜面	南日浦(8)	山城町	下名	南日浦				
949	Ⅱ-882	自然斜面	日浦(4)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
950	Ⅱ-883	自然斜面	日浦(5)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
951	Ⅱ-884	自然斜面	日浦(6)	山城町	下名	日浦	H22.03.19	139	H22.03.19	140
952	Ⅱ-885	自然斜面	納屋(2)	山城町	下名	納屋				
953	Ⅱ-886	自然斜面	納屋(3)	山城町	下名	納屋				
954	Ⅱ-887	自然斜面	納屋(4)	山城町	下名	納屋				
955	Ⅱ-888	自然斜面	納屋(5)	山城町	下名	納屋				
956	Ⅱ-889	自然斜面	川成(3)	山城町	下名	川成	H22.03.19	139	H22.03.19	140



NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
957	Ⅱ-890	自然斜面	大和川(2)	山城町	大和川					
958	Ⅱ-891	自然斜面	大和川(3)	山城町	大和川					
959	Ⅱ-892	自然斜面	大和川(4)	山城町	大和川					
960	Ⅱ-893	自然斜面	大和川(5)	山城町	大和川					
961	Ⅱ-894	自然斜面	大和川(6)	山城町	大和川					
962	Ⅱ-895	自然斜面	大和川(7)	山城町	大和川					
963	Ⅱ-896	自然斜面	大和川(8)	山城町	大和川					
964	Ⅱ-897	自然斜面	大和川(9)	山城町	大和川					
965	Ⅱ-898	自然斜面	大和川(10)	山城町	大和川					
966	Ⅱ-899	自然斜面	大和川(11)	山城町	大和川					
967	Ⅱ-900	自然斜面	大和川(12)	山城町	大和川					
968	Ⅱ-901	自然斜面	大和川(13)	山城町	大和川					
969	Ⅱ-902	自然斜面	大和川(14)	山城町	大和川					
970	Ⅱ-903	自然斜面	佐連(1)	山城町	佐連					
971	Ⅱ-904	自然斜面	佐連(2)	山城町	佐連					
972	Ⅱ-905	自然斜面	佐連(3)	山城町	佐連					
973	Ⅱ-906	自然斜面	佐連(4)	山城町	佐連					
974	Ⅱ-907	自然斜面	佐連(5)	山城町	佐連					
975	Ⅱ-908	自然斜面	佐連(6)	山城町	佐連					
976	Ⅱ-909	自然斜面	佐連(7)	山城町	佐連					
977	Ⅱ-910	自然斜面	佐連(8)	山城町	佐連					
978	Ⅱ-911	自然斜面	佐連(9)	山城町	佐連					
979	Ⅱ-912	自然斜面	大谷(1)	山城町	大谷					
980	Ⅱ-913	自然斜面	大谷(2)	山城町	大谷					
981	Ⅱ-914	自然斜面	大谷(3)	山城町	大谷					
982	Ⅱ-915	自然斜面	大谷(4)	山城町	大谷					
983	Ⅱ-916	自然斜面	大谷(5)	山城町	大谷					
984	Ⅱ-917	自然斜面	大谷(6)	山城町	大谷					
985	Ⅱ-918	自然斜面	大谷(7)	山城町	大谷					
986	Ⅱ-919	自然斜面	大谷(8)	山城町	大谷					
987	Ⅱ-920	自然斜面	大谷(9)	山城町	大谷					
988	Ⅱ-921	自然斜面	大谷(10)	山城町	大谷					
989	Ⅱ-922	自然斜面	大谷(11)	山城町	大谷					
990	Ⅱ-923	自然斜面	大谷(12)	山城町	大谷					
991	Ⅱ-924	自然斜面	大谷(13)	山城町	大谷					
992	Ⅱ-925	自然斜面	大谷(14)	山城町	大谷					
993	Ⅱ-926	自然斜面	脇(1)	山城町	脇					
994	Ⅱ-927	自然斜面	脇(2)	山城町	脇					
995	Ⅱ-928	自然斜面	脇(3)	山城町	脇					
996	Ⅱ-929	自然斜面	脇(4)	山城町	脇					
997	Ⅱ-930	自然斜面	脇(5)	山城町	脇					
998	Ⅱ-931	自然斜面	脇(6)	山城町	脇					
999	Ⅱ-932	自然斜面	脇(7)	山城町	脇					
1000	Ⅱ-933	自然斜面	赤谷(1)	山城町	赤谷					
1001	Ⅱ-934	自然斜面	赤谷(2)	山城町	赤谷					
1002	Ⅱ-935	自然斜面	赤谷(3)	山城町	赤谷					
1003	Ⅱ-936	自然斜面	赤谷(4)	山城町	赤谷					
1004	Ⅱ-937	自然斜面	赤谷(5)	山城町	赤谷					
1005	Ⅱ-938	自然斜面	赤谷(6)	山城町	赤谷					
1006	Ⅱ-939	自然斜面	赤谷(7)	山城町	赤谷					
1007	Ⅱ-940	自然斜面	赤谷(8)	山城町	赤谷					
1008	Ⅱ-941	自然斜面	赤谷(9)	山城町	赤谷					
1009	Ⅱ-942	自然斜面	赤谷(10)	山城町	赤谷					
1010	Ⅱ-7749	人工斜面	黒川(8)	山城町						
1011	Ⅱ-1431	自然斜面	徳善西(1)	西祖谷山村		徳善(徳善西)				
1012	Ⅱ-1432	自然斜面	徳善西(2)	西祖谷山村		徳善(徳善西)				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1013	Ⅱ-1433	自然斜面	徳善西(3)	西祖谷山村		徳善(徳善西)				
1014	Ⅱ-1434	自然斜面	徳善東(3)	西祖谷山村		徳善(徳善東)				
1015	Ⅱ-1435	自然斜面	徳善東(4)	西祖谷山村		徳善(徳善東)				
1016	Ⅱ-1436	自然斜面	徳善東(5)	西祖谷山村		徳善(徳善東)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1017	Ⅱ-1437	自然斜面	徳善東(6)	西祖谷山村		徳善(徳善東)				
1018	Ⅱ-1438	自然斜面	田の内(1)	西祖谷山村		田の内				
1019	Ⅱ-1439	自然斜面	田の内(2)	西祖谷山村		田の内				
1020	Ⅱ-1440	自然斜面	田の内(3)	西祖谷山村		田の内				
1021	Ⅱ-1441	自然斜面	田の内(4)	西祖谷山村		田の内				
1022	Ⅱ-1442	自然斜面	田の内(5)	西祖谷山村		田の内				
1023	Ⅱ-1443	自然斜面	田の内(6)	西祖谷山村		田の内				
1024	Ⅱ-1444	自然斜面	田の内(7)	西祖谷山村		田の内				
1025	Ⅱ-1445	自然斜面	田の内(8)	西祖谷山村		田の内				
1026	Ⅱ-1446	自然斜面	田の内(9)	西祖谷山村		田の内				
1027	Ⅱ-1447	自然斜面	東西岡(1)	西祖谷山村		東西岡				
1028	Ⅱ-1448	自然斜面	東西岡(2)	西祖谷山村		東西岡				
1029	Ⅱ-1449	自然斜面	東西岡(3)	西祖谷山村		東西岡				
1030	Ⅱ-1450	自然斜面	東西岡(4)	西祖谷山村		東西岡				
1031	Ⅱ-1451	自然斜面	東西岡(5)	西祖谷山村		東西岡				
1032	Ⅱ-1452	自然斜面	尾井ノ内(3)	西祖谷山村		尾井ノ内	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1033	Ⅱ-1453	自然斜面	尾井ノ内(4)	西祖谷山村		尾井ノ内	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1034	Ⅱ-1454	自然斜面	尾井ノ内(5)	西祖谷山村		尾井ノ内	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1035	Ⅱ-1455	自然斜面	戸ノ谷(2)	西祖谷山村		戸ノ谷	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1036	Ⅱ-1456	自然斜面	戸ノ谷(3)	西祖谷山村		戸ノ谷	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1037	Ⅱ-1457	自然斜面	一字(1)	西祖谷山村		一字				
1038	Ⅱ-1458	自然斜面	一字(2)	西祖谷山村		一字				
1039	Ⅱ-1459	自然斜面	一字(3)	西祖谷山村		一字				
1040	Ⅱ-1460	自然斜面	一字(4)	西祖谷山村		一字				
1041	Ⅱ-1461	自然斜面	一字(5)	西祖谷山村		一字				
1042	Ⅱ-1462	自然斜面	一字(6)	西祖谷山村		一字				
1043	Ⅱ-1463	自然斜面	一字(7)	西祖谷山村		一字				
1044	Ⅱ-1464	自然斜面	一字北(4)	西祖谷山村		一字	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1045	Ⅱ-1465	自然斜面	後山(1)	西祖谷山村		後山				
1046	Ⅱ-1466	自然斜面	後山(2)	西祖谷山村		後山				
1047	Ⅱ-1467	自然斜面	後山(3)	西祖谷山村		後山				
1048	Ⅱ-1468	自然斜面	後山(4)	西祖谷山村		後山				
1049	Ⅱ-1469	自然斜面	後山(5)	西祖谷山村		後山				
1050	Ⅱ-1470	自然斜面	後山(6)	西祖谷山村		後山				
1051	Ⅱ-1471	自然斜面	後山(7)	西祖谷山村		後山				
1052	Ⅱ-1472	自然斜面	後山(8)	西祖谷山村		後山				
1053	Ⅱ-1473	自然斜面	後山(9)	西祖谷山村		後山				
1054	Ⅱ-1474	自然斜面	後山(10)	西祖谷山村		後山				
1055	Ⅱ-1475	自然斜面	後山(11)	西祖谷山村		後山				
1056	Ⅱ-1476	自然斜面	後山(12)	西祖谷山村		後山				
1057	Ⅱ-1477	自然斜面	冥地(2)	西祖谷山村		冥地				
1058	Ⅱ-1478	自然斜面	冥地(3)	西祖谷山村		冥地				
1059	Ⅱ-1479	自然斜面	善徳(1)	西祖谷山村		善徳				
1060	Ⅱ-1480	自然斜面	善徳(2)	西祖谷山村		善徳				
1061	Ⅱ-1481	自然斜面	善徳(3)	西祖谷山村		善徳				
1062	Ⅱ-1482	自然斜面	善徳(4)	西祖谷山村		善徳				
1063	Ⅱ-1483	自然斜面	善徳(5)	西祖谷山村		善徳				
1064	Ⅱ-1484	自然斜面	善徳(6)	西祖谷山村		善徳				
1065	Ⅱ-1485	自然斜面	善徳(7)	西祖谷山村		善徳				
1066	Ⅱ-1486	自然斜面	善徳(8)	西祖谷山村		善徳				
1067	Ⅱ-1487	自然斜面	善徳(9)	西祖谷山村		善徳				
1068	Ⅱ-1488	自然斜面	善徳(10)	西祖谷山村		善徳				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1067	Ⅱ-1489	自然斜面	善徳(11)	西祖谷山村		善徳				
1068	Ⅱ-1490	自然斜面	善徳(12)	西祖谷山村		善徳				
1069	Ⅱ-1491	自然斜面	善徳(13)	西祖谷山村		善徳				
1070	Ⅱ-1492	自然斜面	善徳(14)	西祖谷山村		善徳				
1071	Ⅱ-1493	自然斜面	善徳(15)	西祖谷山村		善徳				
1072	Ⅱ-1494	自然斜面	善徳(16)	西祖谷山村		善徳				
1073	Ⅱ-1495	自然斜面	善徳(17)	西祖谷山村		善徳				
1074	Ⅱ-1496	自然斜面	善徳(18)	西祖谷山村		善徳				
1075	Ⅱ-1497	自然斜面	善徳(19)	西祖谷山村		善徳				
1076	Ⅱ-1498	自然斜面	善徳(20)	西祖谷山村		善徳				
1077	Ⅱ-1499	自然斜面	善徳(21)	西祖谷山村		善徳				
1078	Ⅱ-1500	自然斜面	善徳(22)	西祖谷山村		善徳				
1079	Ⅱ-1501	自然斜面	善徳(23)	西祖谷山村		善徳				
1080	Ⅱ-1502	自然斜面	善徳(24)	西祖谷山村		善徳				
1081	Ⅱ-1503	自然斜面	善徳(25)	西祖谷山村		善徳				
1082	Ⅱ-1504	自然斜面	善徳(26)	西祖谷山村		善徳				
1083	Ⅱ-1505	自然斜面	善徳(27)	西祖谷山村		善徳				
1084	Ⅱ-1506	自然斜面	善徳(28)	西祖谷山村		善徳	H20. 12. 11	730	H20. 12. 11	731
1085	Ⅱ-1507	自然斜面	善徳東の西(2)	西祖谷山村		善徳(善徳東の西)	H23. 03. 24	168	H23. 03. 24	170
1086	Ⅱ-1508	自然斜面	榎(2)	西祖谷山村		榎				
1087	Ⅱ-1509	自然斜面	榎(3)	西祖谷山村		榎				
1088	Ⅱ-1510	自然斜面	上吾橋(1)	西祖谷山村		上吾橋				
1089	Ⅱ-1511	自然斜面	上吾橋(2)	西祖谷山村		上吾橋				
1090	Ⅱ-1512	自然斜面	上吾橋(3)	西祖谷山村		上吾橋				
1091	Ⅱ-1513	自然斜面	上吾橋(4)	西祖谷山村		上吾橋				
1092	Ⅱ-1514	自然斜面	上吾橋(5)	西祖谷山村		上吾橋				
1093	Ⅱ-1515	自然斜面	下吾橋(1)	西祖谷山村		下吾橋				
1094	Ⅱ-1516	自然斜面	下吾橋(2)	西祖谷山村		下吾橋				
1095	Ⅱ-1517	自然斜面	重末(1)	西祖谷山村		重末				
1096	Ⅱ-1518	自然斜面	重末(2)	西祖谷山村		重末				
1097	Ⅱ-1519	自然斜面	土日浦(2)	西祖谷山村		土日浦				
1098	Ⅱ-1520	自然斜面	土日浦(3)	西祖谷山村		土日浦				
1099	Ⅱ-1521	自然斜面	土日浦(4)	西祖谷山村		土日浦	H23. 03. 24	168	H23. 03. 24	170
1100	Ⅱ-1522	自然斜面	東山	西祖谷山村		東山				
1101	Ⅱ-1523	自然斜面	谷間(2)	西祖谷山村		谷間				
1102	Ⅱ-1524	自然斜面	谷間(3)	西祖谷山村		谷間				
1103	Ⅱ-1525	自然斜面	谷間(4)	西祖谷山村		谷間				
1104	Ⅱ-1526	自然斜面	有瀬(2)	西祖谷山村		有瀬				
1105	Ⅱ-1527	自然斜面	有瀬(3)	西祖谷山村		有瀬				
1106	Ⅱ-1528	自然斜面	有瀬(4)	西祖谷山村		有瀬				
1107	Ⅱ-1529	自然斜面	有瀬(5)	西祖谷山村		有瀬				
1108	Ⅱ-1530	自然斜面	有瀬(6)	西祖谷山村		有瀬				
1109	Ⅱ-1531	自然斜面	有瀬(7)	西祖谷山村		有瀬				
1110	Ⅱ-1532	自然斜面	有瀬(8)	西祖谷山村		有瀬				
1111	Ⅱ-1533	自然斜面	有瀬(9)	西祖谷山村		有瀬				
1112	Ⅱ-1534	自然斜面	有瀬(10)	西祖谷山村		有瀬				
1113	Ⅱ-1535	自然斜面	有瀬(11)	西祖谷山村		有瀬				
1114	Ⅱ-1536	自然斜面	有瀬(12)	西祖谷山村		有瀬				
1115	Ⅱ-1537	自然斜面	有瀬(13)	西祖谷山村		有瀬				
1116	Ⅱ-1538	自然斜面	有瀬(14)	西祖谷山村		有瀬				
1117	Ⅱ-1539	自然斜面	小祖谷(1)	西祖谷山村		小祖谷				
1118	Ⅱ-1540	自然斜面	小祖谷(2)	西祖谷山村		小祖谷				
1119	Ⅱ-1541	自然斜面	小祖谷(3)	西祖谷山村		小祖谷				
1120	Ⅱ-1542	自然斜面	小祖谷(4)	西祖谷山村		小祖谷				
1121	Ⅱ-1543	自然斜面	小祖谷(5)	西祖谷山村		小祖谷				
1122	Ⅱ-1544	自然斜面	小祖谷(6)	西祖谷山村		小祖谷				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1123	Ⅱ-1545	自然斜面	坂瀬	西祖谷山村		坂瀬				
1124	Ⅱ-1546	自然斜面	閑定(3)	西祖谷山村		閑定	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1125	Ⅱ-7750	人工斜面	小祖谷(7)	西祖谷山村		小祖谷				
1126	Ⅱ-1217	自然斜面	深淵(1)	東祖谷山村		落合(深淵)				
1127	Ⅱ-1218	自然斜面	深淵(2)	東祖谷山村		落合(深淵)				
1128	Ⅱ-1219	自然斜面	深淵(3)	東祖谷山村		落合(深淵)				
1129	Ⅱ-1220	自然斜面	深淵(4)	東祖谷山村		落合(深淵)				
1130	Ⅱ-1221	自然斜面	深淵(5)	東祖谷山村		落合(深淵)				
1131	Ⅱ-1222	自然斜面	落合西(1)	東祖谷山村		落合(落合西)				
1132	Ⅱ-1223	自然斜面	落合西(2)	東祖谷山村		落合(落合西)				
1133	Ⅱ-1224	自然斜面	落合西(3)	東祖谷山村		落合(落合西)				
1134	Ⅱ-1225	自然斜面	落合西(4)	東祖谷山村		落合(落合西)				
1135	Ⅱ-1226	自然斜面	落合南(3)	東祖谷山村		落合(落合南)				
1136	Ⅱ-1227	自然斜面	落合南(4)	東祖谷山村		落合(落合南)				
1137	Ⅱ-1228	自然斜面	落合南(5)	東祖谷山村		落合(落合南)				
1138	Ⅱ-1229	自然斜面	落合東(1)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1139	Ⅱ-1230	自然斜面	落合東(2)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1140	Ⅱ-1231	自然斜面	落合東(3)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1141	Ⅱ-1232	自然斜面	落合東(4)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1142	Ⅱ-1233	自然斜面	落合東(5)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1143	Ⅱ-1234	自然斜面	落合東(6)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1144	Ⅱ-1235	自然斜面	落合東(7)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1145	Ⅱ-1236	自然斜面	落合東(8)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1146	Ⅱ-1237	自然斜面	久保西(3)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1147	Ⅱ-1238	自然斜面	久保西(4)	東祖谷山村		落合(落合東)				
1148	Ⅱ-1239	自然斜面	栗枝渡(4)	東祖谷山村		栗枝渡				
1149	Ⅱ-1240	自然斜面	栗枝渡(5)	東祖谷山村		栗枝渡				
1150	Ⅱ-1241	自然斜面	栗枝渡(6)	東祖谷山村		栗枝渡				
1151	Ⅱ-1242	自然斜面	栗枝渡(7)	東祖谷山村		栗枝渡				
1152	Ⅱ-1243	自然斜面	栗枝渡(8)	東祖谷山村		栗枝渡				
1153	Ⅱ-1244	自然斜面	栗枝渡(9)	東祖谷山村		栗枝渡				
1154	Ⅱ-1245	自然斜面	栗枝渡(10)	東祖谷山村		栗枝渡				
1155	Ⅱ-1246	自然斜面	栗枝渡(11)	東祖谷山村		栗枝渡				
1156	Ⅱ-1247	自然斜面	栗枝渡(12)	東祖谷山村		栗枝渡				
1157	Ⅱ-1248	自然斜面	栗枝渡(13)	東祖谷山村		栗枝渡				
1158	Ⅱ-1249	自然斜面	栗枝渡(14)	東祖谷山村		栗枝渡				
1159	Ⅱ-1250	自然斜面	下瀬上(2)	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
1160	Ⅱ-1251	自然斜面	下瀬上(3)	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
1161	Ⅱ-1252	自然斜面	下瀬上(4)	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
1162	Ⅱ-1253	自然斜面	下瀬上(5)	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)				
1163	Ⅱ-1254	自然斜面	下瀬下(2)	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)				
1164	Ⅱ-1255	自然斜面	下瀬下(3)	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)				
1165	Ⅱ-1256	自然斜面	下瀬下(4)	東祖谷山村		中上				
1166	Ⅱ-1257	自然斜面	中上(3)	東祖谷山村		中上				
1167	Ⅱ-1258	自然斜面	高野(1)	東祖谷山村		高野				
1168	Ⅱ-1259	自然斜面	高野(2)	東祖谷山村		高野				
1169	Ⅱ-1260	自然斜面	高野(3)	東祖谷山村		高野				
1170	Ⅱ-1261	自然斜面	ツヅロ(1)	東祖谷山村		小島				
1171	Ⅱ-1262	自然斜面	ツヅロ(2)	東祖谷山村		小島				
1172	Ⅱ-1263	自然斜面	ツヅロ(3)	東祖谷山村		小島				
1173	Ⅱ-1264	自然斜面	小島(4)	東祖谷山村		小島				
1174	Ⅱ-1265	自然斜面	小島(5)	東祖谷山村		小島				
1175	Ⅱ-1266	自然斜面	小島(6)	東祖谷山村		小島				
1176	Ⅱ-1267	自然斜面	小島(7)	東祖谷山村		小島				
1177	Ⅱ-1268	自然斜面	佐野(1)	東祖谷山村		小島(佐野)				
1178	Ⅱ-1269	自然斜面	佐野(2)	東祖谷山村		小島(佐野)				

NO	箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号
1179	Ⅱ-1270	自然斜面	佐野(3)	東祖谷山村		小島(佐野)				
1180	Ⅱ-1271	自然斜面	佐野(4)	東祖谷山村		小島(佐野)				
1181	Ⅱ-1272	自然斜面	今井(1)	東祖谷山村		今井				
1182	Ⅱ-1273	自然斜面	今井(2)	東祖谷山村		今井				
1183	Ⅱ-1274	自然斜面	今井(3)	東祖谷山村		今井				
1184	Ⅱ-1275	自然斜面	今井(4)	東祖谷山村		今井				
1185	Ⅱ-1276	自然斜面	和田(1)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1186	Ⅱ-1277	自然斜面	和田(2)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1187	Ⅱ-1278	自然斜面	和田(3)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1188	Ⅱ-1279	自然斜面	和田(4)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1189	Ⅱ-1280	自然斜面	和田(5)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1190	Ⅱ-1281	自然斜面	和田(6)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1191	Ⅱ-1282	自然斜面	和田(7)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1192	Ⅱ-1283	自然斜面	和田(8)	東祖谷山村		和田	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1193	Ⅱ-1284	自然斜面	大枝下(3)	東祖谷山村		大枝				
1194	Ⅱ-1285	自然斜面	大枝(4)	東祖谷山村		大枝				
1195	Ⅱ-1286	自然斜面	大枝(5)	東祖谷山村		大枝				
1196	Ⅱ-1287	自然斜面	大枝(6)	東祖谷山村		大枝				
1197	Ⅱ-1288	自然斜面	大枝(7)	東祖谷山村		大枝				
1198	Ⅱ-1289	自然斜面	大枝(8)	東祖谷山村		大枝				
1199	Ⅱ-1290	自然斜面	大枝(9)	東祖谷山村		大枝				
1200	Ⅱ-1291	自然斜面	大枝(10)	東祖谷山村		大枝				
1201	Ⅱ-1292	自然斜面	京上(5)	東祖谷山村		京上				
1202	Ⅱ-1293	自然斜面	京上(6)	東祖谷山村		京上				
1203	Ⅱ-1294	自然斜面	京上(7)	東祖谷山村		京上				
1204	Ⅱ-1295	自然斜面	林(1)	東祖谷山村		林				
1205	Ⅱ-1296	自然斜面	林(2)	東祖谷山村		林				
1206	Ⅱ-1297	自然斜面	林(3)	東祖谷山村		林				
1207	Ⅱ-1298	自然斜面	林(4)	東祖谷山村		林				
1208	Ⅱ-1299	自然斜面	釜ヶ谷(1)	東祖谷山村		釜ヶ谷				
1209	Ⅱ-1300	自然斜面	釜ヶ谷(2)	東祖谷山村		釜ヶ谷				
1210	Ⅱ-1301	自然斜面	九鬼(1)	東祖谷山村		九鬼	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1211	Ⅱ-1302	自然斜面	九鬼(2)	東祖谷山村		九鬼	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1212	Ⅱ-1303	自然斜面	西山(3)	東祖谷山村		西山				
1213	Ⅱ-1304	自然斜面	西山(4)	東祖谷山村		西山				
1214	Ⅱ-1305	自然斜面	西山(5)	東祖谷山村		西山				
1215	Ⅱ-1306	自然斜面	西山(6)	東祖谷山村		西山				
1216	Ⅱ-1307	自然斜面	西山(7)	東祖谷山村		西山				
1217	Ⅱ-1308	自然斜面	西山(8)	東祖谷山村		西山				
1218	Ⅱ-1309	自然斜面	久保西(3)	東祖谷山村		久保(久保西)	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1219	Ⅱ-1310	自然斜面	久保西(4)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1220	Ⅱ-1311	自然斜面	久保西(5)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1221	Ⅱ-1312	自然斜面	久保西(6)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1222	Ⅱ-1313	自然斜面	久保西(7)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1223	Ⅱ-1314	自然斜面	久保西(8)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1224	Ⅱ-1315	自然斜面	久保西(9)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1225	Ⅱ-1316	自然斜面	久保西(10)	東祖谷山村		久保(久保西)				
1226	Ⅱ-1317	自然斜面	久保東(2)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1227	Ⅱ-1318	自然斜面	久保東(3)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1228	Ⅱ-1319	自然斜面	久保東(4)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1229	Ⅱ-1320	自然斜面	久保東(5)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1230	Ⅱ-1321	自然斜面	久保東(6)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1231	Ⅱ-1322	自然斜面	久保東(7)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1232	Ⅱ-1323	自然斜面	久保東(8)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1233	Ⅱ-1324	自然斜面	久保東(9)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1234	Ⅱ-1325	自然斜面	久保東(10)	東祖谷山村		久保(久保東)				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1235	Ⅱ-1326	自然斜面	久保東(11)	東祖谷山村		久保(久保東)				
1236	Ⅱ-1327	自然斜面	久保蔭(1)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1237	Ⅱ-1328	自然斜面	久保蔭(2)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1238	Ⅱ-1329	自然斜面	久保蔭(3)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1239	Ⅱ-1330	自然斜面	久保蔭(4)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1240	Ⅱ-1331	自然斜面	久保蔭(5)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1241	Ⅱ-1332	自然斜面	久保蔭(6)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1242	Ⅱ-1333	自然斜面	久保蔭(7)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1243	Ⅱ-1334	自然斜面	久保蔭(8)	東祖谷山村		久保(久保蔭)				
1244	Ⅱ-1335	自然斜面	下釣井(3)	東祖谷山村		釣井				
1245	Ⅱ-1336	自然斜面	下釣井(4)	東祖谷山村		釣井				
1246	Ⅱ-1337	自然斜面	下釣井(5)	東祖谷山村		釣井				
1247	Ⅱ-1338	自然斜面	上釣井(1)	東祖谷山村		釣井				
1248	Ⅱ-1339	自然斜面	上釣井(2)	東祖谷山村		釣井				
1249	Ⅱ-1340	自然斜面	元井(1)	東祖谷山村		元井				
1250	Ⅱ-1341	自然斜面	元井(2)	東祖谷山村		元井				
1251	Ⅱ-1342	自然斜面	元井(3)	東祖谷山村		元井				
1252	Ⅱ-1343	自然斜面	元井(4)	東祖谷山村		元井				
1253	Ⅱ-1344	自然斜面	梅の峰(1)	東祖谷山村		元井(梅の峰)				
1254	Ⅱ-1345	自然斜面	梅の峰(2)	東祖谷山村		元井(梅の峰)				
1255	Ⅱ-1346	自然斜面	新居屋(2)	東祖谷山村		新居屋	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1256	Ⅱ-1347	自然斜面	新居屋(3)	東祖谷山村		新居屋	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1257	Ⅱ-1348	自然斜面	新居屋(4)	東祖谷山村		新居屋	H24.01.12	18	H24.01.12	19
1258	Ⅱ-1349	自然斜面	新居屋(5)	東祖谷山村		新居屋	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1259	Ⅱ-1350	自然斜面	新居屋(6)	東祖谷山村		新居屋	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1260	Ⅱ-1351	自然斜面	麦生工(2)	東祖谷山村		麦生工				
1261	Ⅱ-1352	自然斜面	麦生工(3)	東祖谷山村		麦生工				
1262	Ⅱ-1353	自然斜面	麦生工(4)	東祖谷山村		麦生工				
1263	Ⅱ-1354	自然斜面	麦生工(5)	東祖谷山村		麦生工				
1264	Ⅱ-1355	自然斜面	麦生工(6)	東祖谷山村		麦生工				
1265	Ⅱ-1356	自然斜面	麦生工(7)	東祖谷山村		麦生工				
1266	Ⅱ-1357	自然斜面	麦生工(8)	東祖谷山村		麦生工				
1267	Ⅱ-1358	自然斜面	麦生工(9)	東祖谷山村		麦生工				
1268	Ⅱ-1359	自然斜面	麦生工(10)	東祖谷山村		麦生工				
1269	Ⅱ-1360	自然斜面	麦生工(11)	東祖谷山村		麦生工				
1270	Ⅱ-1361	自然斜面	若林(4)	東祖谷山村		若林				
1271	Ⅱ-1362	自然斜面	若林(5)	東祖谷山村		若林				
1272	Ⅱ-1363	自然斜面	若林(6)	東祖谷山村		若林				
1273	Ⅱ-1364	自然斜面	若林(7)	東祖谷山村		若林				
1274	Ⅱ-1365	自然斜面	若林(8)	東祖谷山村		若林				
1275	Ⅱ-1366	自然斜面	大西(2)	東祖谷山村		大西				
1276	Ⅱ-1367	自然斜面	大西(1)	東祖谷山村		大西				
1277	Ⅱ-1368	自然斜面	大西(6)	東祖谷山村		大西				
1278	Ⅱ-1369	自然斜面	大西(7)	東祖谷山村		大西				
1279	Ⅱ-1370	自然斜面	大西(8)	東祖谷山村		大西				
1280	Ⅱ-1371	自然斜面	大西(3)	東祖谷山村		大西				
1281	Ⅱ-1372	自然斜面	大西(9)	東祖谷山村		大西				
1282	Ⅱ-1373	自然斜面	大西(4)	東祖谷山村		大西				
1283	Ⅱ-1374	自然斜面	大西(5)	東祖谷山村		大西				
1284	Ⅱ-1375	自然斜面	小川(2)	東祖谷山村		小川				
1285	Ⅱ-1376	自然斜面	小川(3)	東祖谷山村		小川				
1286	Ⅱ-1377	自然斜面	小川(4)	東祖谷山村		小川				
1287	Ⅱ-1378	自然斜面	小川(5)	東祖谷山村		小川				
1288	Ⅱ-1379	自然斜面	小川(6)	東祖谷山村		小川				
1289	Ⅱ-1380	自然斜面	小川(7)	東祖谷山村		小川				
1290	Ⅱ-1381	自然斜面	小川(8)	東祖谷山村		小川				

NO	箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
				旧市町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
1291	Ⅱ-1382	自然斜面	小川(9)	東祖谷山村		小川				
1292	Ⅱ-1383	自然斜面	小川(10)	東祖谷山村		小川				
1293	Ⅱ-1384	自然斜面	檜尾(5)	東祖谷山村		檜尾				
1294	Ⅱ-1385	自然斜面	檜尾(6)	東祖谷山村		檜尾				
1295	Ⅱ-1386	自然斜面	檜尾(7)	東祖谷山村		檜尾				
1296	Ⅱ-1387	自然斜面	檜尾(8)	東祖谷山村		檜尾				
1297	Ⅱ-1388	自然斜面	檜尾(9)	東祖谷山村		檜尾				
1298	Ⅱ-1389	自然斜面	檜尾(10)	東祖谷山村		檜尾				
1299	Ⅱ-1390	自然斜面	檜尾(11)	東祖谷山村		檜尾				
1300	Ⅱ-1391	自然斜面	檜尾(12)	東祖谷山村		檜尾				
1301	Ⅱ-1392	自然斜面	檜尾(13)	東祖谷山村		檜尾				
1302	Ⅱ-1393	自然斜面	檜尾(14)	東祖谷山村		檜尾				
1303	Ⅱ-1394	自然斜面	檜尾(15)	東祖谷山村		檜尾				
1304	Ⅱ-1395	自然斜面	檜尾(16)	東祖谷山村		檜尾				
1305	Ⅱ-1396	自然斜面	檜尾(17)	東祖谷山村		檜尾				
1306	Ⅱ-1397	自然斜面	檜尾(18)	東祖谷山村		檜尾				
1307	Ⅱ-1398	自然斜面	檜尾(19)	東祖谷山村		檜尾				
1308	Ⅱ-1399	自然斜面	檜尾(20)	東祖谷山村		檜尾				
1309	Ⅱ-1400	自然斜面	檜尾(21)	東祖谷山村		檜尾				
1310	Ⅱ-1401	自然斜面	阿佐(2)	東祖谷山村		阿佐				
1311	Ⅱ-1402	自然斜面	阿佐(3)	東祖谷山村		阿佐				
1312	Ⅱ-1403	自然斜面	阿佐(4)	東祖谷山村		阿佐				
1313	Ⅱ-1404	自然斜面	阿佐(5)	東祖谷山村		阿佐				
1314	Ⅱ-1405	自然斜面	古味(2)	東祖谷山村		古味	H23.03.24	168	H23.03.24	170
1315	Ⅱ-1406	自然斜面	菅生奥(2)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1316	Ⅱ-1407	自然斜面	菅生奥(3)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1317	Ⅱ-1408	自然斜面	菅生奥(4)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1318	Ⅱ-1409	自然斜面	菅生奥(5)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1319	Ⅱ-1410	自然斜面	菅生奥(6)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1320	Ⅱ-1411	自然斜面	菅生奥(7)	東祖谷山村		菅生(菅生奥)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1321	Ⅱ-1412	自然斜面	菅生日浦下(2)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1322	Ⅱ-1413	自然斜面	菅生日浦下(3)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1323	Ⅱ-1414	自然斜面	菅生日浦下(4)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1324	Ⅱ-1415	自然斜面	菅生日浦(2)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1325	Ⅱ-1416	自然斜面	菅生日浦(4)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1326	Ⅱ-1417	自然斜面	菅生日浦中(1)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1327	Ⅱ-1418	自然斜面	菅生日浦中(2)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1328	Ⅱ-1419	自然斜面	菅生日浦中(3)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1329	Ⅱ-1420	自然斜面	菅生日浦中(4)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1330	Ⅱ-1421	自然斜面	菅生日浦中(5)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1331	Ⅱ-1422	自然斜面	祖谷日浦中(6)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	H21.05.20	310	H21.05.20	311
1332	Ⅱ-1423	自然斜面	菅生日浦中(7)	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)	-	-	-	-
1333	Ⅱ-1424	自然斜面	菅生蔭(2)	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1334	Ⅱ-1425	自然斜面	菅生蔭(3)	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1335	Ⅱ-1426	自然斜面	菅生蔭(4)	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1336	Ⅱ-1427	自然斜面	菅生蔭(5)	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)	H22.06.17	362	H22.06.17	364
1337	Ⅱ-1428	自然斜面	名頃(4)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1338	Ⅱ-1429	自然斜面	名頃(5)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
1339	Ⅱ-1430	自然斜面	名頃(6)	東祖谷山村		菅生(名頃)	H20.12.11	730	H20.12.11	731

## 4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

- ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。
- イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
- ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒態勢をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。



## 5 土石流危険渓流一覧表

定義

土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅰ（1/3）

（平成24年3月1日現在）

NO	渓流番号	渓流名			所在地		渓流概要		備考
		水系名	河川名	渓流名	地域名	地区名	渓流長 Km	流域面積Km <sup>2</sup>	
1	481-I-01	吉野川	吉野川	黒谷	三野町	原	2.00	1.26	
2	481-I-02	吉野川	吉野川	鶴石谷	三野町	原	0.90	0.56	
3	481-I-03	吉野川	吉野川	堂の谷	三野町	太刀野	0.55	0.18	
4	481-I-04	吉野川	河内谷川	北谷	三野町	花園	1.30	0.31	
5	481-I-05	吉野川	吉野川	ウルシ谷	三野町	上野	1.30	0.29	
6	481-I-06	吉野川	吉野川	大谷	三野町	勢力	1.75	0.86	
7	481-I-07	吉野川	滝谷川	滝谷	三野町	王地	2.30	2.38	
8	481-I-08	吉野川	箸ヶ谷川	箸ヶ谷	三野町	上野	0.75	0.27	
	三野町 計	8箇所					10.85	6.11	
1	485-I-01	吉野川	吉野川	つゆ谷	井川町	浜西	0.30	0.06	
2	485-I-02	吉野川	井ノ内谷川	流堂谷	井川町	流堂	1.30	0.39	
3	485-I-03	吉野川	井ノ内谷川	影谷	井川町	流堂	0.85	0.56	
4	485-I-04	吉野川	井ノ内谷川	向谷川	井川町	井内	0.25	0.28	
5	485-I-05	吉野川	井ノ内谷川	平谷	井川町	井内	0.15	0.07	
6	485-I-06	吉野川	井ノ内谷川	井内谷	井川町	冬	1.45	1.67	
7	485-I-07	吉野川	井ノ内谷川	知行谷	井川町	知行	2.65	2.18	
8	485-I-08	吉野川	井ノ内谷川	吉木谷川	井川町	吉木	0.30	0.35	
9	485-I-09	吉野川	井ノ内谷川	岡の前谷	井川町	西新町西	0.30	0.07	
10	485-I-10	吉野川	吉野川	駅谷	井川町	西新町西	0.65	0.17	
11	485-I-11	吉野川	吉野川	龍谷	井川町	西新町西	0.25	0.06	
12	485-I-12	吉野川	吉野川	飯裏谷	井川町	西新町西	0.35	0.05	
13	485-I-13	吉野川	中村谷川	中村谷	井川町	中村西	3.55	3.50	
14	485-I-14	吉野川	中村谷川	ガヤ谷	井川町	中村西	0.90	0.31	
15	485-I-15	吉野川	吉野川	吉本谷	井川町	吉本	0.65	0.14	
16	485-I-16	吉野川	吉野川	北内谷	井川町	北門	0.70	0.31	
17	485-I-17	吉野川	里川谷川	相知川	井川町	相知	0.50	0.13	
18	485-I-18	吉野川	吉野川	坊谷	井川町	末	0.20	0.06	
	井川町 計	18箇所					15.30	10.36	
1	483-I-01	吉野川	吉野川	峠谷	池田町	トウゲ	2.10	0.09	
2	483-I-02	吉野川	吉野川	サイノ谷	池田町	トウゲ	0.55	0.11	
3	483-I-03	吉野川	弥十柳川	島山谷	池田町	ハヤシ	2.50	1.80	
4	483-I-04	吉野川	弥十柳川	鍵掛谷	池田町	ハヤシ	1.30	1.43	
5	483-I-05	吉野川	弥十柳川	ハヤシ谷	池田町	ハヤシ	1.30	0.22	
6	483-I-06	吉野川	弥十柳川	ガサ谷	池田町	イケミナミ	1.90	0.34	
7	483-I-07	吉野川	弥十柳川	オモ谷	池田町	イケミナミ	0.40	0.18	
8	483-I-08	吉野川	弥十柳川	弥十柳川谷	池田町	イケミナミ	1.65	0.98	
9	483-I-09	吉野川	吉野川	細野谷	池田町	ホソノ	0.15	0.05	
10	483-I-10	吉野川	吉野川	西千谷	池田町	イタノ	0.25	0.05	
11	483-I-11	吉野川	吉野川	北山谷	池田町	中西	0.45	0.09	
12	483-I-12	吉野川	吉野川	露口谷川	池田町	中西	0.45	0.14	
13	483-I-13	吉野川	吉野川	金山谷	池田町	中西	1.05	0.28	
14	483-I-14	吉野川	吉野川	道ノ上谷	池田町	中西	0.45	0.10	
15	483-I-15	吉野川	吉野川	西原谷	池田町	中西	0.30	0.04	
16	483-I-16	吉野川	吉野川	高戸星谷	池田町	三縄	0.90	0.31	

NO	溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		備考
		水系名	河川名	溪流名	地域名	地区名	溪流長 Km	流域面積Km2	
17	483-I-17	吉野川	吉野川	ヲウヒラ谷	池田町	中西	0.35	0.13	
18	483-I-18	吉野川	吉野川	猿川谷川	池田町	中西	0.40	0.09	
19	483-I-19	吉野川	吉野川	漆川橋谷	池田町	中西	0.20	0.03	
20	483-I-20	吉野川	吉野川	大利込谷	池田町	大和川	0.40	0.12	
21	483-I-21	吉野川	吉野川	明王院裏谷	池田町	大和川	0.30	0.12	
22	483-I-22	吉野川	吉野川	府甲部谷	池田町	府甲部	1.80	0.68	
23	483-I-23	吉野川	吉野川	瀬戸谷	池田町	白地	0.90	0.36	
24	483-I-24	吉野川	吉野川	城谷	池田町	白地	0.10	0.04	
25	483-I-25	吉野川	馬路川	堂の久保小谷	池田町	上馬路	0.65	0.13	
26	483-I-26	吉野川	馬路川	有安谷	池田町	大宗有安	1.25	0.71	
27	483-I-27	吉野川	馬路川	大宗谷	池田町	大宗	1.25	0.92	
28	483-I-28	吉野川	馬路川	境谷	池田町	境目	0.95	0.38	
29	483-I-29	吉野川	馬路川	池谷小谷	池田町	船戸	0.45	0.07	
30	483-I-30	吉野川	馬路川	瀬戸谷	池田町	船戸	1.05	0.50	
31	483-I-31	吉野川	馬路川	上浦谷	池田町	上浦	1.00	0.45	
32	483-I-32	吉野川	馬路川	金年谷	池田町	上馬路	0.65	0.14	
33	483-I-33	吉野川	馬路川	深川谷	池田町	下馬路	3.38	4.11	
34	483-I-34	吉野川	馬路川	オトシヤ谷	池田町	下馬路	1.55	0.74	
35	483-I-35	吉野川	馬路川	井ノ久保谷	池田町	井ノ久保東	0.25	0.42	
36	483-I-36	吉野川	吉野川	馬谷	池田町	北名	3.05	2.33	
37	483-I-37	吉野川	吉野川	敷上谷川	池田町	敷ノ上	0.70	0.14	
38	483-I-38	吉野川	吉野川	境谷	池田町	敷ノ上	0.75	0.59	
39	483-I-39	吉野川	吉野川	西山谷	池田町	西山浜	1.30	0.63	
40	483-I-40	吉野川	吉野川	湯谷	池田町	中津	0.95	0.33	
41	483-I-41	吉野川	鮎苦谷川	やまだの谷	池田町	上野呂内	0.25	0.04	
42	483-I-42	吉野川	鮎苦谷川	神前谷	池田町	下野呂内	0.65	0.11	
43	483-I-43	吉野川	鮎苦谷川	松原谷支川	池田町	込野	0.85	0.28	
44	483-I-44	吉野川	吉野川	東州津川	池田町	東州津	0.50	0.23	
45	1-1	吉野川	祖谷川	ナカズ谷支流	池田町	川崎	0.06	0.02	国土交通省直轄
46	1-2	吉野川	祖谷川	ナカズ谷	池田町	川崎	0.07	0.18	国土交通省直轄
47	1-3	吉野川	祖谷川	大利日浦谷	池田町	大利日浦	0.08	0.03	国土交通省直轄
48	1-5	吉野川	祖谷川	出合谷	池田町	出合	0.49	0.15	国土交通省直轄
	池田町 計	48箇所					42.28	21.41	
1	484-I-01	吉野川	紺屋谷川	紺屋谷川	山城町	川成	3.25	4.11	
2	484-I-02	吉野川	吉野川	納屋谷	山城町	下名	0.45	0.15	
3	484-I-03	吉野川	吉野川	安瀬地谷	山城町	柿野尾	1.45	0.80	
4	484-I-04	吉野川	吉野川	赤野谷	山城町	赤野	1.90	1.22	
5	484-I-05	吉野川	藤川谷川	打石谷	山城町	上名	1.15	0.75	
6	484-I-06	吉野川	藤川谷川	木栗谷	山城町	上名	0.10	0.11	
7	484-I-07	吉野川	藤川谷川	津屋谷	山城町	上名	1.10	1.14	
8	484-I-08	吉野川	吉野川	西宇谷	山城町	上西宇	1.50	0.69	
9	484-I-09	吉野川	吉野川	大津谷	山城町	小歩危	0.25	0.19	
10	484-I-10	吉野川	吉野川	しらが谷	山城町	大津	1.10	0.48	
11	484-I-11	吉野川	仏子谷川	仏子谷	山城町	仏子	2.45	3.18	
12	484-I-12	吉野川	白川谷川	折道谷	山城町	光兼	1.05	0.57	
13	484-I-13	吉野川	白川谷川	くらや谷	山城町	白川	0.85	0.38	
14	484-I-14	吉野川	白川谷川	新学谷	山城町	中野	1.40	0.81	
15	484-I-15	吉野川	白川谷川	中野谷	山城町	中野	0.25	0.08	
16	484-I-16	吉野川	白川谷川	乳子谷	山城町	殿野	0.80	0.29	
17	484-I-17	吉野川	黒川谷川	赤谷二号谷	山城町	黒川	0.45	0.11	
18	484-I-18	吉野川	銅山川	さがい東谷	山城町	信正	0.60	0.29	
19	484-I-19	吉野川	銅山川	さがい谷	山城町	信正	0.40	0.31	

NO	溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		備考
		水系名	河川名	溪流名	地域名	地区名	溪流長 Km	流域面積Km <sup>2</sup>	
20	484-I-20	吉野川	銅山川	信正谷	山城町	信正	0.20	0.28	
21	484-I-21	吉野川	銅山川	大月谷	山城町	大月	0.75	0.49	
22	484-I-22	吉野川	柴川谷川	柴川谷	山城町	柴	2.60	2.73	
23	484-I-23	吉野川	銅山川	政友谷	山城町	政友	2.50	0.06	
24	484-I-24	吉野川	吉野川	大川持谷	山城町	大川持	3.50	0.19	
25	484-I-25	吉野川	吉野川	大川持谷左支	山城町	大川持	0.20	0.11	
26	484-I-26	吉野川	吉野川	祖谷口橋谷	山城町	下川	0.25	0.03	
27	484-I-27	吉野川	吉野川	下川谷	山城町	下川	0.70	0.09	
	山城町 計	27箇所					31.20	19.64	
1	488-I-01	吉野川	吉野川	谷川谷	西祖谷山村	徳善	1.05	0.33	
2	488-I-02	吉野川	吉野川	家見谷	西祖谷山村	西岡	2.35	2.29	
3	2-1	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷右支	西祖谷山村	小祖谷西	0.85	0.18	国土交通省直轄
4	2-3	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷左支	西祖谷山村	小祖谷東	0.21	0.15	国土交通省直轄
5	2-4	吉野川	祖谷川	堂の谷	西祖谷山村	一字	0.37	0.17	国土交通省直轄
6	2-8	吉野川	祖谷川	とびのす谷	西祖谷山村	善徳西	0.68	0.43	国土交通省直轄
7	2-13	吉野川	祖谷川	栗寄谷	西祖谷山村	善徳名越	1.97	2.06	国土交通省直轄
	西祖谷山村 計	7箇所					7.48	5.61	
1	3-1	吉野川	祖谷川	出口谷	東祖谷山村	深淵	0.59	0.20	国土交通省直轄
2	3-4	吉野川	祖谷川	宮の谷	東祖谷山村	善徳名越	0.73	0.46	国土交通省直轄
3	3-5	吉野川	祖谷川	高野谷	東祖谷山村	高野	0.25	0.29	国土交通省直轄
4	3-6	吉野川	祖谷川	小島谷川	東祖谷山村	小島	6.37	8.74	国土交通省直轄
5	3-7	吉野川	祖谷川	和田ヶ谷右支	東祖谷山村	和田	0.31	0.14	国土交通省直轄
6	3-8	吉野川	祖谷川	田岡谷	東祖谷山村	和田	0.39	0.19	国土交通省直轄
7	3-9	吉野川	祖谷川	和田ヶ谷	東祖谷山村	和田	3.51	3.71	国土交通省直轄
8	3-10	吉野川	祖谷川	新居屋谷	東祖谷山村	新居屋	0.32	0.36	国土交通省直轄
9	3-11	吉野川	祖谷川	麦生土谷	東祖谷山村	新居屋	0.74	0.81	国土交通省直轄
10	3-12	吉野川	祖谷川	ヨスイ谷	東祖谷山村	若林	0.37	0.14	国土交通省直轄
11	3-13	吉野川	祖谷川	寒谷川	東祖谷山村	京上	2.23	1.58	国土交通省直轄
12	3-14	吉野川	祖谷川	下瀬谷	東祖谷山村	下瀬	0.25	0.05	国土交通省直轄
13	3-21	吉野川	祖谷川	続谷	東祖谷山村	名頃	0.16	0.06	国土交通省直轄
14	3-22	吉野川	祖谷川	平尾谷左支	東祖谷山村	名頃	0.09	0.03	国土交通省直轄
15	3-23	吉野川	祖谷川	名頃谷	東祖谷山村	名頃	0.44	0.22	国土交通省直轄
16	3-24	吉野川	祖谷川	四ッ小屋谷川	東祖谷山村	名頃	5.05	3.80	国土交通省直轄
17	3-26	吉野川	祖谷川	大塚谷	東祖谷山村	名頃	0.34	0.27	国土交通省直轄
18	3-27	吉野川	祖谷川	見越谷	東祖谷山村	名頃	0.29	0.10	国土交通省直轄
	東祖谷 計	18箇所					22.43	21.15	
	三好市 計	126箇所					129.54	84.28	

NO	溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		備考
		水系名	河川名	溪流名	地域名	地区名	溪流長 Km	流域面 積Km2	
1	481-II-01	吉野川	河内谷川	南谷川	三野町	川又西	0.50	0.38	
2	481-II-02	吉野川	河内谷川	百合切谷	三野町	芝生	2.25	1.87	
	三野町 計	2箇所					2.75	2.25	
1	485-II-01	吉野川	吉野川	高野谷支川	井川町	旭町	0.45	0.09	岩風呂谷
2	485-II-02	吉野川	井ノ内谷川	ひらみ谷	井川町	井関	0.50	0.09	
3	485-II-03	吉野川	井ノ内谷川	正夫谷	井川町	正夫	2.95	2.08	
4	485-II-04	吉野川	井ノ内谷川	神谷	井川町	馬路	2.55	1.66	
5	485-II-05	吉野川	井ノ内谷川	荒倉谷	井川町	馬場	2.20	2.15	
6	485-II-06	吉野川	井ノ内谷川	駒倉谷	井川町	向	1.65	0.96	
7	485-II-07	吉野川	井ノ内谷川	下影谷川	井川町	向	2.35	1.99	
8	485-II-08	吉野川	里川谷川	里川谷	井川町	近金	3.35	4.91	
9	485-II-09	吉野川	吉野川	大山谷	井川町	末	2.20	1.38	
	井川町 計	9箇所					18.20	15.31	
1	483-II-01	吉野川	吉野川	ミヨコ谷	池田町	ヤマダ	0.25	0.03	
2	483-II-02	吉野川	吉野川	イタノ谷	池田町	イタノ	0.30	0.08	
3	483-II-03	吉野川	吉野川	大谷川	池田町	中西	1.40	0.65	
4	483-II-04	吉野川	吉野川	大谷川小谷	池田町	中西	0.30	0.09	
5	483-II-05	吉野川	吉野川	三縄谷	池田町	中西	1.25	0.71	
6	483-II-06	吉野川	漆川谷川	ホドノ田尾谷	池田町	宮平	0.30	0.11	
7	483-II-07	吉野川	漆川谷川	オソ谷	池田町	宮平	0.95	0.36	
8	483-II-08	吉野川	北谷川谷	北谷東谷	池田町	北谷	1.30	0.72	
9	483-II-09	吉野川	漆川谷川	南谷川	池田町	南谷	0.75	0.76	
10	483-II-10	吉野川	漆川谷川	込谷	池田町	中津川	0.80	0.59	
11	483-II-11	吉野川	吉野川	赤鳥居谷	池田町	仙野	0.45	0.07	
12	483-II-12	吉野川	吉野川	長谷	池田町	仙野	1.25	0.38	
13	483-II-13	吉野川	吉野川	仙野谷	池田町	仙野	0.40	0.11	
14	483-II-14	吉野川	吉野川	露の谷	池田町	仙野	1.65	0.41	
15	483-II-15	吉野川	馬路川	水之久保谷	池田町	水之久保	1.00	0.49	
16	483-II-16	吉野川	馬路川	古宮下谷	池田町	上馬路	0.95	0.49	
17	483-II-17	吉野川	馬路川	古宮上谷	池田町	上馬路	0.95	0.44	
18	483-II-18	吉野川	馬路川	堂之久保谷	池田町	上馬路	0.90	0.61	
19	483-II-19	吉野川	馬路川	平尾谷	池田町	船戸	1.25	0.79	
20	483-II-20	吉野川	馬路川	平尾小谷	池田町	船戸	0.35	0.09	
21	483-II-21	吉野川	馬路川	花ノ木谷	池田町	大宗有安	1.15	0.59	
22	483-II-22	吉野川	馬路川	有安小谷	池田町	大宗有安	0.35	0.12	トン谷
23	483-II-23	吉野川	馬路川	根引谷	池田町	境谷	0.30	0.28	
24	483-II-24	吉野川	馬路川	境谷小谷	池田町	境谷	0.25	0.04	
25	483-II-25	吉野川	馬路川	大境小谷	池田町	境谷	0.20	0.04	
26	483-II-26	吉野川	馬路川	大境谷	池田町	境谷	1.00	0.33	
27	483-II-27	吉野川	馬路川	北沼谷	池田町	沼谷	0.30	0.09	
28	483-II-28	吉野川	三谷川	高尾谷川	池田町	高毛	0.95	0.45	
29	483-II-29	吉野川	馬路川	竹ノ内川	池田町	上浦	1.20	0.54	
30	483-II-30	吉野川	吉野川	猿子谷	池田町	敷ノ上	2.85	2.83	
31	483-II-31	吉野川	吉野川	西山下谷	池田町	西山	1.35	0.38	
32	483-II-32	吉野川	鮎苦谷川	野呂内中谷	池田町	上野呂内	1.30	0.72	
33	483-II-33	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内一号谷	池田町	上野呂内	0.15	0.01	
34	483-II-34	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内二号谷	池田町	上野呂内	0.20	0.06	
35	483-II-35	吉野川	鮎苦谷川	水谷小谷	池田町	水谷	0.25	0.03	
36	483-II-36	吉野川	鮎苦谷川	水谷谷	池田町	水谷	0.70	0.11	
37	483-II-37	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内三号谷	池田町	上野呂内	0.40	0.06	

NO	溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		備考
		水系名	河川名	溪流名	地域名	地区名	溪流長 Km	流域面 積Km2	
38	483-II-38	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内川	池田町	上野呂内	0.65	0.16	
39	483-II-39	吉野川	鮎苦谷川	中島谷	池田町	上野呂内	0.25	0.04	
40	483-II-40	吉野川	鮎苦谷川	野呂内下一号谷	池田町	野呂内下	0.25	0.04	
41	483-II-41	吉野川	鮎苦谷川	野呂内下二号谷	池田町	野呂内下	0.75	0.09	
42	483-II-42	吉野川	鮎苦谷川	乳ノ木道北川	池田町	野呂内下	1.60	0.84	ノウネノ谷
43	483-II-43	吉野川	鮎苦谷川	下野呂内西谷	池田町	野呂内下	0.65	0.23	
44	483-II-44	吉野川	鮎苦谷川	乳ノ木小谷	池田町	西谷	0.25	0.04	
45	483-II-45	吉野川	鮎苦谷川	岸ノ上谷	池田町	下野呂内	1.40	0.59	
46	483-II-46	吉野川	鮎苦谷川	神前下谷	池田町	下野呂内	0.75	0.28	
47	483-II-47	吉野川	鮎苦谷川	松原谷	池田町	込野	0.70	0.39	
48	483-II-48	吉野川	鮎苦谷川	野呂内口谷	池田町	込野	0.45	0.14	
49	1-4	吉野川	祖谷川	山貝谷	池田町	山貝	0.10	0.11	国土交通省直轄
50	1-6	吉野川	祖谷川	大利谷	池田町	大利	0.59	0.30	国土交通省直轄
51	1-7	吉野川	祖谷川	石内谷	池田町	石内	0.92	0.82	国土交通省直轄
52	1-8	吉野川	祖谷川	上尾後谷	池田町	上尾後	0.39	0.10	国土交通省直轄
53	1-9	吉野川	祖谷川	宮石谷	池田町	宮石	0.20	0.10	国土交通省直轄
54	1-10	吉野川	祖谷川	明瀬谷	池田町	明瀬	0.95	0.60	国土交通省直轄
55	1-11	吉野川	祖谷川	明瀬谷支溪	池田町	明瀬	0.14	0.04	国土交通省直轄
	池田町 計	5	5箇所				40.64	19.57	
1	484-II-01	吉野川	吉野川	いわや谷	山城町	南日浦	0.40	0.12	
2	484-II-02	吉野川	吉野川	にし谷	山城町	川成	0.30	0.10	
3	484-II-03	吉野川	吉野川	育谷	山城町	下名	0.35	0.16	
4	484-II-04	吉野川	吉野川	尾又下谷	山城町	尾又	0.45	0.11	
5	484-II-05	吉野川	吉野川	尾又上谷	山城町	尾又	0.40	0.06	
6	484-II-06	吉野川	藤川谷川	野鹿池山谷	山城町	平上	1.40	2.08	
7	484-II-07	吉野川	藤川谷川	細野谷	山城町	平上	0.80	0.54	
8	484-II-08	吉野川	藤川谷川	長淵谷	山城町	水無	0.60	0.21	桐ノ佐古谷
9	484-II-09	吉野川	吉野川	堂床谷	山城町	津屋	1.55	1.93	
10	484-II-10	吉野川	吉野川	茶園谷	山城町	西字	3.10	2.31	
11	484-II-11	吉野川	吉野川	上西宇谷	山城町	上西宇	1.80	0.74	
12	484-II-12	吉野川	吉野川	大津小谷	山城町	大津	0.30	0.08	
13	484-II-13	吉野川	白川谷川	ウスノト谷	山城町	栗山	1.50	0.62	
14	484-II-14	吉野川	白川谷川	東ウスノト谷	山城町	栗山	0.35	0.10	
15	484-II-15	吉野川	白川谷川	拝床谷	山城町	栗山	1.10	0.28	
16	484-II-16	吉野川	白川谷川	折道谷支川	山城町	白川	0.75	0.40	
17	484-II-17	吉野川	白川谷川	八十谷	山城町	白川	1.05	0.58	
18	484-II-18	吉野川	吉野川	井の川原谷	山城町	重実	0.60	0.25	
19	484-II-19	吉野川	吉野川	重実川	山城町	重実	1.65	0.61	
20	484-II-20	吉野川	吉野川	冬谷	山城町	末貞	0.95	0.31	
21	484-II-21	吉野川	銅山川	影谷	山城町	引地	0.70	0.33	
22	484-II-22	吉野川	銅山川	岩戸川	山城町	岩戸	1.65	1.26	
23	484-II-23	吉野川	銅山川	岩戸上谷	山城町	岩戸	0.35	0.27	
24	484-II-24	吉野川	黒川谷川	窪の谷	山城町	黒川	0.80	0.36	
25	484-II-25	吉野川	黒川谷川	黒川谷	山城町	黒川	1.60	1.19	
26	484-II-26	吉野川	黒川谷川	赤谷一号谷	山城町	黒川	0.35	0.03	
27	484-II-27	吉野川	銅山川	川茂谷	山城町	信正	1.45	0.76	
28	484-II-28	吉野川	銅山川	持井谷東谷	山城町	大野	1.15	0.41	
29	484-II-29	吉野川	銅山川	持井谷	山城町	大野	2.10	1.33	
30	484-II-30	吉野川	銅山川	大谷谷	山城町	大谷	0.75	0.37	
31	484-II-31	吉野川	相川	あかさび谷	山城町	政友	0.40	0.09	

NO	溪流番号	溪流名			所在地		溪流概要		備考
		水系名	河川名	溪流名	地域名	地区名	溪流長 Km	流域面 積Km2	
32	484-II-32	吉野川	相川	相川小谷一号谷	山城町	相川	0.35	0.09	
33	484-II-33	吉野川	相川	相川小谷	山城町	相川	1.55	1.04	
34	484-II-34	吉野川	相川	相川一号谷	山城町	相川	0.20	0.01	
35	484-II-35	吉野川	相川	相川二号谷	山城町	相川	0.25	0.05	
36	484-II-36	吉野川	銅山川	青雲寮裏谷	山城町	川口	0.25	0.04	青雲谷
37	484-II-37	吉野川	吉野川	大門谷	山城町	下川	0.60	0.27	
38	484-II-38	吉野川	吉野川	下川谷下谷	山城町	下川	1.25	0.29	
39	484-II-39	吉野川	吉野川	大谷小谷	山城町	若山	0.60	0.18	
	山城町 計	39箇所					35.75	19.96	
1	488-II-01	吉野川	吉野川	中谷	西祖谷山村	西岡	0.30	0.14	
2	2-2	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷	西祖谷山村	小祖谷東	1.31	0.62	国土交通省直轄
3	2-5	吉野川	祖谷川	尾井ノ内谷右支	西祖谷山村	尾井ノ内	0.39	0.06	国土交通省直轄
4	2-6	吉野川	祖谷川	戸ノ内川右支	西祖谷山村	尾井ノ内	0.23	0.04	国土交通省直轄
5	2-7	吉野川	祖谷川	戸ノ谷川	西祖谷山村	尾井ノ内	1.18	0.71	国土交通省直轄
6	2-9	吉野川	祖谷川	中尾谷川	西祖谷山村	中尾	1.87	1.05	国土交通省直轄
7	2-10	吉野川	祖谷川	閑定谷川	西祖谷山村	閑定	1.30	0.55	国土交通省直轄
8	2-11	吉野川	祖谷川	閑定東谷	西祖谷山村	閑定	0.50	0.36	国土交通省直轄
9	2-12	吉野川	祖谷川	下寄谷	西祖谷山村	善徳名越	0.53	0.70	国土交通省直轄
	西祖谷山村 計	9箇所					7.61	4.23	
1	3-2	吉野川	祖谷川	深淵谷川	東祖谷山村	深淵	0.22	0.06	国土交通省直轄
2	3-3	吉野川	祖谷川	深淵谷支溪	東祖谷山村	深淵	0.12	0.05	国土交通省直轄
3	3-15	吉野川	祖谷川	奥の井谷川	東祖谷山村	奥の井	2.19	2.72	国土交通省直轄
4	3-16	吉野川	祖谷川	新口谷川左支	東祖谷山村	久保西	0.12	0.15	国土交通省直轄
5	3-17	吉野川	祖谷川	管生陰谷	東祖谷山村	管生	0.38	0.39	国土交通省直轄
6	3-18	吉野川	祖谷川	管生奥谷 (柵の谷)	東祖谷山村	管生	0.16	0.09	国土交通省直轄
7	3-19	吉野川	祖谷川	続谷西谷 (椎ノ木谷)	東祖谷山村	名頃	0.45	0.08	国土交通省直轄
8	3-20	吉野川	祖谷川	名頃谷第3谷 (泉谷)	東祖谷山村	名頃	0.29	0.10	国土交通省直轄
9	3-25	吉野川	祖谷川	名頃東谷 (女仙谷)	東祖谷山村	名頃	0.33	0.16	国土交通省直轄
	東祖谷 計	9箇所					4.26	3.80	
	三好市 計	123箇所					109.21	65.12	

## 6 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日雨量	150 mm以上	200 mm以上
6時間雨量	120 mm以上	180 mm以上
4時間雨量	100 mm以上	150 mm以上
2時間雨量	70 mm以上	100 mm以上
1時間雨量	50 mm以上	60 mm以上

## 7 砂防指定地一覧表

(1/8)

(平成24年4月1日現在)

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
1	三野町	河内谷	T15.12.24	242	339.0800	
2	三野町	河内谷	S3.2.18	30	3.2100	
3	三野町	鶴石谷	S29.3.29	283	0.5200	
4	三野町	滝谷	S30.6.3	1335	10.5900	
5	三野町	滝谷	S32.8.6	978	3.2000	
6	三野町	箸ヶ谷	H13.12.5	1704	1.2900	S38.2.26の解除後再指定
7	三野町	堂の谷	S41.7.26	2350	5.2800	
8	三野町	馬谷	S41.7.26	2350	0.5700	
9	三野町	大屋敷谷	S42.3.31	1181	2.1000	
10	三野町	堂の谷	S45.9.14	1390	5.4200	
11	三野町	藤黒谷	S47.4.17	815	5.4000	
12	三野町	馬場谷及び馬場小谷	S47.5.11	930	6.5400	
13	三野町	北谷	S47.8.2	1335	5.4000	
14	三野町	馬場谷	S53.7.19	1201	1.2800	
15	三野町	大谷	S56.4.30	959	3.0000	
16	三野町	大屋敷谷	S59.10.13	1392	0.1600	
17	三野町	いやの谷	S60.9.7	1218	0.6400	
18	三野町	黒谷	S62.12.9	2073	0.6600	
19	三野町	孫十郎谷	H4.3.25	831	0.6600	
20	三野町	ウルシ谷	H5.1.22	101	1.2900	
21	三野町	鶴石谷	H18.2.10	242	1.5013	
三野町 計 21箇所					397.7913	
1	井川町	井ノ内谷	S23.11.16	177	3.7000	
2	井川町	井ノ内谷	H13.12.5	1704	1.4200	S23.11.16の追加指定
3	井川町	井ノ内谷	S26.2.12	64	1.6100	
4	井川町	井ノ内谷	S26.12.22	1079	3.4000	
5	井川町	井ノ内谷	S27.8.8	1112	2.3000	
6	井川町	井ノ内谷	S37.6.19	1414	1.4000	
7	井川町	里川谷	S38.2.23	271	4.4000	
8	井川町	正夫谷	S41.7.26	2350	1.5100	
9	井川町	大山谷	S41.7.26	2350	1.9700	
10	井川町	中村谷	S41.7.26	2350	0.7500	



番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
11	井川町	荒倉谷	S42.3.31	1181	6.2900	
12	井川町	中村谷	S43.2.10	155	3.7200	
13	井川町	里川谷	S43.2.10	155	4.4400	
14	井川町	荒倉谷及び支川ズヤ谷	S50.3.24	467	3.0000	
15	井川町	井ノ内谷	S53.7.19	1201	5.4000	
16	井川町	岩坂谷及び同支川	S59.3.29	758	1.2000	
17	井川町	知行谷	S59.10.13	1392	0.5900	
18	井川町	正夫谷	S63.11.11	2198	0.0700	
19	井川町	井ノ内谷	H1.1.21	83	0.5400	
20	井川町	岩坂谷	H5.1.22	101	1.8700	
21	井川町	岩坂谷	H5.11.19	2192	1.0700	
22	井川町	北内谷	H6.1.28	139	1.2000	
23	井川町	龍谷	H14.5.9	386	0.6500	
24	井川町	新町谷	H18.9.27	1141	0.5008	
25	井川町	つゆ谷	H22.4.23	445	1.5081	
26	井川町	岡の前谷	H22.11.2	1283	0.4155	
	井川町 計 26箇所				54.9244	
1	池田町	馬谷川	S12.9.15	552	0.7200	
2	池田町	吉野川	S24.10.25	871	2.6000	
3	池田町	馬路川	S24.10.25	871	85.5500	
4	池田町	吉野川	S26.2.12	64	2.9100	
5	池田町	祖谷川	S27.8.8	1112	70.6500	
6	池田町	松尾川	S27.8.8	1112	12.4600	
7	池田町	宮の谷	S27.9.16	1221	6.1600	
8	池田町	漆川谷	S31.11.10	1784	5.7800	
9	池田町	三谷川	S33.1.18	70	0.7400	
10	池田町	三谷川	H13.12.5	1704	0.2900	S33.1.18の追加指定
11	池田町	深川谷	S33.1.18	70	1.2000	
12	池田町	北谷	S44.1.16	20	6.9600	
13	池田町	弥十谷	S44.1.16	20	7.2000	
14	池田町	鍵掛谷	S48.2.21	331	6.0000	
15	池田町	高戸星谷	S49.4.22	613	3.3000	
16	池田町	松原谷及び松原谷支川	S49.4.22	613	3.6000	

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
17	池田町	金年谷	S50.3.24	467	2.8500	
18	池田町	西山谷	S50.9.8	1230	1.1400	
19	池田町	高戸星谷	S51.9.24	1299	3.3000	
20	池田町	境谷	S52.2.3	93	0.7200	
21	池田町	明瀬谷	S52.2.3	93	12.9000	直轄施行区域含む
22	池田町	宮石谷	S53.4.8	812	0.3800	直轄施行区域含む
23	池田町	弥十柳川谷	S54.1.27	95	2.7000	
24	池田町	明瀬谷	S54.6.1	1077	6.8300	直轄施行区域含む
25	池田町	三谷川	S55.5.26	1059	4.2000	
26	池田町	島山谷	S55.5.26	1059	3.0000	
27	池田町	石内谷	S55.6.7	1123	2.1600	直轄施行区域含む
28	池田町	尾後谷	S55.6.7	1123	7.2600	直轄施行区域含む
29	池田町	鮎苦谷	S56.4.30	959	12.0000	
30	池田町	石立谷	S56.9.16	1529	16.5000	直轄施行区域含む
31	池田町	千足谷	S57.6.4	1228	8.0000	直轄施行区域含む
32	池田町	境谷	S59.3.29	758	0.8600	
33	池田町	三縄谷	S59.3.29	759	0.8000	
34	池田町	出合谷	S59.8.21	1218	0.2400	直轄施行区域含む
35	池田町	馬谷	S60.7.2	990	0.7300	
36	池田町	大利谷	S61.7.10	1282	0.4700	直轄施行区域含む
37	池田町	猿子谷	S61.8.15	1418	0.7200	
38	池田町	ガサ谷	S61.12.26	2004	0.2400	
39	池田町	深川谷	S61.12.26	2004	1.2400	
40	池田町	明瀬谷	S63.7.25	1623	3.6500	直轄施行区域含む
41	池田町	鮎苦谷川	S63.11.8	2161	2.5800	
42	池田町	ガサ谷	S63.11.11	2198	0.4100	
43	池田町	平尾谷	H2.1.31	120	3.7800	
44	池田町	北谷及び同左支川	H2.1.31	120	1.7900	
45	池田町	オモ谷	H3.3.1	371	1.2900	
46	池田町	瀬戸谷	H3.3.20	652	3.4000	
47	池田町	ハヤシ谷	H4.3.25	831	0.3000	
48	池田町	下野呂内谷	H5.1.22	101	1.5000	
49	池田町	サイノ谷	H5.11.19	2192	0.9200	

(4/8)

(平成24年4月1日現在)

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
50	池田町	加重谷	H5. 11. 19	2192	1. 2100	
51	池田町	露の谷	H7. 2. 22	263	0. 8100	
52	池田町	鮎苦谷川	H8. 3. 21	728	63. 3600	
53	池田町	神前谷	H8. 12. 10	2224	4. 0100	
54	池田町	オソ谷	H10. 3. 11	531	1. 8400	
55	池田町	馬谷	H10. 7. 16	1484	2. 1600	
56	池田町	三谷川及び同左支川沼谷川	H11. 2. 18	236	5. 4700	
57	池田町	瀬戸谷	H11. 3. 19	740	1. 7700	
58	池田町	深川谷	H12. 8. 9	1754	2. 7700	
59	池田町	登尾川	H13. 12. 5	1704	3. 5800	
60	池田町	やまだの谷	H14. 3. 7	155	1. 0900	
61	池田町	北山谷	H14. 5. 9	386	1. 1400	
62	池田町	松原谷支川	H15. 2. 13	121	3. 8600	
63	池田町	深川谷	H15. 4. 10	413	2. 0500	
64	池田町	城谷	H16. 3. 10	244	1. 9016	
65	池田町	深川谷	H16. 3. 10	244	0. 2382	
66	池田町	大利込谷	H16. 3. 10	244	0. 3941	
67	池田町	堂ノ久保小谷	H16. 3. 10	244	1. 2748	
68	池田町	やまだの谷	H17. 4. 15	463	0. 1350	
69	池田町	下野呂内西谷	H17. 4. 15	463	0. 3174	
70	池田町	下野呂内谷	H17. 4. 15	463	0. 6899	
71	池田町	上野呂内3号谷	H17. 4. 15	463	0. 5064	
72	池田町	上野呂内谷	H17. 4. 15	463	0. 6006	
73	池田町	中畠谷	H17. 4. 15	463	0. 2838	
74	池田町	猿子谷	H18. 9. 27	1141	1. 1868	
75	池田町	祖谷川	H19. 1. 5	8	4. 3363	直轄施行区域含む
76	池田町	やまだの谷	H19. 4. 25	507	0. 8045	
77	池田町	道ノ上谷	H19. 11. 5	1468	0. 7369	
78	池田町	大利日浦谷	H22. 2. 18	106	2. 3590	直轄施行区域含む
79	池田町	有安谷	H23. 10. 21	1060	2. 6012	
	池田町 計 79箇所				438. 4665	

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
1	山城町	赤野谷	S24.10.25	871	8.2900	
2	山城町	赤野谷	S24.10.25	871	15.9400	
3	山城町	伊予川	S26.2.12	64	10.2800	
4	山城町	伊予川	S26.12.22	1079	2.9800	
5	山城町	伊予川	S27.8.8	1112	5.8000	
6	山城町	仏子谷	S37.6.19	1414	1.4900	
7	山城町	下川谷	S38.2.26	277	0.2000	
	山城町	打石谷	S38.2.26	277	1.2300	
8	山城町	打石谷	H13.12.5	1704	1.6500	S38.2.26の解除後再指定
	山城町	打石谷	H13.12.7	1737	-1.2300	S38.2.26の全部解除
9	山城町	仏子谷	S41.5.26	1597	2.4000	
10	山城町	杖谷	S41.7.26	2350	4.8400	
11	山城町	納屋谷	S42.11.8	3725	2.1000	
12	山城町	牛首谷	S42.12.28	4605	18.0000	
13	山城町	白川谷	S45.9.14	1390	21.3000	
14	山城町	柴川谷	S47.5.11	930	13.2000	
15	山城町	白川谷	S47.5.11	930	19.8000	
16	山城町	藤川谷	S47.8.2	1335	12.0000	
17	山城町	相川谷及び相川小谷	S49.4.22	613	4.2000	
18	山城町	アキン谷	S49.7.4	951	7.0000	
19	山城町	影谷	S49.7.4	951	8.5000	
20	山城町	仏子谷	S53.1.23	49	3.3000	
21	山城町	白川谷	S54.1.27	95	4.8000	
22	山城町	藤川谷	S56.4.30	959	15.6000	
23	山城町	黒川谷	S57.5.17	1168	1.2400	
24	山城町	ウスノト谷	S59.3.29	759	0.5100	
25	山城町	新学谷	S59.3.29	759	0.3200	
26	山城町	折道谷	S59.3.29	759	0.3300	
27	山城町	折道谷支川	S59.3.29	759	0.3200	
28	山城町	東ウスノト谷	S59.3.29	759	0.2700	
29	山城町	津屋谷	S61.12.26	2004	0.5800	
30	山城町	窪の谷	H3.3.1	371	22.5500	
31	山城町	津屋谷	H3.3.1	371	10.2300	

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
32	山城町	上西宇谷	H5. 1. 22	101	1. 2000	
33	山城町	さがい谷	H7. 2. 22	263	0. 5600	
34	山城町	黒川谷	H7. 2. 22	263	0. 5100	
35	山城町	上西宇谷	H8. 3. 21	728	0. 9600	
36	山城町	西宇谷	H10. 3. 11	531	25. 5400	
37	山城町	八十谷	H10. 3. 11	531	24. 7000	
38	山城町	くらや谷	H10. 7. 16	1484	1. 0000	
39	山城町	茶園谷	H12. 8. 9	1754	1. 9200	
40	山城町	八十谷	H12. 8. 9	1754	0. 8300	
41	山城町	西宇谷	H13. 3. 16	249	0. 0400	
42	山城町	かもしか谷	H14. 9. 24	840	4. 0400	
43	山城町	赤野谷	H16. 3. 10	244	5. 2326	
44	山城町	大月谷	H18. 2. 10	242	1. 4942	
45	山城町	大川持谷	H20. 10. 21	4937	1. 4405	
46	山城町	大川持谷左支	H22. 12. 14	1469	0. 5557	
山城町 計 46箇所					290. 0430	
1	西祖谷山村	祖谷川	S27. 8. 8	1112	56. 5400	
2	西祖谷山村	祖谷川	S38. 2. 26	277	3. 9400	直轄施行区域含む
3	西祖谷山村	境谷	S42. 3. 31	1181	0. 8400	
4	西祖谷山村	栗寄谷	S53. 4. 8	812	0. 5700	直轄施行区域含む
5	西祖谷山村	今久保谷及び今久保谷支川ヤクシ谷	S53. 4. 27	915	3. 1500	
6	西祖谷山村	堂の谷	S54. 6. 1	1077	1. 5100	直轄施行区域含む
7	西祖谷山村	若宮谷川	S55. 6. 7	1123	21. 0000	直轄施行区域含む
8	西祖谷山村	重末谷川	S55. 6. 7	1123	6. 7200	直轄施行区域含む
9	西祖谷山村	祖谷川	S56. 9. 16	1528	9. 8000	直轄施行区域含む
10	西祖谷山村	第一坂瀬川	S57. 6. 4	1228	28. 8000	直轄施行区域含む
11	西祖谷山村	重末谷川	S60. 7. 2	989	0. 4300	直轄施行区域含む
12	西祖谷山村	堂の谷	S60. 7. 2	989	0. 4000	直轄施行区域含む
13	西祖谷山村	閑定谷	S61. 7. 10	1282	0. 5900	直轄施行区域含む
14	西祖谷山村	家見谷	S61. 8. 15	1418	0. 7400	
15	西祖谷山村	祖谷川	S62. 7. 1	1325	0. 3000	直轄施行区域含む
16	西祖谷山村	中尾谷	S62. 7. 1	1325	0. 4200	直轄施行区域含む
17	西祖谷山村	下寄谷	S63. 7. 25	1622	0. 6800	直轄施行区域含む

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
18	西祖谷山村	戸ノ谷川	S63.7.25	1622	0.8300	直轄施行区域含む
19	西祖谷山村	今久保谷	S63.7.25	1622	1.3300	直轄施行区域含む
20	西祖谷山村	八城谷	H1.6.8	1164	1.9000	直轄施行区域含む
21	西祖谷山村	家見谷	H2.1.31	120	0.9900	
22	西祖谷山村	山風呂谷	H2.8.6	1433	8.0000	直轄施行区域含む
23	西祖谷山村	下寄谷	H4.3.21	724	3.8100	直轄施行区域含む
24	西祖谷山村	若宮谷川	H4.3.21	724	0.7600	直轄施行区域含む
25	西祖谷山村	戸ノ谷川	H6.1.24	105	2.3100	直轄施行区域含む
26	西祖谷山村	とびのす谷	H12.5.12	1294	52.8300	直轄施行区域含む
27	西祖谷山村	ケイ谷	H20.9.18	1131	11.8061	直轄施行区域含む
28	西祖谷山村	戸ノ谷川右支溪	H22.2.18	106	2.7982	直轄施行区域含む
	西祖谷山村 計28箇所				223.7943	
1	東祖谷山村	宮西谷	S42.3.31	1181	1.2000	
2	東祖谷山村	竹橋谷	S42.3.31	1181	10.0000	
3	東祖谷山村	堂の谷	S42.3.31	1181	7.5000	
4	東祖谷山村	小島谷	S42.3.31	1181	1.2100	直轄施行区域含む
5	東祖谷山村	祖谷川及び釣井谷	S43.2.10	155	117.6000	直轄施行区域含む
6	東祖谷山村	祖谷川	S44.1.16	20	57.4000	直轄施行区域含む
7	東祖谷山村	祖谷川	S47.3.4	328	6.3000	直轄施行区域含む
8	東祖谷山村	小島谷	S47.5.11	930	2.9400	
9	東祖谷山村	小島谷川	S47.10.4	1672	2.5000	直轄施行区域含む
10	東祖谷山村	落合谷川	S47.10.4	1672	6.9000	直轄施行区域含む
11	東祖谷山村	西山谷川	S48.9.6	1880	12.0000	直轄施行区域含む
12	東祖谷山村	久保谷川	S49.10.9	1261	3.4800	直轄施行区域含む
13	東祖谷山村	祖谷川	S51.4.15	745	10.8200	直轄施行区域含む
14	東祖谷山村	菅生谷川	S53.4.8	812	1.0200	直轄施行区域含む
15	東祖谷山村	谷道川	S53.4.8	812	6.6000	直轄施行区域含む
16	東祖谷山村	釜ヶ谷	S54.6.1	1077	1.2400	直轄施行区域含む
17	東祖谷山村	寒谷川	S54.6.1	1077	4.1500	直轄施行区域含む
18	東祖谷山村	鎖谷川及び奥の井谷川	S54.6.1	1077	10.5000	直轄施行区域含む
19	東祖谷山村	落合谷川	S54.6.1	1077	10.5300	直轄施行区域含む
20	東祖谷山村	祖谷川	S55.6.7	1123	4.0200	直轄施行区域含む
21	東祖谷山村	和田谷川	S55.6.7	1124	6.3300	直轄施行区域含む

番号	所在地 旧市町村名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
22	東祖谷山村	熊谷川及び熊谷川支川	S56.9.16	1529	29.4000	直轄施行区域含む
23	東祖谷山村	鎖谷川及びおそごえ谷川	S56.9.16	1529	18.4000	直轄施行区域含む
24	東祖谷山村	祖谷川	S56.9.16	1529	13.7000	直轄施行区域含む
25	東祖谷山村	寒谷川	S57.6.4	1228	4.1500	直轄施行区域含む
26	東祖谷山村	閑定谷川並びにエノキユウ谷川及びホネノ谷	S57.6.4	1228	5.6000	直轄施行区域含む
27	東祖谷山村	元井谷川	S58.9.27	1642	0.7800	直轄施行区域含む
28	東祖谷山村	下瀬谷	S60.7.2	989	0.2500	直轄施行区域含む
29	東祖谷山村	祖谷川	S60.7.2	989	3.0000	直轄施行区域含む
30	東祖谷山村	小島谷	S61.7.10	1282	0.8000	直轄施行区域含む
31	東祖谷山村	菅生谷	S61.7.10	1282	1.0400	直轄施行区域含む
32	東祖谷山村	祖谷川	S63.7.25	1622	7.1500	直轄施行区域含む
33	東祖谷山村	田之内谷川	H1.6.8	1164	10.7000	直轄施行区域含む
34	東祖谷山村	祖谷川	H2.8.6	1434	48.2600	直轄施行区域含む
35	東祖谷山村	あんどろ谷	H4.3.21	724	6.8000	直轄施行区域含む
36	東祖谷山村	菅生谷川	H4.3.21	724	11.9000	直轄施行区域含む
37	東祖谷山村	切谷川	H4.3.21	724	0.7200	直轄施行区域含む
38	東祖谷山村	鎖谷川	H6.2.10	230	0.2700	直轄施行区域含む
39	東祖谷山村	白井谷川	H9.7.2	1404	35.7700	直轄施行区域含む
40	東祖谷山村	第三久保谷	H16.2.23	155	0.8141	直轄施行区域含む
41	東祖谷山村	山口谷	H16.8.12	932	0.7673	直轄施行区域含む
42	東祖谷山村	和田谷川右支溪	H22.2.18	106	0.3267	直轄施行区域含む
43	東祖谷山村	田岡谷	H22.2.18	106	0.2341	直轄施行区域含む
44	東祖谷山村	第三久保谷上川	H23.5.25	537	7.9017	直轄施行区域含む
	東祖谷 計 44箇所				492.9739	
218	三好市 計				1,897.9934	

8 山腹崩壊危険地区一覽表

(1/3)

(平成24年4月1日現在)

番号	箇所名	所在地		面積 (ha)
		町村	字	
1	大平	三野町	ツガ	1.00
2	馬瓶	"	馬瓶	1.00
3	栗林	"	ショウガ	2.00
4	中尾	"	ヒキデ	3.00
5	南谷	"	マツオ	2.00
6	藤黒	"	ツガ	1.00
7	明神	"	明神	1.00
8	百合切	"	百合切	4.00
9	滝ノ奥	"	滝ノ奥	2.00
10	勢力	"	西上野	1.00
11	清水	"	前山	5.00
12	土釜	"	土釜	7.00
13	東浦	"	東浦	4.00
14	上窪	"	上窪	8.00
15	中屋西	"	中屋西	2.00
16	樽	"	ツガ	1.00
17	中屋	"	ミネ4991	5.00
18	明神2	"	樽4588-1	2.00
三野町 計 18箇所				52.00
1	未	井川町	西井川	4.00
2	里川	"	里川	3.00
3	吹	"	コマツダニ	2.00
4	流堂	"	幼伊カ	4.00
5	浪内	"	浪内	2.00
6	馬場	"	馬場	4.00
7	浜西	"	浜西	3.00
8	西ノ浦	"	松原, 末松, 錦谷	40.50
井川町 計 8箇所				62.50
1	明瀬下	池田町	コクドウチ	1.00
2	光明寺下	"	ソマヤマ	2.00
3	馬谷	"	馬谷	6.00
4	上松	"	ハヤシ	5.00
5	空堂	"	西谷	3.00
6	込野	"	込野	1.00
7	入体上	"	ミヤルガシ	4.00
8	入体下	"	ナガレバタ	3.00
9	湯谷	"	トコシ	5.00
10	中西1	"	カカコ	7.00
11	中西2	"	中西	7.00
12	川崎	"	川崎	1.00
13	下尾後	"	下尾後	9.00
14	竹谷	"	竹谷	4.00
15	水木	"	水木	9.00
16	中西上	"	中西上	2.00
17	上馬路	"	上馬路	10.00
18	峰友	"	峰友	3.00
19	佐馬地	"	芭蕉	9.00
20	白地	"	白地	4.00
21	下野呂内	"	下野呂内	20.00
22	木屋床	"	木屋床	12.00
23	大利	"	今村	3.00
24	馬路	"	城尾	5.00
25	中津1	"	中津	11.00
26	中津2	"	中津	10.00
27	馬路2	"	城尾	3.00
28	大申	"	大申	3.00
29	深川	"	深川	3.00



番号	山腹崩壊危険地区箇所名	所在地		面積(ha)
		町村	字	
30	川崎	池田町	石ノ京	4.00
31	舟原	〃	葛ヶ久保1013-7	2.00
32	南日浦	〃	松本524-2	1.00
33	雲辺寺	〃	野呂内	1.00
34	川崎3	〃	滝安	4.00
35	佐野	〃	西ノ向	5.00
36	中西3	〃	中西	1.80
37	野呂内カラン谷	〃	カラン谷	3.00
38	川崎	〃	ヒビノ内	1.00
池田町 計 38箇所				187.80
1	柿野尾	山城町	イノモト	2.00
2	栗山	〃	栗山	6.00
3	重実	〃	シカケチ	4.00
4	信正	〃	ヒガシニ	1.00
5	柴川	〃	コノタニ	2.00
6	下名影	〃	下名影	3.00
7	水無	〃	水無	4.00
8	平	〃	平	9.00
9	西宇1	〃	西宇	10.00
10	西宇2	〃	西宇	9.00
11	仏子1	〃	仏子	6.00
12	仏子2	〃	仏子	10.00
13	光兼	〃	光兼	7.00
14	白川1	〃	白川	7.00
15	白川2	〃	白川	8.00
16	茂地	〃	茂地	4.00
17	小川谷	〃	小川谷	3.00
18	大月	〃	大月	8.00
19	大野1	〃	大野	2.00
20	大野2	〃	大野	7.00
21	瀬貝	〃	瀬貝	5.00
22	八千坊	〃	八千坊	6.00
23	岩戸	〃	岩戸	8.00
24	黒川	〃	黒川	10.00
25	寺野	〃	寺野	6.00
26	相川	〃	相川	6.00
27	大川持	〃	大川持	5.00
28	下川1	〃	下川	7.00
29	下川2	〃	下川	5.00
30	大和川	〃	大和川	9.00
31	岩戸	〃	岩戸	4.00
32	大川持	〃	大川持	4.00
33	平上1	〃	シモクボ	4.72
34	平上2	〃	ヒノキヤマ	10.67
35	政友	〃	クワイワ	7.00
36	尾又	〃	ミヤノオク	6.30
37	上名	〃	タカラネ2048-1	3.00
38	下名影2	〃	谷向640	7.00
山城町 計 38箇所				225.69
1	ヒトボシ	西祖谷山村	有瀬	2.00
2	榎	〃	榎	2.00
3	一宇	〃	一宇	1.00
4	戸ノ谷	〃	戸ノ谷	2.00
5	後山	〃	後山	9.00
6	田ノ内	〃	田ノ内	15.87
7	冥地	〃	冥地	22.90
8	重末	〃	重末	30.00
9	冥地2	〃	冥地2-1	3.00
10	吾橋	〃	下吾橋316	1.00
11	徳善	〃	西岡	4.00
西祖谷山村 計 11箇所				92.77

(3/3)

(平成24年4月1日現在)

番号	山腹崩壊危険地区箇所名	所在地		面積(ha)
		町村	字	
1	笹谷	東祖谷山村	祖谷山	2.00
2	笹谷 2	〃	祖谷山	2.00
3	かいきあれだに 1	〃	菅生	1.00
4	かいきあれだに 2	〃	菅生	3.00
5	見の越	〃	菅生	1.00
6	落合山 1	〃	落合山	3.00
7	落合山 2	〃	落合山	3.00
8	落合山 3	〃	落合山	5.00
9	落合山 4	〃	落合山	2.00
10	深淵 1	〃	落合山	2.00
11	深淵 2	〃	落合山	2.00
12	深淵 3	〃	落合山	4.00
13	笹谷 3	〃	笹谷	1.00
14	笹谷 4	〃	笹谷	1.00
15	祖谷山	〃	祖谷山	2.00
16	名頃	〃	落合	2.00
17	落合	〃	落合	4.00
18	中上	〃	中上	2.00
19	大西	〃	大西	7.00
20	釣井	〃	釣井	1.00
21	和田	〃	和田	4.00
22	若林	〃	若林	4.00
23	高野	〃	高野	1.00
24	久保	〃	久保	13.00
25	菅生	〃	菅生	5.00
26	京上	〃	京上	2.00
27	釣井 2	〃	釣井	3.00
28	元井	〃	元井	18.00
29	阿佐上	〃	阿佐	7.00
30	秋山	〃	小川	6.00
31	大荒谷	〃	小川	3.00
32	オコヤトコ	〃	小川	4.00
33	檜尾 1	〃	檜尾	1.00
34	檜尾 2	〃	檜尾	1.00
35	京柱下	〃	檜尾	1.00
36	古味	〃	古味	2.00
37	カンカケ谷	〃	菅生	1.00
38	長荒谷	〃	菅生	1.00
39	泉谷	〃	菅生	1.00
40	名頃	〃	菅生	4.00
41	ジョウセン谷	〃	菅生	3.00
42	花の窪谷	〃	菅生	3.00
43	うばが谷	〃	菅生	3.00
44	桃の木谷	〃	菅生	1.00
45	ナベラ谷	〃	菅生	2.00
46	ハウソウバエ谷	〃	菅生	2.00
47	見の越谷	〃	菅生	3.00
48	京柱下 2	〃	檜尾	3.00
49	京柱下 3	〃	檜尾	2.00
50	京柱下 4	〃	檜尾	3.00
51	赤滝	〃	菅生	1.00
52	阿佐	〃	阿佐167-1	6.00
53	滝下下	〃	菅生	2.50
54	西山1	〃	九鬼	1.00
東祖谷 計 5 4 箇所				167.50
三好市 計 1 6 7 箇所				788.26

## 9 崩壊土砂流出危険箇所一覽表

(1/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	黒谷	三好市	三野町	字黒谷	7.20
2	鶴石1	〃	〃	字鶴石	4.80
3	鶴石2	〃	〃	字鶴石	4.20
4	西福寺	〃	〃	字鶴石	0.45
5	馬谷1	〃	〃	字堂ノ谷	0.30
6	馬谷2	〃	〃	字堂ノ谷	0.90
7	馬谷3	〃	〃	字馬谷	0.60
8	松尾1	〃	〃	字谷5596	1.08
9	松尾2	〃	〃	字谷5620-6	14.40
10	松尾3	〃	〃	字谷5615-9	14.40
11	松尾4	〃	〃	字井ノ久保	1.08
12	松尾5	〃	〃	字井ノ久保	0.50
13	松尾6	〃	〃	字井ノ久保	0.96
14	松尾7	〃	〃	字井ノ久保	0.96
15	松尾8	〃	〃	字井ノ久保	0.54
16	白井1	〃	〃	字白井5258-2	0.36
17	白井2	〃	〃	字白井	3.24
18	白井3	〃	〃	字白井5223-3	1.50
19	白井4	〃	〃	字白井5212-3	0.36
20	勢力1	〃	〃	字勢力	2.75
21	勢力2	〃	〃	字勢力	0.12
22	勢力3	〃	〃	字勢力	0.12
23	勢力4	〃	〃	字勢力	0.09
24	勢力5	〃	〃	字勢力	0.70
25	勢力6	〃	〃	字勢力	1.90
26	勢力7	〃	〃	字勢力	0.40
27	滝ノ奥1	〃	〃	字滝ノ奥	0.30
28	滝ノ奥2	〃	〃	字滝ノ奥	2.60
29	清水3	〃	〃	字山田	0.90
30	清水2	〃	〃	字前山	1.95
31	清水1	〃	〃	字前山	6.00
32	馬場1	〃	〃	字馬場	0.45
33	馬場2	〃	〃	字馬場	0.75
34	川又東	〃	〃	字川又	0.36
35	大屋敷	〃	〃	字大屋敷	0.30
36	田野々	〃	〃	字田野々	0.78
37	土釜	〃	〃	字土釜	0.95
38	花園	〃	〃	字花園北	0.45
39	藤黒	〃	〃	字藤黒	1.20
40	蟬谷	〃	〃	字蟬谷	0.60
41	大平	〃	〃	字大平	3.57
42	塩塚	〃	〃	字塩塚	1.26
43	大屋敷2	〃	〃	字大屋敷	0.54
44	大屋敷3	〃	〃	字大屋敷	0.45
45	大屋敷4	〃	〃	字大屋敷	0.68
46	大屋敷5	〃	〃	字日浦	1.05
47	土釜	〃	〃	字土釜	0.90
48	花園上1	〃	〃	字花園上	0.90

(2/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
49	花園上 2	〃	〃	字花園上	0.18
50	土釜 2	〃	〃	字土釜	0.15
51	東明神	〃	〃	字東明神	0.18
52	大平 2	〃	〃	字大平	2.52
53	大平 3	〃	〃	字大平5456	0.90
54	川又	〃	〃	字川又	0.28
三野町 計 5 4 箇所					95.06
1	未 1	三好市	井川町	字西井川	0.90
2	未 2	〃	〃	字ボウ	0.60
3	相知 1	〃	〃	字西井川	0.48
4	相知 2	〃	〃	字西井川	0.90
5	長尾	〃	〃	字西井川	0.48
6	北内	〃	〃	字西井川	1.50
7	西新町	〃	〃	字岡ノ前	0.45
8	吹峯	〃	〃	字吹峯	4.50
9	伝城	〃	〃	字伝城	1.50
10	上知行 1	〃	〃	字上知行	3.00
11	上知行 2	〃	〃	字上知行	4.80
12	上知行 3	〃	〃	字上知行	4.20
13	荒倉 1	〃	〃	字井内西	0.90
14	荒倉 2	〃	〃	字井内西	4.20
15	荒倉 3	〃	〃	字井内西	3.15
16	駒倉 1	〃	〃	字駒倉	0.60
17	駒倉 2	〃	〃	字駒倉	0.90
18	駒倉 3	〃	〃	字駒倉	0.60
19	駒倉 4	〃	〃	字駒倉	0.60
20	野住	〃	〃	字野住	0.60
21	下影	〃	〃	字下影	1.25
22	上段地 1	〃	〃	字上段地	1.50
23	上段地 2	〃	〃	字上段地	0.50
24	三檜尾	〃	〃	字三檜尾	5.90
25	岩坂 1	〃	〃	字岩坂	4.60
26	岩坂 2	〃	〃	字岩坂	1.80
27	岩坂 3	〃	〃	字岩坂	1.00
28	大久保上	〃	〃	字大久保	3.00
29	辻 1	〃	〃	字ムカイザカ	0.90
30	辻 2	〃	〃	字片山	0.60
31	片山	〃	〃	字岩風呂	0.60
32	旭町	〃	〃	字旭町	1.20
33	西ノ浦	〃	〃	字西ノ浦	0.36
34	未 3	〃	〃	字西井川	1.50
35	流堂	〃	〃	字流堂	2.10
36	落倉	〃	〃	字落倉	1.35
37	腕山	〃	〃	字吹峯	2.10
38	相知 3	〃	〃	字相知	0.90
39	相知 4	〃	〃	字相知	0.60
40	里川	〃	〃	里川	1.08
41	吹峯 2	〃	〃	字吹峯	2.40
42	坊	〃	〃	坊	0.63
井川町 計 4 2 箇所					70.73

(3/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	大利上	三好市	池田町	字大利	0.80
2	大利	〃	〃	字大利	1.40
3	立石	〃	〃	字立石	0.37
4	中西1	〃	〃	字北山	0.90
5	中西2	〃	〃	字北山	1.50
6	中西3	〃	〃	字北山	1.05
7	中西4	〃	〃	字中西	1.30
8	中西5	〃	〃	字中西	0.30
9	中西6	〃	〃	字中西	1.60
10	中西7	〃	〃	字中西	0.90
11	境目1	〃	〃	字入道久保	0.75
12	境目2	〃	〃	字入道久保	0.60
13	大宗谷1	〃	〃	字藤岡	2.70
14	大宗谷2	〃	〃	字藤岡	1.80
15	大宗谷3	〃	〃	字藤岡	0.45
16	馬路	〃	〃	字馬路	1.50
17	佐馬地1	〃	〃	字井ノ久保	1.26
18	佐馬地2	〃	〃	字井ノ久保	0.84
19	井ノ久保	〃	〃	字井ノ久保	1.68
20	馬場1	〃	〃	字馬場	1.80
21	馬場2	〃	〃	字馬場	0.24
22	敷の上1	〃	〃	字トコロ佐古	1.44
23	洞草1	〃	〃	字洞草	2.10
24	洞草2	〃	〃	字洞草	0.60
25	洞草3	〃	〃	字洞草	2.90
26	西山	〃	〃	字東谷	2.70
27	中津1	〃	〃	字トコニシ	0.96
28	中津2	〃	〃	字トコニシ	0.48
29	新山1	〃	〃	字猿川	2.16
30	新山2	〃	〃	字新山	0.36
31	蓮花寺	〃	〃	字大藤	0.96
32	ウエマツ	〃	〃	字ウエマツ	1.50
33	トウゲ1	〃	〃	字トウゲ	2.70
34	トウゲ2	〃	〃	字トウゲ	5.40
35	トウゲ3	〃	〃	字トウゲ	9.00
36	上野呂内1	〃	〃	字野呂内	0.42
37	上野呂内2	〃	〃	字野呂内	2.10
38	上野呂内3	〃	〃	字野呂内	0.74
39	上野呂内4	〃	〃	字野呂内	0.32
40	上野呂内5	〃	〃	字野呂内	0.21
41	上野呂内6	〃	〃	字野呂内	1.05
42	上野呂内7	〃	〃	字野呂内	1.35
43	上野呂内8	〃	〃	字野呂内	0.45
44	上野呂内9	〃	〃	字野呂内	1.20
45	上野呂内10	〃	〃	字野呂内	1.26
46	野呂内上	〃	〃	字野呂内	1.05
47	野呂内中	〃	〃	字野呂内	1.50
48	下野呂内1	〃	〃	字野呂内	2.10
49	下野呂内2	〃	〃	字野呂内	0.75
50	込野	〃	〃	字登尾	0.23

(4/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
51	中尾 1	〃	〃	字山の上の上	3.90
52	中尾 2	〃	〃	字山の上の上	0.60
53	中尾 3	〃	〃	字山の上の上	0.60
54	蔵谷	〃	〃	字蔵谷	1.26
55	州津 1	〃	〃	字大佐古	0.15
56	州津 2	〃	〃	字大佐古	0.75
57	大平	〃	〃	字大平	1.20
58	小林 1	〃	〃	字小林	1.20
59	小林 2	〃	〃	字小林	0.60
60	小林 3	〃	〃	字小林	0.30
61	小林 4	〃	〃	字小林	0.30
62	小林 5	〃	〃	字小林	0.30
63	小林 6	〃	〃	字小林	0.75
64	小林 7	〃	〃	字小林	0.75
65	小林 8	〃	〃	字小林	0.75
66	上馬路	〃	〃	字上馬路	1.05
67	佐野 1	〃	〃	字佐野	1.35
68	佐野 2	〃	〃	字佐野	1.50
69	佐野 3	〃	〃	字佐野	1.50
70	佐野 4	〃	〃	字佐野	0.90
71	中西 8	〃	〃	字中西	0.63
72	中西 9	〃	〃	字中西	0.18
73	中西 1 0	〃	〃	字中西	0.27
74	中西 1 1	〃	〃	字中西	0.18
75	中西 1 2	〃	〃	字中西	0.18
76	野呂内 1	〃	〃	字野呂内中	1.68
77	野呂内 2	〃	〃	字野呂内中	1.20
78	佐野 5	〃	〃	字池谷	1.80
79	佐野 6	〃	〃	字池谷	0.18
80	佐野	〃	〃	字佐野	1.26
81	平野	〃	〃	字平野	5.52
82	西山浜	〃	〃	字穴漬	1.35
83	東蔵谷	〃	〃	字蔵谷	1.05
84	敷の上 2	〃	〃	字敷の上	0.60
85	黒川	〃	〃	字黒川	1.20
86	井ノ久保東 1	〃	〃	字井ノ久保	2.25
87	井ノ久保東 2	〃	〃	字井ノ久保	1.35
88	下野呂内 3	〃	〃	字野呂内	0.90
89	深川	〃	〃	字深川	1.26
90	馬路	〃	〃	字フコウベ	2.16
91	五軒	〃	〃	字黒川	6.50
92	野呂内 3	〃	〃	字野呂内	0.42
93	久尾	〃	〃	字枳谷112-2	3.00
94	千足	〃	〃	字千足	2.40
95	大和川	〃	〃	大和川	0.24
96	野呂内山田谷	〃	〃	野呂内	1.05
97	野呂内ウラノ谷 1	〃	〃	野呂内	0.10
98	野呂内ウラノ谷 2	〃	〃	野呂内	0.12
99	野呂内チヨ谷	〃	〃	野呂内	0.08
100	野呂内水谷	〃	〃	野呂内	18.00

(5/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
101	島山	〃	〃	島山	8.00
102	木屋床	〃	〃	木屋床	1.44
池田町 計 102箇所					157.99
1	南日浦1	三好市	山城町	字下名	0.96
2	下名影	〃	〃	字下名影	1.20
3	柿野尾	〃	〃	字柿野尾	0.30
4	羽瀬1	〃	〃	字上羽瀬	0.90
5	羽瀬2	〃	〃	字下栗ムカイ	0.90
6	平向1	〃	〃	字平	0.90
7	平向2	〃	〃	字ヒノキ山	1.80
8	平向3	〃	〃	字ヒノキ山	2.70
9	平向4	〃	〃	字ヒノキ山	0.60
10	平向5	〃	〃	字平	2.70
11	平上1	〃	〃	字平	1.65
12	平上2	〃	〃	字平	1.20
13	平上3	〃	〃	字平	0.72
14	平上4	〃	〃	字平	1.92
15	堂床上	〃	〃	字大歩危道下	0.90
16	堂床下	〃	〃	字大歩危道下	4.50
17	栗山1	〃	〃	字栗山	6.75
18	栗山2	〃	〃	字栗山	0.60
19	栗山3	〃	〃	字栗山	3.00
20	栗山4	〃	〃	字栗山	0.70
21	栗山5	〃	〃	字栗山	0.50
22	栗山6	〃	〃	字栗山	0.10
23	栗山7	〃	〃	字栗山	0.54
24	栗山8	〃	〃	字栗山	8.40
25	栗山9	〃	〃	字栗山	0.80
26	栗山10	〃	〃	字栗山	0.54
27	栗山11	〃	〃	字栗山	0.90
28	栗山12	〃	〃	字栗山	0.45
29	栗山13	〃	〃	字栗山	2.60
30	栗山14	〃	〃	字栗山	1.00
31	栗山15	〃	〃	字栗山	0.72
32	栗山16	〃	〃	字栗山	2.40
33	栗山17	〃	〃	字オリゴエ	1.88
34	栗山18	〃	〃	字オリゴエ	0.75
35	栗山19	〃	〃	字オリゴエ	0.75
36	栗山20	〃	〃	字オリゴエ	2.63
37	栗山21	〃	〃	字ケンノエ	2.63
38	栗山22	〃	〃	字ケンノエ	1.80
39	栗山23	〃	〃	字ケンノエ	0.45
40	栗山24	〃	〃	字ケンノエ	2.70
41	栗山25	〃	〃	字ケンノエ	0.45
42	栗山26	〃	〃	字ケンノエ	1.04
43	栗山27	〃	〃	字ケンノエ	1.80
44	栗山28	〃	〃	字ケンノエ	2.70
45	栗山29	〃	〃	字ケンノエ	2.70
46	栗山30	〃	〃	字セト谷奥	5.40
47	栗山31	〃	〃	字セト谷奥	0.68

(6/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
48	栗山3 2	〃	〃	字セト谷奥	0.90
49	栗山3 3	〃	〃	字岡田	1.04
50	栗山3 4	〃	〃	字栗山	3.60
51	栗山3 5	〃	〃	字セト谷奥	0.68
52	栗山3 6	〃	〃	字栗山	0.68
53	栗山3 7	〃	〃	字志も屋敷	1.80
54	栗山3 8	〃	〃	字栗山	0.60
55	栗山3 9	〃	〃	字栗山	3.90
56	栗山4 0	〃	〃	字栗山	1.20
57	仏子上1	〃	〃	字仏子	1.50
58	仏子上2	〃	〃	字大谷	2.10
59	殿野下	〃	〃	字ナガタキ	0.54
60	赤谷1	〃	〃	字トコロ久保	3.60
61	赤谷2	〃	〃	字トコロ久保	1.35
62	赤谷3	〃	〃	字下ヶ内	0.45
63	赤谷4	〃	〃	字下ヶ内	1.35
64	小川1	〃	〃	字東モチイ	0.60
65	小川2	〃	〃	字東モチイ	0.90
66	小川3	〃	〃	字エンニウ	0.30
67	小川4	〃	〃	字堂床	1.20
68	小川5	〃	〃	字枝谷	0.30
69	大谷上1	〃	〃	字オス谷	3.00
70	大谷上2	〃	〃	字奥大谷	0.54
71	大谷上3	〃	〃	字奥大谷	0.36
72	大谷上4	〃	〃	字奥大谷	0.36
73	大谷上5	〃	〃	字奥大谷	0.18
74	政友1	〃	〃	字大ヒト	0.45
75	政友2	〃	〃	字大ヒト	0.51
76	後山	〃	〃	字小畑	1.35
77	相川	〃	〃	字ドウノオ	0.90
78	南日浦2	〃	〃	字中日浦	0.90
79	南日浦3	〃	〃	字中日浦	0.30
80	下名影2	〃	〃	字柴折	1.20
81	下名影3	〃	〃	字柴折	0.75
82	下名影4	〃	〃	字柴折	1.20
83	下名影5	〃	〃	字柴折	2.10
84	下名影6	〃	〃	字柴折	1.50
85	下名影7	〃	〃	字柴折	0.90
86	日浦上1	〃	〃	字下名	2.52
87	日浦上2	〃	〃	字下名	0.21
88	日浦上3	〃	〃	字下名	0.21
89	日浦上4	〃	〃	字岡ノ本	0.24
90	羽瀬4	〃	〃	字上羽瀬	7.80
91	殿1	〃	〃	字岩屋ノ本	1.58
92	殿2	〃	〃	字岩屋ノ本	0.45
93	白川1	〃	〃	字白川	2.40
94	白川2	〃	〃	字白川	0.60
95	黒川1	〃	〃	字黒川	1.20
96	黒川2	〃	〃	字黒川	0.60
97	黒川3	〃	〃	字黒川	0.60



番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
98	黒川4	〃	〃	字黒川	0.90
99	赤野谷	〃	〃	字上八反野	2.88
100	安瀬地谷	〃	〃	字妙ノ補ミカ	2.40
101	西字	〃	〃	字ひのくち南	1.62
102	上名	〃	〃	字上名	0.42
103	内六	〃	〃	字内六	1.26
104	冬谷	〃	〃	字冬谷	2.40
105	小川谷	〃	〃	字小川谷	0.95
106	佐連	〃	〃	字佐連	1.05
107	沢谷	〃	〃	字日浦943	2.30
108	奥小歩危	〃	〃	字西向	1.70
109	大野	〃	〃	字大月321	0.45
110	政友3	〃	〃	字キヲ214-1	0.15
111	政友4	〃	〃	政友	0.14
112	平野	〃	〃	平野	0.16
113	大川持	〃	〃	字大川持	0.12
114	下名	〃	〃	字下名	0.22
115	津屋	〃	〃	字ミヨトイシ	10.80
116	栗山40	〃	〃	字ひびの谷	4.80
117	若山	〃	〃	山之神	48.00
118	大川持	〃	〃	大川持	0.45
119	西字1	〃	〃	野久保	89.20
120	西字2	〃	〃	キジヤシキ	233.80
山城町 計 120箇所					551.88
1	有瀬	三好市	西祖谷山村	字有瀬	0.75
2	榎1	〃	〃	字榎	2.25
3	榎2	〃	〃	字榎	0.90
4	小祖谷	〃	〃	字小祖谷	3.30
5	小祖谷上	〃	〃	字小祖谷	2.16
6	坂瀬1	〃	〃	字坂瀬	0.36
7	坂瀬2	〃	〃	字坂瀬5331	0.36
8	善徳下	〃	〃	字善徳	2.10
9	閑定1	〃	〃	字閑定	2.40
10	閑定2	〃	〃	字閑定	6.30
11	閑定3	〃	〃	字閑定	0.90
12	今久保1	〃	〃	字今久保	1.60
13	今久保2	〃	〃	字今久保	0.40
14	今久保3	〃	〃	字今久保	0.20
15	今久保4	〃	〃	字今久保	0.30
16	重末1	〃	〃	字重末	1.20
17	重末2	〃	〃	字重末	1.35
18	重末3	〃	〃	字重末	2.55
19	重末4	〃	〃	字重末	3.00
20	重末5	〃	〃	字重末	1.88
21	重末6	〃	〃	字重末	7.50
22	重末7	〃	〃	字重末	4.13
23	大谷1	〃	〃	字一字	0.90
24	大谷2	〃	〃	字一字	1.80
25	一字1	〃	〃	字一字	0.60
26	一字2	〃	〃	字一字	0.60

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
27	西岡 1	〃	〃	字西岡	1.20
28	西岡 2	〃	〃	字西岡	0.90
29	徳善東	〃	〃	字徳善	1.20
30	谷間 1	〃	〃	字有瀬	0.30
31	谷間 2	〃	〃	字有瀬	0.21
32	大谷 3	〃	〃	字有瀬	0.60
33	谷間 4	〃	〃	字有瀬	0.90
34	谷間 5	〃	〃	字有瀬	0.15
35	谷間 6	〃	〃	字有瀬	0.48
36	谷間 7	〃	〃	字有瀬	0.30
37	谷間 8	〃	〃	字有瀬	0.24
38	吾橋 1	〃	〃	字吾橋	4.20
39	吾橋 2	〃	〃	字吾橋	1.10
40	後山 1	〃	〃	字後山	0.63
41	後山 2	〃	〃	字後山	0.45
42	善徳上 1	〃	〃	字善徳東	0.54
43	善徳上 2	〃	〃	字善徳東	0.30
44	善徳上 3	〃	〃	字善徳東	0.30
45	善徳 4	〃	〃	字善徳	0.75
46	戸ノ谷 1	〃	〃	字尾井ノ内	1.50
47	戸ノ谷 2	〃	〃	字尾井ノ内	0.60
48	戸ノ谷 3	〃	〃	字尾井ノ内	1.05
49	戸ノ谷 4	〃	〃	字尾井ノ内	0.75
50	吾橋 3	〃	〃	字南山80	1.44
51	重末 8	〃	〃	字重末	1.20
52	眠谷	〃	〃	字眠谷	5.40
53	土日浦	〃	〃	字土日浦	0.75
54	冥地	〃	〃	冥地	17.60
55	重末 8	〃	〃	重末	19.30
56	今久保 5	〃	〃	今久保	72.40
57	閑定 4	〃	〃	閑定	67.30
58	閑定 5	〃	〃	閑定	42.40
59	閑定 6	〃	〃	閑定	27.40
60	春ノ木尾	〃	〃	字小祖谷	0.48
西祖谷山村 計 60箇所					324.11
1	落合山	三好市	東祖谷山村	字落合	3.60
2	四ツ小屋	〃	〃	字菅生	3.00
3	菅生上	〃	〃	字菅生	0.90
4	滝下上	〃	〃	字菅生	1.35
5	滝下 3	〃	〃	字菅生	2.43
6	滝下 2	〃	〃	字菅生	1.80
7	滝下 1	〃	〃	字菅生	1.20
8	夢原 1	〃	〃	字久保	3.69
9	夢原 2	〃	〃	字久保	1.80
10	深淵 1	〃	〃	字深淵	4.77
11	西山 1	〃	〃	字西山	12.60
12	西山 2	〃	〃	字西山	3.50
13	西山 3	〃	〃	字西山	2.20
14	西山 4	〃	〃	字西山	3.80
15	落合 1	〃	〃	字落合	1.50

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
16	落合2	〃	〃	字落合	2.52
17	落合3	〃	〃	字落合	0.63
18	奥ノ井1	〃	〃	字奥ノ井	10.35
19	奥ノ井2	〃	〃	字奥ノ井	1.58
20	奥ノ井3	〃	〃	字奥ノ井	0.42
21	下瀬1	〃	〃	字下瀬	1.50
22	下瀬2	〃	〃	字下瀬	0.30
23	釜ヶ谷1	〃	〃	字釜ヶ谷	2.10
24	釜ヶ谷2	〃	〃	字釜ヶ谷	2.25
25	京上上1	〃	〃	字京上	0.84
26	京上上2	〃	〃	字京上	0.32
27	京上	〃	〃	字京上	0.30
28	元井1	〃	〃	字元井	1.20
29	釣井	〃	〃	字釣井	1.10
30	和田1	〃	〃	字和田	8.40
31	和田2	〃	〃	字和田	1.26
32	和田3	〃	〃	字和田	0.80
33	和田下	〃	〃	字和田	0.54
34	佐野1	〃	〃	字佐野	0.15
35	佐野2	〃	〃	字佐野	0.15
36	佐野3	〃	〃	字佐野	0.15
37	高野	〃	〃	字高野	0.60
38	高野下	〃	〃	字高野	0.60
39	久保蔭1	〃	〃	字久保	1.65
40	小島	〃	〃	字小島	0.45
41	釣井上	〃	〃	字釣井	1.08
42	林	〃	〃	字京上	2.73
43	大西	〃	〃	字大西	1.20
44	深淵2	〃	〃	字落合	0.54
45	落合4	〃	〃	字落合	2.80
46	落合5	〃	〃	字落合	3.60
47	元井2	〃	〃	字元井	1.00
48	久保蔭2	〃	〃	字久保	0.21
49	久保蔭3	〃	〃	字久保	6.30
50	今井	〃	〃	字今井	1.26
51	深淵2	〃	〃	字深淵	0.12
52	菅生	〃	〃	字菅生	0.08
53	久保	〃	〃	字久保	1.05
54	古味	〃	〃	字古味	9.00
55	京柱	〃	〃	字樫尾	4.80
56	切谷	〃	〃	字切谷	15.30
57	田の内川	〃	〃	字田内川	0.60
58	山の神谷	〃	〃	字山の神谷	0.90
59	空是谷	〃	〃	字空是谷	0.78
60	春ノ木谷	〃	〃	字春ノ木谷	1.68
61	相矢谷	〃	〃	字相矢谷	0.60
62	下乙女谷	〃	〃	字下乙女谷	0.60
63	乙女谷	〃	〃	字乙女谷	0.60
64	三剣下谷	〃	〃	字三剣下谷	0.72
65	三剣谷	〃	〃	字三剣谷	0.60

(10/10)

(平成24年3月31日現在)

番号	箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
66	京柱下	〃	〃	字檜尾	2.40
67	フルコ谷	〃	〃	字菅生	1.92
68	阿佐1	〃	〃	字麦生土333	1.56
69	阿佐2	〃	〃	字阿佐275	2.70
70	立石谷	〃	〃	立石	0.60
東祖谷 計 70箇所					155.63
三好市 計 448箇所					1,355.40

# 10 重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成18年10月16日 国河治第97号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

# 1 1 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知

最終改正：平成18年11月2日 河第398号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が設定されている箇所にあつては、計画高水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が設定されている箇所にあつては、計画高水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤防断面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む)の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む)の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。



1 2 重要水防区域一覧表

⑧西部総合県民局（三好）管内 1 / 2

付図番号	河川名	左岸	区分	担当団体	水理の場	重要水防区域				種別	対策	関係区域			危険な場合の措置		備考	
						延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)			戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数(人)	避難場所	収容能力(人)		
1	吉野川	左	国	三好市	芝生	798			798	新堤防	現状監視	東本町 西町 新ノ上	195	491	第5分団 16	三野公民館 老人福祉センター 三野体育館	1,300	
2	"	"	"	"	太刀野原	110	110 (110)			堤防高堤防断面	-	太刀野原	296	812	第6,7分団 32	東川原集会所 太刀野原集会所 太刀野分校 三野体育館	1,100 (1190)	
3	"	"	"	"	中津	1,817	1,817 (1817)			堤防高堤防断面	-	中津	70	180	第3分団 37	箸蔵小学校	345	
4	"	右	"	"	辻	1,386	1,386 (1386)			"	-	辻	258	1,032	第1,2,3分団 90	辻高校 井川中学校	960	
5	"	"	"	"	西井川	192	192 (192)			堤防高堤防断面	-	森	58	230	第4分団 30	西井川保育所	100	
6	"	"	"	"	ヤマダ	191	191 (191)			堤防高堤防断面	-	島東 島南 供養地西	238	553	第1分団 47	三好市役所 供養地分館 池田総合体育館	750	
7	"	左	"	東みよし町	足代	1,147 1箇所	1,147 (1147) 高島橋			堤防高堤防断面 工作物(橋梁)	-	伊月・東原 宮ノ岡	129	419	第12,13分団 71	足代小学校 足代公民館	613	
8	"	"	"	"	昼間	1,745	1,745 (1745)			堤防高堤防断面	-	中屋・荒 天神・京伝 宮内・重田 光下・光西	157	598	第14,15分団 69	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	1,531	
9	"	右	"	"	毛田	706	706			堤防高堤防断面	-	毛田	12	28	第2分団 13	毛田小学校 毛田公民館	818	
10	"	"	"	"	中庄	297	297 (297)			"	-	山路	5	15	第3分団 35	三庄公民館 ケアハウスたんぼぼ ケアハウスマリアテレジア	142	
11	"	"	"	"	"	1,220		1,220	新堤防	現状監視		山西山路	57 51	181	" (35)	三庄公民館 ケアハウスたんぼぼ ケアハウスマリアテレジア 西山路多目的集会所	(142)	
												中西角井光	165	490	" (35)	三庄公民館 三庄小学校 西光地区集会所 中井集会所	37 (142) 153 20 40	
12	"	"	"	"	稲持	3,767	3,767 (3767)			堤防高堤防断面	-	稲持	27	98	第10,11分団 32	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	127	
13	河内谷川	"	県	三好市	東川原園	800		800	洗掘	積土のう工 捨土のう工		東川原 花園新地	(162) 249	(427) 702	第6,11分団 (16) 33	東川原集会所 花園集会所 太刀野分校 三野体育館	(1100) (1190)	
14	鮎苦谷川	左	"	"	下ノ段	200	200			"	"	下ノ段	185	269	第3分団 (37)	箸蔵小学校	(345)	
15	馬路川	"	"	"	北天神	350		350		"	"	北天神	73	168	第11分団 38	白地小学校	500	
16	松尾川	"	"	"	宮石	400		400		"	"	宮石	6	10	第9分団 35	しらさぎ荘 (みどりの村管理センター)	100	

( )は重複距離

( )は重複人数

⑧西部総合県民局（三好）管内 2 / 2

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	担当防団名	水理の称	重要水防区域					種別	対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
						場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
17	弥十柳川	左	県	三好市	島堤宮西 堤新町下 南新町南 南新町ハ 南親愛ハ 柳川川シ 池南友 池南東 池南東1 池南東2 池南東2 池南東2 池南東2 池南東2	1,500	700	800		堤防高	積土のう工	島堤宮西 堤新町下 南新町南 南新町ハ 南親愛ハ 柳川川シ 池南友 池南東 池南東1 池南東2 池南東2 池南東2 池南東2 池南東2	748	1,782	第1分団 39 第2分団 29	池田小学校 池田中学校	1,000 1,000		
18	〃	右	〃	〃	柳高池池池	1,400	600	800		〃	〃	柳高池池池	(748)	(1782)	〃 (39) 〃 (29)	〃	(1000) (1000)		
19	井内谷川	左	〃	〃	井内	300	100	200		洗掘	〃	吉木	10	30	第6分団 40	井内小学校 白銀荘	700		
20	白川谷川	〃	〃	〃	中白野 光川兼	1,300	300	1,000		堤防高	〃	中白野 光川兼	26	80	第5分団 20	河内小学校 河内公民館	220 100		
21	〃	右	〃	〃	光兼	300		300		〃	〃	〃	6	16	〃 (20)	〃	(220) (100)		
22	〃	左	〃	〃	粟山	100	100			〃	〃	粟山	8	15	〃 (20)	粟山地区集会所	50		
23	〃	右	〃	〃	〃	100	100			〃	〃	〃	1	2	〃 (20)	〃	(50)		
24	銅山川	左	〃	〃	大月橋 下流	200		200		〃	〃	大月 野	12	40	第4分団 30	大野小学校 大野公民館	190 80		
25	〃	右	〃	〃	信正	200		200		堤防高	積土のう工	信正	3	10	第4分団 (30)	大野小学校 大野公民館	(190) (80)		
26	小川谷川	〃	〃	東みよし町	昼間	250		250		堤防高	積土のう工 捨土のう工	光北住宅 南平地東 敷地東 小川谷団地	110	336	第15分団 (35)	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	(1531)		
27	〃	左	〃	〃	〃	150		150		洗掘	〃	光北下 光西	80	255	第15分団 (35)	〃	(1531)		
28	稲持谷川	右	〃	〃	稲持	500		500		堤防高	積土のう工	稲持	10	38	第10,11分団 (32)	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	(127)		
29	〃	左	〃	〃	〃	500		500		〃	〃	〃	17	57	〃 (32)	〃	(127)		
30	加茂谷川	〃	〃	〃	古東新 川町	900		900		〃	〃	古東新 川町	35	128	第7,9分団 (48)	東みよし町役場	2,102		
31	猪ノ谷川	〃	〃	〃	毛田	500		500		〃	〃	毛田	8	27	第2分団 (13)	毛田小学校 毛田公民館	818		
32	〃	右	〃	〃	〃	500		500		〃	〃	〃	6	22	〃 (13)	〃	(818)		
小計	国土交通省	12				13,376	11,358	0	2,018										
	徳島県	20				10,450	2,100	8,350	0										
	市町村	0	2			0	0	0	0				3,249	8,891	736			14,896	

( )は重複距離

( )は重複人数

### 1 3 農業用ため池一覧表（地震等による土砂災害に対する緊急点検）

平成21年1月1日現在

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m3)	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
1	門所池	三好市三野町芝生	4.5	140.0	4,000	16	河内谷土地改良区	三好市	三好	
2	地神池	三好市三野町芝生	5.0	215.0	3,000	24	河内谷土地改良区	三好市	三好	
3	桶川池	三好市三野町芝生	10.0	108.0	22,000	29	河内谷土地改良区	三好市	三好	
4	亭山池	三好市三野町芝生	9.8	48.0	9,000	8	河内谷土地改良区	三好市	三好	
5	風呂の谷池	三好市三野町芝生	6.7	28.0	3,000	1	河内谷土地改良区	三好市	三好	
6	スリバチ池	三好市三野町芝生	5.0	46.0	3,500	2	河内谷土地改良区	三好市	三好	
7	花園池	三好市三野町太刀野山	4.4	109.0	3,000	13	河内谷西部土地改良区	三好市	三好	
8	古池	三好市池田町マチ2551-1	2.9	291.0	3,000	0	三好市	三好市	三好	
9	高戸星池	三好市池田町中西フジグロ1361	6.3	46.0	5,000	0	高戸星池水利組合	三好市	三好	
10	共栄塘	三好市池田町トウリン4130-1	13.1	41.0	8,000	1	共栄塘水利組合	三好市	三好	
11	新池	三好市池田町シンヤマ3878	9.3	80.0	15,000	4	新池水利組合	三好市	三好	
12	楠池	三好市池田町トラゲ42	4.7	42.0	1,000	0	楠池水利組合	三好市	三好	

# 1 4 保安林配備一覧表

単位ha

(1) 民有保安林配備現況表

平成24年 3月31日現在

県民局・ 事務所名	保安林の種類 市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林・ 土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林		計	
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
西部 (三好)	三野町	19	861	153	581	2	4	174	1,446
	井川町	6	186	59	46	4	19	69	251
	池田町	33	2,196	236	436	1	13	270	2,645
	山城町	52	4,245	186	260	1	30	239	4,535
	西祖谷山村	38	3,445	100	270	0	0	138	3,715
	東祖谷	67	4,976	126	381	1	14	194	5,371
	合計	194	15,230	792	1,839	9	80	1,084	17,963

単位ha

(2) 国有(林野庁所轄)保安林配備現況表

平成24年 3月31日現在

県民局・ 事務所名	保安林の種類 市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安 林		国有	官行	計
		国有	官行	国有	官行			
西部 (三好)	三野町					0	0	0
	井川町					0	0	0
	池田町					0	0	0
	山城町		89			0	89	89
	西祖谷山村	456	70			456	70	526
	東祖谷	8,342	206	197		8,539	206	8,745
	合計	8,798	365	197	0	8,995	365	9,360

15 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

【平成24年11月21日現在】

三野地域指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

1/6

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
I-1	三好市	三野町	勢力	勢力西	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-6	三好市	三野町	太刀野山	花園(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-17	三好市	三野町	太刀野	谷東	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-20	三好市	三野町	太刀野	原	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-55	三好市	三野町	太刀野	小太刀野	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-54	三好市	三野町	太刀野	不動	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-21	三好市	三野町	芝生	芝生	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-59	三好市	三野町	清水	山田	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-60	三好市	三野町	清水	崎	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-61	三好市	三野町	清水	出地	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731

三野地域指定箇所一覧表

<土石流>

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
481-I-01	三好市	三野町	太刀野	黒谷	土石流	H21.3.2	131	—	—
481-I-03	三好市	三野町	太刀野	堂の谷	土石流	H22.3.19	139	—	—
481-I-08	三好市	三野町	清水	箸ヶ谷	土石流	H21.8.21	520	H21.8.21	524
481-I-05	三好市	三野町	勢力	ウルシ谷	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
481-I-06	三好市	三野町	勢力	大谷	土石流	H22.3.19	139	—	—
481-I-07	三好市	三野町	加茂野宮	滝谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170

井川地域指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
I-272	三好市	井川町	片山・辻	新町(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-944	三好市	井川町	片山・辻	新町(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-945	三好市	井川町	片山・辻	新町(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-949	三好市	井川町	片山	片山(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-275	三好市	井川町	向坂／井内(流堂)	流堂	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-278	三好市	井川町	井内(流堂)	流堂上	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-282	三好市	井川町	井内(中津・吉木)	中津	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-298	三好市	井川町	井内(中津・吉木)	吉木(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-1049	三好市	井川町	井内(吉木)	吉木(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-1050	三好市	井川町	井内(吉木)	吉木(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-1051	三好市	井川町	井内(梶内)	井内中津(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-943	三好市	井川町	野津後	野津後西	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	—	—
II-946	三好市	井川町	大佐古	大佐古(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-947	三好市	井川町	大佐古・岩風呂	大佐古(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-273	三好市	井川町	大佐古、片山、才長谷	片山(1)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-270	三好市	井川町	野津後・岡野前	西新町	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-269	三好市	井川町	女法寺	女法寺	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-271	三好市	井川町	井関	井関	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-274	三好市	井川町	坂町	坂町	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-307	三好市	井川町	井内檜山	檜山	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-948	三好市	井川町	田中	田中	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364

井川地域指定箇所一覧表

<土石流>

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
485-I-01	三好市	井川町	片山	つゆ谷	土石流	H20.9.16	541	H20.9.16	542
485-I-02	三好市	井川町	向坂／井内(流堂)	小松谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
485-I-03	三好市	井川町	井内(流堂)	影谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
485-I-05	三好市	井川町	井内(平)	平谷	土石流	H18.7.4	780	H22.6.17	364
485-I-08	三好市	井川町	井内(吉木)	吉木谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
485-I-10	三好市	井川町	野津後・岡野前・御領田	龍谷	土石流	H21.5.20	310	—	—
485-I-09	三好市	井川町	岡野前	岡ノ前谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
485-I-11	三好市	井川町	野津後・御領田	駅谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
485-I-12	三好市	井川町	野津後・御領田	飯裏谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
485-I-15	三好市	井川町	吉本	吉本谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
485-II-01	三好市	井川町	大佐古・岩風呂・才長谷	岩風呂谷※	土石流	H21.3.2	131	H21.3.2	134
486-I-21	三好市	井川町	岩風呂、才長谷	高野谷川※	土石流	H24.1.12	18	H24.1.12	19
485-II-02	三好市	井川町	井関	ひらみ谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364





山城地域指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

4/6

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
II-859	三好市	山城町	下名	大黒(5)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-248	三好市	山城町	下名	川成	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-251	三好市	山城町	下名	川成(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-889	三好市	山城町	下名	川成(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-206	三好市	山城町	大川持	大川持上(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-207	三好市	山城町	大川持	大川持	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-254	三好市	山城町	大川持	大川持(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-255	三好市	山城町	大川持	大川持(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-720	三好市	山城町	大川持	大川持(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-721	三好市	山城町	大川持	大川持(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-722	三好市	山城町	大川持	大川持(7)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-723	三好市	山城町	大川持	大川持(8)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-177	三好市	山城町	政友	政友下(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-188	三好市	山城町	大野	大寺(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-189	三好市	山城町	大野	重国(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-660	三好市	山城町	大野	大野(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-716	三好市	山城町	末貞	末貞(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-205	三好市	山城町	末貞	末貞(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-718	三好市	山城町	末貞	末貞(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-209	三好市	山城町	末貞	川口(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-203	三好市	山城町	岩戸	都谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-208	三好市	山城町	引地	川口(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-204	三好市	山城町	引地	引地(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-256	三好市	山城町	引地	引地(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-715	三好市	山城町	引地	引地(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-717	三好市	山城町	引地	引地(5)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19

山城地域指定箇所一覧表

<土石流>

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
484-I-05	三好市	山城町	上名	打石谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
484-I-06	三好市	山城町	上名	木栗谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
484-I-07	三好市	山城町	上名	津屋谷	土石流	H18.7.4	780	—	—
484-II-06	三好市	山城町	上名	野鹿池山谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
484-II-07	三好市	山城町	上名	細野谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
484-I-03	三好市	山城町	上名	安瀬地谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
484-II-03	三好市	山城町	上名	育谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
484-II-08	三好市	山城町	西宇	桐ノ佐古谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
484-I-24	三好市	山城町	大川持	大川持谷	土石流	H20.9.16	541	H20.9.16	542
484-I-25	三好市	山城町	大川持	大川持谷左支	土石流	H20.9.16	541	H20.9.16	542
484-II-36	三好市	山城町	大川持	青雲谷	土石流	H21.8.21	520	H21.8.21	524
484-I-27	三好市	山城町	下川	下川谷	土石流	H20.9.16	541	H20.9.16	542
484-I-01	三好市	山城町	下名	紺屋谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
484-I-02	三好市	山城町	下名	納屋谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
484-II-02	三好市	山城町	下名	にし谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
484-I-23	三好市	山城町	政友	政友谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
484-II-20	三好市	山城町	末貞	冬谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170





危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
II-1409	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(5)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1410	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(6)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1411	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(7)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-354	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1415	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-356	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1416	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1417	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1419	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-355	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦(8)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-410	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦下(1)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1412	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦下(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1413	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦下(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1414	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦下(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1418	三好市	東祖谷	菅生(日浦)	菅生日浦下(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-357	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1424	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1425	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1426	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1427	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1420	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1421	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	霧谷	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1422	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(8)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-371	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-384	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1346	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1347	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1348	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1349	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1350	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(6)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-405	三好市	東祖谷	古味	古味(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-1405	三好市	東祖谷	古味	古味(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-1301	三好市	東祖谷	九鬼	九鬼(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1302	三好市	東祖谷	九鬼	九鬼(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19

危険箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
3月7日	三好市	東祖谷	和田	和田谷川右支	土石流	H24.1.12	18	—	—
3月8日	三好市	東祖谷	和田	田岡谷	土石流	H18.11.10	1210	H21.5.20	311
3月9日	三好市	東祖谷	和田	和田谷川	土石流	H24.1.12	18	H24.1.12	19
3月10日	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
3月13日	三好市	東祖谷	京上	寒谷川	土石流	H20.3.4	117	—	—
3月14日	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬谷	土石流	H21.5.20	310	—	—
3月18日	三好市	東祖谷	菅生	梶の谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
3月23日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	名頃谷	土石流	H18.11.10	1210	—	—
3月19日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	権ノ木谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311
3月20日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	泉谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
3月21日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	ハナツシャレ谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
3月22日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	上村谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
3月25日	三好市	東祖谷	菅生(名頃)	女仙谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
3月17日	三好市	東祖谷	菅生(菅生蔭)	菅生蔭谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
3月26日	三好市	東祖谷	菅生(見ノ越)	大塚谷	土石流	H22.6.17	362	—	—
3月27日	三好市	東祖谷	菅生(見ノ越)	見越谷	土石流	H22.6.17	362	H22.6.17	364
3月6日	三好市	東祖谷	小島	小島谷川	土石流	H24.1.12	18	H24.1.12	19

## 5. 危険物等に関する資料

# 1 危険物施設一覧表

ガス

(平成24年8月10日現在)

事業所名	所在地	電話番号
川原プロパン(有)住設センター	三野町加茂野宮541-1	77-2188
佐賀電気商会(有)	三野町芝生1215-2	77-2070
中西設備工業	三野町太刀野7	77-2236
阿佐プロパン店	井川町井内西5021	78-2760
立川石油	井川町辻153-3	78-2311
安全ホームガス(株)	池田町ウエノ2978-1	72-0162
井本プロパン(有)	池田町ヤマダ312	72-1047
梅崎商店(有)大利事務所	池田町大利為成82-3	74-0838
岡田プロパン(有)	池田町州津西ノ久保320-1	72-5688
四国岩谷産業(株)池田営業所	池田町マチ2181-17	72-1188
ショーコープロパン	池田町イケミナミ1942	72-4580
大黒屋プロパン(有)	池田町トウゲ79-2	72-2323
ニチヤマ液化瓦斯(株)	池田町白地井ノ久保1611	74-1811
日本プロパンガス(株)	池田町白地井ノ久保1611	74-1811
藤田商事(株)池田オートガス	池田町州津片山79	76-0355
ミタプロパン	池田町マチ2405-2	72-0294
三好LPガス保安センター	池田町ウエノ3146	72-3347
米沢プロパン(有)	池田町中西ナガタ59-3	74-0259
川口プロパン	山城町下川252-1	86-1001
豊崎商店	山城町大川持587	86-1105
谷口商店	西祖谷山村善徳253-4	87-2898
山口屋(有)	西祖谷山村徳善西7	84-1111
河井商店(有)	東祖谷京上146-7	88-2234
宮西英二商店	東祖谷落合412	88-2048
出口石油(有)	東祖谷久保740-6	88-2805

## ガソリンスタンド

(平成24年9月20日現在)

事業所名	所在地	電話番号
木下石油商店	三野町加茂野宮615-2	77-3373
河内石油店	三野町芝生902	77-3618
田口石油	三野町太刀野615-2	77-2709
垂水石油三野給油所	三野町芝生393-1	77-2177
立川石油	井川町辻153-3	78-2311
徳島石油(株)池田給油所	井川町西井川2-3	72-2112
丸善商事(株)池田営業所	井川町西井川6	72-4344
阿波みよし農協箆蔵給油所	池田町州津乳ノ木1398-3	72-7030
池田石油(株)阿波池田給油所	池田町ウエノ2793-2	72-0506
池田石油(株)三好橋給油所	池田町中西マガリタ82-1	74-0554
石井石油商会(有)シマ給油所	池田町シマ682-1	72-0157
谷石油(有)	池田町馬路横持9-1	74-1535
西日本宇佐美池田トラックステーション	池田町ウエノ3158-9	72-6866
ファンタジスタプレスポ阿波池田給油所	池田町サラダ1612-2	72-8272
山下商事(有)	池田町シマ765	72-0356
大野石油店	山城町末貞770-1	86-1047
大歩危石油店	山城町下名1010-2	84-1253
ゼネラル祖谷口(株)	山城町下川589-4	86-2056
ゼネラル祖谷口(株)伊予川給油所	山城町黒川1631	86-2572
中岡石油	山城町下川21-1	86-1171
みさき商事	山城町黒川3-3	86-2163
宮本石油店	山城町大野496-1	86-3022
出口石油(有)	西祖谷山村一字377-24	87-2045
河井商店(有)	東祖谷京上146-7	88-2234
出口石油(有)	東祖谷久保753-2	88-2805

## 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

平成24年8月1日現在

製造（一般）

事業所名	所在地	電話	ガスの名称
四電エンジニアリング(株) 池田支店	三好市井川町才長谷115-1	0883-78-2937	六フッ化硫黄

製造（液石、貯槽設置）

事業所名	所在地	電話	貯槽	摘要
日本プロパンガス(株) 池田工場	三好市池田町白地井ノ久保1611	0883-74-1811	30t×1基	充填所

貯蔵所（一般、液石）

該 当 無 し
---------

### 3 火薬類製造所一覧表

火薬類製造所等一覧表

平成24年8月1日現在

販売業者名	販売所所在地
(株) 横山商店	三好市池田町字マチ2508の3

### 4 毒物・劇物取扱施設数

平成24年8月1日現在

業種 旧町村	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	計
旧 三野町	1	1	0	2
旧 池田町	6	1	1	8
旧 山城町	3	1	0	4
旧 井川町	1	0	0	1
旧 東祖谷山村	0	0	0	0
旧 西祖谷山村	0	0	0	0
三好市 計	11	3	1	15

### 5 放射線同位元素保有事業所

該 当 無 し
---------

## 6. 防災資機材等に関する資料



# 1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

## (1) 具備蓄資器材

県民局 又は 土木事務所	設置場所 水防倉庫	河川名 海岸名 港湾名  (単位)	照明器具 個	器具資材																				
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジョレン ハグチ	マ カケヤ・ハン 類	土のう袋類	ル シートの むしろ・ビニ ー	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m <sup>3</sup>	袋
徳島	徳島市万代町徳島 土木事務所水防倉庫	管内河川 海岸、港湾	2	28	1	3	57	13	7	9	8	17,400		210		59	700		80	50				
鳴門	鳴門土木事務所	〃		9	4	6	70	70	5	40	2	15,800	54	2		20			2	2	50			
	大麻水防倉庫	〃					17					400				60	200		2					
南部	県土整備部阿南庁舎	〃		7	2		25	15	10	20	2	13,000		160			480		50	40	65			
	県土整備部那賀庁舎	管内河川	5	20	2	4	17	10	15	15	2	1,100	4	6			130	21	30	12				
	県土整備部日和佐庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾	4	10	2	4	14	10	7	4	10	6,000	2	8			250		12					
	海部地区水防倉庫	〃		6	1	2	30	10	10	10	20	5,025	8	9			300		25					
川島	川島土木事務所	管内河川		5	4	5	30		5	10	5	6,700	90	90	50	200	60	24	5	100	1,000			
	吉野地区水防倉庫	〃		5	1	1	5	2		3	1	2,900		67	51		40	5	2					
脇町	脇町土木事務所	〃		6		1	20	3	10		5,000		5			80			2					
西部	県土整備部三好庁舎	〃		10	5	5	30	4	5	20	5	2,300							10					
計	11		11	106	22	31	315	137	74	151	60	75,625	158	557	101	339	2,240	50	220	204	1,115			

(2) 市町村の備蓄資器材

西部総合県民局県土整備部三好庁舎管内(三好市分)

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名  (単位)	照 明 器 具	器 具 資 材																					
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジョレン	ハグチ	カケヤ・ハン マー類	土のう袋類	むしろ・ビニ ルシート	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
				個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m <sup>3</sup>	袋
三好市	三野総合支所倉庫	河内谷川	2	5	5	5	5	5	3	3	3	500													
小計	1		2	5	5	5	5	5	3	3	3	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三好市	三好市倉庫	吉野川 弥十柳川 鮎苔谷川 馬路川 松尾川	5	4	4	4	40	17	5	5	10	1,000													
小計	1		5	4	4	4	40	17	5	5	10	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三好市	山城総合支所倉庫	吉野川 白川谷川 銅山川	7	4	2	3	15	20	5	20	4	500													
小計	1		7	4	2	3	15	20	5	20	4	500	0	0	0	0				0	0	0	0	0	
三好市	井川総合支所倉庫	井ノ内谷川	2	2	2	2	5	5	5	5	2	500					50								
小計	1		2	2	2	2	5	5	5	5	2	500	0	0	0	0	50				0	0	0	0	
三好市	西祖谷総合支所倉庫	祖谷川	3	10	3	3	15	15	5			500													
小計	1		3	10	3	3	15	15	5	0	0	500	0	0	0	0				0	0	0	0	0	
三好市	東祖谷総合支所倉庫	祖谷川	2	5	5	4	10	5		3	2	100		5			50								
小計	1		2	5	5	4	10	5	0	3	2	100	0	5	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	
合計	6		21	30	21	21	90	67	23	36	21	3,100	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	

## 2 林野火災用空中消火資機材等保有状況

### (1) 県保有分

資機材等の名称	数 量	規 格 等
散布装置（水のう型）	14基	中型ヘリ用 700 $\frac{1}{2}$ 型
混 合 機	4基	
組 立 水 そ う	6基	2,500 $\frac{1}{2}$ 型
可搬式動力ポンプ	4台	B-3級
ホ ー ス	24本	口径65mm 長さ20m
吸 管	6本	口径75mm 長さ8m
消火薬剤（20kg入）	100缶	エフアールS
消火薬剤（20kg入）	100缶	エフアールT
展着剤（20kg入）	50袋	CMC
着色剤（5kg入）	4缶	

保管場所：徳島市川内町鈴江南30-3番地先

徳島市鈴江水防倉庫（連絡先：徳島市消防局東消防署（088-656-1195）

：東消防署川内出張所（088-665-4072）

（消火薬剤は徳島市川内町加賀須野463 大塚化学（株）徳島工場（電話088-665-1516）で保管）

連絡先：徳島県危機管理局消防保安課（088-621-2284）

### (2) 消防本部、三好市保有分

資機材 団体名	ジ ェ ッ ト シューター	チ ェ ー ン ソ ー
みよし広域連合	30	8
三好市三野総合支所	20	—
三好市山城総合支所	60	—
計	110	8

### 3 主要食糧（米穀）在庫数量

平成 17年7月19日現在

	数 量
政府所有分	乾燥米飯 1.5 トン
卸売販売業者手持分	70 精米トン 1,771 玄米トン

(注) 在庫数量は常時増減がある。

### 4 副食調味料調達先一覧表

徳島県地域防災計画 資料編 H18.2

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
漬物	徳島県漬物加工販売 協同組合	徳島市佐古五番町2-5	(088)652-2701	たくあん、梅干し、 奈良漬、きざみ漬 等
味噌	徳島県味噌工業 協同組合	徳島市中昭和町1丁目 95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088)652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造 協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088)652-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088)664-6380	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株)徳島営業所  八百秀(株)	板野郡松茂町住吉  徳島市金沢町1丁目	(088)699-3355  (088)664-0260	

### 5 災害救助物資備蓄数

平成 17年4月1日現在

品 目	在庫数量	保管場所	備 考
毛 布	10,000枚	徳島市東沖洲1丁目20-2 日本通運株式会社徳島支店(2,600枚) 板野郡松茂町中喜来字稲本183 日本通運松茂流通センター(5,000枚) 板野郡北島町鯛浜字大西165 県立防災センター(2,400枚)	
日用品セット	9,790セット	徳島市東沖洲1丁目20-2 日本通運株式会社徳島支店(1,830セット) 板野郡松茂町中喜来字稲本183 日本通運松茂流通センター(6,000セット) 板野郡北島町鯛浜字大西165 県立防災センター(1,920セット) 徳島市万代町1-1 県庁倉庫(40セット)	タオル, 箸, スプ ーン, 石鹸, コッ プ, 軍手, ポリ袋, 包帯, 歯ブラシ, ポケットティシュ

## 6 木材保有数

平成17年8月31日現在

貯木場名	面積 (m <sup>2</sup> )	貯木能力 (m <sup>3</sup> )	現在量 (m <sup>3</sup> )	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場 13,406 土場 4,752	製品 3,500 素材 400	3,000 100	
大一木材株式会社	土場 7,500	製品 2,800	2,200	
株式会社ゲンボク	土場 43,000	素材 15,000	2,000	
県営貯木場 他	水面 497,385	素材 124,000	3,500	
徳島木材団地 共同組合連合会 他	土場 95,577	素材 167,000	45,000	
徳島中央林業組合 (神山本所)	土場 6,630	素材 1,000	400	
徳島中央林業組合 (上勝支所)	土場 3,500	素材 600	200	
木頭森林組合	土場 22,139	素材 4,600	400	
美馬郡木材協同組合	土場 6,000	素材 2,800	200	
三好木材センター事業 協同組合	土場 35,144	素材 12,000	3,800	
計	土場面積 237,648 水面面積 497,385	製品 6,300 素材 327,400	5,300 55,600	

## 7 公用車保有台帳

管理部署	一般事務用車両					特殊用途車両					合計
	軽自		小型	普通	小計	消防	給食・トラック 特殊・他	バス	多人数車 (6~10人)	小計	
	乗用 貨物	軽トラ									
危機管理課						21台				21台	21台
管財課	2台	2台	6台	2台	12台		1台	3台	3台	7台	19台
秘書広報課			2台	1台	3台						3台
税務課	1台				1台						1台
収納課	1台				1台						1台
情報政策課	1台				1台						1台
地域振興課	5台		1台		6台			20台		20台	26台
地域福祉課	2台		4台		6台						6台
健康づくり課	4台				4台						4台
子育て支援課	1台		1台		2台						2台
環境課	3台	1台			4台		18台			18台	22台
観光課	2台		5台		7台						7台
商工政策課	1台		1台		2台						2台
農業・林業振興課	3台		7台	1台	11台		2台			2台	13台
農業委員会			1台		1台						1台
工務課	1台		3台	1台	5台						5台
管理課	1台	2台	2台		5台		5台			5台	10台
地籍調査課	1台	1台	2台	1台	5台						5台
水道課	2台	4台	1台		7台		1台			1台	8台
学校教育課			3台		3台		1台	10台	3台	14台	17台
生涯学習課			2台		2台		1台			1台	3台
スポーツ健康課			1台		1台		16台			16台	17台
文化財課			2台		2台						2台
本庁計	31台	10台	44台	6台	91台	21台	45台	33台	6台	105台	196台
三野支所	2台	1台	4台		7台		1台			1台	8台
三野消防						13台				13台	13台
山城支所	1台		4台	1台	6台		1台			1台	7台
山城消防						13台			1台	14台	14台
井川支所	3台	1台	3台		7台		1台			1台	8台
井川消防						7台				7台	7台
西祖谷支所	1台	1台	2台		4台				1台	1台	5台
西祖谷消防						7台				7台	7台
東祖谷支所	3台	2台	2台		7台		2台	1台	1台	4台	11台
東祖谷出張所			6台		6台						6台
東祖谷消防						13台				13台	13台
支所計	10台	5台	21台	1台	37台	53台	5台	1台	3台	62台	99台
三野長生園							3台			3台	3台
三野保育所	1台				1台						1台
三野病院			1台		1台		1台			1台	2台
山城保育所	1台		1台		2台						2台
山城サンリハ							1台			1台	1台
井川敬寿荘	1台				1台		1台		1台	2台	3台
西井川保育所								1台		1台	1台
西祖谷診療所	1台				1台						1台
西祖谷若宮荘	2台				2台				1台	1台	3台
西祖谷秘境の湯									1台	1台	1台
西祖谷観光開発								2台		2台	2台
東祖谷保育所	1台				1台						1台
株池田ケーブルネットワーク							1台			1台	1台
その他計	7台		2台		9台		7台	3台	3台	13台	22台
総合計	48台	15台	67台	7台	137台	74台	57台	37台	12台	180台	317台

## 7. 報道体制に関する資料

## 1 日本放送協会の災害報道体制

### 災害の種類と体制

- ◎ 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- ◎ 規模によって第1種、第2種、第3種の体制をとる。

体 制	編 成	動 員
第1種体制	定時番組のわく内で一部を関連番組に切り替えて編成する。	放送部、技術部を中心に動員する。
第2種体制	状況に応じて定時番組のわく内、又は特別番組として相当程度の番組を関連番組に切り替えて編成する。	放送・技術を中心に他部門の関係者も動員する。
第3種体制	定時番組を大幅に変更し、その全部又は大部分を関連番組に切り替えて編成する。	全職員を動員する。

### 気象警報等

G 放 送 中	徳 島 県
	G (スーパー) R1 (上のせ) FM (中 断)
G 放 送 終 了 後	G R1 FM
	気象警報等 暴風、大雨、大雪 高潮、洪水、波浪



地震情報

	震度	徳島県	全国
G 放 送 中	1	G (スーパー)	
	2	R1 (上のせ)	
	3 以 上	G (原則はスーパー) R1-FM (上のせ) 震度5は中断ノルマル	G-S1-S2 (スーパー) R1-FM (四国はネット受け) *震度5は被害状況によって3波 ノルマルも可
	6 以 上	全 7 波 <臨時ニュース>	全 国 <チャイム・QF>
G 放 送 終 了 後	1	R-R1 (スルー)	
	2		
	3 以 上	G-R1-FM (スルー) 震度4を目安に全中参加ありうる	S1-S2 (スーパー) G-R1-FM (四国はネット受け)
6 以 上	全 7 波 <臨時ニュース>	全 国 <チャイム・QF>	

## 2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは、重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

#### 1-1 ランク A 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 5 以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランク A の非常事態対策が必要な場合

#### 1-2 ランク B 非常事態ランク A に次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 4、近県で震度 6 以上、首都圏で震度 6 以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想されるとき）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランク A	非常事態ランク B
テレビ	① 臨時ニュース（カットイン） 情報入手と同時に番組を中断し、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報につなぐ ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成 CM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。	① 字幕速報（スーパー） 原則としてCMタイムを避けて字幕による速報スーパー。 ② 臨時ニュース 空き枠、ステブレ等を利用する。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。 CMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ）
ラジオ	① ニュース速報 番組を中断し、第1報をカットイン。 BGM、告知アナウンス等で続報につなぐ。 ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成。テレビとの役割分担を明確化。	① ニュース速報 原則としてCMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。 ② 臨時ニュース 可能枠で差し替え編成。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。

### III 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランクAに区分された非常事態のうち1-1 a項のエリア内で震度5以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長、ラ・テ編成部長、庶務部長（95年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり、社長不在の時は常務、社長常務とともに不在の時は役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、現業役員局長、ラ・テ編成責任者、報道・制作・アナウンス責任者、ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照）

### IV 非常事態発生時の連絡

非常事態の発生が、夜間及び早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長、不在の時にはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、優先連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

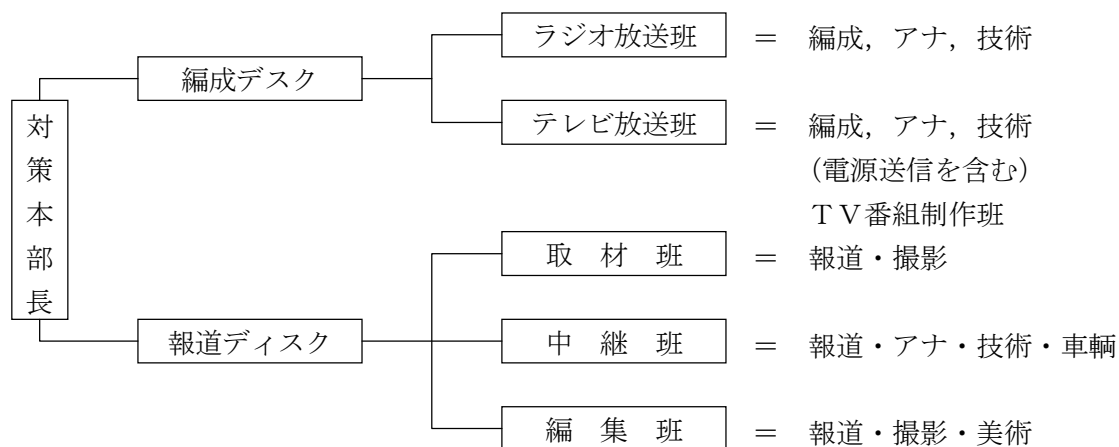
（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

### V 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋人のような個人レベルでの安全確認報道等、95年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の在阪各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆撫するような放送は厳に慎まなければならない。

### VI 非常事態下の対兼本部組織図



### 3 エフエム徳島非常事態対策要綱

#### [1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

#### [2] 非常災害時と初期報道

##### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、F M変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

##### 2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

##### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

###### (1) A級

###### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

###### c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

###### (2) B級

###### a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

###### c CM処理

A級に同じ。

#### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議。）

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

### [3] 非常災害対策本部の設置

#### 1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

#### 2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

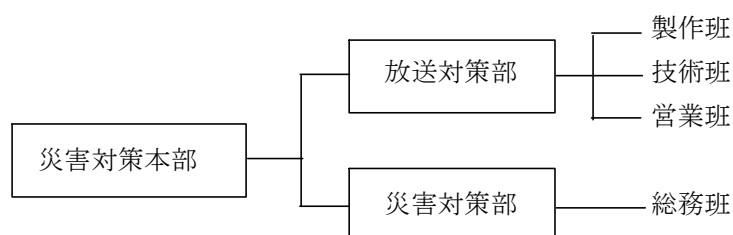
#### 3. 非常災害発生時の連絡

- (1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
- (2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。
- (3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
- (4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

#### 4. 非常災害下の放送内容規制

- (1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
- (2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
- (3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
- (4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

#### 5. 非常災害下の対策本部組織図



(連絡・厚生・補給・経理)

## 4 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1 kHz近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本件では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大規模地震の警戒宣言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災対法による放送要請	第 1 種	徳 島

## 8. 災害救助に関する資料

# 1 災害救助法の適用基準及び算定基準

## 1 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害を被った者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 市町村の区域内の人口に応じ、全壊、流出等による住家の滅失した被害世帯数（以下「被害世帯数」という。）が次の世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第1

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人 "	40 "
15,000人 "	30,000人 "	50 "
30,000人 "	50,000人 "	60 "

- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、被害世帯が県の区域内において1,000世帯以上の住家が滅失した場合で、しかも市町村の人口に応じ、被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第2

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人 "	20 "
15,000人 "	30,000人 "	25 "
30,000人 "	50,000人 "	30 "

- (3) 県の区域内において5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市町村の区域内の被災世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。（厚生大臣に事前協議が必要）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（厚生労働大臣に事前協議が必要）

## 2 算定基準

被害世帯の算定は、おおむね次の基準に従うものとする。

- (1) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯数で計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮しながら実状に即して決定する。



### 3 事務手続

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
発 生 情 報	情報の受理及び技術的な助言・勧告	市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	速やかに被害状況を知事に情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	
災害救助法適用の決定  知事の判断で適用する場合 (施行令第1条第1項第1号、第2号、第3号前段該当)	報告の受理及び技術的な助言・勧告 必要に応じ災害対策本部を設置 日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働省と連絡調整後公示 県内各機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用 要請必要に応じ、災害対策本部を設置	
厚生労働大臣に協議して適用する場合 (施行令第1条第1項第3号後段、第4号該当)	適用の判断及び技術的な助言・勧告必要に応じ災害対策本部を設置 日本赤十字社等への連絡	厚生労働大臣協議の要否判断 (要の場合には) 厚生労働大臣に災害救助法の適用協議（厚生労働大臣が承認した場合）市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、市町村へ連絡後公示 県内各関係機関に連絡（連携協力） 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用申請 必要に応じ災害対策本部を設置	

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
応急救助の実施	(必要に応じ) 他の都道府県知事に対する応援を命ずる	救助の実施等 (必要に応じ) 他の市町村に対して救助業務の応援を指示	応急救助に当たる(県から委任を受けた救助等)	
中 間 情 報	情報の受理及び必要な助言・勧告	救助の種類別実施状況等の情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	救助の種類別実施状況等の情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	
(必要に応じ) 特別基準の申請 特別基準の申請は、救助の種類ごとの期間内に行わなければならない	承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	被害が甚大等のため、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	(必要に応じ) 知事に特別基準の要請	
決 定 情 報	情報の受理及び必要な助言・勧告	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	翌年度6月15日までに、精算交付を厚生労働大臣に申請	応急救助等に基づく救助費(繰り替え支弁を行った額)を知事に申請	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

## 2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全 壊 焼 失 流 失	夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
冬	9,000		11,900	16,900	20,000	25,300	3,300		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）193,000円以内 小人（12歳未満）154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び貸金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3 災害報告記入要領

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

#### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

- (12)「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

別紙様式

災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告

市市村名 又は部局名				区 分		被 害		区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名称						
災 害 名	月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月 日 時					
確 定 年 月 日				畑	流失・埋没	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散		月 日 時					
報 告 者 名				文 教 施 設	箇所			公 共 土 木 施 設	千円				災 害 救 助 法						
区 分	被 害			病 院	箇所			そ の 他 公 共 施 設	千円			設 置 市 市 村 名							
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所			小 計	千円				災 害 救 助 法						
	行方不明者	人		橋 り よ う	箇所			公 立 施 設 被 害 市 市 村 数	団体			計 団体							
住 家 被 害	負 重 傷	人		河 川	箇所			農 産 被 害	千円		そ の 他	災 害 救 助 法							
	負 軽 傷	人		港 湾	箇所			林 産 被 害	千円										
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇所			畜 産 被 害	千円		そ の 他	災 害 救 助 法							
		世帯		清 掃 施 設	箇所			水 産 被 害	千円										
住 家 被 害	半 壊	棟	崖 く ず れ	箇所			商 工 被 害	千円		そ の 他	災 害 救 助 法								
		世帯	鉄 道 不 通	箇所															
住 家 被 害	一 部 破 損	棟	被 害 船 舶	隻			そ の 他	千円		備 考	災 害 救 助 法	消防職員出動延人数		人					
		世帯	水 道	戸			被 害 総 額	千円				消防団員出動延人数		人					
住 家 被 害	一 部 破 損	棟	電 話	回線			災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）												
		世帯	電 気	戸															
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟	ガ ス	戸															
		世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所															
住 家 被 害	床 下 浸 水	棟	り 災 者 数	世帯															
		世帯	り 災 者 数	人															
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物 件															
	そ の 他	棟	火 災 発 生	危 険 物 件															
			火 災 発 生	そ の 他 件															



## 9. 医療・防疫に関する資料

# 1 医療機関

## (1) 市内医療機関一覧表

(地域別50音順)

医療機関名	住所	電話番号	備考
岸野医院	三野町芝生136-1	77-2001	
市立三野病院	三野町芝生1270-30	77-2323	
三木病院	三野町芝生1027	77-3900	
たおか歯科クリニック	三野町芝生456-6	77-3366	歯科
三野田中病院	三野町芝生1242-6	77-2300	
田村歯科クリニック	三野町芝生1087	77-3365	歯科
阿佐歯科西井川診療所	井川町西井川319-18	72-5353	歯科
内田医院 (井川診療所)	井川町井内東2808-1	78-2082	
健生西部診療所	井川町吉岡127-2	78-2292	
近藤歯科医院	井川町辻203-13	76-3118	歯科
安宅循環器内科	池田町サラダ1651-2	72-6300	
いい歯科	池田町マチ2514-1	72-5460	歯科
池田中央歯科医院	池田町シマ834-1	72-1330	歯科
内田医院	池田町中西ナガウチ254-3	74-0121	
影本歯科医院	池田町サラダ1733	72-0870	歯科
県立三好病院	池田町シマ815-2	72-1131	
郷外科内科	池田町川崎宮ノ前123-1	74-5779	
佐々木歯科医院	池田町マチ2170-5	72-3737	歯科
田岡医院	池田町シマ934-6	72-5551	
徳善歯科クリニック	池田町サラダ1766-10	72-4558	歯科
浜クリニック	池田町マチ2443-1	72-0667	
北條病院	池田町マチ2526-7	72-0007	
ひはら歯科医院	池田町マチ2518-10	72-4118	歯科
宮内医院	池田町サラダ1673-1	72-0092	
宮佐医院	池田町マチ2478-1	72-0149	
村山内科	池田町サラダ1795-1	72-2110	
大和外科医院	池田町マチ2524-2	72-0828	
秋田病院	池田町州津堂面215	72-0743	
久次米医院	山城町末貞761-1	86-1107	
久次米医院 大野分院	山城町大野446-1	86-2247	
田岡歯科医院	山城町大川持538-12	86-2182	歯科
山城診療所	山城町下川545-5	86-3230	
大歩危診療所	山城町上名1584-3-3	88-1021	
西祖谷診療所	西祖谷山村一字368-9	87-2360	
東祖谷歯科診療所	東祖谷京上168-6	88-2022	歯科
東クリニック	東祖谷京上170-3	88-2300	

(2) 災害拠点病院一覧表

1 市内

医療機関名	住所	電話番号	備考
県立三好病院	池田町シマ 8 1 5 - 2	7 2 - 1 1 3 1	

2 県内

医療機関名	住所	電話番号	備考
麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101	東部Ⅱ医療圏域
海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355	南部Ⅱ医療圏域
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	西部Ⅰ医療圏域
県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166	南部Ⅱ医療圏域
県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	東部Ⅰ医療圏域
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	南部Ⅰ医療圏域
健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011	東部Ⅰ医療圏域
阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313	南部Ⅰ医療圏域

## 2 病院及び病床数

(平成24年8月1日現在 四国厚生支局届出受理機関)

	医療機関名	開設者名	管理者名	郵便番号	所在地	電話	病床数 (総数)	病床数 (一般)	病床数 (療養)	病床数 (精神)	病床数 (結核)	病床数 (感染症)	休 止
1	三野町国民健康保険 市立三野病院	三好市	中西 嘉巳	771-2304	三野町芝生1270-30	0883-77-2323	60	60	0	0	0	0	00
2	秋田病院	医療法人	細江 浩文	778-0020	池田町州津堂面215	0883-72-0743	120	0	0	120	0	0	00
4	徳島県立三好病院	徳島県	片岡 義彦	778-8503	池田町シマ815-2	0883-72-1131	220	206	0	0	10	4	00
5	三木病院	医療法人	三木 聖夫	771-2304	三野町芝生1027	0883-77-3900	45	0	45	0	0	0	00
6	北條病院	個人	北條 文彦	778-0002	池田町マチ2526-7	0883-72-0007	60	0	60	0	0	0	00
7	三野田中病院	医療法人	田中 健	771-2304	三野町芝生1242-6	0883-77-2300	99	99	0	0	0	0	00

### 3 特定施設に係る医療機関一覧表

#### 1 透析施設

	施設名	所在地	電話番号
1	三木病院	三好市三野町大字芝生1027	0883-77-3900
2	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

\* 三好市のみ抜粋

#### 2 ペースメーカー施設（体外ペースメーカーを実施する施設）

該 当 無 し
---------

### 4 救急自動車・（患者輸送車）保有状況

（平成17年4月1日現在）

種 別	台数	定置場所	所有者	電話
救急自動車	1	みよし広域連合池田消防署	みよし広域連合	0883-72-0117
〃	1	〃 西消防署		0883-86-1119
〃	1	〃 祖谷分署		0883-88-5551

### 5 救急病院等一覧表

#### 救急告示医療機関一覧表

##### 1 市内（西部Ⅱ医療圏域）

医療機関名	住所	電話番号	備考
徳島県立三好病院	池田町シマ815-2	72-1131	3次救急医療機関 (国指定)
三好市国民健康保険 市立三野病院	三野町芝生1270-30	77-2323	

##### 2 県内（全県）

医療機関名	住所	電話番号	備考
県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	東部Ⅰ 3次救急医療機関 (国指定)

徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111	東部Ⅰ 3次救急医療機関 (国指定)
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	南部Ⅰ 3次救急医療機関 (国指定)
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121	東部Ⅰ 医療圏域
田中病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788	東部Ⅰ 医療圏域
水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45-2	088-632-9299	東部Ⅰ 医療圏域
手東病院	名西郡石井町石井字石井434-1	088-674-0024	東部Ⅰ 医療圏域
松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328	東部Ⅰ 医療圏域
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070	東部Ⅰ 医療圏域
中洲八木病院	徳島市中洲1丁目31	088-625-3535	東部Ⅰ 医療圏域
橘整形外科	徳島市寺島本町西2丁目37-1	088-623-2462	東部Ⅰ 医療圏域
麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	088-674-2311	東部Ⅰ 医療圏域
中村整形	徳島市南二軒屋町1丁目1-16号	088-652-1119	東部Ⅰ 医療圏域
徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771	東部Ⅰ 医療圏域
健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011	東部Ⅱ 医療圏域
兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537	東部Ⅱ 医療圏域
小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716	088-686-2322	東部Ⅱ 医療圏域
稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757	東部Ⅱ 医療圏域
独立行政法人 国立病院機構東徳島 医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171	東部Ⅱ 医療圏域
浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921	東部Ⅱ 医療圏域
きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234	東部Ⅱ 医療圏域

麻植共同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101	東部Ⅲ医療圏域
美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957	東部Ⅲ医療圏域
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151	東部Ⅲ医療圏域
阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880	東部Ⅲ医療圏域
阿南医師会中央病院	阿南氏宝田町川原2	0884-22-1313	南部Ⅰ医療圏域
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990	南部Ⅰ医療圏域
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131	南部Ⅰ医療圏域
美波町国民健康保険 由岐病院	海部郡美波町港町字西1	0884-78-0075	南部Ⅱ医療圏域
美波町国民健康保険 日和佐病院	海部郡美波町奥河内字井ノ上20	0884-77-1212	南部Ⅱ医療圏域
徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166	南部Ⅱ医療圏域
海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355	南部Ⅱ医療圏域
ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社 下南1303	0883-53-1095	西部Ⅰ医療圏域
つるぎ町半田病院	美馬市つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	西部Ⅰ医療圏域

## 6 防疫用器材保有数

平成24年4月1日現在

区分 町名	動力噴霧器				電動噴霧機	電動煙霧機	車載煙霧機	噴背霧負機式	噴肩霧掛機式	噴手霧機動
	粉対応	液対応	粉対・液	その他						
三好市								2	4	

## 7 災害用薬剤・衛生材料等の確保先

薬局等 平成24年10月19日現在（三好郡市薬剤師会 開局会員一覧）

名 称	住 所	電話番号
サンコー調剤薬局三野店	三野町芝生1266-9	0883-76-2855
鈴木薬局	三野町芝生1060-1	0883-77-2030
ハッピー薬局三野店	三野町芝生1237-2	0883-76-2611
みのり薬局	井川町吉岡161-1	0883-76-3050
アイ調剤薬局池田店	池田町シマ834-2	0883-76-0717
そうごう薬局阿波池田店調剤センター	池田町シマ838-1	0883-76-0711
そうごう薬局銀座通店	池田町サラダ1801-3	0883-76-0070
トマト調剤薬局池田店	池田町シマ852-1	0883-76-0607
神田薬局	山城町大川持515-1	0883-86-1010
下川薬局	山城町上名1867	0883-84-1428
藤川健康堂	池田町サラダ1805-1	0883-72-0039
祖谷口調剤薬局	山城町下川545-3	0883-76-6120

※神田薬局・藤川健康堂については、調剤を実施していない。



## 8 自動体外式除細動器（AED）配置施設

### 1. 三好市所有

(平成24年10月1日現在)

地区	No.	設置施設名	設置場所	住 所	メーカー	担当課（支所）
三野	1	芝生放課後児童クラブ	児童クラブ室	三野町芝生1170	フィリップス	子育て支援課
	2	王地放課後児童クラブ	児童クラブ室	三野町加茂野宮1350-2	フィリップス	子育て支援課
	3	三野老人福祉センター	福祉センター	三野町芝生1036	フィリップス	三野総合支所
	4	芝生小学校	玄関	三野町芝生1230	フィリップス	学校教育課
	5	王地小学校	体育館	三野町加茂野宮1393	フィリップス	学校教育課
	6	三野中学校	玄関	三野町芝生1232	フィリップス	学校教育課
	7	三野体育館	1階	三野町芝生1293-30	フィリップス	スポーツ健康課
	8	ふれあい紅葉センター	受付カウンター	三野町加茂野宮1467-1	フィリップス	観光課
	9	健康とふれあいの森	管理事務所	三野町芝生1342-3	フィリップス	観光課
	10	道の駅三野	1階レジ付近売場	三野町太刀野1909-1	フィリップス	観光課
井川	1	辻放課後児童クラブ	児童クラブ室	井川町辻53-2	フィリップス	子育て支援課
	2	西井川放課後児童クラブ	児童クラブ室	井川町西井川712-1	フィリップス	子育て支援課
	3	井内放課後児童クラブ	児童クラブ室	井川町井内東2514	フィリップス	子育て支援課
	4	養護老人ホーム敬寿荘	1階 廊下	井川町大佐古23-1	フィリップス	長寿障害福祉課
	5	井川総合支所	玄関	井川町辻73	フィリップス	井川総合支所
	6	辻小学校	玄関	井川町辻53番地1	フィリップス	学校教育課
	7	西井川小学校	玄関	井川町西井川734-3	フィリップス	学校教育課
	8	井内小学校	玄関	井川町井内西4896-1	フィリップス	学校教育課
	9	井川中学校	保健室前	井川町タクミ田110	フィリップス	学校教育課
	10	井川グラウンド	屋内ゲートボール場 横倉庫	井川町野津後流67	フィリップス	スポーツ健康課
	11	西井川農村公園（ゾープ）	管理事務所	井川町西井川1911-1	フィリップス	観光課
	12	井川スキー場腕山	センターハウス 1階	井川町井内平山	フィリップス	観光課
池田	1	箸蔵放課後児童クラブ	児童クラブ室	池田町州津井関1229	フィリップス	子育て支援課
	2	池田放課後児童クラブ	児童クラブ室	池田町ウエノ2890	フィリップス	子育て支援課
	3	白地放課後児童クラブ	児童クラブ室	池田町白地本名153-1	フィリップス	子育て支援課
	4	三縄放課後児童クラブ	児童クラブ室	池田町中西フルトノ984-2	フィリップス	子育て支援課
	5	三好市保健センター	1階 夜間出入口横	池田町シンマチ1476-1	フィリップス	健康づくり課
	6	本庁	1階 会計課前	池田町シンマチ1500-2	フィリップス	管財課
	7	分庁舎	観光課横	池田町マチ2145-1	フィリップス	管財課
	8	箸蔵小学校	玄関	池田町州津井関1208	フィリップス	学校教育課
	9	池田小学校	職員来客用玄関	池田町ウエノ2379-4	フィリップス	学校教育課
	10	白地小学校	放送室前	池田町白地本名57	フィリップス	学校教育課
	11	馬路小学校	玄関	池田町馬路立石33-1	フィリップス	学校教育課
	12	佐野小学校	玄関	池田町佐野金氏942	フィリップス	学校教育課
	13	三縄小学校	玄関	池田町中西イバ508-1	フィリップス	学校教育課
	14	川崎小学校	玄関	池田町川崎浪会31	フィリップス	学校教育課
	15	池田中学校	保健室前	池田町ウエノ2861	日本光電工業	学校教育課
	16	西山構造改善センター	玄関	池田町西山久保3948	フィリップス	農業振興課
	17	池田公民館	2階 事務室	池田町マチ2476	日本メドトロニック㈱	生涯学習課
	18	吉野川運動公園	野球場審判室	池田町イタノ3184-1 他	フィリップス	スポーツ健康課
	19	池田総合体育館	事務室	池田町マチ2551-1	日本メドトロニック	スポーツ健康課
	20	松尾川温泉（しらさぎ荘）	食堂	池田町松尾黒川2-1	フィリップス	観光課
	21	祖谷溪キャンプ村	管理事務所	池田町松尾松本524-2	フィリップス	観光課
	22	池田町消防団2分団	池南分団車庫	池田町マチ2551-1	フィリップス	危機管理課

山城	1	山城放課後児童クラブ	児童クラブ室	山城町大川持463-2	フィリップス	子育て支援課
	2	正友放課後児童クラブ	児童クラブ室	山城町政友43-1	フィリップス	子育て支援課
	3	大野放課後児童クラブ	児童クラブ室	山城町大野511	フィリップス	子育て支援課
	4	下名放課後児童クラブ	児童クラブ室	山城町下名1001-1	フィリップス	子育て支援課
	5	山城総合支所	1F 事務室	山城町大川持518-9	フィリップス	山城総合支所
	6	山城小学校	生徒用玄関	山城町大川持30-2	フィリップス	学校教育課
	7	大野小学校	玄関	山城町大野519	フィリップス	学校教育課
	8	下名小学校	玄関	山城町下名1001-1	フィリップス	学校教育課
	9	山城中学校	公民館管理室前	山城町大川持544	フィリップス	生涯学習課
	10	山城総合グラウンド	管理棟 1階	山城町相川415	フィリップス	スポーツ健康課
	11	道の駅大歩危	売店	山城町上名1553-1	フィリップス	観光課
	12	サンリバー大歩危	受付	山城町西宇1259-1	フィリップス	観光課
	13	塩塚高原キャンプ場	管理事務所	山城町平野205	フィリップス	観光課
西祖谷	1	養護老人ホーム若宮荘	ケアルーム	西祖谷山村一宇343-1	日本光電	長寿障害福祉課
	2	西祖谷総合支所	玄関フロアー	西祖谷山村一宇343-2	日本メトロロニク㈱	西祖谷総合支所
	3	榛生小学校	体育館入口 職員室前廊下奥	西祖谷山村一宇262-1	フィリップス	学校教育課
	4	吾橋小学校	玄関	西祖谷山村下吾橋303-2	フィリップス	学校教育課
	5	西祖谷中学校	職員室前	西祖谷山村一宇251	フィリップス	学校教育課
	6	道の駅にしいや	事務所	西祖谷山村尾井ノ内348-2	フィリップス	観光課
	7	祖谷ふれあい公園	事務所	西祖谷山村尾井ノ内379	フィリップス	観光課
	8	かずら橋イベント広場	事務所	西祖谷山村今久保345-1	フィリップス	観光課
	9	かずら橋料金所	事務所	西祖谷山村善徳162-2	フィリップス	観光課
	10	秘境の湯	温泉受付	西祖谷山村尾井ノ内391	フィリップス	観光課
東祖谷	1	東祖谷放課後児童クラブ	児童クラブ室	東祖谷下瀬12-1	フィリップス	子育て支援課
	2	落合地域多目的施設	体育館	東祖谷落合403	フィリップス	学校教育課
	3	栃之瀬地域多目的施設	体育館	東祖谷新居屋73	フィリップス	学校教育課
	4	東祖谷中学校	玄関	東祖谷下瀬12-1	フィリップス	学校教育課
	5	いやしの温泉郷	事務所	東祖谷菅生28	フィリップス	観光課
	6	奥祖谷二重かずら橋	料金所	東祖谷菅生620	フィリップス	観光課
	7	剣山観光センター	管理事務所	東祖谷菅生208-5	フィリップス	観光課
	8	龍宮崖公園	管理事務所	東祖谷元井410-9	フィリップス	観光課

## 2. その他

施設名	設置場所	住所
秋田病院	西病棟	池田町州津堂面215
北條病院	2階 ナースセンター前	池田町マチ2526-7
三木病院	外来（理学療法室）	三野町芝生1027
三野田中病院	病院1階 処置室	三野町芝生1242-6
徳島県立三好病院	1階 総合案内横	池田町シマ815-2
	1階 生理検査室	
	1階 CT撮影室	
いい歯科	院内	池田町マチ2514-1
池田中央歯科	歯科治療室	池田町シマ834-1
影本歯科医院	診療室	池田町サラダ1733
佐々木歯科医院	治療室内	池田町マチ2170-5
徳善歯科クリニック	谷ビル2階 診療室	池田町サラダ1766-10
ひはら歯科医院	歯科医院診療室	池田町マチ2518-10
	歯科医院待合室	

三木歯科医院	歯科医院受付	池田町白地本名77-1
阿佐歯科西井川診療所	診療室内	井川町西井川319-18
近藤歯科医院	1階 診療室玄関（待合室）	井川町辻203-3
田岡歯科医院	診療所内	山城町大川持583-12
三野老人福祉センター	センター内	三野町芝生1036
グループホームあいの郷	グループホーム室内	三野町太刀野6-14
東祖谷デイサービスセンター	食堂	東祖谷京上14-3
徳島県立辻高等学校	玄関	井川町御領田61-1
	体育館	
	グラウンド（セミナーハウス）	
徳島県立三好高等学校	職員室	池田町州津大深田720
	体育館	
	敷地農場	
	山地農場	
徳島県立池田高等学校	1階 自動販売機	池田町ウエノ2175
	2階 入口	
	グラウンドベンチ内	
徳島県立池田支援学校	保健室	池田町州津井関1103-3
	職員室	
徳島県西部総合県民局三好庁舎	玄関	池田町マチ2415
三好保健所	事務室	池田町マチ2542-4
阿波銀行池田支店	室内	池田町マチ2512-13
フレスポ阿波池田	ホームタウン入口	池田町サラダ1612-2

## 9 感染症病床

第一種感染症指定医療機関（平成24年4月1日現在 厚生労働省）

医療圏	医療機関名	病床	備考
東部	徳島大学病院	2床	

第二種感染症指定医療機関（平成24年4月1日現在 厚生労働省）

医療圏	医療機関名	病床数		備考
		感染症病床	結核病床	
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	4床	4床	
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	4床	10床	
東部Ⅰ	徳島大学病院	6床		

東部Ⅰ	徳島県立中央病院		10床	
東部Ⅱ	国立病院機構 東徳島医療センター		20床	
南部Ⅰ	国民医療保険 勝浦病院		5床	
合計		14床	49床	

## 10 火葬場一覧表

徳島県地域防災計画 資料編 H18.2

名称	区分	設置者	所在地	炉数	管轄保健所
三好東部火葬場 0883-82-2452		三好東部火葬場管理組合 0883-82-6307	三好郡東みよし町 西庄末石63-1	3	三好
池田火葬場 0883-72-0969		三好市 0883-72-7609	三好市池田町 ヤマダ519-1	3	三好
祖谷火葬場 0883-88-5079		三好市 0883-88-2211	三好市東祖谷山 釣井490-3	2	三好

## 1 1 大災害発生時の食品衛生対策実施要領

### 1 目的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、三好市地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

### 3 食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

- (1) 救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。
- (2) 気温の高い時期にあつては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。
- (3) 炊出し、現地調理等が行われる場合にあつては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。

- (4) 多量の弁当の発注が行われる場合にあっては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。
- (5) 被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

#### 4 食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行ってはいは被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

##### (1) 関係機関との連絡

- ア 徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。
- イ 市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

##### (2) 調査等

- ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。
- イ 必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。
- ウ 前記以外の場合にあっては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

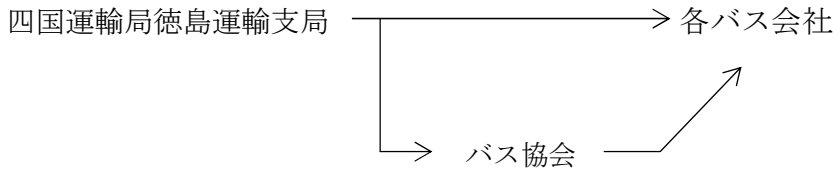
##### (3) 周知等

- ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。
- イ 集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。
- ウ 調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講じること。

## 10. 交通に関する資料

# 1 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

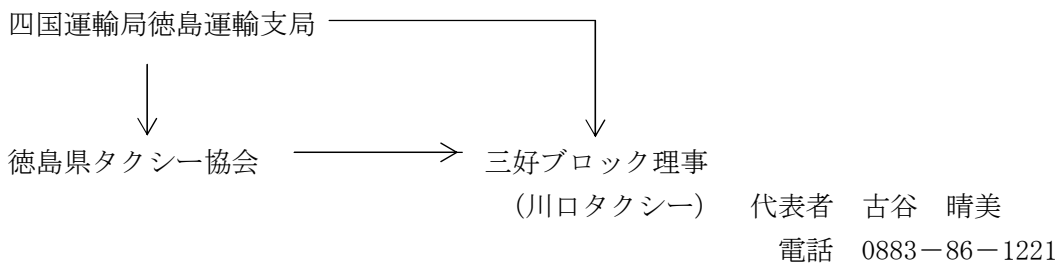
## ◎ バス班



## ◎ 乗用車班

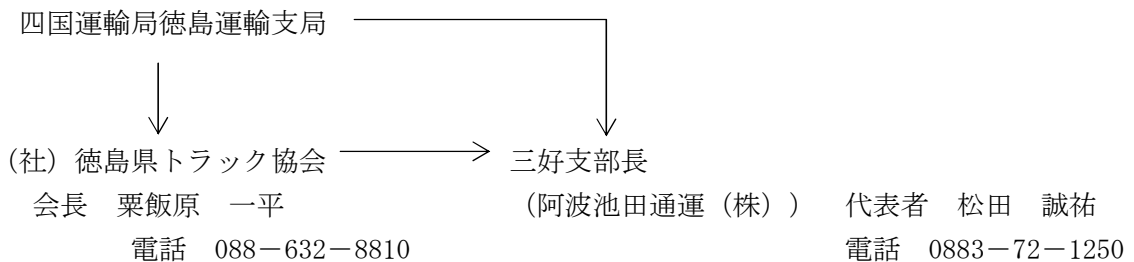
(緊急の場合)

三協タクシー 代表者 田岡 正行  
電話 0883-72-3300

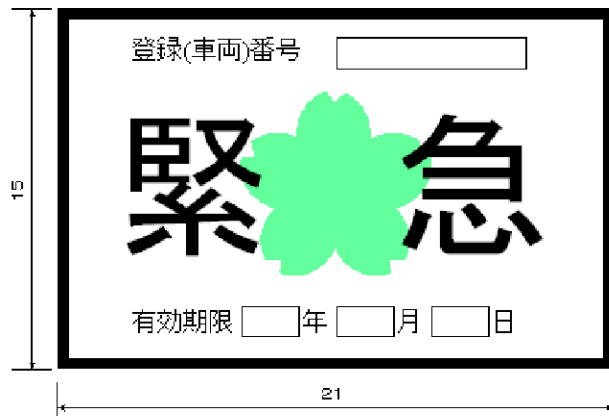


## ◎ 貨物自動車班

(緊急の場合)



(参考) 緊急通行車両確認証明書



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。  
2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角に応じて変化する措置を施すものとする。  
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 2 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

平成17年4月1日現在

西部総合県民局県土整備部三好庁舎管内

路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
国 439号	山腹崩壊 道路欠壊	東祖谷見越 ～高知県県境	42.6		
国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	東祖谷・一字村界～ 東祖谷見ノ越	2.1		
主 山城東祖谷山線	山腹崩壊 道路欠壊	池田町出合橋東詰 ～東祖谷栃ノ瀬	26.4		
主 西祖谷山山城線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村一字 ～山城町大歩危橋	8.2		
主 込野観音寺線	山腹崩壊 道路欠壊	池田町込野～香川県境	10.8		
一 白地州津線	山腹崩壊 道路欠壊	池田町白地～池田町州津	5.8		
一 琴南三野線	落石	三野町太刀野山	2.0		
一 三縄停車場黒沢線	落石	池田町中西	0.5		
一 栗山殿野線	落石	山城町中野	0.5		
一 栗山殿野線	落石	山城町栗山	2.0		
一 上名西宇線	落石	山城町西宇	2.0		
一 腕山宮石線	落石	池田町松尾	5.0		
一 三縄停車場黒沢線	落石	池田町中津川	1.0		

### 3 緊急輸送路の一覧表

<緊急輸送路（主要道路）>

路線名	区 間
徳島自動車道	美馬市～愛媛県四国中央市
国道32号	香川県三豊市～高知県大豊町
国道192号	美馬郡つるぎ町～愛媛県四国中央市
国道319号	愛媛県四国中央市～三好市山城町
国道439号	美馬市～高知県大豊町
県道鳴門池田線	美馬市～三好市池田町
県道西祖谷山山城線	三好市東祖谷～国道32号（三好市山城町）
県道山城東祖谷山線	県道西祖谷山山城線～国道439号（三好市東祖谷）

#### 4 避難路一覧表 (1 / 3)

地区名	路線番号	路線名	
三野町	1101	滝ノ奥線	
	1102	真鈴線	
	1103	引地岡線	
	1201	太刀野山井ノ久保線	
	1202	山根線	
	1203	太刀野山大屋敷線	
	1205	川又線	
	1301	藤黒線	
	1304	花園中線	
	1306	神ノ木線	
	1307	栗林線	
	1317	川縁線	
	1319	崎線	
	1325	清水北線	
	1347	滝谷線	
	1348	一丁橋線	
	1356	荒神線	
	1357	すみや線	
	1367	西光寺線	
	1373	西滝ノ奥線	
	1383	坂ノ上線	
	1385	宮ノ久保線	
	1386	宮ノ久保1号線	
	1413	総林線	
	1422	花園線	
	1441	立石線	
	1448	木戸口線	
	1456	蟬谷線	
	1476	太刀野山大平1号線	
	1489	清水太刀野線	
	1491	東川原1号線	
	1528	塩塚1号	
	1557	花園東川原線	
	1579	清水加茂野宮線	
	1580	上佐古馬瓶線	
	1581	上窪明神線	
	1609	東王地線	
	1610	下東王地1号線	
	井川町	2102	上野水木西井川線
		4101	片山線
		4102	上吹線
		4103	正夫下久保線
4104		弓木線	
4105		九門知行線	
4106		安田西ノ浦線	
4107		流堂安田線	
4201		上吹正夫線	
4202		知行荒倉線	
4203		了簡下久保線	
4204		中津三樫尾線	
4205		新駒倉線	
4206		北地段地線	
4301		東里川線	
4302		旭線	
4314		辻線	
4335		辻高プラント線	
4351		井中1号線	
4356		踏切水槽線	
4357		中村ヒラソ線	
4361		新ヒラソ線	
4369		寺踏切網付線	
4371		八幡2号線	
4388		吉本出ノ上線	
4402		相知西里川線	

地区名	路線番号	路線名
井川町	4429	吉野川団地北線
	4432	須賀坊線
	4435	末大山谷線
	4441	吹線
	4445	清水堂線
	4463	向線
	4474	平岩坂線
	4481	荒倉線
	4486	下影線
	4513	色原線
	4538	杉ノ木登越線
	4539	旧中津上河原線
井川町	4557	森里川線
	4558	三樫尾線
	4661	タクミ田長田線
	4693	辻高なでしこ橋線
	農井-1	上大久保線
	農井-2	岩坂線
	農井-5	西ノ浦尾越線
	農井-7	倉石線
	農井-8	西ノ浦線
	農井-11	岡田線
	林井-3	岩坂線
	林井-6	新喜来線
林井-12	駒倉知行線	
池田町	2101	栄町線
	2102	上野水木西井川線
	2103	藤ノ井赤鳥居線
	2104	柳沢線
	2105	敷ノ上西山線
	2106	白地線
	2107	板野中西線
	2108	漆川橋大利線
	2110	雲辺寺線
	2210	八幡板野線
	2111	上野池南線
	2112	東馬場線
	2109	川崎線
	2201	中尾線
	2202	峰ノ久保野呂内線
	2203	西山線
	2204	西山牧場線
	2205	さいの神線
	2206	谷町線
	2207	杉尾線
	2208	八光線
	2209	駅前新池線
	2211	井ノ久保線
	2212	大宗線
	2213	本名府甲部線
	2214	中西懸石線
	2215	高戸星線
	2216	北谷線
	2217	中津川線
	2218	石内線
2219	千足線	
2220	大利線	
2221	明瀬線	
2222	国畑線	
2223	松尾線	
2224	尾後線	
2225	白地境目線	
2306	東町島線	
2307	新町島線	

#### 4 避難路一覽表 (2/3)

地区名	路線番号	路線名	
池田町	2317	戎子線	
	2322	御幸線	
	2328	本町線	
	2329	中通線	
	2331	上野柳川線	
	2340	上野線	
	2346	山田線	
	2350	高友八幡線	
	2356	吉野川運動公園線	
	2365	駅前新池線分岐1号支線	
	2366	西矢塚線	
	2370	上野西山線	
	2378	新町供養地線	
	2513	舟原線	
	2516	西州津線	
	2537	野呂内猪鼻線	
	2538	空堂線	
	2550	箬蔵学校線	
	2607	堂面大泉線	
	2617	沼谷境目線	
	2632	白地井ノ久保線	
	2637	白地峰線	
	2644	檜尾線	
	2648	馬路有安線	
	2815	大川北線	
	2817	漆川線	
	2825	大川線	
	2843	大申線	
	2845	山貝線	
	2853	久尾線	
	農池-19	入体線	
	農池-15	阿讃西部1工区木屋床峰ノ久保線	
	農池-16	阿讃西部2工区落船原線	
	農池-39	県営農地開発線	
	農池-40	西馬場下線	
	農池-41	井ノ久保中央線	
	林池-3	池田漆川線	
	林池-12	川崎国見山線	
	山城町	3101	祖谷口大和川線
		3102	大門川口線
		3103	大和川大川持線
3104		大川持1号線	
3105		相川大和川線	
3106		銅山川北岸線	
3107		中之瀬双子布線	
3108		テウト谷線	
3109		信正大野線	
3110		黒川線	
3111		川口黒川線	
3112		千坊殿野線	
3113		仏子塩塚線	
3114		西宇1号線	
3115		日浦線	
3116		小川谷線	
3201		若山大和川線	
3202		下川線	
3203		下川大和川線	
3204		瀬貝脇線	
3205		大月線	
3206		大谷千切線	
3207		政友線	
3208		白川赤谷線	
3209		光兼仏子線	
3210		仏子栗山線	

地区名	路線番号	路線名
山城町	3211	水無線
	3212	津屋橋影線
	3215	西大野線
	3301	大門寺野線
	3312	柴川線
	3313	茂地線
	3316	川茂信正線
	3317	東大野線
	3318	川面線
	3324	引地末貞線
	3326	国政冬谷線
	3327	白川口合路線
	3330	陣立屋線
	3331	大津線
	3334	羽瀬線
	3337	柿野尾線
	3338	赤野内六線
	3340	境谷大谷線
	3341	大川持3号線
	3360	城山線
	3364	桑内白川線
	3367	平中央線
	3369	平上線
	3373	阿戸国政線
	3380	光兼影線
	3382	津屋線
	3399	中野線
	3405	末貞冬谷線
	3407	仏子落合線
	3409	桑才線
	3418	大寺線
	3419	津屋3号線
	3421	若山大和川線分岐1号支線
	3424	川口中学校線
	3430	政友双子布線
	3435	寺野線
	農山-3	長淵羽瀬線
	農山-8	岩戸線
	農山-12	中之瀬線
	林山-1	下名大田口線
	林山-12	小川平線
林山-14	南日浦線	
林山-18	テクジ線	
林山-29	下名栗山線	
西祖谷山村	6101	一字小祖谷線
	6102	一字重末線
	6103	善徳重末線
	6104	善徳東線
	6201	戸ノ谷線
	6202	田ノ内線
	6203	吾橋西岡線
	6204	吾橋重末線
	6205	閑定線
	6304	善徳窓線
	6309	戸ノ谷上線
	6315	大歩危川崎線
	6330	西岡徳善線
	6331	善徳下線
	6336	吾橋後山線
	6338	有瀬中線
	6340	有瀬上線
	6342	尾井ノ内後山線
	6345	徳善西線
6346	有瀬中央線	

#### 4 避難路一覧表 (3/3)

地区名	路線番号	路線名
西祖谷山村	6351	一字線
	林西-1	谷間豊永線
東祖谷	5101	和田下瀬線
	5102	釣井若林線
	5104	中上京上線
	5105	奥の井落合線
	5107	釜ヶ谷菅生線
	5108	久保東線
	5201	高野小島線
	5202	今井和田線
	5203	樫尾阿佐線
	5204	大枝線
	5205	奥の井線
	5206	久保菅生線
	5305	菅生奥線
	5309	西山菅生小学校線
	5313	野平下瀬線
	5320	柄ノ瀬京柱線
	5334	小島佐野線
	5335	名頃菅生小学校線
	5336	菅生蔭奥線
	5337	くるす保命線
	5338	菅生奥線
	5339	落合下線
	5343	下浦線
	5345	小島下線
	5349	和田線
	5350	久保西山線
	5352	樫尾線
	5358	大西橋線
	5359	柄ノ瀬京上線
	5359	柄ノ瀬京上線
	5362	久保蔭線
	5363	久保上線
	5364	菅生線
	5365	釣井線
	5366	大宮久保線
	5367	高野1号線
	5371	久保蔭1号線
	5372	大西線
	5375	奥ノ井線分岐1号支線
	5376	元井線
5377	落合線	
53**	釜ヶ谷菅生線分岐1号支線	
農東-1	下の瀬線	
農東-2	樫尾中線	
農東-11	京上線	
農東-12	釜ヶ谷線	
農東-14	和田線	
農東-16	落合上線	
農東-18	九鬼線	
農東-19	大日線	
農東-21	平線	
農東-22	西山下線	
農東-23	落合下線	
農東-25	くるす下線	
農東-26	若林線	
農東-28	新居屋線	
農東-29	奥の井線	
農東-30	菅生日浦線	
農東-31	下浦線	
農東-32	落合中線	
農東-35	大枝中線	
林東-3	深淵落合線	

地区名	路線番号	路線名
東祖谷	林東-7	樫尾線
	林東-8	日和茶線
	林東-9	熊谷線
	林東-19	京上大枝線
	林東-20	菅生久保線
	林東-25	阿佐古味線
	林東-30	今井線
	林東-31	釜ヶ谷線
	林東-32	樫尾阿佐線
	林東-33	上和田線
	林東-3*	小島線
	林東-3*	釣井中尾線

※避難路一覧表に掲載されていない道路であっても、各居宅から避難所までの経路上にある公衆用道路については避難路とする。

## 5 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

平成17年4月1日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員m	荷重制限 t
切谷橋	国 439号	東祖谷菅生	18	3.5	16
おすのうち橋	〃	東祖谷檜尾	15	3.5	9
黒川橋	国 319号	山城町黒川	17	4.0	16
出合橋	主 山城東祖谷山線	池田町大利字出合	36	4.0	26
第5松尾川橋	一 腕山宮石線	池田町松尾	16	3.5	14
第1松尾川橋	〃	池田町松尾	15	3.5	14
下名橋	〃	西祖谷山村下名	33	2.7	14
日比原橋	〃	西祖谷山村下名	22	3.2	14

## 6 消防防災ヘリコプター関係

### 1 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式1）

様式第1号（第5条関係）

## 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 緊 急 運 航 要 請 書

受信日時	年 月 日、 時 分	受信者		
1 要請機関名		受信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援			
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 搬送（種類、数量）その他（ ）			
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標： (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 離着陸場： (発生時刻) 年 月 日、 時 分頃			
5 現地の 気象条件	天候 、風向 、風速 m/s、気温 ℃ 視界 m、気象警報等（ 警報・注意報）			
6 現場指揮者	所属・職・氏名			
7 現場との 連絡手段	無線種別（全国波 県波 市町村波） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）			
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。			
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名	年齢等 歳、男・女	
		氏名	年齢等 歳、男・女	
	症 状			
	着 陸 場 所 の目標	出動先	所在地及び目標：	
		搬送先	所在地及び目標：	
	同乗者の 氏名	医 師	関係者	
		看護婦		
	病院への 搬送方法	救急車 の手配	病 院 の手配	
	受入病院	所在地	連絡先	(電話)
		名 称		
搬送先の消防本部の 担当者 職・氏名	消防本部 (局) 課 (電話) 職・氏名			
10 必要資機材				
11 他航空機へ の要請状況	無、 有：要請機関名 要請機数 (機)			
12 その他 必要事項				

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別（全国波 県波 その他） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）
2 到着予定時刻	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	手配必要・手配不要、燃料の量 リットル（ドラム缶 本）
5 その他 必要事項	

2 災害等状況報告書（様式2）

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

運航管理者

徳島県消防防災航空隊事務所長殿

吉野川市長

# 災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生・日時 発生場所	年 月 日（ ）、 時 分	
災害等の概要		
対 応 状 況	経 緯	
	出動機関 及び人数	
	出動車両 及び機材	
被害の概要	(死傷者、救助人員等)	
その他参考 となる事項		



## 1 1 . 自衛隊に関する資料

# 1 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

## 1 ヘリコプター降着適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ
三野中学校グラウンド	三野町芝生1232	三野中学校長	77-2024	小
三好市三野サッカー場 (河内谷ふれあい公園)	三野町芝生847-4地先	三野総合支所	77-3311	小
辻高等学校グラウンド	井川町御領田61-1	辻高等学校長	78-2331	中
辻小学校グラウンド	井川町辻62	辻小学校長	78-2041	小
井内小学校グラウンド	井川町井内西4896-1	井内小学校長	78-2084	小
井川中学校グラウンド	井川町タクミ田100-2	井川中学校長	78-2076	小
三好市井川グラウンド	井川町野津後流67	教育委員会(スポーツ健康課)	72-3917	中
池田高等学校グラウンド	池田町ウエノ2834	池田高等学校長	72-1280	小
三好市吉野川運動公園	池田町イタノ3261-1	教育委員会(スポーツ健康課)	72-3917	小
旧池田第一中学校グラウンド	池田町白地本名888	教育委員会(スポーツ健康課)	72-3917	小
三好市山城総合グラウンド	山城町相川415他	教育委員会(スポーツ健康課)	72-3917	中
西祖谷中学校グラウンド (旧西岡小学校グラウンド)	西祖谷山村東西岡8	西祖谷中学校長	84-1290	小
重末残土処理場跡地	西祖谷山村重末348-2	西祖谷総合支所	87-2211	小
三好市東祖谷山村広場 (いやしの温泉郷グラウンド)	東祖谷菅生40	東祖谷総合支所	88-2211	小
東祖谷中学校グラウンド	東祖谷下瀬12-1	東祖谷中学校長	88-2440	小
名頃地域多目的施設 (旧名頃小学校運動場)	東祖谷菅生640-8	東祖谷総合支所	88-2211	小
栃之瀬地域多目的施設 (旧栃之瀬小学校運動場)	東祖谷新居屋73	東祖谷総合支所	88-2211	小
小川場外離着陸場	東祖谷小川49-1	危機管理課	72-7625	小

## 2 災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書

災害派遣要請依頼書（様式）

	番 号
	年 月 日
徳島県知事 殿	
	三好市長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由	
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
(2) 派遣要請を依頼する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する勢力	
(1) 人 員	
(2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助，道路啓開，水防，輸送，防疫等）	
5 連絡場所及び連絡職員	
(1) 連絡場所（住所，電話番号，無線局番等）	
(2) 連絡職員（所属職氏名）	
6 その他参考となるべき事項（作業用資料，宿舎の準備状況等）	

災害状況通知書（様式）

	番	号
	年	月 日
災害派遣要請部隊長	殿	
	三好市長	
三好市の災害状況について（通知）		
災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。		

災害派遣撤収要請通知書（様式）

	番	号
	年	月 日
徳島県知事	殿	
	三好市長	
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）		
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。		
1	撤収要請依頼日時	年 月 日
2	派遣要請依頼日時	年 月 日
3	撤 収 作 業 場 所	

### 3 ヘリポートの設置について

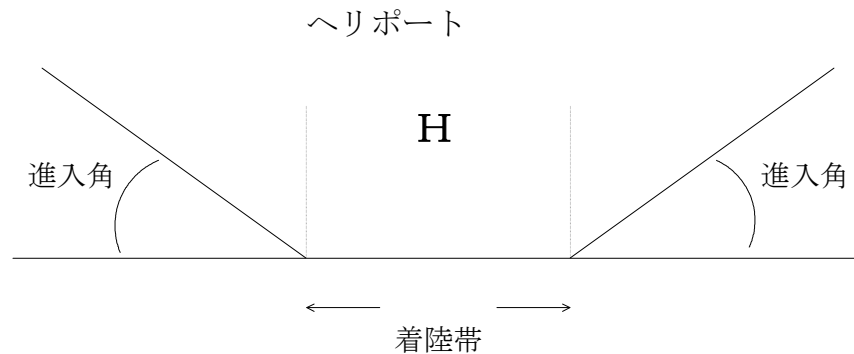
市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、自衛隊に通知しておくものとする。

#### (1) 降着場適地の選定

ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

#### (2) 適地選定基準

- ① 地表面は平坦でよく整理されていること。
- ② 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。
- ③ 所要の地積があること。
- ④ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。



ヘリポート最小限所要地積

機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと

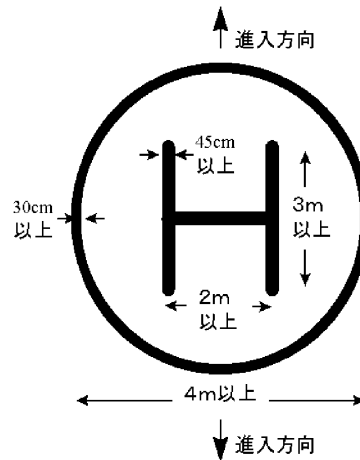
#### (3) 事前準備

- ①ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を準備し提供する。
- ②夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ③自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

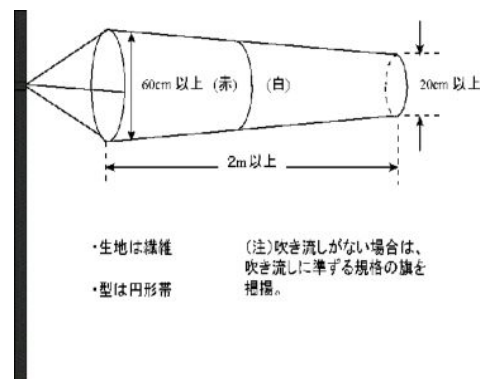
#### (4) 受入準備

- ①ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ②砂塵の舞い上がる時は散水をし、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
- ③ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- ④物資をどう載せる場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。

- ⑤離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- ⑥離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- ⑦離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準の□の記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ⑧ ⑦とともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



## 対空目視信号

### (1) 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

- ①利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、細かい布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことにより地上に記号を作ることができる。

- ②記号は25m以上とすること。
- ③背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
- ④無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。
- ⑤他の記号との混同を避けるために、次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する 重 傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	
4	食糧及び水を要す	
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	
7	この方向に前進中	
8	航空機大破	
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否 定	
13	肯 定	
14	理解不能	
15	技術者を要す	

(2) 地上搜索隊

地上搜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	
2	我等総員を発見	
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	
4	我等続行不能，基地に帰還中	
5	二隊に分れ，それぞれ矢印の方向に前進中	
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	
7	何物も発見せず，搜索を続行	



## 12. 三好市災害対策本部に関する資料

# 1 三好市災害対策本部条例

平成18年3月1日  
条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、三好市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

1 3. 三好市防災会議  
及び防災関係機関に関する資料

# 1 三好市防災会議条例

平成18年3月1日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三好市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三好市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項に掲げる委員の定数は、45人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

## 2 三好市防災会議運営要綱

平成18年11月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、三好市防災会議条例（平成18年条例第20号）第5条の規定に基づき、三好市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、副市長である委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項に規定する代理者については、あらかじめ指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第4条 三好市防災会議条例第3条第5項第1号から第3号及び第7号に規定する委員は異動があったときは、後任者の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であつて、会長が協議会に諮って非公開を決定したときはこの限りでない。

(1) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認める場合

2 会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

### 3 三好市防災会議委員名簿

	役名	役 職 名	法区分	
1	会 長	三好市長	会長	
2	委 員	国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長	指定地方行政機 関の職員 (第1号)	
3	〃	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所池田国道維持出張所長		
4	〃	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川貞光出張所長		
5	〃	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所長		
6	〃	国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長		
7	〃	独立行政法人水資源機構池田総合事務所長		
8	〃	徳島県西部総合県民局県土整備部長(三好)		県部内の職員 (第2号)
9	〃	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部長(三好)		
10	〃	徳島県西部総合県民局農林水産副部長(三好)		
11	〃	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部三好保健所長		
12	〃	徳島県西部総合県民局企画振興部副部長		
13	〃	徳島県立三好病院長	県の警察官(第3号)	
14	〃	三好警察署長		
15	〃	三好市副市長		市部内の職員 (第4号)
16	〃	三好市会計管理者		
17	〃	三好市企画財政部長		
18	〃	三好市環境福祉部長		
19	〃	三好市産業観光部長		
20	〃	三好市建設部長		
21	〃	三好市福祉事務所長		
22	〃	三好市教育委員会次長		
23	〃	三好市議会事務局長		
24	〃	三好市三野病院長		
25	〃	みよし広域連合消防本部消防長		
26	〃	三好市教育長	教育長(第5号)	
27	〃	三野町消防団長	市消防団長 (第6号)	
28	〃	井川町消防団長		
29	〃	池田町消防団長		
30	〃	山城町消防団長		
31	〃	西祖谷消防団長		
32	〃	東祖谷消防団長		
33	〃	四国電力(株)池田支店長	指定公共機関・ 指定地方公共機 関の職員 (第7号)	
34	〃	社会福祉法人三好市社会福祉協議会長		
35	〃	三好市医師会長		
36	〃	四国旅客鉄道(株)阿波池田駅長		

## 4 防災関係機関連絡先一覧表

### (1) 指定地方行政機関

機関（職）名	住 所	電話番号
中国四国農政局 徳島地域センター	徳島市中昭和町2丁目32	088-622-6131
徳島運輸支局	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
徳島地方気象台	徳島市大和町2丁目3-36	088-622-3857
郵政事業 株式会社 四国支店	松山市宮田町8番の5	089-936-5202
徳島労働局	徳島市城の内6-6 徳島地方合同庁舎内	088-652-9141
四国地方建設局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町3丁目35	088-654-2211
NTT西日本 徳島支店	徳島市西大工町2丁目5番地の1	088-631-6000
日本赤十字社 徳島県支部	徳島市庄町3-12-1	088-626-2331
日本放送協会 徳島放送局	徳島市前川町字前川30-8	088-626-5970
日本通運株式会社 徳島支店	徳島県徳島市東沖州2-66	088-664-4107
四国電力 株式会社	徳島市寺島本町東2-29	088-622-7121
四国放送 株式会社	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7510
徳島新聞社	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373

(2) 徳島県

県庁	電話番号
徳島県 総務課	088-621-2025
保健福祉政策課	088-621-2165
消防保安課	088-621-2280
南海地震防災課	088-621-2297
商工政策課	088-621-2315
農林水産政策課	088-621-2385
砂防防災課	088-621-2540
河川振興課	088-621-2575
夜間休日等（衛視室）	088-621-2057
徳島県教育委員会（教育総務課）	088-621-3115
徳島県警察本部	088-622-3101



(3) 西部総合県民局

機 関 名	県ネットワーク 無線電話	電話番号
企画振興部 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	1-271-7211 (F A X) 1-271-7312	(0883) 53-2391 (F A X) (0883) 53-2434
三好保健所 〒778-0002 三好市池田町マチ2542-4	1-241-3-12 (F A X) 1-241-3-49	(0883) 72-1122 (F A X) (0883) 72-6884
農林水産部 〒778-0002 三好市池田町マチ2415	1-241-7241 (F A X) 1-241-7314	(0883) 76-0654 (F A X) (0883) 76-0453
県土整備部 〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地	1-241-2-603 (F A X) 1-241-7311	(0883) 76-0603 (F A X) (0883) 76-0452

(4) 消防関連

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号
みよし広域連合 〒771-2502 三好郡東みよし町大字 足代字北内345-1	消防本部	(地上系のみ) 255-3	(0883) 76-5119 (夜間・休日等)
	総務課	(地上系のみ) (F A X)	(0883) 76-5118 (F A X)
	警防課	255-9	(0883) 76-5120

## 5 三好市消防防災行政無線通信施設の設置及び運用に関する条例

平成18年3月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、三好市消防防災行政無線通信施設(以下「防災無線施設」という。)の設置並びに運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 防災無線施設とは、免許状に記載された送信機、受信機、拡声機及び選択呼出装置をいう。
- (2) 免許人とは、無線局開設につき、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- (3) 無線従事者とは、防災無線施設の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(位置)

第3条 防災無線施設の送信設備の設置場所(以下「本局」という。)及び受信設備の設置場所(以下「端局」という。)は、規則で定める。

(運営)

第4条 防災無線施設の運営は、国内電波法及び関係法令(以下「法」という。)に基づき、公平かつ能率的に行い、あくまで公共の福祉増進に努めなければならない。

(使用、運用の禁止)

第5条 防災無線施設は、免許人以外使用することができない。

2 防災無線施設は、免許状に記載された目的、放送事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる放送については、この限りでない。

- (1) 人命、財産の救助等に係る緊急放送
- (2) 災害の救助等に係る緊急放送
- (3) その他市長において特に必要と認めた放送

(操作の禁止)

第6条 防災無線施設の操作は、法の定めるところにより、無線従事者でなければこれを行ってはならない。ただし、やむを得ないときは、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に係る場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の池田町消防防災行政無線通信施設の設置および運用に関する条例(昭和58年池田町条例第3号)、三野町無線広報装置設置及び運用に関する条例(昭和48年三野町条例第6号)、東祖谷山村無線装置の設置及び運用に関する条例(昭和54年東祖谷山村条例第10号)又は西祖谷山村農村情報連絡施設の設置及び運用に関する条例(平成2年西祖谷山村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 6 三好市消防防災行政無線通信施設に関する規則

平成18年3月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市消防防災行政無線通信施設の設置及び運用に関する条例(平成18年三好市条例第22号)に基づき、三好市消防防災行政無線通信施設(以下「防災無線施設」という。)の位置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(無線局の区分)

第2条 防災無線施設の無線局の種別、呼出名称及び設置(常置)場所は、別表のとおりとする。

(放送基準)

第3条 防災無線施設による放送の基準は、次のとおりとする。

(1) 放送してよいもの

ア 市政に関する事項

(ア) 市主催の各種行事、催物の案内

(イ) 水道の断水等市民の利益に関する突発的な事項

(ウ) その他市政に関する事項で、市民の協力理解を得るもの

イ 災害情報に関する事項

(ア) 火災、水害、台風等の緊急事項

ウ 人命財産に関する事項

(ア) 警察署から要請を受けた行方不明者の捜索、身元不明者の交通事故者等

(イ) 警察署から要請を受けた劇薬、火薬など危険物の紛失及び誤った販売の照会等

(ウ) 前記以外で警察からの要請で市長が必要と認めたもの

エ その他

(ア) 自宅から市内に外出している特定の市民に、その親族に係る不慮の災害発生を伝える場合

(イ) 各種団体が主催する諸行事の開催及び中止の案内

(ウ) アからウまでに掲げる事項に類するもので、市長が特に放送を認めたもの

(2) 放送してはならないもの

ア 次に掲げる団体の諸行事に関する事項

(ア) 商業関係団体の売出し案内

(イ) 各種団体の単位団体独自が主催する諸行事の開催及び中止の案内

イ 民間個人に関する事項

(ア) 会社又は個人が主催する諸行事の開催及び中止の案内

(イ) 個人から要請を受けた尋ね人及び身元照会等

ウ その他

落し物及び放置物(動物を含む。)などの照会。ただし、狂犬等人間に危害を及ぼすおそれのある動物が逃亡した場合については、保健所長及び警察署長と協議の上放送することができる。

(放送の種類)

第4条 放送の種類は、臨時及び緊急の2種類とし、放送の時間は、それぞれ次の各号の定めるとおりとし、前条の基準に適する内容とする。

(1) 臨時放送 市長の命により随時行う。

(2) 緊急放送 人命財産の救助、災害の救援、その他市長において特に必要と認めた放

送について随時行う。

(放送の内容)

第5条 放送の内容は、次に定めるとおりとし、第3条の基準に適するものとする。

- (1) 市政に関するもの
- (2) 災害情報に関するもの
- (3) 人命財産保護に関するもの
- (4) その他公共性があると認められるもの

(時 報)

第6条 時報は、原則1日3回とし、午前7時、正午及び午後5時とする。

(災害発生時の無線通信)

第7条 災害が発生したときは、市長の指示により消防団の各分団長に災害発生場所及び災害状況等を連絡するとともに消防団員の出動命令を伝達する。

- 2 陸上移動局を三好市地域防災計画に基づき、各所に配置して災害に関する通信を行うものとする。
- 3 災害情報等に関し、同報無線装置を利用し、逐次住民に広報するものとする。

(所 管)

第8条 放送の管理運営は、危機管理課が所管する。

(放送の原稿の起案提出)

第9条 平常執務時間内の放送原稿は、各担当課等において起案し、原則として放送する日の3日前までに、緊急放送原稿についてはその都度、危機管理課へ提出する。

- 2 勤務時間外及び休日の放送は、当直者が原稿を作成し放送するものとし、翌日危機管理課へ報告するものとする。

(責 任)

第10条 この規則に定められた以外のものによって操作されたことによる放送設備の故障その他については、その者が責任を負うものとする。

第11条 この規則に定めるもののほか、放送事項及び放送の可否については、危機管理課長と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三野町広報無線放送に関する規則(昭和48年三野町規則第1号)、池田町消防防災行政無線放送に関する規則(昭和58年池田町規則第5号)、東祖谷山村無線放送に関する規則(昭和54年東祖谷山村規則第8号)又は西祖谷山村農村情報連絡施設の管理運用に関する規則(平成2年西祖谷山村規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

1 送信設備及び受信設備

(1) 設置場所

送信設備 三好市池田町シンマチ1500番地2

受信設備

番号	名称	備考
1	供養地	
2	シマ	
3	マチ	
4	ウエノ	
5	イケミナミ	
6	シンヤマ	
7	イタノ	
8	東州津	
9	州津	
10	西州津	
11	西山浜	
12	西山	
13	入体	
14	下野呂内	
15	野呂内中	
16	野呂内上	
17	馬場	
18	敷ノ上	
19	井ノ久保	
20	栄中	
21	白地	
22	城	
23	仙野	
24	府甲部	
25	下馬路	
26	上馬路	
27	林和田	
28	佐野	
29	中西北	
30	中西中	
31	中西南	
32	漆川橋	
33	二宮	
34	小林	
35	越替	
36	影野	
37	石内	
38	宮石	
39	松尾	
40	出合	
41	大申	
42	川崎空	
43	川崎込	
44	大利込	
45	大利空	

送信設備 三好市三野町芝生1039

受信設備

番号	名称	備考
1	三野総合支所	
2	王地	
3	芝生	
4	太刀野	
5	太刀野山	
6	東谷	
7	清水	
8	勢力	
9	花園	
10	西の久保	
11	滝奥	
12	仁良根	
13	大屋敷	
14	明神	
15	藤黒	
16	川又	
17	田野々	
18	馬瓶	
19	中屋西	
20	栗林	
21	大平	

送信設備 三好市井川町辻73

受信設備

番号	名称	備考
1	旭町	
2	浜西	
3	本町	
4	井関	
5	西新町東	
6	西新町西	
7	中村南	
8	中村西	
9	女法寺	
10	吉本	
11	出ノ上	
12	出ノ上	
13	長尾	
14	森	
15	吉野川団地	
16	相知	
17	須賀	
18	末	
19	流堂	
20	上吹	
21	大森	
22	大久保	
23	桜	
24	馬場	
25	下野住	
26	下西ノ浦	
27	坊	
28	中津	
29	色原	
30	杉ノ木	

固定局(親局)設置場所 三好市東祖谷京上157

受信設備、子局名及び設置場所

番号	子局名	備考
1	今井	
2	釣井	
3	和田	
4	小島	
5	佐野	
6	大西	
7	小川	
8	檜尾	
9	阿佐	
10	麦生土	
11	新居屋	
12	若林	
13	大枝	
14	林	
15	釜ヶ谷	
16	下瀬	
17	栗枝渡	
18	奥の井	
19	中上	
20	落合	
21	落合中	
22	落合東	
23	蔓原	
24	西山	
25	九鬼	
26	久保	
27	久保蔭	
28	菅生蔭	
29	菅生	
30	名頃	

送信設備 三好市西祖谷山村一字343番地2

受信設備

番号	名称	備考
1	子局	
2	子局	
3	子局	
4	子局	
5	子局	
6	中継局	
7	個別受信機	779局

## 7 三好市消防防災行政無線戸別受信機管理規程

平成18年3月1日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三好市消防防災行政無線の戸別受信機(以下「受信機」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(受信機の貸与)

第2条 受信機の設置費は、全額市が負担し、市民及び事業所、公共施設等の管理者(以下「使用者」という。)に対して、無償貸与するものとする。

(受信機の管理)

第3条 市長は、受信機の管理運用について総括し、使用者を指揮監督する。

2 使用者は、別に定める消防防災行政無線機器保管証書を市に提出するものとする。

(受信機の位置)

第4条 使用者は、住所移転等により受信機を使用しなくなった場合は、遅滞なく市に返還しなければならない。

(受信機の譲渡禁止)

第5条 使用者は、受信機を第三者に対し、譲渡し、又は売却してはならない。

(受信機の運用)

第6条 使用者は、受信機の使用について十分注意し、常に正常な状態に保つよう心掛けなければならない。

(受信機の損害弁償)

第7条 使用者は、故意又は不注意により受信機を破損した場合は、その程度により実費弁償するものとする。

(保守点検)

第8条 使用者は、常に受信機の取扱いに注意し、保守点検を行い、受信機の管理について努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の西祖谷山村農村情報連絡施設戸別受信機管理規程(平成2年西祖谷山村訓令第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。



## 1 4. その他の資料

# 1 指定工事店一覧

## 1 建設業者一覧表 (1 / 3)

平成 25 年 3 月 11 日現在

業者名	住所	備考
(資) 山口組	三野町太刀野 7	
(株) 協栄建設	三野町太刀野山 9 2 1	
(株) ムラナカ	三野町加茂野宮 1 3 1 1 - 1	
(株) 大川組	三野町清水 6 4 8	
(有) 小倉組	三野町太刀野 2 2	
第一建設(株)	三野町加茂野宮 1 2 5 7	
古川建設(有)	三野町勢力 7 0 7	
東洋工務店	三野町明神 8 2 2 - 3	
共進建設(有)	三野町太刀野山 4 1 3 - 1	
橋本組	三野町芝生 3 7 3	
(株) 佐賀	三野町芝生 1 2 1 5 - 2	
(有) 岡島組	三野町勢力 1 3 1 - 2	
高橋産業(有)	三野町勢力 3 7 0	
阿讃建設(有)	三野町芝生 1 2 9 3 - 8	
田中土建工業(有)	三野町太刀野山 3 3 7 8 - 1	
(株) ミヨシキャスティング	三野町加茂野宮 1 7 2 5 - 1	
笠井電気(有)	三野町芝生 8 8 5 - 1	
(株) 元木土建	井川町井内東 5 9 8 0 - 1	
(株) 佐々木工業	井川町岡野前 1 7 - 3	
元木富建工(株)	井川町辻 8 3	
(有) エイムエース	井川町井内東 2 7 3 2 - 1	
(有) 高島組	井川町才長谷 5	
腕土建(株)	井川町井内東 2 8 1 3	
西村建装	井川町西井川 1 2 3 7 - 1	
藤川電気工事(株)	井川町西井川 3 4 4 - 3	
(有) 丸岡建設	井川町岡野前 4 0	
(有) 井内建設	井川町井内西 5 1 0 9	
(有) 北地造園	井川町西井川 8 6 2 - 1	
(有) 腕山工業	井川町井内東 5 3 2 5	
電化のオオニシ	井川町西井川 5 2 6 - 3	
(有) 谷建設	池田町イケミナミ 1 9 6 1	
大成ロテック(株)	池田町白地井ノ久保 1 5 9 8 - 1	
(株) 平岡組	池田町大利油田 4 0 - 1	
三縄建設(株)	池田町大利為成 7 8 - 1	
(株) 中央建工	池田町馬路宮ノ下モ 1 4 - 3	
県西土木(株)	池田町州津藤ノ井 4 1 8	
(株) 田原工業	池田町ハヤシ 1 0 3 5 - 1	
(有) 日建建設工業	池田町中西テンジン 4 5 8	
四国中央土建(株)	池田町シンマチ 1 3 1 7 - 6	
松下建設(有)	池田町馬路龍登 5 9	
(有) 出合建設	池田町マチ 2 4 1 1 - 3	
(有) 近藤工務店	池田町マチ 2 1 6 1 - 1	
(株) 池北	池田町州津坂口 1 4 8 8 - 1	

## 1 建設業者一覧表 (2 / 3)

平成 25 年 3 月 11 日現在

業者名	住所	備考
(有)新居建設	池田町州津滝端 1 2 3 8 - 4	
(有)藤本鉄工所	池田町大利下大田 3 8 - 1	
(有)山口建設	池田町馬路鍛冶屋 4 - 2	
(有)オオオカ	池田町ウエノ 2 6 2 2 - 2	
三工建設(株)	池田町マチ 2 1 6 1 - 4	
古地工業所	池田町イケミナミ 2 1 0 6 - 1 - 1	
(株)アダチ	池田町中西サコダ 1 5 9 - 3	
(株)竹内工務店	池田町イケミナミ 1 9 4 4 - 1	
丸浦工業(株)	池田町シンマチ 1 4 6 6	
マナベ電機(株)	池田町シマ 7 1 3 - 1	
(有)西岡建設	池田町川崎宮ノ前 1 2 0 - 2	
元谷工業(有)	池田町シンヤマ 3 5 7 7 - 1	
中央電気建設(株)	池田町ヤマダ 4 0 7 - 1	
(有)ヤマト重機	池田町州津乳ノ木 1 3 7 3	
(株)山全	池田町白地井ノ久保 9 2 9 - 2	
三幸電気工事(有)	池田町州津宮ノ久保 8 5 2 - 9	
(有)三宅工務店	池田町白地本名 5 0 - 5	
(株)セイヤ工業	池田町シマ 8 8 3 - 1 1	
丸横建設(株)	池田町シンマチ 1 3 6 9 - 3	
藤田建設工業(株)	池田町マチ 2 1 6 5 - 7	
阿波バーナー商会	池田町中西イバ 4 9 7 - 3	
(有)武川工業所	池田町シマ 1 0 3 0 - 3	
(有)坂本電気商会	池田町シマ 9 3 8 - 1 1	
笠掛電設(株)	池田町シマ 8 7 1 - 2	
(株)マナベ商事	池田町サラダ 1 7 6 8 - 1	
(株)西村建設	山城町大川持 5 2 3 - 4	
(有)大久保組	山城町大野 4 6 9	
(有)ケンミ土木	山城町大和川 6 9 3 - 1	
(株)大境組	山城町下名 1 0 1 2 - 1	
(有)吉田水道工事店	山城町相川 1 5 1 2 - 1	
(有)カギデン	山城町大川持 5 7 4	
キョーエイ建設(有)	山城町瀬広 1 8 8	
(有)大月工務店	山城町大月 4 8 7	
(有)川原工務店	山城町信正 6 0 4 - 1	
(有)あたらしや	山城町下名 1 1 3 2	
窪田設備(株)	山城町八千坊 7 7 6	
(有)喜多技工	西祖谷山村重末 2 4 3	
(有)西岡土木	西祖谷山村一字 2 7 8 - 8	
(有)小林建設	西祖谷山村下吾橋 3 2 8 - 5	
(有)藤本建設	西祖谷山村重末 3 3 3	
西川塗装	西祖谷山村一字 3 7 7 - 2 3	
笹川建設(有)	西祖谷山村戸ノ谷 8 8 - 8	
藤原建築	西祖谷山村今久保 1 8 5	
(有)上西組	東祖谷櫛尾 2 0 3	

## 1 建設業者一覧表（3 / 3）

平成 25 年 3 月 11 日現在

業者名	住所	備考
(有)喜多建設	東祖谷落合 6 5 6 - 2 1	
菅生建設(有)	東祖谷菅生 9 6	
(有)中石土建	東祖谷若林 4 2	
(有)東瀬建設	東祖谷檜尾 2 7 7	
(有)中平建工	東祖谷久保 5 3 3 - 4	
(有)中尾建設	東祖谷小川 2 0 - 1	
(有)続組	東祖谷菅生 1 9 2	
麦建設(有)	東祖谷麦生土 9 2 - 1	
剣建設(有)	東祖谷菅生 1 9 0 - 2 - 2	
下西建築	東祖谷落合 1 8 - 3	
(有)采本建設	東祖谷檜尾 3 6 1	
井下建設(有)	東祖谷高野 1 2	
昇住建	東祖谷栗枝渡 2 0 6 - 5	
昭和工業(有)	東祖谷京上 1 5 6 - 1	
徳島県三好林業企業組合	東祖谷檜尾 2 9 5	

## 2 指定水道業者一覧表

平成 25 年 3 月 11 日現在

事業者名	所在地	備考
土井電気商会	三野町勢力 2 6 2	
笠井電機(有)	三野町芝生 8 8 5 - 1	
(有)佐賀電機商会	三野町芝生 1 2 1 5 - 2	
中西設備工業	三野町太刀野 7	
キタガワ設備	三野町芝生 7 3 2	
(資)山口組	三野町太刀野 7	
藤川電気工事(株)	井川町西井川 3 4 4 - 3	
丸元電設	井川町岡野前 8 7 - 2	
電化のオオニシ	井川町西井川 7 6 0 - 8	
(有)でんかハウス石川	井川町岡野前 4 2 - 3	
山下水道	井川町八幡 18-1	
新居水道工事店	井川町西井川 3 8 2 - 1	
(株)マナベ商事	池田町シマ 8 7 6 - 1	
古地工業所	池田町イケミナミ 2 1 0 6 - 1 - 1	
栗尾板金水道工事店	池田町イタノ 3 3 8 8 - 5	
(有)梅崎商店	池田町大利為成 8 2 - 3	
(有)大黒屋プロパン	池田町トウゲ 7 9 - 2	
(株)アダチ	池田町中西サコダ 1 5 9 - 3	
(有)武川工業所	池田町シマ 1 0 3 0 - 3	
(株)田原工業	池田町ハヤシ 1 0 3 5 - 1	
(有)井本プロパン	池田町ヤマダ 3 1 2	
阿波バーナー商会	池田町中西イバ 4 9 7 - 3	
(有)オオオカ	池田町ウエノ 2 6 2 2 - 2	
(有)岡田プロパン	池田町州津西ノ久保 3 2 0 - 1	
(株)山全	池田町白地井ノ久保 9 2 9 - 2	
(有)サカタ	池田町サラダ 1 7 7 5 - 1	
(有)米沢プロパン	池田町中西ナガタ 5 9 - 3	
木邨工事店	池田町サラダ 1 7 4 8 - 1	
ミタプロパン	池田町マチ 2 4 0 5 - 2	
(株)中央建工	池田町馬路宮ノ下モ 1 4 - 3	
(株)四電工池田営業所	池田町シマ 7 1 1 - 1	
四国岩谷産業(株)池田営業所	池田町マチ 2 1 8 1 - 1 7	
(有)谷建設	池田町イケミナミ 1 9 6 1	
藤田建設工業(株)池田支店	池田町マチ 2 1 6 5 - 7	
幸徳電気	池田町白地本名 8 4 7 - 2	
古地住設	池田町中西道ノ上 1 7 0 5 - 1	
伊藤設備	池田町大利大西 2 9 5	
(有)ユノックス	池田町州津大深田 6 4 7 - 1	
丸横建設(株)	池田町シンマチ 1 3 6 9 - 3	
マナベ電機(株)	池田町シマ 7 1 3 - 1	
岡水道電気商会	山城町大和川 8 7 8 - 1	
小林水道設備	山城町寺野 3 5 8	
窪田設備	山城町八千坊 7 7 6	
(有)吉田水道工事店	山城町相川 1 5 1 2 - 1	
(株)西村建設	山城町大川持 5 2 3 - 4	
平田水道	山城町大川持 5 0 0 - 1	
(有)カギデン	山城町大川持 5 7 4	

## 2 指定避難場所一覧（施設）

### (1) 三野町

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数		
							地震	水害	土砂		屋内	屋外	
1	王地校区	清水、加茂野宮	王地小学校 体育館		○	三野町加茂野宮1393	○	○	○	広域避難所	150	700	
2		清水、加茂野宮	活性化センター紅葉の郷		○	三野町加茂野宮1803-7	○	○	○		70		
3		清水	清水集会所	○		三野町清水945-2	×	○	○		30		
4		清水上野	清水上野集会所	○		三野町清水1490-1	○	○	○		20		
5		加茂野宮	加茂野宮集会所	○		三野町加茂野宮812	○	○	○		30		
6	芝生校区	三野町全域	三野老人福祉センター		○	三野町芝生1036	○	△	○	△は2階以上	100		
7		三野町全域	三野公民館	○		三野町芝生1028-3	×	△	○	△は2階以上	200		
8		三野町全域	三野中学校 体育館		○	三野町芝生1232	○	○	○	広域避難所	290	2,000	
9		三野町全域	三野体育館		○	三野町芝生1208-28	×	○	○		1,000		
10		勢力	勢力会館	○		三野町勢力3771	×	○	○		50		
11		芝生	芝生小学校 体育館		○	三野町芝生1230	○	○	○		180	1,000	
12		芝生門所	芝生門所集会所	○		三野町芝生371	○	○	○		20		
13		芝生上東、上西、若芝台	芝生上集会所	○		三野町芝生527	○	○	○		20		
14		芝生中東	芝生中東集会所	○		三野町芝生962	○	○	○		20		
15		芝生中西	芝生中筋西集会所	○		三野町芝生893-2	○	○	○		20		
16		住宅北、第2北	東部公会堂	○		三野町芝生1298-36	×	○	○		20		
17		住宅東、南、中、栄町	栄住館	○		三野町芝生1270-70	×	○	○		20		
18		芝生東町、東新町、本町	芝生東集会所	○		三野町芝生1099-1	○	×	○		20		
19		芝生仲町、西町	芝生仲町西町集会所	○		三野町芝生1064-1	○	△	○	△は2階以上	30		
20		芝生西新町、坂の上	芝生西集会所	○		三野町芝生1243-19	○	○	○		20		
21		東川原	東川原集会所	○		三野町太刀野7-2	×	○	○		50		
22		太刀野分校	太刀野	芝生小学校太刀野分校	○	○	三野町太刀野970	×	○	○		30	80
23			太刀野原	太刀野原集会所	○		三野町太刀野1799-5	○	○	×		20	
24			花園	花園集会所	○		三野町太刀野山61	○	○	○		50	
25		東谷校区	滝奥、東谷、大屋敷	東谷地域多目的施設 (旧東谷小学校)	○	○	三野町太刀野山558	○	○	△	△は2階以上	30	100
26	太刀野山校区	太刀野山、川又	太刀野山地域多目的施設 (旧太刀野山小学校校舎)	○	○	三野町太刀野山3706	×	○	△	△は2階以上	110	500	
27		中屋、栗林、大平	中屋集会所	○		三野町太刀野山1774	×	○	○		20		
28		田野々	田野々集会所	○		三野町太刀野山3415-1	○	○	×		20		
29		井ノ久保	井ノ久保集会所	○		三野町太刀野山2761-2	○	○	×		20		
30		馬瓶、土釜	馬瓶集会所	○		三野町太刀野山2973	○	○	○		20		

## (2) 井川町 (1/2)

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数		
							地震	水害	土砂		屋内	屋外	
1	西井川小学校区	末	末集会所	○		井川町西井川70-1	×	○	○		20		
2		須賀	黎明分館	○	○	井川町西井川208-1	×	○	○		50		
3		西井川坊	西井川坊集会所	○		井川町西井川284-1	×	○	○		20		
4		西井川全域	西井川保育所		○	○	井川町西井川383	○	○	○	広域避難場所	100	
5		相知	老人憩いの家白寿荘	○	○	井川町西井川453-3	×	○	×		60		
6		近金	近金集会所	○		井川町西井川651-3	×	○	○		20		
7		森	なでしこ館	○	○	井川町西井川647-1	×	○	○		100		
8		西井川全域	西井川小学校 体育館		○	井川町西井川734-3	×	○	○		120		
9		西井川森	西井川集会所	○		井川町西井川734-3	×	○	○		55		
10		出ノ上	出ノ上公会堂	○		井川町西井川778-4	×	○	○		20		
11		長尾	長尾集会所	○		井川町西井川1656	×	○	×		30		
12		吉本・北内	佃西集会所	○		井川町西井川915-7	×	○	×		30		
13		吉本・北内	佃分館	○		井川町西井川1181	×	○	×		40		
14		女法寺	女法寺公会堂	○	○	井川町西井川1241-2	×	○	○		40		
15		女法寺	女法寺集会所	○		井川町西井川1290	○	○	○		20		
16		里川	里川集会所	○		井川町里川272-2	×	○	○		15		
17	辻小学校区	中村	中村集会所	○		井川町吉岡192	×	○	○		30		
18		中村	井川柔剣道場	○		井川町タクミ田15-2	×	○	○		120		
19		井川町全域	井川中学校 体育館		○	○	井川町タクミ田100-2	○	○	○	広域避難場所	320	
20		西新町	辻高等学校 体育館		○	井川町御領田61-1	×	○	△	△は2階以上	840		
21		西新町	城集会所	○		井川町御領田135-1	○	×	○		20		
22		西新町	西新町分館	○		井川町岡野前34	×	○	×		30		
23		井関・流堂	母子健康センター	○		井川町井関38-3	×	○	△	△は2階以上	100		
24		井関	井関集会所	○		井川町井関121	×	○	○		20		
25		辻全域	ふるさと交流センター	○	○	井川町岡の前64	○	△	×	△は2階以上	400		
26		辻全域	辻小学校 体育館		○	井川町辻53-1	○	×	○		330		
27		辻全域	老人福祉センター	○		井川町辻100-2	×	△	○	△は2階以上	100		
28		辻全域	三好市井川公民館	○	○	井川町辻73	×	△	○	△は2階以上	220		
29		仲ノ町・本町	辻集会所	○		井川町辻316-2	×	○	○		20		
30		浜西・浜東	浜の町集会所	○		井川町辻156	×	×	○		30		
31		旭町	子安集会所	○		井川町片山161-1	×	○	○		20		
32		旭町	旭分館	○	○	井川町才長谷37-1	×	○	○		30		
33		向坂	向坂集会所	○		井川町向坂46-1	×	○	×		20		
34		吹	吹集会所	○		井川町井内東6024	○	○	○		20		
35		吹	吹分館	○	○	井川町井内東5767	×	○	×		35		
36		安田	浪内集会所	○		井川町井内西6879-1	○	○	○		20		
37	安田	安田分館	○	○	井川町井内西6834-3	×	○	○		30			
38	三櫛尾	三櫛尾集会所	○		井川町井内西7610	×	○	×		20			
39	井内小学校区	大森・正夫	大正分館	○		井川町井内東4836	×	○	×		30		
40		杉木・尾越	杉の木分館	○	○	井川町井内西5257-2	×	○	×		20		
41		段地	段地多目的集会施設	○		井川町井内西5802	×	○	×		30		
42		馬路	馬路集会所	○		井川町井内東3045-2	×	○	×		20		
43		吉木	吉木集会所	○		井川町井内西4834-1	×	○	×		20		
44		井内全域	井内小学校 (体育館)	○	○	井川町井内西4896	○	○	△	△は2階以上	220		
45		中津・吉木	井川基幹集落センター	○		井川町井内西5188-9	×	○	△	△は2階以上	100		
46		中津・吉木	農産物加工開発センター	○	○	井川町井内西5007-2	○	○	○		50		
47		中津	中津集会所	○		井川町井内西4977	×	○	×		20		
48		井内坊	井内坊集会所	○		井川町井内西5093	×	○	×		15		
49		西ノ浦	西ノ浦分館	○	○	井川町井内西4501	×	○	×		30		
50		西ノ浦	西ノ浦中央集会所	○		井川町井内西3679	×	○	×		15		
51		西ノ浦	上西集会所	○		井川町井内西3823	×	○	○		15		
52		西ノ浦	色原集会所	○		井川町井内西4220-2	×	○	×		15		

## (2) 井川町 (2/2)

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数	
							地震	水害	土砂		屋内	屋外
53	井内小学校区	下影	下影集会所	○		井川町井内西1587	×	○	○		15	
54		野住	高齢者コミュニティセンター野住の家 (旧井内小学校野住分校)	○	○	井川町井内西2453	×	○	×			
55		下久保・松舟	東分館	○	○	井川町井内東3318	×	○	○			30
56		大久保	大久保集会所	○		井川町井内東4024	×	○	×			15
57		下久保・大久保	メイト文化村	○		井川町井内東4132	×	○	○			60
58		倉石・松舟	鞍石集会所	○		井川町井内東2620	×	○	○			20
59		向	向集会所	○		井川町井内東2425-2	×	○	×			15
60		馬場	馬場集会所	○		井川町井内東22	×	○	×			15
61		馬場・平	宮奥分館	○	○	井川町井内東13-1	×	○	×			35
62		荒倉	荒倉集会所	○		井川町井内西105	×	○	○			15
63		平	平集会所	○		井川町井内東513	×	○	×			15
64		知行	知行多目的集会施設	○		井川町溜溜254	×	○	○			30
65		岩坂・冬桜	桜分館	○		井川町井内東1071	×	○	○			30



## (3) 池田町 (1/2)

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数		
							地震	水害	土砂		屋内	屋外	
1	池田小学校区	池田	三好市役所		○	池田町シンマチ1500-2	×	○	○		20		
2		池田	公民館供養地分館	○		池田町ヤマダ330	×	○	○		30		
3		池田	公民館東部分館	○		池田町シマ807-1	×	×	○		50		
4		池田	三好市保健センター		○	池田町シンマチ1476-1	○	○	○		110		
5		池田	三好市中央公民館	○	○	池田町シンマチ2476	×	○	○		400		
6		池田	池田小学校 体育館		○	池田町ウエノ2379-4	○	○	○		320	1,500	
7		池田	池田幼稚園園舎		○	池田町ウエノ2867	○	○	○		300		
8		池田	池田中学校 体育館		○	池田町ウエノ2861-1	○	○	○		350	2,000	
9		池田	池田高等学校 体育館		○	池田町ウエノ2834	○	○	○		1,000	3,000	
10		池田	公民館上野分館	○		池田町ウエノ2787-8	×	○	○		50		
11		池田	公民館池南分館	○		池田町マチ2551	×	○	○		50		
12		池田	三好市池田総合体育館		○	○	池田町マチ2551-1	○	○	○	広域避難所	700	3,000
13		池田	農村婦人の家	○		池田町マチ2551-1	×	○	○		50		
14		池田	公民館イタノ分館	○	○	池田町イタノ3328-2	×	○	○		50		
15		西山浜	西山浜教育集会所	○		池田町西山西川見507-1	×	○	○		50		
16		西山浜	西山構造改善センター	○		池田町西山久保3948	×	○	○		50		
17		箸蔵小学校区	州津	三好高等学校 体育館		○	池田町州津大深田720	×	○	○		400	2,500
18	箸蔵、州津		箸蔵小学校 体育館		○	○	池田町州津井関1209	○	○	○	広域避難所	210	500
19	峰ノ久保		峰ノ久保集会所	○		池田町西山峰ノ久保	×	○	○		30		
20	入体、木屋床		入体構造改善センター	○	○	池田町西山古野2367	×	○	○		50		
21	入体、木屋床		入体集会所	○		西山(木屋床)	×	○	○		30		
22	落		北嶺活性化センター	○	○	池田町西山落1680	×	○	○		30		
23	下野呂内		下野呂内地域交流センター	○	○	池田町西山中塚1093	×	○	○		50		
24	西山小学校区	箸蔵、西山	西山地域多目的施設 (旧西山小学校 体育館)	○	○	池田町西山岡屋敷3563-1	○	○	○		200	450	
25	野呂内小学校区	野呂内	野呂内構造改善センター	○	○	池田町白地ノロウチ247-1	×	○	○		30		
26	三縄小学校区	中西	中西老人福祉センター	○		池田町中西九畠1676-2	×	○	○		50		
27		中西	中西集会所	○		池田町中西ナガウチ257-8	×	○	○		50		
28		中西	三縄公民館	○		池田町中西フルトノ984-2	×	○	○		100		
29		三縄、中西	三縄小学校 体育館		○	○	池田町中西イバ508-1	×	○	×	広域避難所	230	1,500
30	漆川小学校区	二谷	梅谷多目的集会施設	○		池田町漆川下川原134-1	×	○	○		50		
31		三縄、漆川	漆川地域多目的施設 (旧漆川小学校 体育館)	○		池田町漆川小林1900	×	○	○		80	600	
32		漆川	公民館漆川分館	○	○	池田町漆川坊岡837	×	○	○		50		
33		影野	公民館影野分館(旧影野小学校)	○	○	池田町漆川影野3547-4	×	○	○		100		
34	川崎小学校区	大利	大利空連合消防会館	○		大利備中	×	○	○		30		
35		大利、川崎	川崎生活改善センター	○		池田町川崎宮ノ前150	×	○	×		50		
36		三縄、大利、川崎	川崎小学校 体育館	○	○	池田町川崎浪会31	○	○	○		120	850	
37	出合小学校区	大申	大申集会所	○		池田町松尾大申	×	○	×		30		
38		大申	公民館出合分館	○		池田町大利大西6	×	○	○		50		
39		出合	出合地域多目的施設 (旧出合小学校 体育館)	○	○	池田町大利大西17-2	○	○	×		110	500	
40		尾後、松尾、宮石	緑の村管理センター	○	○	池田町松尾黒川2-1	×	○	△	△は2階以上	100		
41	白地小学校区	府甲部	府甲部集会所	○		白地(府甲部)	×	○	○		20		
42		佐馬地、白地	旧池田第一中学校 体育館	○	○	池田町白地字本名888	×	○	○		380	2,500	
43		白地	白地公民館	○	○	○	池田町白地本名153-1	○	○	○	広域避難所	50	
44		佐馬地、白地	白地小学校 体育館		○	池田町白地本名57	○	○	○		220	950	
45		井ノ久保	井ノ久保コミュニティセンター	○		池田町白地井ノ久保	○	○	○		20		
46		井ノ久保	井ノ久保活性化センター	○	○	池田町白地井ノ久保966-1	×	○	○		50		
47		井ノ久保	井ノ久保集会所	○		池田町白地井ノ久保	×	○	○		30		

## (3) 池田町 (2/2)

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数	
							地震	水害	土砂		屋内	屋外
48	馬場小学校区	馬場	馬場地域多目的施設 (旧馬場小学校 校舎・体育館)	○	○	池田町白地ウマバ429-1	○	○	○		180	200
49	馬路小学校区	馬路	馬路構造改善センター	○	○	池田町馬路蔭ノ前54	×	○	○		50	
50		馬路	日ノ出堂面集会所	○		池田町馬路土居	×	○	○		20	
51		馬路	公民館馬路分館	○		池田町馬路安長47-1	×	○	○		50	
52		佐馬地、馬路	馬路小学校 体育館		○	池田町馬路字立石33-1	○	○	△	△は2階以上	190	500
53	佐野小学校区	佐野	公民館佐野分館	○		池田町佐野福田井1883-2	○	○	○		50	
54		佐馬地、佐野	佐野小学校 校舎・体育館	○	○	池田町佐野金氏942	○	○	△	△は2階以上	150	500
55		佐野	境谷構造改善センター	○		池田町佐野南大境1152-1	×	○	×		50	

(4) 山城町

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数		
							地震	水害	土砂		屋内	屋外	
1	山城小学校区	大川持、岩戸、引地、末貞、川口、国政、重実	山城総合支所・山村開発センター	○	○	山城町大川持518-9	×	○	×		90		
2		大川持、岩戸、引地、末貞、川口、国政、重実	山城公民館	○	○	○	山城町大川持544	○	○	×	広域避難所	100	
3		下川	下川コミュニティセンター	○	○	山城町下川東515-5	×	○	×		70		
4		大川持、岩戸、引地、末貞、川口、国政、重実	山城小学校 体育館	○		山城町大川持30-2	○	○	×		180		
5		川口	川口会館	○	○	山城町末貞	○	○	○		40		
6		末貞	末貞集会所	○		山城町末貞63	×	○	×		20		
7		国政	国政公会堂	○		山城町国政47	×	○	○		30		
8		重実	重実集会所	○		山城町重実	×	○	×		20		
9	大和小校区	大和川、若山	旧大和小学校 体育館	○	○	山城町大和川214-1	○	○	○		30		
10		若山	若山集会所	○		山城町若山	×	○	○		20		
11	政友小学校区	寺野	寺野集会所	○		山城町寺野	×	○	×		20		
12		相川	相川集会所	○		山城町相川	×	○	×		20		
13		政友、柴川、寺野、相川、黒川	政友小学校 体育館		○	山城町政友46	○	○	×		180		
14		政友、柴川、脇、瀬貝、八千坊	恵泉館	○	○	山城町政友65-2	×	○	○		150		
15		柴川	柴川集会所	○		山城町柴川1018	×	○	○		20		
16	大野小学校区	大月、茂地、小川谷、大野、信正	大野小学校 体育館		○	山城町大野519	○	○	△	△は2階以上	50		
17		大月、茂地、小川谷、大野、信正	大野分館	○	○	山城町大野524	×	○	×		80		
18		大月、茂地、小川谷、大野、信正	三好市大野体育館(旧大野中学校)	○	○	山城町大野	×	○	○		220		
19		大月	大月集会所	○		山城町大月	×	○	○		20		
20		大野	大野集会所	○		山城町大野	×	○	○		20		
21		小川谷	小川谷集会所	○		山城町小川谷	×	○	×		20		
22		大谷、佐連	佐連交流館	○		山城町佐連138	×	○	○		20		
23		茂地	茂地集会所	○		山城町茂地	×	○	○		15		
24	黒川	黒川集会所	○		山城町黒川	×	○	○		20			
25	平野小学校区	頼広、赤谷、平野	平野地域多目的施設 (旧平野小学校校舎・体育館)	○	○	山城町平野55	×	○	○		160	100	
26	河内小学校区	中野	中野集会所	○		山城町中野	×	○	×		20		
27		尾又	尾又集会所	○		山城町尾又	×	○	×		20		
28		中野、有宮、白川、光兼 仏子、尾又	河内分館(旧河内小学校)	○	○	○	山城町光兼490	○	○	○	広域避難所	100	
29		栗山	栗山地区集会所	○		山城町栗山333-2	×	○	○		50		
30		大津	大津集会所	○		山城町大津	×	○	○		20		
31	西宇小学校区	峯	峯集会所	○		山城町西宇(峯)	×	○	×		20		
32		大津、峯、上西宇	西宇地域多目的施設 (旧西宇小学校 体育館)	○	○	山城町西宇1226-3	○	○	○		170		
33		大津、峯、上西宇	西宇分館(多目的共同利用施設)	○		山城町西宇1219-1	×	○	×		20		
34	上名小学校区	上名影	上名影集会所	○		山城町上名	×	○	×		20		
35		津屋、平、平上、影、羽瀬	上名小学校 体育館	○	○	山城町上名236-3	○	○	×		180		
36		平	平中集会所	○		山城町上名	×	○	○		20		
37		羽瀬	羽瀬集会所	○		山城町羽瀬	×	○	○		20		
38	平上	平上集会所	○		山城町平上	×	○	×		20			
39	下名小学校区	水無	水無集会所	○		山城町西宇(水無)	×	○	○		20		
40		日浦	日浦集会所	○		山城町下名(日浦)	×	○	○		20		
41		内六	内六集会所	○		山城町上名	×	○	×		20		
42		水無、内六、赤野、柿野尾 日浦、大川	三名農村環境改善センター	○	○	山城町下名1005-1	×	○	×		140		
43		水無、内六、赤野、柿野尾、日浦、大川、下名影、南日浦	下名小学校 体育館		○	山城町下名1001-1	○	○	△	△は2階以上	200		
44		下名影	下名影集会所	○		山城町下名	×	○	○		20		

(5) 西祖谷山村

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数	
							地震	水害	土砂		屋内	屋外
1	榎生校区	一字、戸ノ谷、尾井ノ内 重末、冥地、田ノ内	西祖谷総合支所	○	○	西祖谷山村一字343-2	×	○	○		200	
2		一字、戸ノ谷、尾井ノ内 重末、冥地、田ノ内	榎生小学校(体育館)	○	○	西祖谷山村一字262-1	○	○	○	広域避難所	220	800
3		一字、戸ノ谷、尾井ノ内 重末、冥地、田ノ内	老人福祉センター	○	○	西祖谷山村一字343-4	○	○	○		62	
4	善徳校区	今久保、中尾、閑定 かずら橋、善徳西ノ西	善徳地域多目的施設 (旧善徳小学校校舎・体育館)	○	○	西祖谷山村善徳362	○	○	△	△は2階以上	190	200
5		善徳西ノ東・東ノ東・東ノ西 名越	かずら橋イベント広場 (今久保活性化センター)	○	○	西祖谷山村今久保345-1	○	○	○		240	
6		善徳西ノ西	善徳第二分団詰所	○	○	西祖谷山村善徳87-4	○	○	○		20	
7	西岡校区	徳善、西岡、後山	西祖谷中学校 (旧西岡小学校 体育館)	○	○	西祖谷山村東西岡10	○	○	△	広域避難所 △は3階以上	180	200
8	吾橋校区	吾橋上	吾橋集会所	○	○	西祖谷山村下吾橋15-4	○	○	×		20	
9	有瀬校区	榎、土日浦、中屋、西名 吾橋上、吾橋下	吾橋小学校(校舎・体育館)	○	○	西祖谷山村下吾橋303-2	○	○	△	△は3階以上	200	300
10		有瀬上、有瀬下、谷間	有瀬地域多目的施設 (旧有瀬小学校校舎・体育館)	○	○	西祖谷山村有瀬414	○	○	△	△は2階以上	180	300
11	小祖谷校区	有瀬上	有瀬集会所	○	○	西祖谷山村有瀬910	○	○	○		20	
12		小祖谷、坂瀬、下名	西祖谷消防団第六分団詰所	○	○	西祖谷山村小祖谷37-1	×	○	○		20	

(6) 東祖谷

番号	校区	収容地区	施設名	一時指定	広域	所在地	用途区分			備考	収容人数	
							地震	水害	土砂		屋内	屋外
1	和田校区	和田、佐野、小島、上約井 下約井、今井、高野	和田地域多目的施設 (旧和田小学校 校舎)	○	○	東祖谷和田2	×	○	×		150	400
2	榎之瀬校区	京上、林、下浦、大枝、若林	祖谷の歴史館ホール	○	○	東祖谷京上14-3	○	○	○	広域避難所	215	
3		阿佐、麦生土、樫尾、梅の峰、小 川、古味、新居屋、大西、元井	榎之瀬地域多目的施設 (旧榎之瀬小学校 校舎・体育館)	○	○	東祖谷新居屋73	○	○	△	△は2階以上	200	500
4	落合校区	中上、下瀬下、釜ヶ谷、栗枝渡 下瀬上、奥の井、栗枝渡奥	東祖谷中学校(体育館)	○	○	東祖谷下瀬12-1	○	○	×		190	1,500
5		落合西	落合公民館	○	○	東祖谷落合86-2	○	○	×		20	
6		久保東、久保西、久保陰、かずら 原、西山、九鬼、落合南、落合東	落合地域多目的施設 (旧落合小学校 体育館)	○	○	東祖谷落合403	×	○	×		170	900
7	菅生校区	菅生陰、菅生陰奥	いやしの温泉郷	○	○	東祖谷山村菅生28	○	○	○	広域避難所	100	
8	名頃校区	菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下	菅生地域多目的施設 (旧菅生小学校 校舎)	○	○	東祖谷菅生162-1	×	○	△	△は2階以上	170	900
9		名頃	名頃地域多目的施設 (旧名頃小学校 校舎)	○	○	東祖谷菅生640-8	×	○	△	△は2階以上	150	900
10	名頃	名頃集会所	○	○	東祖谷菅生629-5	×	○	×		50		

### 3 広域避難場所一覧表（地震時の地区拠点）

地区	番号	施設名	所在地	用途区分			備考
				地震	水害	土砂	
三野	1	王地小学校 体育館	三野町加茂野宮1393	○	○	○	
	8	三野中学校 体育館	三野町芝生1232	○	○	○	
井川	4	西井川保育所	井川町西井川383	○	○	○	
	19	井川中学校 体育館	井川町タクミ田100-2	○	○	○	
池田	12	三好市池田総合体育館	池田町マチ2551-1	○	○	○	
	18	箸蔵小学校 体育館	池田町州津井関1209	○	○	○	
	29	三縄小学校 体育館	池田町中西イバ508-1	×	○	×	平成25年度耐震工事
	43	白地公民館	池田町白地本名153-1	○	○	○	
山城	2	山城公民館	山城町大川持544	○	○	×	
	28	河内分館（旧河内小学校）	山城町光兼490	○	○	○	
西祖谷	2	榎生小学校（体育館）	西祖谷山村一字262-1	○	○	○	
	7	西祖谷中学校 （旧西岡小学校 体育館）	西祖谷山村東西岡10	○	○	△	△は3階以上
東祖谷	2	祖谷の歴史館ホール	東祖谷京上14-3	○	○	○	
	7	いやしの温泉郷	東祖谷菅生28	○	○	○	

## 4 一時避難場所一覧

### (1) 一時避難場所 (1/2)

地区	番号	名 称	所 在 地	備 考
三野	8	三野中学校グラウンド	三野町芝生1232	ヘリコプター降着適地
	1	王地小学校グラウンド	三野町加茂野宮1393	
	22	芝生小学校太刀野分校グラウンド	三野町太刀野970	
	25	東谷地域多目的施設 (旧東谷小学校グラウンド)	三野町太刀野山558	
	26	太刀野山地域多目的施設 (旧太刀野山小学校グラウンド)	三野町太刀野山3796	
	—	河内谷ふれあい公園	三野町芝生847-4地先	ヘリコプター降着適地
井川	8	西井川小学校グラウンド	井川町西井川734-3	
	19	井川中学校グラウンド	井川町タクミ田100-2	ヘリコプター降着適地
	20	辻高等学校グラウンド	井川町御領田61-1	ヘリコプター降着適地
	26	辻小学校グラウンド	井川町辻62	ヘリコプター降着適地
	44	井内小学校グラウンド	井川町井内西4896-1	ヘリコプター降着適地
	—	四国交通駐車場	井川町西井川311-2	
	—	子安農村公園	井川町片山	
	—	コミュニティ広場	井川町井内東	
	—	三好市井川グラウンド	井川町野津後流67	ヘリコプター降着適地
池田	6	池田小学校グラウンド	池田町ウエノ2880-2910	
	8	池田中学校グラウンド	池田町ウエノ2861-2869	
	9	池田高等学校グラウンド	池田町ウエノ2834	ヘリコプター降着適地
	17	三好高等学校グラウンド	池田町津大深田720	
	18	箸蔵小学校グラウンド	池田町津井関1209	
	24	西山地域多目的施設 (旧西山小学校グラウンド)	池田町西山岡屋敷3563-1	
	—	野呂内地域多目的施設 (旧野呂内小学校グラウンド)	池田町白地ノロウチ247-1	
	29	三縄小学校グラウンド	池田町中西イバ508-1	
	31	漆川地域多目的施設 (旧漆川小学校グラウンド)	池田町漆川小林1983	
	39	出合地域多目的施設 (旧出合小学校グラウンド)	池田町大利大西17-2	
	42	旧池田第一中学校グラウンド	池田町白地字本名888	ヘリコプター降着適地
	44	白地小学校グラウンド	池田町白地本名57	
	48	馬場地域多目的施設 (旧馬場小学校グラウンド)	池田町白地ウマバ429-1	
	52	馬路小学校グラウンド	池田町馬路字立石33-1	
	54	佐野小学校グラウンド	池田町佐野字金氏947	
	—	プレスボ阿波池田(駐車場)	池田町サラダ1612-2他	
	—	サンライズ(駐車場)	池田町マチ2183	
	—	三好病院(駐車場)	池田町シマ815-2	
	—	あわの抄	池田町白地本名165-6	
	—	百年蔵	池田町川崎宮ノ前150	
	—	供養地児童遊園	池田町ヤマダ	
	—	島児童遊園	池田町シマ	
	—	へそっこ公園	池田町サラダ	
	—	丸山公園	池田町シンヤマ	
	—	洞草運動場	池田町西山岡田402	
	—	吉野川運動公園	池田町イタノ3261-1	ヘリコプター降着適地

## (1) 一時避難場所 (2/2)

地区	番号	名 称	所 在 地	備 考
山城	-	山城中学校グラウンド	山城町大川持544	
	28	河内地域多目的施設 (旧河内小学校グラウンド)	山城町光兼490	
	9	大和川多目的施設グラウンド	山城町大和川214-1	
	-	山城小学校グラウンド	山城町大川持30-2	
	13	政友小学校グラウンド	山城町政友46	
	16	三好市大野グラウンド	山城町大野	
	25	平野地区多目的施設 (旧平野小学校グラウンド)	山城町平野55	
	32	西宇地域多目的施設 (旧西宇小学校グラウンド)	山城町西宇1226-3	
	35	上名小学校グラウンド	山城町上名236-3	
	43	下名小学校グラウンド	山城町下名1001-1	
	-	山城総合グラウンド	山城町相川415他	ヘリコプター降着適地
西祖谷	2	椋生小学校グラウンド	西祖谷山村一宇262-1	
	4	善徳地域多目的施設 (旧善徳小学校グラウンド)	西祖谷山村善徳362	
	7	西祖谷中学校グラウンド(旧西岡小学校グラウンド)	西祖谷山村東西岡10	
	9	吾橋小学校グラウンド	西祖谷山村下吾橋303-2	
	-	旧西祖谷中学校グラウンド	西祖谷山村一宇251	
	-	かずら橋イベント広場	西祖谷山村今久保345-1	
	-	西祖谷運動公園	西祖谷山村東西岡8	ヘリコプター降着適地
東祖谷	2	祖谷の歴史館ホールグラウンド	東祖谷京上	
	4	東祖谷中学校グラウンド	東祖谷下瀬12-1	ヘリコプター降着適地
	6	落合地域多目的施設 (旧落合小学校グラウンド)	東祖谷落合403	
	8	菅生地域多目的施設 (旧菅生小学校グラウンド)	東祖谷菅生162-1	
	9	名頃地域多目的施設 (旧名頃小学校グラウンド)	東祖谷菅生	ヘリコプター降着適地
	3	栢之瀬地域多目的施設 (旧栢之瀬小学校グラウンド)	東祖谷新居屋73	ヘリコプター降着適地
	1	和田地域多目的施設 (旧和田小学校グラウンド)	東祖谷和田2	
	-	見の越駐車場	東祖谷菅生205	
7	東祖谷山村広場(いやしの温泉郷グラウンド)	東祖谷菅生40	ヘリコプター降着適地	

## 5 災害時要援護者施設一覧

(H23. 7. 1徳島県社会福祉施設名簿ベース)

地区		施設名	定員 (人)	所在地	電話番号	FAX番号
三野	1	三野保育所	120	三野町芝生1293-8	0883-77-2041	0883-77-2041
	2	王地保育所	70	三野町加茂野宮1378	0883-77-2077	0883-77-2077
	3	芝生放課後児童クラブ（芝生校区学童保育会館）	—	三野町芝生1170	0883-77-3100	0883-77-3100
	4	王地放課後児童クラブ（王地校区学童保育会館）	—	三野町加茂野宮1350-2	0883-76-2215	0883-76-2215
	5	三好市特別養護老人ホーム長生園	60	三野町勢力768-1	0883-77-2153	0883-77-4075
	6	介護老人保健施設ふれあい	79	三野町加茂野宮1509-1	0883-76-2080	0883-76-2081
	7	三好市三野老人福祉センター	—	三野町芝生1036	0883-77-2882	0883-77-2881
	8	ライフサポートセンター桜	10	三野町清水1267	0883-77-3131	0883-77-3138
	9	紅葉温泉デイサービスセンター	30	三野町加茂野宮1803-11	0883-77-4070	0883-76-2212
	10	デイサービスセンターあいの郷	15	三野町太刀野6-14	0883-76-2525	0883-77-2520
		グループホームあいの郷	18			
11	グループホームふれあい三野	18	三野町加茂野宮1551-2	0883-76-2285	0883-76-2282	
井川	1	西井川保育所	90	井川町西井川383	0883-76-3180	0883-78-2031
	2	西井川放課後児童クラブ（西井川児童集会所）	—	井川町西井川712-1	0883-78-4015	0883-78-4015
	3	辻放課後児童クラブ（辻児童集会所）	—	井川町辻53-2	0883-78-2237	0883-78-2237
	4	井内放課後児童クラブ（井内児童集会所）	—	井川町吉兼2514	0883-78-4083	0883-78-4083
	5	三好市養護老人ホーム敬寿荘	50	井川町大佐古23-1	0883-78-2124	0883-78-2528
	6	特別養護老人ホームみのだ苑	60	井川町片山222	0883-78-3011	0883-78-4401
	7	三好市井川老人福祉センター（三好市社会福祉協議会 井川支所）	—	井川町辻100-2	0883-78-3140	0883-78-3148
	8	みのだデイサービスセンター	20	井川町大佐古20-1	0883-78-4000	0883-78-4402
	9	健生西部診療所デイサービスなでしこ	15	井川町吉岡127-2	0883-78-2292	0883-78-4550
	10	みのだデイサービスセンターひだまり	12	井川町大佐古20-1	0883-78-4000	0883-78-4402
	11	みのだ在宅介護支援センター	—	井川町片山222	0883-78-2266	0883-78-4403
	12	有限会社 コミュニケーション グループホームひばり	18	井川町西井川375	0883-78-4165	0883-78-4166
	13	グループホーム正心	9	井川町吉岡141-4	0883-78-2822	0883-78-2822
池田	1	池田第一保育所	90	池田町マチ2155-1	0883-72-0147	0883-72-7387
	2	池田第二保育所	45	池田町中西サコダ151	0883-74-0103	0883-74-0103
	3	かめの子保育園	60	池田町シマ799-7	0883-72-2215	0883-72-5097
	4	大泉保育園	60	池田町ヤマダ668	0883-72-5713	0883-72-5730
	5	池田放課後児童クラブ（池田小学校内）	—	池田町ウエノ2890	0883-72-3200	0883-72-3210
	6	箸蔵放課後児童クラブ	—	池田町州津井関1229	0883-72-5622	0883-72-5623
	7	上野ヶ丘放課後児童クラブ	—	池田町ウエノ2890	0883-72-3200	0883-72-3210
	8	白地放課後児童クラブ	—	池田町白地本名153-2	0883-74-1033	0883-74-1033
	9	三縄放課後児童クラブ	—	池田町中西フルト1984-1	0883-74-1273	0883-74-1273
	10	池田学園	50	池田町州津井関1104-11	0883-72-0490	0883-72-0345
	11	池田療育センター	30	池田町州津井関1104-11	0883-72-5223	0883-72-0345
	12	特別養護老人ホーム永楽荘	81	池田町州津西ノ久保291-1	0883-72-2700	0883-72-7007
	13	ケアハウス宝珠	29	池田町州津井関1104-11	0883-72-2225	0883-72-0345
	14	介護老人保健施設ハピネス	50	池田町中西ナガウチ254-3	0883-74-1110	0883-74-1712
	15	介護老人保健施設ハーモニー	60	池田町州津堂面218-1	0883-72-1069	0883-72-3736
	16	老人保健施設すこやか	60	池田町シマ725-1	0883-72-5577	0883-72-5666
	17	有料老人ホームメゾン阿波池田	18	池田町シマ717-1	0883-72-7272	0883-72-7222
	18	三好市池田老人福祉センター	—	池田町中西丸島1676-2	0883-74-1000	—
	19	永楽荘デイサービスセンター月	25	池田町州津西ノ久保273-1	0883-72-3350	0883-72-2400
	20	永楽荘デイサービスセンター星	25	池田町白地本名165-2	0883-74-6050	0883-74-6049
	21	村山内科デイサービスセンター	25	池田町サラダ1792-1	0883-72-2900	0883-76-0081
	22	田岡医院デイサービスセンター	10	池田町シマ934-1	0883-72-5551	0883-72-1295
	23	永楽荘デイサービスセンター太陽	10	池田町州津西ノ久保291-1	0883-72-2700	0883-72-7007



池田	24	永楽荘第一在宅介護支援センター	—	池田町中西丸島1676-2	0883-74-0700	0883-74-0791
	25	グループホーム陽だまりの家池田	9	池田町イケミナミ1949	0883-76-0177	0883-76-0081
	26	グループホーム「虹」	18	池田町中西フロノタニ1446-2	0883-74-1110	0883-74-1712
	27	グループホーム愛	18	池田町サラダ1792-1	0883-72-5789	0883-76-0081
	28	グループホーム空	18	池田町白地ウマバ456	0883-74-1010	0883-74-1010
	29	グループホームやまびこ	18	池田町シマ717-1	0883-72-5500	0883-72-7222
	30	箸蔵山荘(入所・通所)	89	池田町州津井関1121-1	0883-72-1487	0883-72-1578
		箸蔵ホーム(箸蔵山荘)	7			
		つくしホーム	4			
		やすらぎホーム	4			
		こすもすホーム	4			
		すだちホーム	4			
		すみれホーム	6			
		さくらホーム	3			
ひのきホーム		6				
もみじホーム		6				
31	セルブ箸蔵(入所・通所)	40	池田町州津井関1104-11	0883-72-2291	0883-72-0345	
	32	池田ホーム	4	池田町州津中津1697-3	0883-72-7250	—
	33	地域活動支援センター 高友	10	池田町シンマチ1319-1(高友団地2号室)	0883-72-6630	0883-72-6630
山城	1	上名保育所	30	山城町上名454-2	0883-84-1352	0883-84-1357
	2	政友保育所	85	山城町政友42	0883-86-2115	0883-76-6446
	3	大野放課後児童クラブ(大野交流センター内)	—	山城町大野511	0883-86-2701	0883-86-2701
	4	山城放課後児童クラブ(山城放課後児童クラブ室)	—	山城町大川持463-2	0883-86-1850	0883-86-1850
	5	政友放課後児童クラブ(政友放課後児童クラブ室)	—	山城町政友43-1	0883-76-6225	0883-76-6226
	6	下名放課後児童クラブ	—	山城町下名1001-1	0883-84-1370	0883-84-1370
	7	特別養護老人ホーム山城荘	70	山城町西宇1227-4	0883-84-1177	0883-84-1161
	8	大歩危温泉ケアハウス	39	山城町西宇1227-4	0883-84-1170	0883-84-1161
	9	山城会デイサービスセンター	29	山城町西宇1227-4	0883-84-1171	0883-84-1161
	10	山城会デイサービスセンター大野	9	山城町大野508-2	0883-86-2661	0883-84-1161
		三好市生活支援ハウス	20			
	11	山城荘在宅介護支援センター	—	山城町西宇1227-4	0883-84-1171	0883-84-1161
12	地域活動支援センター 障害者デイサービスセンター	15	山城町西宇1227-4	0883-84-1187	0883-84-1161	
西祖谷	1	櫛生保育所	30	西祖谷山村一宇262-1	0883-87-2239	0883-87-2245
	2	三好市養護老人ホーム若宮荘	50	西祖谷山村一宇343-1	0883-87-2121	0883-87-2208
		西祖谷デイサービスセンター	20		0883-87-2088	0883-87-2205
	3	三好市西祖谷老人福祉センター	—	西祖谷山村一宇343-4	0883-87-2205	0883-87-2205
西祖谷在宅介護支援センター		—	0883-87-2088		0883-87-2205	
4	グループホームもみじ	18	西祖谷山村西岡向110-1	0883-76-8033	0883-76-8035	
東祖谷	1	東祖谷放課後児童クラブ	—	東祖谷下瀬12-1	0883-88-2257	0883-88-2257
	2	養護老人ホーム健祥会頼朝	50	東祖谷古味36-1	0883-88-5555	0883-88-5612
	3	特別養護老人ホーム健祥会清盛	30		0883-88-5611	0883-88-5612
	4	東祖谷デイサービスセンター	25	東祖谷京上14-3	0883-88-2688	0883-88-2817
	5	東祖谷在宅介護支援センター	—		0883-88-2323	0883-88-2817

【災害時要援護者施設：関連法等】

■水防法第十五条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第六条第一項 に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項 に規定する事項のうち洪水時において同法第二条 に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項 の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項 に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項 に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

## ■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成十二年五月八日法律第五十七号) 「第九条第二項」 (特定開発行為の制限)

第九条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

## ■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成十三年三月二十八日政令第八十四号) (制限用途)

第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設

二 特別支援学校及び幼稚園

三 病院、診療所及び助産所

■具体的な制限用途事例

分 類		具体的な制限用途
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
	知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター
	保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く）	救護施設、更生施設、授産施設
	児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター
	母子福祉施設	母子休養ホーム、母子福祉センター
	母子健康センター	母子健康センター
その他これらに類する施設	介護老人福祉施設、児童相談所に設置される一時保護施設、市町村長が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設	
学校	盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	
医療施設	病院、診療所、助産所 但し、医療保護施設（薬局を除く）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む。	

## 6 消防用水利一覧表

消防用水利一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

消火栓	防火井戸	防火水槽		河川・池等	プール	その他
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以下			
96	0	741	250	18	19	0

## 7 三好市自主防災組織育成推進要綱

平成 22 年 6 月 7 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び三好市地域防災計画の趣旨に基づき、自主防災組織の育成を推進することに関し必要な事項を定めることにより、住民の「自分たちのまちは 自分たちで守る」という理念を育て、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織

地震、火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織

(2) 住民組織

ア 地域住民が組織する単位自治会等

イ 自治会未加入世帯にあっては市長が適当と認めるもの

(3) 関係機関

市総務部危機管理課及びみよし広域連合消防本部

### (自主防災組織の基準)

第 3 条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織

イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、地域を分割し、又は統合して結成されたもの

(2) 別紙-2 に例示する組織編成、役割分担に基づいて活動する組織であること。

### (育成の方針)

第 4 条 関係機関は、自主防災組織の育成に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(結成の指導)

第 5 条 関係機関は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成するよう指導するものとする。

(結成の届出)

第 6 条 住民組織は、自主防災組織を結成したときは、三好市自主防災組織結成届(様式第 1 号)を、市長に提出するものとする。

(防災資機材の貸出)

第 7 条 市長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材については、事前に防災資機材貸出申請書(様式第 2 号)を市長に提出するものとし、別表に定めるところにより、貸出をすることとする。

(活動等の指導)

第 8 条 関係機関は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(訓練の実施)

第 9 条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、又は共催する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(変更の届出)

第 10 条 自主防災組織は、第 6 条の規定により、市長に届け出た内容等に変更が生じたときは、三好市自主防災組織変更届(様式第 3 号)を市長に提出するものとする。

(台帳の整備)

第 11 条 自主防災組織は、役員名簿(別紙-1)、組織図(別紙-2)、組織台帳(別紙-3)、資機材台帳(別紙-4)及び活動記録台帳(別紙-5)を備えておくものとする。

(委任等)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

年 月 日

三好市長 様

自主防災組織名： \_\_\_\_\_  
代表者職氏名： \_\_\_\_\_ 印

三好市自主防災組織結成届

自主防災組織を結成したので、次のとおり届けます。

1 名称	
2 自主防災組織 加入世帯数	世帯
3 結成年月日	年 月 日
4 添付書類	(1) 役員名簿等 (2) 組織図等 ※(1)(2)は各組織作成様式で可



## 防災資機材貸出申請書

年 月 日

三好市長 殿

自主防災組織名： \_\_\_\_\_

代表者職氏名： \_\_\_\_\_ 印

次のとおり防災資機材の貸出を申請します。

目 的			
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
返 却 日 時	年 月 日		
防 災 資 機 材 の名称及び数量	名 称	単 位	数 量
備 考			

別表(第7条関係)

区 分	防災資機材名
消 火 用 資 機 材	消火器（訓練用）
水 防 用 資 機 材	土のう袋
救出救護用資機材	のこぎり、一輪車、バール、ミツゴ、ジョレン、ソロ、スコップ（角・丸）、担架、

三好市長 様

自主防災組織名: \_\_\_\_\_  
代表者職氏名: \_\_\_\_\_ 印

三好市自主防災組織変更届

自主防災組織を変更したので、次のとおり届けます。

1 名称	
2 自主防災組織 加入世帯数	世帯
3 変更年月日	年 月 日
4 添付書類	(1) 役員名簿等 (2) 組織図等 ※(1)(2)は各組織作成様式で可

役員名簿

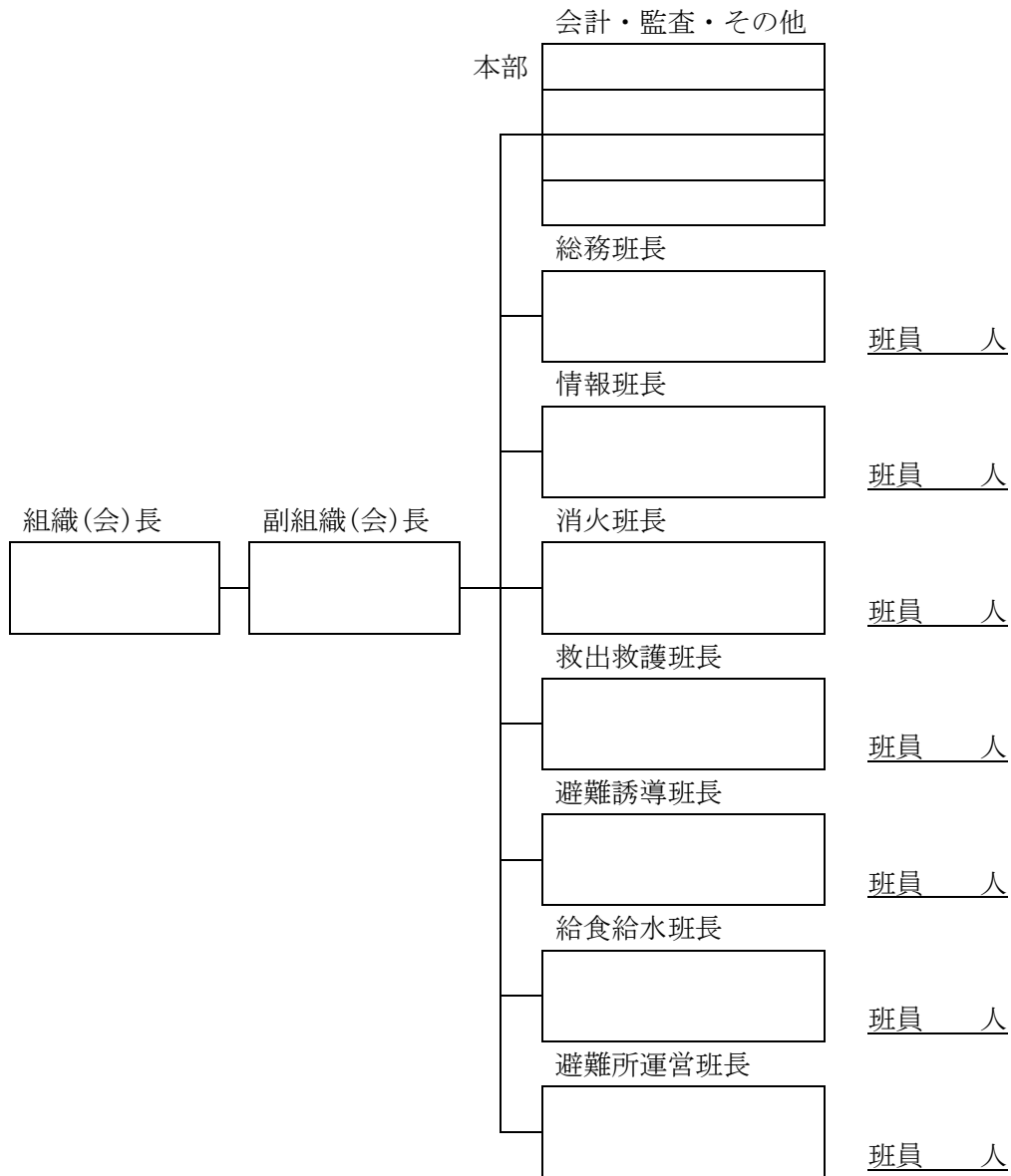
自主防災組織名 : \_\_\_\_\_

役職名	氏名	住所	年	月	日
			電話		

備考 この表は例示です。

組織図

自主防災組織名： \_\_\_\_\_



備考 この表は例示です。

# 組 織 台 帳

自治会名( )  
 組 織 名( )

年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所
年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所
年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所
年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所
年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所
年度	届出年月日	年 月 日	世帯数
	自治会長	氏名	住所
	組織(会)長	氏名	住所

備考 この表は例示です。

資機材台帳

自主防災組織名： \_\_\_\_\_

資機材名	整備年月日及び数量						
	・	・	・	・	・	・	・
市の助成を受けて整備したものの							
防災組織が整備したものの							

備考 この表は例示です。

活動記録台帳

自主防災組織名： \_\_\_\_\_

年月日 曜日	時間	災害活動の場所、種別、内容、使用資機 材等及び訓練等の場所、種別、内容等	参加人員
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名
年 月 日 曜日	: から : まで		大人 名 子供 名 計 名

備考 この表は例示です。



三好市△△町〇〇地区防災会規約

(設 置)

第1条 〇〇自治会内に在住する全ての住民が、相互扶助の精神に基づき安全で健康な生活を送り、もって健全な地域社会を築く事を目的とし、〇〇地区防災会(以下「本会」という。)を設置する。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集、伝達、避難誘導及び初期消火等の応急対策によること
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 福祉の向上に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第3条 本会は、〇〇地区自治会世帯をもって構成する。

(役 職)

第4条 本会に次の役員を置き、役員は自治会員等をもって充てる。

- (1) 会 長 〇名(当年度自治会長)
- (2) 副会長 〇名(うち当年度自治会役員より1名)
- (3) 班 長 〇名(当年度自治会組長)
- (4) 理 事 若干名

2 役員は、前項に掲げる自治会役員のほか、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は自治会役員と共に改選する。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、自治会総会と同時に開催し、役員会は、会長が随時招集する。

(経 費)

第6条 本会の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第7条 この規約に定めない事項については、役員会で別に定める。

付 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

三好市△△町○○地区防災会規約

(設 置)

第1条 ○○地区内に在住する全ての住民が、相互扶助の精神に基づき安全で健康な生活を送り、もって健全な地域社会を築く事を目的とし、○○地区防災会(以下「本会」という。)を設置する。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集、伝達、避難誘導及び初期消火等の応急対策によること
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 福祉の向上に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第3条 本会は、○○地区自治会世帯をもって構成する。

(役 職)

第4条 本会に次の役員を置き、役員は自治会員等をもって充てる。

- (1) 会 長 ○名(当年度地区会長)
  - (2) 副会長 ○名(当年度地区副会長及び前年度地区会長)
  - (3) 班 長 ○名(役員重複する時は地区会で決める)
- 2 役員は、前項に掲げる地区役員のほか、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は地区役員と共に改選する。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、地区総会と同時に開催し、役員会は、会長が随時招集する。

(経 費)

第6条 本会の運営に関する経費は、地区会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第7条 この規約に定めない事項については、役員会で別に定める。

付 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 地域に密着した自主防災組織で「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」

南海地震の発生確率は、今後30年の間に50%といわれています。

地震などの大災害が起こった場合、被害が非常に広範囲に及ぶため地域の防災関係機関による防災・救助活動だけでは十分に対応できない事態も想定されます。

そのときに備えて住民一人ひとりが高い防災意識を持って、自分たちのまちを守ることが重要になってきます。しかし、個人がバラバラに活動していたのでは、地域全体を災害から守ることはできません。

そこで、地域の安全を効率的に守るため、地元の消防団等と連携しながら防災・救助活動を行う必要があります。いつ襲ってくるかわからない「その時」に備えて自主防災組織を結成し、訓練などに積極的に参加し、「災害に強いまちづくり」に取り組みましょう。

### 自主防災組織の平時の活動

#### ◆防災知識の普及・啓発

防災訓練や講習会を通じて、正しい防災知識を身につけるとともに地域住民に伝える

#### ◆地域内の防災環境の確認

災害時、地域内に被害の発生・拡大につながる原因がないか、また一人暮らしの高齢者など援助を必要としている人がいないかなどの確認を行う

#### ◆家庭の安全点検

各家庭の災害時の安全対策を点検する

#### ◆防災訓練の実施

災害に備えて、消火器の使用方法など、防災活動に必要な知識や技術を習得する

### 自主防災組織の災害時の活動

#### ◆初期消化

消火器、水バケツなどによる消化活動

#### ◆情報収集・伝達

市や消防署など行政機関からの災害情報及び指示を住民に素早く伝達する

#### ◆避難誘導

安全な避難経路を確保し、すべての住民を避難場所へ迅速かつ安全に誘導する

#### ◆救出・救護

負傷者の救出および応急手当、救護所への搬送など

#### ◆避難所の管理・運営

飲料水や食料の効率的な受け入れ・確保、炊き出しなど

※ 三好市では自主防災組織設立の支援を行っております。 詳しくは右記までお問い合わせください	・三好市 危機管理課 TEL 72-7625 ・三野 総合支所 TEL 77-2311 ・井川 総合支所 TEL 78-5001 ・山城 総合支所 TEL 86-1111 ・西祖谷総合支所 TEL 87-2211 ・東祖谷総合支所 TEL 88-2211
--	--

## 1 5 . 災害対策基本法

# 災害対策基本法

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四一号

## 第一章 総則（第一条—第十条）

## 第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議（第十一条—第十三条）

第二節 地方防災会議（第十四条—第二十三条の二）

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部（第二十四条—第二十八条の六）

第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条—第三十三条）

## 第三章 防災計画（第三十四条—第四十五条）

## 第四章 災害予防（第四十六条—第四十九条の二）

## 第五章 災害応急対策

第一節 通則（第五十条—第五十三条）

第二節 警報の伝達等（第五十四条—第五十七条）

第三節 事前措置及び避難（第五十八条—第六十一条）

第四節 応急措置等（第六十二条—第八十六条）

第五節 広域一時滞在（第八十六条の二—第八十六条の六）

第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の七—第八十六条の九）

## 第六章 災害復旧（第八十七条—第九十条）

## 第七章 財政金融措置（第九十一条—第一百四条）

## 第八章 災害緊急事態（第一百五条—第一百九条の二）

## 第九章 雑則（第一百条—第一百十二条）

## 第十章 罰則（第一百三一条—第一百七条）

## 附則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
- ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
- ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
- ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの  
（国の責務）

**第三条** 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

**第四条** 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

**第五条** 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

**第五条の二** 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

**第六条** 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。



(住民等の責務)

**第七条** 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

**第八条** 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十五 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項

十七 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十八 防災思想の普及に関する事項

3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

(政府の措置及び国会に対する報告)

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

2 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。

(他の法律との関係)

**第十条** 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 第二章 防災に関する組織

### 第一節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

**第十一条** 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

四 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。)がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

五 防災担当大臣が命を受けて掌理する事務に係る前号の重要事項に関し、当該防災担当大臣に意見を述べること。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 前項第四号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

- 三 非常災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱
- 四 災害緊急事態の布告
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項  
(中央防災会議の組織)

**第十二条** 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 防災担当大臣
- 二 防災担当大臣以外の国务大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国务大臣を除く。）若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
(関係行政機関等に対する協力要求等)

**第十三条** 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

## 第二節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

**第十四条** 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(都道府県防災会議の組織)

**第十五条** 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。  
(市町村防災会議)

**第十六条** 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

**第十七条** 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

**第十八条** 削除

**第十九条** 削除

（政令への委任）

**第二十条** 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

**第二十一条** 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

**第二十二條** 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

**第二十三條** 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

**第二十三条の二** 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

### **第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部**

(非常災害対策本部の設置)

**第二十四条** 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

- 2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(非常災害対策本部の組織)

**第二十五条** 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。

- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

- 4 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定により非常災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
- 8 前条第二項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 9 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 10 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

（非常災害対策本部の所掌事務）

**第二十六条** 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

**第二十七条** 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。



- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部長の権限)

**第二十八条** 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 5 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部の設置)

**第二十八条の二** 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

- 2 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部の組織)

**第二十八条の三** 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。

- 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣
  - 二 内閣危機管理監
  - 三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十五条第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(緊急災害対策本部の所掌事務)

**第二十八条の四** 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務  
(指定行政機関の長の権限の委任)

**第二十八条の五** 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部長の権限)

**第二十八条の六** 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

#### 第四節 災害時における職員の派遣

(職員の派遣の要請)

**第二十九条** 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関

の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

**第三十条** 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

**第三十一条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

**第三十二条** 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に関する資料の提出等）

**第三十三条** 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定

期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

### 第三章 防災計画

(防災基本計画の作成及び公表等)

**第三十四条** 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

**第三十五条** 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
  - 一 国土の現況及び気象の概況
  - 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
  - 三 防災業務に従事する人員の状況
  - 四 防災上必要な物資の需給の状況
  - 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
  - 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

**第三十六条** 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

**第三十七条** 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
- 2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

(他の法令に基づく計画との関係)

**第三十八条** 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項 に規定する国土形成計画
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項 に規定する全国森林計画及び同条第五項 に規定する森林整備保全事業計画
- 三 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項 に規定する災害防除に関する事業計画
- 四 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画
- 五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する首都圏整備計画
- 六 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項 に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画
- 七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二条第二項 に規定する災害防除事業五箇年計画
- 八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第一項 に規定する豪雪地帯対策基本計画
- 九 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第二項 に規定する近畿圏整備計画
- 十 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第二項 に規定する中部圏開発整備計画
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第四十三条の五第一項 に規定する排出油等の防除に関する計画
- 十二 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項 に規定する社会資本整備重点計画
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画  
(指定公共機関の防災業務計画)

**第三十九条** 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県地域防災計画)

**第四十条** 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

**第四十一条** 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項及び第四項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条第一項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画  
（市町村地域防災計画）

**第四十二条** 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

**2** 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画



- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県相互間地域防災計画)

**第四十三条** 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(市町村相互間地域防災計画)

**第四十四条** 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

**第四十五条** 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議

会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

- 2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 第四章 災害予防

(災害予防及びその実施責任)

**第四十六条** 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

**第四十七条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する

情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

**第四十七条の二** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

**第四十八条** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

**第四十九条** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

**第四十九条の二** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の

実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 災害応急対策

### 第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

**第五十条** 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - 八 緊急輸送の確保に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

**第五十一条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2** 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3** 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(防災信号)

**第五十二条** 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

- 2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。  
(被害状況等の報告)

**第五十三条** 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

## 第二節 警報の伝達等

(発見者の通報義務等)

**第五十四条** 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)

**第五十五条** 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

**第五十六条** 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(通信設備の優先利用等)

**第五十七条** 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

### 第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

**第五十八条** 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

**第五十九条** 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

**第六十条** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

**第六十一条** 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

#### 第四節 応急措置等

（市町村の応急措置）

**第六十二条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

**第六十三条** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（応急公用負担等）

**第六十四条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物



- 等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
  - 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
  - 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
  - 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
  - 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
  - 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
  - 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
  - 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

**第六十五条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(災害時における漂流物等の処理の特例)

**第六十六条** 災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

**第六十七条** 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

**第六十八条** 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

**第六十八条の二** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条 に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における事務の委託の手続の特例)

**第六十九条** 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四 及び第二百五十二条の十五 の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県の応急措置)

**第七十条** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(都道府県知事の従事命令等)

**第七十一条** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四条 から第二十七条 までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若し

くは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事の指示等)

**第七十二条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事による応急措置の代行)

**第七十三条** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

**第七十四条** 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

**第七十四条の二** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（災害時における事務の委託のの特例）

**第七十五条** 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(災害時における交通の規制等)

**第七十六条** 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条及び第七十六条の三において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

**第七十六条の二** 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

**第七十六条の三** 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める

ときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

**第七十六条の四** 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（指定行政機関の長等の応急措置）

**第七十七条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

(指定行政機関の長等の収用等)

**第七十八条** 災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

(通信設備の優先使用権)

**第七十九条** 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

**第八十条** 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。



(公用令書の交付)

**第八十一条** 第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 当該処分の根拠となつた法律の規定

三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

**第八十二条** 国又は地方公共団体は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(立入りの要件)

**第八十三条** 第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

**第八十四条** 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、

当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

**第八十五条** 国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

- 2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

**第八十六条** 国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

- 2 地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

## 第五節 広域一時滞在

(広域一時滞在の協議等)

**第八十六条の二** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供

するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

- 4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

**第八十六条の三** 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

- 6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

**第八十六条の四** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の二第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

**第八十六条の五** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の三第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一项中「第一項」とあるのは「第八十六条の五前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する第十一项」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

**第八十六条の六** 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

#### 第六節 物資等の供給及び運送

（物資又は資材の供給の要請等）

**第八十六条の七** 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついと

まがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

**第八十六条の八** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

**第八十六条の九** 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

## 第六章 災害復旧

(災害復旧の実施責任)

**第八十七条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(災害復旧事業費の決定)

**第八十八条** 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

(防災会議への報告)

**第八十九条** 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(国の負担金又は補助金の早期交付等)

**第九十条** 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

## 第七章 財政金融措置

(災害予防等に要する費用の負担)

**第九十一条** 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

**第九十二条** 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

**第九十三条** 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

**第九十四条** 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

**第九十五条** 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公

共同体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

**第九十六条** 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

**第九十七条** 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

**第九十八条** 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

**第九十九条** 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準
- 二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助
- 三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

(災害に対処するための国の財政上の措置)

**第一百条** 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)

**第一百一条** 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)

**第一百二条** 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。



一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置)

**第百三条** 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

(災害融資)

**第百四条** 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。

## 第八章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

**第百五条** 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

(国会の承認及び布告の廃止)

**第百六条** 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その布告を発したことについて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

**第七百七条** 内閣総理大臣は、第二百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、当該災害緊急事態の布告に係る地域を所管区域とする緊急災害対策本部を設置するものとする。

**第七百八条** 削除

(緊急措置)

**第七百九条** 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
- 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
- 三 金銭債務の支払（貸金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長
- 2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。
- 3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。
- 4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。
- 5 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定さ

れたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。

- 6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会を終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。
- 7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- 8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

**第百九条の二** 災害緊急事態に際し法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

## 第九章 雑則

(特別区についてのこの法律の適用)

**第百十条** この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(防災功労者表彰)

**第百十一条** 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(政令への委任)

**第百十二条** この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第十章 罰則

(罰則)

**第百十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項の規定による都道府県知事（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。）の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつた者
- 二 第七十八条第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。）の保管命令に従わなかつた者

**第百十四条** 第七十六条第一項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

**第百十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）、第七十八条第二項（第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。）又は第七十八条第三項（第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第百十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によつて定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者
- 二 第六十三条第一項の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

**第百十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十三条又は第百十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 （昭和三七年四月四日法律第六八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

**附 則 （昭和三七年四月五日法律第七三号） 抄**

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 （昭和三七年五月八日法律第一〇九号） 抄**

- 1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 （昭和四三年五月一七日法律第五一号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （昭和四四年六月三日法律第三八号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

**附 則 （昭和四八年七月二四日法律第六一号） 抄**

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 （昭和四九年六月一日法律第七一号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十一条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

**附 則 （昭和五一年六月一日法律第四七号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五三年四月二六日法律第二九号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年六月一五日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五五年五月二八日法律第六三号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和五九年八月一〇日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第二十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (昭和六十一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第四十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (昭和六十一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年六月二八日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、平成元年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成七年六月一六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成七年一二月八日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第四十八条、第五十三条、第六十条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条の三、第八十二条及び

第八十四条の改正規定、同法第百十三条の改正規定（「五万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、同法第百十四条の改正規定、同法第百十五条の改正規定（「三万円」を「二十万円」に改める部分に限る。）並びに同法第百十六条の改正規定、第二条中大規模地震対策特別措置法第二十六条の改正規定、同法第三十六条の改正規定（「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十八条の改正規定（「十万円」を「二十万円」に改める部分に限る。）及び同法第三十九条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成九年六月二〇日法律第九八号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成一一年五月二八日法律第五四号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十一条** 施行日前に第六十六条の規定による改正前の災害対策基本法（以下この条において「旧災害対策基本法」という。）第十六条第三項の規定によりされた承認又はこの法律の



施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第六十六条の規定による改正後の災害対策基本法（以下この条において「新災害対策基本法」という。）第十六条第四項の規定により市町村防災会議を設置しないことについてされた協議又は当該協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧災害対策基本法第四十三条第一項の規定により作成された指定地域都道府県防災計画若しくは旧災害対策基本法第四十四条第一項の規定により作成された指定地域市町村防災計画又はこの法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十三条第三項において準用する旧災害対策基本法第四十条第三項若しくは旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する旧災害対策基本法第四十二条第三項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害対策基本法第四十三条第一項の規定により作成された都道府県相互間地域防災計画若しくは新災害対策基本法第四十四条第一項の規定により作成された市町村相互間地域防災計画又は新災害対策基本法第四十三条第三項において準用する新災害対策基本法第四十条第三項若しくは新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する新災害対策基本法第四十二条第三項の規定によりされた協議の申出とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第七十一条第二項の規定により都道府県知事の権限の一部を委任されて市町村長が行っている事務は、新災害対策基本法第七十一条第二項の規定により市町村長が行うこととされた事務とみなす。

（国等の事務）

**第百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
(手数料に関する経過措置)

**第六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

**第六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。  
(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第二百五十二条** 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

**第三条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成十一年一月二二日法律第二二〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則**（平成十二年五月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十二年五月三十一日法律第九九号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年七月一九日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年七月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

**第三十八条** 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第三十九条** この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成十五年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一五年五月三〇日法律第五三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条から第六条までの改正規定並びに附則第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第百六条、第百七条、第百十二条の二、第百十七条の三、第百十七条の四及び第百十九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則** (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下

「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則 (平成一七年三月三〇日法律第七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄**

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**第二十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第百十七条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に

限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九十五条第二項、第九十六条第一項及び第二項、第九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定 公布の日
- 二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第九十九条、第九十九条の二、第一百条、第二百一条、第二百三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則 (平成一八年六月一四日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第九条の六、第五十五条の二及び第六十一条の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定（「油濁防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く。）及び同条第八項の改正規定（「に立ち入り、」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。）並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日

**附 則 （平成一八年一二月二二日法律第一一八号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 （平成一九年三月三十一日法律第二一号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 （平成二二年一二月三日法律第六五号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則 （平成二三年五月二日法律第三七号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第二十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）



**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

**第十一条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法（次項において「旧災害対策基本法」という。）第十六条第四項の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法（次項において「新災害対策基本法」という。）第十六条第四項の規定によりされた報告とみなす。

**2** この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十二条第三項（旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、新災害対策基本法第四十二条第三項（新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

**1** この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二四年六月二七日法律第四一号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第八条** この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。